内閣府食品安全委員会事務局
平成22年度食品安全確保総合調査報告書

海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査

報告書

平成 23 年 1 月

株式会社三菱総合研究所

目次

1. 調査の概要 1

1.1 調査の目的 1

1.2 調査概要 1

1.3 結果概要 5
1.3.1 海外の主要なリスク評価機関等を対象とする情報の収集・整理等 5
1.3.2 国内の主な機関等を対象とする情報の収集・整理等 17

1.4 調査結果 38
1.4.1 海外の主要なリスク評価機関等を対象とする情報の収集・整理等 38
①機関の構成
②機関の構成員
③リスク評価における透明性の確保状況
④利益相反に係る規定
1.4.2 国内の主な機関等を対象とする情報の収集・整理等 53
①審議会及び研究機関等
②学会及び大学

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

利益相反（conflict of interest）とは、評価や研究に携わる専門家が、民間企業等から利益を受けることで評価にバイアスがかかるかもしれないと一般人から懸念が表明されかねない事態などをいう。

本調査では、海外や国内の諸機関における利益相反に係る規定や具体的な取扱いを収集し、利益相反を回避するための条件、利益相反の発見方法、利益相反が生じたときの対応等に関する情報を取りまとめ、各事項が一覧性をもって容易に比較できる形で整理することを目的とする。

1.2 調査概要

① 機関の構成

収集・翻訳・整理する情報	参　考
機関の設置根拠	登記や法令など明文規定の全文（日本語による正確な翻訳文を対訳として添付。特に、shall、should、must、may 等の違いにも注意して翻訳すること。）引用がある場合は、引用先についても同様。
機関の組織・構成図（＊）	機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること
リスク管理機関との関係（＊）	別組織か、同一組織か、独立性があるかないか、上位機関を介して実はつながっているのか等
各部門が担当する業務（＊）	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。
各部門の人数	
最近の機関構成の見直し年月日	
最近見直した内容	

② 機関の構成員

収集・翻訳・整理する情報	参　考
各部門長の氏名・専門分野	
利益相反を管理している部門に所属する人	専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など

リスク評価を行う立場の者に消費者の利益代表が含まれているか	

③　リスク評価における透明性の確保状況

収集・翻訳・整理する情報	参　考
審議の公開（＊）	審議を実施する事や日時を事前に広報しているか、事前申し込み制か自由に参加できるのか、傍聴制限の有無、マスコミには公開されているか、TV カメラの取材が入れるか、実際に傍聴に来ている人がいるか（形式的な公開に留まっていることはないか）など
評価プロセスや議事録の公開（＊）	議事録は公開されているか、公開されているとすればそれは全文か抜粋か、審議に参加した専門家の氏名や専門は公開されているか
評価結果の公開の有無（＊）	評価結果を知るために申請をしなければならない方式なのか、それとも HP 上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か、結果だけの公開か、それとも結果を導いた根拠も併せて公開されているのか
評価根拠データの公表（＊）	審議に使用したものを全部公開しているか、それとも一部か、一部（や非公開）の場合は、その判断のための定めはあるか、その定めは公開されているか
審議結果を得る前に行うパブリックコメント（＊）	意見・情報の募集期間、募集方法、意見・情報を提出する方法（使用言語；メール、FAX、郵送等）、パブリックコメントを行わない場合はその理由、出された意見への回答方法、全ての意見に回答しているか

④　利益相反に係る規定

収集・翻訳・整理する情報	参　考
機関や機関の上部組織が有する規定の全文（＊）	日本語による正確な翻訳文を対訳として添付すること。特に、shall、should、must、may 等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は引用先についても同様。
その機関が採用している利益相反	

の定義（＊）	
規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（＊）	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。
規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（＊）	公開している場合は、どのように公開しているか。HP 上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
規定を策定した契機・理由・背景	
利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（＊）	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など
利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（＊）	
利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（＊）	
利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（＊）	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど
利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（＊）	リスク評価に携わる専門家を任命する前か任命後か、その専門家が担当する評価案件の審議の度ごとか、など
利益相反があった場合、その部門や者への措置（＊）	審議から排除されるのか、そもそも審議に加わる専門家として任じられないのか、審議を行っている部屋からの退室で済むのか、特段の事情がある場合の審議への参加が可能かどうか、利益相反があると判断された場合はいつまでその判断が有効なのか、利益相反があると判断された場合にこの判断を解除するための要件はあるか、あるとすれば何か
実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	
利益相反があるかどうかを判断す	

る特別なパネルなどを設けているか。ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルとリスク評価機関の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）（＊）	
分野の第一人者を起用する場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（＊）	当人を審議から外しているのか、それとも別規定で審議に関与できるようにしているのか、それとも規定はないが運用で審議への関与を確保しているのか。審議から外す場合や、審議に関与できるようにしている場合は、どのような規定（規定全文及びその邦訳）か。分野の第一人者を外している場合はリスク評価の審議の質が低下するが、何か対策を講じているか。
利益相反のため専門家の審議参加を拒んだ場合、そのことを議事録などで公開しているか	議事録か参加者名簿かなど
利益相反の対象となった事案を公表しているか	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか
規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（＊）	
規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	

1.3 結果概要

1.3.1 海外の主要なリスク評価機関等を対象とする情報の収集・整理等

(1) 海外調査結果

(a) 調査対象

本調査では、以下の 15 組織を対象として調査を実施した。

表 1-1 調査対象組織

	国等	組織
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）
13	国際機関	世界保健機関（WHO）
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）

(b) 各機関における利益相反規定の特徴

ｱ. 利益相反の公開状況

- 調査対象とした全ての機関で、HP にて公開されている。（コーデックスはリスク評価を実施していないため、対象外）

ｲ. 利益相反の定義

- 「客観性や中立性が疑問視される場合」という記載にて利益相反を定義している機関が多い。
- 定義としての明示的な記載がない機関であっても、当該機関の職員や外部専門委

員に課せられた一般原則で利益相反に触れられていることが多い（EFSA, FSA, FSANZ, FAO,WHO など）。

-

ｳ. 利益相反と判断される場合の条件

- 金銭的及び非金銭的な利害関係に大別される。
- 金銭的な利害関係としては、研究資金の享受、株式の保有、コンサルティング業務の実績、特定企業の依頼による講演（有償）などが挙げられている。
  - ただし、一定の基準額を設けている機関もある。（例：FDA 諮問委員会、2 万 5,000 ドル以下の報酬等は利益相反の対象外）
- 非金銭的な利害関係としては、職務において知り得た情報の利用などが挙げられている（例：ヘルスカナダ）。
- 特に基準は設けず、ケースバイケースで判断している機関も存在する。（例：BfR, FAO, WHO）

ｴ. 利益相反があった場合、その部門や者への措置

- 当該機関の職員の場合、利益相反関係を維持しながらの服務の禁止や、利益相反関係の解消、配置換えなどの措置が行われている。（例：EPA, FSANZ）
- 外部専門家などの委員の場合、委員のポストから外れる（または選出されない）ケースと、利益相反があると考えられるレビューのみから外れるケースとがある。

ｵ. 利益相反にあたるかどうかを判断する手続きの流れ

- 外部専門家から提出される利益関係の申告書に基づき、所定の部門または担当者が審査を行っている。
- 利益相反があると思われる場合、詳細調査の実施や上部組織や法務・倫理に関する部局への相談が行われることがある。

ｶ. 利益相反を見つけようとするタイミングやその部門、手法

- 評価メンバーの選出時や個別審議ごと、定期的（年に一度など）に確認が行われている。
- これらのタイミングは機関により異なるが、審議ごとに確認を行っている機関が多い。
- 利益相反を検討する部署を設置している機関がある（例：FDA, ANSES）。また、倫理担当の職員や委員会委員長、科学パネル設置部署の長、委員会運営事務局などが担当しているケースもある。
- 自己申告による申告書に基づきチェックを行っている。

(c) 各機関における利益相反規定の概要

各機関における利益相反規定に基づき、表 1-2 に、機関毎にその概要を整理した。食品安全委員会における今後の検討に資する内容であるとして整理を行った項目は下記のとおりである。

- 分類（地域）
- 機関の名称
- 規定の名称
- 規定について（規定が初めて策定された年月日・改定の経緯等、規定を公開しているか、公開してない場合はその理由）
- 利益相反の定義
- 利益相反と判断される場合の条件
- 利益相反があった場合、その部門や者への措置
- 利益相反にあたるかどうかを判断する手続きフロー
- 利益相反を見つけるタイミング
- 利益相反を見つけ出す部門
- 利益相反を有する恐れのある部門や者を見つける手法

表 1-2　海外調査結果概要（1/9）

#	分類（地域）	名称	規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて策定された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	・Procedure for Review and Clearance of Clinical Research Protoocols ・A GUIDE TO PREVENTING FINANCIAL AND NON-FINANCIAL CONFLICTS OF INTEREST IN HUMAN SUBJECTS RESEARCH AT NIH（NIHにおける臨床試験での金銭的及び非金銭的な利益相反を防ぐためのガイド）	発行：2008年3月	HP上で公開している。	「NIHにおける臨床試験での金銭的及び非金銭的な利益相反を防ぐためのガイド」で、「すべての臨床研究者には、臨床試験の被験者の健康を保護するための情報を入手するという主要目的がある。一方で、収入を得たり、家族を養う、といった個人的および二次的目的が臨床研究者の判断を鈍らせ、その主要目的と二次的目的に利害関係が生じることを利益相反と呼ぶ。」と定義している。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	STANDARDS OF CONDUCT AND CONFLICTS OF INTEREST（行動規範及び利益相反）	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	HP上で公開している。	FDAの職員が諮問委員会のミーティングに参加する場合、当該職員に関する利益相反は、政府がその職員の業務遂行に対して当然予期するレベルの誠実性 に影響する可能性があるとみなされるほど重大な金銭的利害関係
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：CFSAN	STANDARDS OF CONDUCT AND CONFLICTS OF INTEREST（行動規範及び利益相反）	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	HP上で公開している。	FDAの職員が諮問委員会のミーティングに参加する場合、当該職員に関する利益相反は、政府がその職員の業務遂行に対して当然予期するレベルの誠実性 に影響する可能性があるとみなされるほど重大な金銭的利害関係
4	北米（米国）	米国環境保護庁（EPA）・NCEA	・U.S. Environmental Protection Agency Peer Review Handbook（EPAで行われるピアレビューのメンバーに対する規定） ・NCEA Policy and Procedures for Conducting IRIS Peer Reviews（NCEAのIRIS（総合リスク情報システム）評価における外部ピアレビューのメンバーに対する規定）	2009年7月30日	HP上で公開している。	他者・他機関との関係や活動により、ある人物がIRISによる人体健康評価の草案レビューにおいて公平な意見を提示することが出来ない、もしくは出来ないと見なされたり、当該人物のピアレビュー活動における客観性が損なわれる、もしくは損なわれる可能性がある状況（NCEA Policy and Procedures for Conducting IRIS Peer Reviews）
5	北米（米国）	米国環境保護庁（EPA）・OPP	・U.S. Environmental Protection Agency Peer Review Handbook（EPAで行われるピアレビューのメンバーに対する規定） ・INFORMATION ON THE PANEL FORMATION PROCESS FOR THE EPA FIFRA SCIENTIFIC ADVISORY PANEL（「FIFRA SAP結成に関する情報」、SRB（科学的評価委員会）メンバーに対する利益相反）	2004年9月16日	HP上で公開している。	特別職員を含めた連邦政府職員が、当該職員もしくはその配偶者、扶養家族、ジェネラルパートナー（無限責任を負う共同経営者）、雇用者や理事会メンバーとして関与している、もしくは雇用契約を交渉中である組織が金銭的利益を持つような政府業務（諮問を含む）に、金銭的利益関係の存在を認識しながら参加した場合（18 U.S.C. Section 208など、連邦職員に対する利益相反規定を引用）

#	分類（地域）	名称	規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて策定された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）・HPFB	・Values and Ethics Code for the Public Service（「公務に関する価値観と倫理規範」、連邦政府の利益相反規定、リスク評価を実施する職員を含めた全職員が対象） ・Guidance on Advisory Bodies（「諮問委員会向けガイダンス」、外部評価委員会が対象）	・2007年（公務に関する価値観と倫理規範、諮問委員会ガイダンス）	HP上で公開している。	「公務に関する価値観と倫理規範」では、公務員の個人的利益関係と公務が相反する事態が生じる可能性をことが求められているが、利益相反の定義は記載されていない。ただし、公務員には利益相反に関する一般原則が課せられており、詳細は本文参照。
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	・EFSA policy on declarations of interests ・Guidance document on declarations of interest ・Procedure for identifying and handling potential conflicts of interest（「潜在的利益相反を特定・対応するための手順」、リスク評価を実施する科学パネルメンバー対象）	2009年9月	HP上で公開している。	利益相反の定義は明確でない。ただし、科学パネルメンバーが宣言する必要がある利益関係、利益相反が定められている。詳細は本文参照。
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	Verwaltungsverfahrensgesetz（業務手続法）のセクション21「偏見の恐れ」	1976年5月25日	HP上で公開している。	業務手続法セクション21では、リスク評価を実施するBfR職員を含めたドイツにおける全ての公務員は、利益相反など公務遂行において偏見が生じる恐れのある活動への参加が禁止されているが、何をもってして「利益相反」、もしくは「偏見が生じる」と判断するかに関する基準は定められていない。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES） ※仏食品安全庁（AFFSA）及び仏環境労働安全庁（AFSSET）が2010年1月に統合	・Good Practices of Risk Assessment（リスク評価グッドプラクティス、ANSES職員と外部専門家対象） ・Guide on Professional Code of Ethics（職業倫理ガイド、ANSES職員と外部専門家対象）	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	フランス語で一般公開されている。	ANSESと業務的に協力することのある個人及びANSES内の委員会及び審議会に貢献する立場にある個人は、直接的及び間接的に利害関係を持つこととなる事柄に携わってはならない。また、これらの個人は守秘義務を保持し、思慮深く活動するよう義務づけられている。
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	・CODE OF CONDUCT FOR MEMBERS OF THE FOOD STANDARDS AGENCY ・CODE OF PRACTICE FOR MEMBERS（「メンバーに対する行動規範」、リスク評価を行う外部専門家委員会の1つであるACMSF）	1997年（FSA設立時）	「メンバーに対する行動規範」はHP上で公開されている。	「メンバーに対する行動規範（CODE OF PRACTICE FOR MEMBERS）」では、利益相反は明確には定義されていないが、利益相反については、「メンバーは、公的義務を果たす際に、個人的な利益関係によって影響を受ける、もしくは受けていると見なされる危険を避けなければならない」と説明されている 。
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	・FSANZ Act of 1991(理事会メンバーが対象） ・Guidelines for the Selection of Members for FSANZ Scientific and Expert Advisory Groups （ 科学・専門家諮問委員の選出にあたってのガイドライン）	・理事会メンバーの利益相反規定：『FSANZ Act of 1991』の発効と同時 ・諮問委員選出のガイドライン：2008年11月	HP上で公開している。	FSANZには利益相反の定義は存在しない。

#	分類 (地域)	名称	規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて策定された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
12	国際機関	国際食糧農業機関 (FAO) : AGNS	・Staff Regulations 301.1.10 and 301.1.11 (FAO) ・REGULATIONS FOR EXPERT ADVISORY PANELS AND COMMITTEES ・FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition(「食品安全と栄養に関する科学諮問」) (JECFA及びJEMRAなどの外部評価委員対象、前者が利益相反に関する原則を示し、後者が具体的な手続きを説明している)	・2002年(Regulations For Expert Advisory Panels And Committees) ・2007年(FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition)	HP上で公開している。	JECFAやJEMRAなどの外部評価委員会に対する利益相反の規定では、利益相反は厳密には定義されていない。ただし、FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み(FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition)では、「利益相反は必ずしもその利益関係が専門家に影響を及ぼすとは限らず、専門家の客観性や中立性が第三者から疑問視されるケースも含まれる」とされている 。
13	国際機関	世界保健機関(WHO)	・REGULATIONS FOR EXPERT ADVISORY PANELS AND COMMITTEES ・FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition(「食品安全と栄養に関する科学諮問」) (JECFA及びJEMRAなどの外部評価委員対象、前者が利益相反に関する原則を示し、後者が具体的な手続きを説明している)	2007年(FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition)	HP上で公開している。	JECFAやJEMRAなどの外部評価委員会に対する利益相反の規定では、利益相反は厳密には定義されていない。ただし、FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み(FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition)では、「利益相反は必ずしもその利益関係が専門家に影響を及ぼすとは限らず、専門家の客観性や中立性が第三者から疑問視されるケースも含まれる」とされている 。
14	国際機関	コーデックス (Codex/CAC)	― (CACではリスク評価は実施しない)	― (CACではリスク評価は実施しない)	― (CACではリスク評価は実施しない)	― (CACではリスク評価は実施しない)
15	国際機関	経済協力開発機構 (OECD)	・CODE OF CONDUCT FOR MAINTAINING, ETC. THE INTEGRITY OF PUBLIC OFFICIALS(「公務職員の品位を維持するための行動規範」) ・Investigating Research Misconduct Allegations in International Collaborative Research Projects(「国際合同研究計画における不正行為調査」、OECDの研究員が利益相反を含めた不正行為を避けるためのガイド) ・OECD Guidelines for Managing Conflict of Interest in the Public Service(「公務における利益相反の管理に関するOECDガイドライン」、各OECD加盟国に対する利益相反規定に関する提言をまとめたガイドライン)	2003年2月18日(公務職員の品位を維持するための行動規範)	HP上で公開している。	「公務職員の品位を維持するための行動規範」には、利益相反の定義は記載されていないが、職員に定められている要件が存在する。詳細は本文参照。

#	名称	利益相反と判断される場合の条件	利益相反があった場合、その部門や者への措置	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー※詳細な内容は別紙
1	国立衛生研究所（NIH）	「NIHにおける臨床試験での金銭的および非金銭的な利益相反を防ぐためのガイド」: IRBメンバーを務めるNIH職員およびデータ安全監視委員会（Data Safety and Monitoring Board: DSMB）のメンバーを含めたNIH職員全員に適用。 利益相反は「金銭的利益相反」と「非金銭的利益相反」に大別される。	IRBでは、利益相反が確認されたメンバーは、他のメンバーからの要請に応じて情報提供を行う以外は審議に参加することができない。一方、NICHDのIRBは、リスク評価ごとにメンバーが選出されているため、利益相反を有するとみなされた研究者は当該リスク評価のメンバーには選ばれず、審議にも参加できない。	臨床試験実施計画の評価を行う前に、IRB委員長がメンバーに対して、利益相反の有無を口頭で確認している。また、NIICHDのIRBでは、IRBの運営を補佐する職員がIRBメンバー候補者の履歴書を確認している。
2	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	①委員会の審議の内容や結論によって、委員の金銭的利害が影響を受けるかどうか。 ②委員会の審議の結論によって、その委員に（研究予算などの）資金を出している組織がその後も資金を出し続ける能力や意向に影響するかどうか。 ③外部専門化が特定の企業又はその競合企業から金銭を受け取っている場合。利益相反に該当する可能性のあるケースとして次が挙げられる。株式の保有／コンサルティング業務／法廷での専門家証人の経験／特定企業から依頼で実施した講演（有償）／特定企業からの助成金。ただし、一般的に、保有する株式の総額あるいはコンサルティングフィーが2万5,000ドル以下の場合は利益相反に当たるとは考えられていない。	利益相反がある場合、専門家が会合へ出席することは認められていない。	承認を申請している企業とその競合企業のリストを専門家が入手し、リスト上の組織との金銭的な関係の有無をを確認する。これに基づき専門化が作成した書類を、FDAの職員による利益相反検討グループ内で検討する。この結果は倫理職員に送られ、その後、情報を諮問委員会監督・管理担当職員（Advisory Committee Oversight and Management Staff）、更にFDA副局長に送っている。これらの職員が利益相反があるかを判断しているが、必要に応じ、FDAの弁護士にも情報が送られる。
3	米国食品医薬品庁（FDA）：CFSAN	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	承認を申請している企業とその競合企業のリストを専門家が入手し、リスト上の組織との金銭的な関係の有無をを確認する。これに基づき専門家が作成した書類を、FDAの職員による利益相反検討グループ内で検討する。この結果は倫理職員に送られ、その後、情報を諮問委員会監督・管理担当職員（Advisory Committee Oversight and Management Staff）、更にFDA副局長に送っている。これらの職員が利益相反があるかを判断しているが、必要に応じ、FDAの弁護士にも情報が送られる。
4	米国環境保護庁（EPA）・NCEA	業務受託業者及び専門家の両方に適用。外部専門化に対する利益相反を判断するための基準は明示されていないが、情報提供を求めている項目が記載されている。詳細な内容は本文参照。	外部ピアレビューメンバーにおける利益相反、もしくは利益相反の可能性が確認された場合、対応はコントラクターに委ねられているが、ピアレビューの前に利益相反が確認された場合は、当該専門家はピアレビューのメンバーから外されることが多い。	IRIS評価では、外部ピアレビューを行う外部専門家の利益相反の有無は、当該ピアレビューの運営を請け負ったコントラクターが判断することになっている。コントラクターによる利益相反の確認及びEPAの関与手順は本文参照。
5	米国環境保護庁（EPA）・OPP	FIFRA SAP（連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法　科学諮問パネル）に結成に関する情報は、SRB（科学的評価委員会）メンバーを対象として作成されている。しかし、その規定の多くはFIFRA SAPメンバーにも適用されている。条件の詳細は本文に参照。	連邦政府職員が、金銭的利益関係の存在を認識しながら政府業務に参加することは禁じられている。また、利益相反及び中立性が欠如しているとみなされた専門家はSRBやFIFRA SAPのメンバーに選任されることはない。	①レビュー対象が特定の組織・企業のみに影響を与えるものであるか、業界全体に影響を及ぼすものかを確認する。 ②レビュー対象の範囲が特定された後は、FIFRA SAPを補佐するEPA職員が、化学安全・汚染防止局の科学調整・政策オフィスの倫理担当官と相談しながら審査を実施している。判断が難しい場合には、EPAの倫理担当上級顧問に助言を求めることもある。

#	名称	利益相反と判断される場合の条件	利益相反があった場合、その部門や者への措置	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー※詳細な内容は別紙
6	カナダ保健省（Health Canada）・HPFB	・「公務に関する価値観と倫理規範」は、リスク評価を実施するHPFB職員を含めたカナダ政府の全ての公務員に適用されている 。同規範には利益相反を判断されるケースに関する説明はないが、利益相反に関する一般原則が課せられている。 ・諮問委員会向けガイダンスによる利益相反規定は、諮問委員会メンバーに適用される。規制対象となる製品の評価結果において直接に金銭的利益関係を持つ場合が条件として挙げられている。	公務員における利益相反への対応は、機密報告書の提出で充分であると見なされているが、公務員が所属する省の副長官がこれだけでは不十分と判断した場合、・公務と利益相反（の可能性）が生じる活動や状況を回避する、利益相反（の可能性）が生じる資産を近親者以外に売却するか、第3者に白紙委任するなどの措置が取られる。	・公務員は、就任・異動後60日以内に、新しい公務と利益相反となる可能性のある資産や負債、職務外活動について申告することになっている。また、利益相反の可能性が考えられる場合は、上司に相談することも求められている。 ・諮問委員会のメンバー候補は、メンバー選出時に、諮問委員会メンバー用所属及び利益の宣言書類を提出することになっている。この書類に記載された情報を基に、左記の利益相反が判断されなかった候補者のみが諮問会メンバーに選出されることになる 。
7	欧州食品安全機関（EFSA）	科学パネルメンバーが宣言する必要がある利益関係、利益相反の項目に該当する場合。本文参照。	当該メンバーによる審議への参加レベルが制限される。	科学パネルが設置されている、リスク評価部門傘下の10の部署の部長が、所轄部署における科学パネルメンバーのADoI及びSDoIの内容を確認し、利益相反の有無に応じて、各審議におけるメンバーの参加レベルを決めている 。
8	独連邦リスク評価研究所（BfR）	連邦法では、利益相反が存在してはならない、と定められているが、特に基準等は設定されておらず、利益相反の有無はケース・バイ・ケースで判断される。	専門家委員会が行う会合の冒頭での利益相反の確認において、利益相反があると見なされた場合、その専門家は当該会合に参加することはできない。	リスク評価手法に関する助言提供を目的とする外部専門家委員会の場合、委員会メンバーは3年間の任期を開始する前に該当となる利益関係の全てを申告することになっている。専門家委員会が行う会合の冒頭では、当該会合の議題について利益関係を持っているメンバーがいないかが確認されており、その際に利益相反があると判断されれば、そのメンバーは会議には参加できなくなる。
9	食品環境労働衛生安全庁（ANSES） ※仏食品安全庁（AFFSA）及び仏環境労働安全庁（AFSSET）が2010年1月に統合	フランス公衆衛生法にて、ANSESと業務的に協力することのある個人、またANSES内に設置されている委員会及び審議会のメンバーの独立性について定めている。詳細は本文参照。	・ANSESスタッフが当事者の専門家に対し、より詳細な情報を要求する。 ・場合により、ANSESスタッフは外部専門家に科学パネルメンバーになるか、それとも利益関係を維持するか、という選択肢を提示する。	科学パネルのメンバーに応募する際、外部専門家は各自の利益関係を申告書に記載し、ANSESスタッフの確認を受ける。利益相反の疑いがある場合、ANSESスタッフはANSES法務課に相談し、必要に応じて詳細調査を実施する。
10	英国食品基準庁（FSA）	ACMSFメンバーは、リスク評価における判断に影響を受ける、もしくは、一般的な観点から（perceived by a reasonable member of the public）、影響を受けると見なされる利益関係として、自身及び近親者（配偶者、両親、養育者、兄弟姉妹、及びこれらの配偶者）において、所定の情報の明示が求められている。詳細は本文参照。	委員会メンバー選出の時点で、明らかな利益相反が判明した場合には、その人物はメンバーに選ばれない。	ACMSFメンバーは、同委員会の運営を担当する事務局（Secretariat、FSA職員で構成される）に対して、年に一度、利益関係のリストを更新するほか、利益関係に変更が生じた場合にも即時に報告することになっている 。一方、審議の際には、議長が審議の開始時に利益相反が存在するかどうかを確認する。出席者は、起立し、利益相反の有無や、利益相反がある場合はそれがどのようなものであるかを申告しなければならない。
11	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	公務と相反する可能性のある外部機関での役職や株式、不動産、信託の所有などが含まれる	FSANZ職員などの公務員が利益相反（の可能性）についてマネージャーに申告し、当該マネージャーが利益相反があると判断した場合、マネージャーは、当該職員に対して、その利益関係を取り除くよう求めたり、利益相反が生じない任務やポジションへと配置換えを行うことになっている。 外部諮問委員会メンバーの場合は、1）利益相反に該当する議題においては退室を要請する、もしくは、2）利益相反に該当する議題において、討論には参加を許すが、投票を認めない、という措置が取られる。	1. 審議に参加する予定である外部専門家のリストが、5名の上級管理職員で構成されるエグゼクティブチームに送られる。FSANZ職員はリストと併せて、各専門家を審議に参加させることの賛否を検討した報告書を用意する 2. エグゼクティブチームは、リスト及び報告書を基に、利益相反がないかを審査する。 3. エグゼクティブチームが各専門家を審議に参加させるかを決定する。稀ではあるが、理事会に相談するケースもある。

#	名称	利益相反と判断される場合の条件	利益相反があった場合、その部門や者への措置	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー※詳細な内容は別紙
12	国際食糧農業機関（FAO）：AGNS	JECFA及びJEMRAのメンバーは、「利益関係の宣言」を提出することになっているが、メンバーが申告した利益関係が利益相反に該当するかについてはFAO・WHO職員がケースバイケースで判断している。	利益相反があるとされた場合、以下の3つの措置のうち1つが採られる 。 ・審議のうち、利益相反があると判断された議題に関する議論のみから排除する（其の他の議論には参加できる）。 ・審議から排除する。 ・特別な状況下でFAOとWHOが適切と認めた場合において、利益相反があるとされた議題も含めて審議への参加を認める。	JECFAやJEMRAでは、適切な外部専門家メンバーを選出・登録し、審議ごとに議題に即した専門家を参加させる仕組みとなっている。専門家は、メンバーとして登録される際に、利益関係の宣言（Declaration of Interests）を提出する。
13	世界保健機関（WHO）	利益相反の可能性がある利益関係としては、当該リスク評価に対して利益を持つ企業の役員を務めていたり、株式を保有していたり、補助金などを受領していたことなどが挙げられるが、これらの利益関係が利益相反に該当するかについてはケースバイケースで決められている。	1）会議において、その利益に関係する部分の討論および活動への参加を拒否する、2）当該会議への参加を完全に拒否する、3）WHOおよびFAOによって適当と認められた場合に限り、当事者の利益を公表することを前提として会議への参加を認める、といった措置が取られる。	リスク評価会議に参加する全ての専門家は、利益関係の宣言を提出し、WHOとFAOの共同事務局（Joint Secretariats）によって利益相反に当たるかどうか厳密に審議される。また、利益相反に該当するかの判断が難しかったりした場合などのために、WHOとFAOの法務部門が共同事務局に助言を与える体制も確立されている。利益相反に相当する可能性がある場合は、共同事務局は各会議の議長に報告し、議長との協議のもと、当該専門家が会議に参加すべきかどうかを決定する。
14	コーデックス（Codex/CAC）	ー （CACではリスク評価は実施しない）	ー （CACではリスク評価は実施しない）	ー （CACではリスク評価は実施しない）
15	経済協力開発機構（OECD）	「公務員の品位を維持するための行動規範」は、OECD職員全員に適用されている。利益相反と判断されるケースとして要件が定められているが、行動規範では、利益相反などの判断に迷った場合は、業務を実施する前に行動規範担当官に相談することが求められている	利益相反に該当する業務の担当を外すなど。	OECD職員が、利益相反規定も含め「公務員の品位を維持するための行動規範」に反している場合、それに気付いた人物は、当該職員が所属する機関の長官もしくは行動規範担当官に報告することになっている。その後、行動規範担当官が報告内容の確認を行い、所属機関の長官に報告した上で、長官は適切な処分を下す。

#	名称	利益相反を見つけようとするタイミング	利益相反を見つけ出す部門	利益相反を有する恐れのある部門や者を見つける手法
1	国立衛生研究所（NIH）	臨床試験実施計画を評価する度に行っている。	IRB委員長が行っている。	IRBでは自己申告に基づいており、NICHDのIRBでは、IRBメンバーの履歴書を職員が確認している。
2	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	利益相反の確認は会合ごとに行われている。	利益相反検討グループ（FDA職員2～3名）、倫理職員、諮問委員会監督・管理担当職員、FDA副局長、そして必要な場合にはFDAの弁護士が確認している。	利益相反検討グループ（FDA職員2～3名）、倫理職員、諮問委員会監督・管理担当職員、FDA副局長、そして必要な場合にはFDAの弁護士が確認している。
3	米国食品医薬品庁（FDA）：CFSAN	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	公開情報及びインタビューにて情報が得られていない。	FDAでは、長官室直属の内部問題課（Office of Internal Affairs）が、利益相反も含む職員の違法行為や不正、その他の連邦法規違反などの疑惑について、事実関係の情報を集める役割を担っている。
4	米国環境保護庁（EPA）・NCEA	外部ピアレビューメンバーにおける利益相反の有無が確認されるのは、1）メンバーの選出時、2）ピアレビューミーティング開催2週間前、3）ピアレビューミーティング当日である。	外部ピアレビューメンバーに関しては、コントラクターの責任となっている。利益相反に関する正式な調査を行う権限がある機関としては、EPAの監察長官（Inspector General）、政府説明責任局（Government Accoutability Office: GAO）、連邦議会が挙げられる 。	外部ピアレビューメンバーの利益相反規定遵守は、メンバーの自己申告及びコントラクターの調査に基づいて、コントラクターが監督している。
5	米国環境保護庁（EPA）・OPP	新たなSPBメンバーの選出の際に利益相反の有無が確認されている。既存のSRB（科学的評価委員会）メンバー及びFIFRA SAP（連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法　科学諮問パネル）メンバーも、毎年もしくは要請があった際に申告書を提出することになっている。	FIFRA SAPを補佐するEPA職員が科学調整・政策オフィスの倫理担当官との相談の上で確認している。利益関係が及ぼす影響の判断が難しい場合はEPAの倫理担当上級顧問に助言を求めることもある。	SRBメンバー候補の利益相反の有無は、候補の自己申告に基づく申告書によって確認されている。

#	名称	利益相反を見つけようとするタイミング	利益相反を見つけ出す部門	利益相反を有する恐れのある部門や者を見つける手法
6	カナダ保健省（Health Canada）・HPFB	・カナダ政府の公務員が機密報告書を提出するのは、就任・移動後60日以内、または個人的な状況が変化し、利益相反が新たに生じる可能性がある場合である。 ・HPFBにおける利益相反の有無の確認は、リスク評価に携わる専門家（諮問委員会メンバー）を任命する前に行われる 。会合を開く際にその都度各メンバーの利益相反を確認する場合もある。	カナダ保健省では、総務部門（Corporate Services Branch）の人材管理部署（Human Resources Services Directorate: HRSD）下にある全国人材管理部（National Human Resources Services Division: NHRSD）の組織労働関連担当（Corporate Labour Relations Unit）が、利益相反規定の管理を担っている 。	リスク評価を実施するHPFB職員を含めた全ての公務員は、就任・移動後60日以内に公務と利益相反となる可能性のある資産や負債、職務外活動について、当該公務員が所属する省の副長官に機密報告書（Confidential Report）を提出するという自己申告制となっている 。
7	欧州食品安全機関（EFSA）	科学パネルメンバーは、ADoIを毎年、SDoIを審議が行われる度に提出することになっており、その都度利益相反規定の遵守状況が確認されている 。	利益相反を有する恐れのある外部専門家を特定するのは、科学パネルが設置されている部署の部長の役割となっている 。	EFSAでは、利益相反規定遵守のために科学パネルメンバーにADoI及SDoIの提出を求めている。つまり、自己申告制であるが、その内容は科学パネルが設置される部署の部長が確認し、必要に応じて追加情報の提出を求めている 。
8	独連邦リスク評価研究所（BfR）	専門家委員会のメンバーは、任期が始まる時点で利益関係を申告し、その内容をBfR担当者が確認している。	各専門家委員会の運営を担当するBfR職員	BfR担当者 は、専門家委員会メンバー任期が開始する時点で、メンバーが提出した利益関係の申告書を確認するほか、各会合の前にも出席予定メンバーの申告書を再確認している。
9	食品環境労働衛生安全庁（ANSES） ※仏食品安全庁（AFFSA）及び仏環境労働安全庁（AFSSET）が2010年1月に統合	確認のタイミングはそれぞれの専門家の選出プロセスの中と、全ての審議会が行われる前	ANSESに設置した倫理基準及び利益相反防止委員会	「手続きフロー」の方法で行われている。
10	英国食品基準庁（FSA）	ACMSFメンバーの利益関係が確認されるのは、1）年に一度の更新と、2）審議ごとの確認となっている 。	各委員会の事務局、議長、及び、主任研究チーム（Chief Scientist Team）が委員会のメンバーによる利益相反規定の遵守を確認している	利益相反規定遵守に向けた監督は、ACMSFメンバーによる自己申告となっている。
11	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	リスク評価を実施するFSANZ職員などの公務員は、利益相反が存在したり、存在するかのように見える場合に、自身の責任においてマネージャーに申告することになっている 。外部の専門家が審議を行う場合は、審議前と審議の冒頭で利益関係の確認が行われる	利益相反（の可能性）の申告は個々の公務員の責任となっている。利益相反への対応は公務員の上司となるマネージャーが担当するが、利益相反が存在する場合の対処方法について、最終的な責任を負うのは各政府機関の長である	利益相反の遵守を監督する一定のプロセスは存在しない。FSANZの上級職員は、審議に参加する全ての専門家と理事会メンバーに関する背景情報を把握していると一般的に考えられている。

#	名称	利益相反を見つけようとするタイミング	利益相反を見つけ出す部門	利益相反を有する恐れのある部門や者を見つける手法
12	国際食糧農業機関（FAO）：食料の質・標準サービス（AGNS）	利益関係の宣言は、専門家がJECFAやJEMRAのメンバーとして登録される際に作成されている。審議の度に審議前に宣言を再提出することが求められている。	JECFAとJEMRAをそれぞれ運営するFAO・WHO共同事務局（jointo secretariats）	専門家による自己申告である利益関係の宣言をFAO・WHO職員が精査する
13	世界保健機関（WHO）	リスク評価ごとにJEMRAのメンバーが募集され、一次選出が終了したところで、選出された専門家に対して利益関係の宣言が要請されている。	JEMRA の運営を担当するWHOとFAOの職員	基本的には、リスク評価会議に参加する全ての専門家が利益関係の宣言を提出するという自己申告制となっており 、JEMRA の運営を担当するWHOとFAOの職員は、提出された利益の宣告書の内容と当該人物の履歴書を照らし合わせる程度の確認のみを行っている
14	コーデックス（Codex/CAC）	ー （CACではリスク評価は実施しない）	ー （CACではリスク評価は実施しない）	ー （CACではリスク評価は実施しない）
15	経済協力開発機構（OECD）	他者が職員の違反を認識した際に、行動規範官によって確認が行われる。	職員が所属する機関の長官及び行動規範担当官	「公務員の品位を維持するための行動規範」に違反している可能性がある場合、OECD職員は自主的に行動規範担当官に相談することが求められている。また、他者が違反を発見した場合は、違反していると見られる職員が所属する機関の長官もしくは行動規範担当官に通報され、行動規範担当官がその内容を確認している

1.3.2　国内の主な機関等を対象とする情報の収集・整理等

(1) 国内調査結果

(a) 調査対象

本調査では、以下の組織を対象として調査を実施した。

表 1-3　調査対象組織

○審議会

No	区分	組織名（担当部局等）
1	厚生労働省	薬事・食品衛生審議会薬事分科会（医薬食品局）

○学会

No	分類	学会名
1	医	日本癌学会
2	医	日本血液学会
3	医	日本内科学会
4	医	日本外科学会
5	医	日本産科婦人科学会
6	医	日本眼科学会
7	医	日本医学放射線学会
8	医	日本麻酔科学会
9	医	日本腎臓学会
10	医	日本リウマチ学会
11	医	日本核医学会
12	医	日本癌治療学会
13	医	日本呼吸器外科学会
14	医	日本乳癌学会
15	医	日本血栓止血学会
16	医	日本臨床腫瘍学会
17	理	日本物理学会

No	分類	学会名
18	理	日本地質学会
19	理	日本地震学会
20	工	日本機械学会
21	工	電気化学会
22	工	日本原子力学会

○研究機関及び外郭団体

No	区分	組織名（担当部局等）
1	厚生労働省	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
2	厚生労働省	独立法人　国立病院機構神戸医療センター
3	厚生労働省	独立法人　国立病院機構鳥取医療センター
4	農林水産省	独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構
5	農林水産省	独立行政法人　農業環境技術研究所
6	経済産業省	独立行政法人　産業技術総合研究所

○大学

No	区分	組織名（担当部局等）
1	国立	東京大学

○その他

No	区分	組織名（担当部局等）
1	厚生労働省	厚生労働省大臣官房厚生科学課
2	文部科学省	科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ

国内については、審議会や外郭団体等では特定の審議の参加の可否を整理するための指針、学会については組織員としての行動規範としての利益相反規定が策定されている例が多い。

特定の審議の参加の可否については、ある程度明確な金銭的な基準が規定されており、規定に基づいて運用される場合が多い。また、行動規範としての利益相反規定では、「自己申告のための基準」が規定されるにとどまり、自己申告後の判断は、各組織において個別に検討されることとされている。

このため国内調査結果については、審議会や外郭団体と学会を別途に整理する。

(b) 審議会・外郭団体等における利益相反規定の特徴

ｱ. 歴史的背景

- 平成 14 年 5 月～文部科学省で臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドラインの検討を開始し、検討会や調査、ワークショップ等が実施された。
- その後、平成 17 年（産業総合研究所）、平成 18 年（農業環境技術研究所）等、外郭団体において規定が策定され、政府の審議会においても平成 19 年 4 月に薬事・食品衛生審議会薬事分科会において申し合わせ（暫定ルール）が策定され、平成 20 年に改定された。

ｲ. 基準

- 主な判断基準は金銭的な利害関係であり、その他、共同研究等の利害関係がある。金銭的な利害関係としては、直接的な報酬の他、株式の保有、コンサルティング業務の実績、産学連携活動や共同研究などが挙げられている。
- 利益相反の規定として、金銭的な企業等から報酬を得ている場合、特に同一企業からの受取額について、基準を設けている例が多い。
    - 基準額は同一企業からの受取額が（50 万円／100 万円／500 万円）を超える場合で対応を規定している例が多い。特に、申告基準としては文部科学省や厚生労働用科学研究費のガイドライン等に基準の例として示されている「100 万円」を採用している機関が多い。
    - また、産学連携活動についても基準を設けている機関が多いが、金額に関わらず申告することとされている例と一定額（200 万円）を超える場合に申告することとしている例に分かれる。
- ただし研究等の円滑な進捗との関連から、当該分野の第一人者や組織を挙げて産業界と連携を進めている場合等については、例外規定を設けている例が多い。

ｳ. 公開に関する考え方

- 利益相反規定やガイドラインについては基本的に公開されている。（一部、機関

規定等について、非公開とする機関もある）

- また、「厚生労働科学研究費における利益相反の管理の指針（厚生労働省）」にも示されているとおり、「いささかでも COI の状態にあると考えられる研究者をすべて排除するとすれば、研究の質の低下も懸念され適切でないと考えられる。」点や、「特定の COI そのものが問題であることはまれであり、問題はむしろ COI が明らかにされないか、評価・管理されない場合に問題が発生している。」とされる考え方が一つの指針となっている。

(c) 学会における利益相反規定の特徴

ｱ. 概況

- 日本医学会に所属する学会において、日本医学会主導での利益相反規定の策定が進んでいる。
- その他の学会で利益相反規定の策定が進んでいるのは一部にとどまる。

ｲ. 基準

- 主な判断基準は金銭的な利害関係であり、その他、共同研究や寄付講座等の利害関係を基準としている場合がある。金銭的な利害関係としては、企業等の役員、顧問職等への就任、株式の保有、特許使用料、産学連携活動や共同研究などが挙げられている。
- 同一企業からの受取額について、上記のような利害関係の種類により異なる基準額を設けている例が多い。

  例：

  - 企業等の役員、顧問職等に就任している場合、報酬額が年間 100 万円以上は自己申告対象（日本癌学会、日本血液学会、日本内科学会ほか）
  - 企業等が提供する 1 つの臨床研究の総額が年間 200 万円以上は自己申告対象（日本癌学会、日本血液学会、日本内科学会ほか）
  - 企業等が提供する臨床研究については、臨床研究に代表者として参加している場合は自己申告対象（日本核医学会、日本血栓止血学会ほか）
- ただし研究等の円滑な進捗との関連から、当該分野の第一人者や組織を挙げて産業界と連携を進めている場合等については、例外規定を設けている例が多い。

ｳ. 公開に関する考え方

- 規定の公開：日本医学会所属の学会の場合、利益相反規定やガイドラインについては基本的に公開されている。（一部、会員のみに公開とする機関もある）
- 利益相反状態の公開：学会発表スライドや論文の末尾に利益相反状態を記載する場合がある（日本内科学会、日本麻酔科学会等）。

(d) 各機関における利益相反規定の概要

各機関における利益相反規定に基づき、**表 1-4** および**表 1-5** に、機関毎にその概要を整理した。食品安全委員会における今後の検討に資する内容であるとして整理を行った項目は下記のとおりである。

- 分類（審議会/外郭等の別、学会の別　等）
- 機関の名称
- 規定の名称
- 規定について（規定が初めて策定された年月日・改定の経緯等、規定を公開しているか、公開してない場合はその理由）
- 利益相反の定義
- 利益相反と判断される場合の条件
- 利益相反があった場合、その部門や者への措置
- 利益相反にあたるかどうかを判断する手続きフロー
- 利益相反を見つけるタイミング
- 利益相反を見つけ出す部門

表 1-4　国内調査結果概要（その１：審議会及び研究機関等）（1/4）

	区分		名称	規定の名称	規定について		利益相反の定義
					規定が初めて作成された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
1	審議会	厚生労働省	薬事・食品衛生審議会薬事分科会	審議参加に関する遵守事項	平成１９年４月２３日「申し合わせ（暫定ルール）」作成 平成２０年３月２４日に「申し合わせ」改定（１年に１度、継続的に見直し予定）	審議会資料としてHP上で公開	当該ガイドラインの適用範囲を、以下のとおり承認審査や安全対策にかかる審議、議決を要する審議等に限定している。 ○適用範囲：特定の分科会、部会、調査会における個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審議に適用する。
2	外郭	厚生労働省	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達	暫定ルール施行：平成19年5月8日（薬事・食品衛生審議会薬事分科会暫定ルールを参照） 作成・施行：平成20年12月25日（適用：平成21年1月1日以降）	例規集データベース上で公開。	記載なし。ただし、当該規定の適用範囲を医薬品、医療機器等の治験相談、承認審査及び安全対策に係る専門協議等と定める。
3	外郭	厚生労働省	独立法人　国立病院機構神戸医療センター	独立行政法人国立病院機構神戸医療センターにおける研究に関する利益相反管理規程	施行：平成21年4月1日	HP上で公開している。	臨床研究等の実施者及び関係者が、被験者や当院と連携をとりながら行う臨床研究等によって得られる直接的利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）及び間接的利益と、社会に開かれた研究・教育を実践するという当院職員としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供するという医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況
4	外郭	厚生労働省	独立法人　国立病院機構鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターにおける研究に関する利益相反管理規程	施行：平成22年1月1日	HP上で公開している。	
5	外郭	農林水産省	独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構	利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメントのためのガイドライン	利益相反マネジメントポリシー 制定：平成19年10月1日 利益相反マネジメントのためのガイドライン 制定：平成20年4月1日	利益相反マネジメントポリシー：HP上で公開している。 利益相反マネジメントのためのガイドライン：HP上では非公開。	広義の利益相反（以下「利益相反」という。）：次に掲げる利益相反（狭義）と責務相反を総称したもの ①利益相反（狭義）：役職員が、兼業等を行うことにより、その相手先企業等から得る利益と農研機構の役職員としての責任及び義務が衝突・相反する状態。 ②責務相反：役職員が、兼業等を行うことにより、その活動に費やす時間（労力）と農研機構の役職員としての責任及び義務が衝突・相反する状態。
6	外郭	農林水産省	独立法人　農業環境技術研究所	利益相反マネジメント基本方針、利益相反マネージメント実施規定	利益相反マネージメント基本方針 施行：平成18年12月11日 利益相反マネージメント実施規程 施行：平成18年12月11日 最終改正：平成19年3月20日 改正施行：平成19年4月1日	利益相反マネージメント基本方針：HP上で公開している。 利益相反マネージメント実施規程：非公開	「利益相反」：職員等や研究所が外部から得る経済的利益等と研究所自身の責任が衝突する状況をいい、職員等や研究所が、産学官連携活動等に伴い日常的に生じうる社会的受容性（社会的信頼）の問題。 「狭義の利益相反」：「個人としての利益相反」（職員等が個人として得る利益と研究所における責任との相反）及び「組織における利益相反」（研究所が組織として得る利益と研究所の社会的責任との相反） 「広義の利益相反」：「狭義の利益相反」及び「責務相反」（職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、研究所における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態）
7	外郭	経済産業省	独立行政法人　産業技術総合研究所	利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント実施規程	利益相反マネジメント実施規程 施行：平成17年10月1日 改正：①平成20年2月15日②平成20年7月11日③平成22年10月1日 改正箇所：①19規定第47号・一部改正②20規定第24号・一部改正③22規定第86号・一部改正	利益相反マネジメントポリシー：非公開 利益相反マネジメント実施規程：HP上で公開している。	利益相反とは、産学官連携活動などの推進にあたり、産総研の役職員等が外部から得る利益等と産総研における業務上、研究上の責任が衝突する状況 ※「個人的利益」とは、役職員の研究所が認める範囲での兼業の実施、株式等の保有及び役職員が権利者又は発明者である知的財産権の保有
8	ガイドライン	厚生労働省	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	施行：平成20年3月31日	HP上で公開している。	個人としての利益相反：外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態。

名称	利益相反と判断される場合の条件 例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	利益相反があった場合、その部門や者への措置
薬事・食品衛生審議会薬事分科会	①薬事に関係する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得ている顧問等に就任している場合 ②審議不参加の基準：審議品目の製造販売業者又は競合企業からの寄付金・契約金等：個別企業からの受取額が年度あたり500万円を超える年度がある場合 ③議決不参加の基準：審議品目の製造販売業者又は競合企業からの寄付金・契約金等：個別企業からの受取額が年度あたり500万円以下の場合は、部会等への出席、発言は可能。議決には加わらない。 ※ただし、寄付金・契約金等が申告対象期間中いずれも年度あたり50万円以下の場合には議決にも加わることができる。	①薬事に関係する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得ている顧問等：審議会委員として任命しない ②専門委員が申請資料作成等関与者等である場合： （申請資料作成関与者）当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室。 （利用資料作成関与者）当該資料について発言不可。 （特別の利害関係者）当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室。
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	①薬事関係企業の役員、職員又は定期的に報酬を得ている顧問等 ②当該品目及び競合品目に係る申請資料作成等関与者、特別の利害関係者 ③申告対象期間中に専門協議等の対象案件に係る企業又は競合企業からの寄附金・契約金等の受取実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中に年度あたり500万円を超える年度がある場合	〇薬事関係企業の役職員・顧問等⇒専門委員として委嘱しない。任期中これらの職に就いた場合には、その時点で専門委員を辞任。 〇申請資料作成関与者である委員等⇒当該案件の専門協議等の依頼を行わない。 〇利用資料作成関与者である委員等⇒利用資料作成関与者のリストの提出を受ける。 〇寄附金・契約金等の受取実績がある委員等⇒当該案件の専門協議の依頼を行わない。
独立法人　国立病院機構神戸医療センター	＜報告対象＞ 〇外部活動（所属機関外での兼業等） 〇企業・団体からの収入（年間の合計収入が同一組織から100万円を超える場合） 〇産学連携活動（兼業以外）（年間の合計収入が同一組織から200万円を超える場合） 〇産学連携活動の相手方との関係（株式、出資金、ストックオプション、受益権限等の保有など。）	院長が、委員会の意見等に基づき、利益相反に関する必要な指導、管理実施。 また、臨床研究等に係る利益相反の管理の手順及び実施については、委員会が別に定める。（詳細不明：確認中）
独立法人　国立病院機構鳥取医療センター		①申告書により利益相反を認める場合、委員会で審議⇒必要な場合は実施者又は関係者に助言・指導・勧告等。 ②指導・勧告を受けた実施者又は関係者は、是正結果を報告。 ③委員会は、必要に応じて更なる情報収集・調査及びフォローアップ。 （ヒアリング、審査及び検討を行い、利益相反の管理措置について院長に意見文書を提出。）
独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構	①「職員の兼業取扱規程」に基づく兼業活動、②「職員倫理規程」において認められる範囲の報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合、③農研機構以外の企業、大学等への自らの知的財産権の技術移転、④共同研究、協定研究、委託研究及び受託研究を行う場合、⑤外部からの寄付金、設備、物品等の供与を受ける場合、⑥利益供与される者の施設、設備等の利用を提供する場合、物品購入、又は役務提供を受ける場合、⑧その他	委員会は、役職員の事前自己申告、定期自己申告又は相談（「自己申告等」）に基づき、役職員自らが関係する産学官連携活動等の相手方に対して個人的利益を有している場合において、社会から疑惑を持たれ、又は批判を受けるおそれがあると認める場合、また、農研機構又は役職員が関係する利益相反に係る問題等が発生した場合、利益相反マネジメントを実施。
独立法人　農業環境技術研究所	①「職員の兼業取扱規程」に基づく兼業活動、②「職員倫理規程」において認められる範囲の報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合、③研究所以外の企業、大学等に自らの発明の技術移転、④共同研究や受託研究への参加、⑤外部からの寄付金、設備、物品の供与を受ける場合、⑥何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供、物品購入、又は利益供与を受ける場合、⑧その他研究活動に関し、何らかの便益を供与されたり供与が想定される場合	利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。 利益相反委員会は、勧告を受けた職員等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告。理事長は、報告を受けた場合は、当該職員等に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずる。
独立行政法人　産業技術総合研究所	〇対象活動：自らが関係する産学官連携活動等／①研究所が行う共同研究、委託研究、受託研究、②研究所が随意契約により行う物品購入、役務購入等、③研究所の役職員が権利者又は発明者である知的財産権の技術移転、④研究所が受ける寄付金、設備、物品等の供与、⑤研究所が行う研究所の施設、設備等の提供、⑥その他次条の利益相反マネージメント委員会が必要と認める行為	①利益相反の状況と判断した場合は、自己申告者に対し是正・改善又は中止の勧告。当該勧告に係る措置に関し報告を求める。 ②利益相反委員会は、勧告を受けた申告者が勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告。 ③報告を受けた理事長は自己申告者に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずる。
厚生労働科学研究費	＜報告基準の目安＞例えば、産学連携活動の相手先との関係（株式、出資金、ストックオプション、受益権等）について報告を求める他、①企業・団体からの収入：年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合、②産学連携活動の受入れ額：年間の合計受入れ額が同一組織から200万円を超える場合など。 ※各所属機関の実情を踏まえて、一定の基準を設定すること。	（各所属機関における措置） ①機関の長が、COI 委員会等の意見等に基づき、機関の見解を提示して改善指導、管理実施。 ②機関の長が厚生労働科学研究に何らかの弊害が生じた（又は可能性がある）と判断した場合、厚労省又は研究費配分機関に報告した上で適切にCOIの管理実施。 （厚労省又は配分機関における措置） ①厚労省等は報告を受けた後、必要に応じ当該所属機関にCOI の管理指導、 ②厚労省等は必要があると認める場合、厚生労働科学研究費補助金に係るCOI に関して調査実施。 ③調査の結果、改善が必要と認められた場合、厚労省又は配分機関は、当該所属機関に対し、改善指導実施。 ④正当な理由なく改善が認められない場合、厚労省又は配分機関は、資金提供の打ち切り、未使用研究費等の返還、研究費全額の返還、競争的資金等の交付制限等の措置を講じる。
文部科学省	※ヒト対象研究における利益相反状態は標準的な判断基準や統一的な評価基準は存在しないため、各施設のポリシーに基づいて施設・機関ごとに規範や評価基準を策定し、定期的にポリシーの見直し・改善すること。 ＜自己申告書項目の例＞ ①利害関係企業・団体での活動の有無（例：100万円を超える場合）、収入の種類と額、②申請研究者の家族（例：一親等まで）についての①同様の項目についての記載、③申請者の産学官連携活動の有無（同一組織からの年間総額が設定額（例，200万円）を超える場合）、1年間の授受金額の記載、④産学連携活動の相手先のエクイティの種類（例，株式，出資金，ストックオプション，受益権等）と数量の記載。	各施設，機関が定める規則等による処分規定に則り適用。

名称	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件				資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員） 資金入手先をすべて公開しているか。
	利益相反が適用される部門や者の条件		申請基準の目安		
	対象者	（家族の扱い）	個別企業からの受取額	産学連携活動における個別企業からの受取額	
薬事・食品衛生審議会薬事分科会	審議会委員、臨時委員、専門委員、外部から招致する参考人に適用する	委員等本人又は家族	（審議不参加の条件） 500万円を超える年度がある場合 （議決不参加の条件） 50万円を超える年度がある場合	記載なし	当該審議に関連する企業からの寄附金・契約金については受領の有無及び金額（50万円以下／50万円超～500万円以下／500万円超）についての自己申告結果は、審議会・分科会終了後速やかに厚労省HPで公開。
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	専門委員	委員等本人又は家族	500万円を超える年度がある場合	記載なし	(1) 対象案件の承認後又は安全対策措置後、以下の事項を速やかに公開。①当該案件の専門協議等に参加した専門委員の氏名、②各専門委員から提出された寄付金・契約金等に係る申告書 （ただし、受取額が年度あたり500万円を超えない場合における追加回答部分を除く。） (2) 当該案件に係る専門委員が、本遵守事項に抵触しない旨の申告があった場合には、その旨を審査報告書に明記する。
独立法人 国立病院機構神戸医療センター	臨床研究等の実施者及び関係者、その他委員会が必要と判断した者	配偶者及び生計を一にする扶養親族（一親等の者に限る。）	100万円を超える場合	200万円を超える場合	委員会が必要と認めたとき、委員会及び委員会の審議経過及び議決に関する記録を公開。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。
独立法人 国立病院機構鳥取医療センター					臨床研究等に係る利益相反に関する委員会の審議結果について、当該臨床研究等に参加する被験者から情報開示の求めがあれば、個人情報の保護に留意した上で開示することを原則とする。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。
独立法人 農業・食品産業技術総合研究機構	同機構役職員	記載なし	金額規定なし	金額規定なし	公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。 当該情報に関心を有する者や組織への情報提供なし。
独立法人 農業環境技術研究所	同研究所職員等	記載なし	金額規定なし	金額規定なし	公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。 当該情報に関心を有する者や組織への情報提供なし。
独立行政法人 産業技術総合研究所	同研究所役職員	記載なし	金額規定なし	金額規定なし	記載なし（明文化されていない）
厚生労働科学研究費	厚生労働科学研究を実施しようとする研究者及び研究者が所属する機関	研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）も含む。	（基準の例） 100万円を超える場合	（基準の例） 200万円を超える場合	研究者等のCOI状況の一般への開示について以下のような記載あり。 なお、適切な情報の開示等透明性の確保には十分留意する必要がある。
文部科学省	対象：当該研究に携わる研究者全員	申請研究者の家族（例，一親等まで）	（基準の例） 100万円を超える場合	（基準の例） 200万円を超える場合	○ヒト対象研究に携わる研究者に関する当該委員会の意見書または要約した報告書 ①当該臨床研究に参加する被験者から要求→当該機関の長の責任のもとに開示。 ②研究資金提供者、研究結果を公開する機関などからの請求→個人情報の保護に配慮し必要な範囲の情報を提供。 ○利益相反状態にあると認定された個人の参加事実 ①多施設臨床研究→当該機関の長が，その事実を多施設研究を調整する責任者，当該臨床研究に参加している施設・機関の長やIRB へ周知。 ②ヒト対象研究→当該研究へのICの中にその事実を記載。記載内容は倫理委員会によって最終決定。

	名称	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー※内容は別紙	申告のタイミングと見つけ方		利益相反を判断するパネル
			見つけようとするタイミング	見つけ出す部門	
1	薬事・食品衛生審議会薬事分科会	①委員等から厚生労働省医薬食品局総務課薬事審議会係へ自己申告（各専門協議の開催の都度） ②専門委員委嘱時、審議開始時等に自己申告に基づき判断。	専門委員委嘱時、審議開始時	発見部門：各分科会 管理部門：厚生労働省医薬食品局総務課薬事審議会係	事案ごとに判断するのではなく、基本的に規定に基づいて審議の参加の可否を判断。
2	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	①専門委員から医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課へ自己申告（各専門協議の開催の都度） ②専門委員委嘱時、専門協議等依頼時に判断。（詳細不明）	専門委員委嘱時、専門協議等依頼時	発見部門：（専門委員委嘱時）理事長及び、健康被害救済部、審査業務部、安全第一部又は品質管理部 管理部門：医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課	事案ごとに判断するのではなく、基本的に規定に基づいて審議の参加の可否を判断。
3	独立法人 国立病院機構神戸医療センター	本部における臨床研究等の実施者による院長への当該研究にかかる利益の開示。 ⇒院長による利益相反の管理に関する措置についての委員会への意見請求 ⇒委員会における臨床研究等に係る利益相反に関する事項についての審議及び管理 ⇒院長による委員会の意見等に基づいた、利益相反に関する必要な指導、管理実施	本部における臨床研究等の実施者による院長への当該研究にかかるCOI状態の報告時、研究実施期間中に重要な変化が発生した場合の6週間以内の修正版報告書提出時	発見部門：独立行政法人国立病院機構神戸医療センター研究利益相反審査委員会 管理部門：管理課	研究利益相反審査委員会を設置 構成員：同機構の役職員以外の者を含む男女両性をもって構成。委員は院長が委嘱。院長は委員就任不可。 ※倫理委員会の委員による兼務あり（院長が委嘱しない場合） ※その他：専門事項を調査検討する必要がある際、院長が学識経験者の中から専門委員を委嘱。必要に応じ、専門委員は委員会に出席可。ただし、議決参加不可。
4	独立法人 国立病院機構鳥取医療センター	①臨床研究実施者から研究ごとに申告書及び実施計画書の院長への提出。その他、委員会の要求に応じた随時申告書の報告。 ②申告書受理時、委員長は委員会を招集して当該臨床研究等に係る利益相反審査。審査の経過及び結果を倫理審査委員会または受託研究審査委員会（治験審査委員会を兼ねる）に報告。 （院長が臨床研究等の実施者である場合、職務の遂行は副院長に委任。）	臨床研究等の実施者による研究ごとに別に定める申告書及び実施計画書の院長への提出時、臨床研究等の関係者による委員会の要求に応じた就任時のほか随時申告書の報告時、臨床研究等の実施者及び関係者が得る経済的利益又は経営関与の態様に変更があった場合の申告書再提出時、臨床研究等の実施者による毎年度1回（年度当初等）の申告書提出時	発見部門：独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター研究利益相反審査委員会 管理部門：管理課	
5	独立法人 農業・食品産業技術総合研究機構	①自らが関係する産学官連携活動等の相手方等に対して個人的利益を有する場合、役職員による自己申告 ②利益相反委員会において審議	役職員による自己申告時、利益相反委員会審議時、利益相反アドバイザー相談時	発見部門：利益相反委員会（利益相反アドバイザー） 管理部門：利益相反委員会（利益相反アドバイザー）	利益相反委員会（利益相反アドバイザー）
6	独立法人 農業環境技術研究所	①職員等が、定期的（年に1回）、又は産学官連携活動等の際に利益相反委員会に自己申告。 ②利益相反委員会は、自己申告を行った者について、特に必要があると認めるときは、聞取り調査（「ヒアリング」）実施。 ③利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。	役職員の事前自己申告、定期自己申告、又は相談時	発見部門：利益相反マネージメント委員会 管理部門：利益相反マネージメント委員会	利益相反マネージメント委員会
7	独立行政法人 産業技術総合研究所	○役職員による年2回の定期自己申告書による自己申告（役職員⇒利益相反委員会）。必要に応じてヒアリング実施。 ①産学官連携活動等の計画段階における利益相反委員会・利益相反カウンセラーへの相談、 ②利益相反委員会が決定時期に自己申告、 ③特に必要と認めたときは、利益相反委員会はヒアリングを実施	①1年2回の定期自己申告時 ②産学連携活動計画時の事前相談時又は事前自己申告時	発見部門：利益相反マネージメント委員会 管理部門：法務企画室	○利益相反マネージメント委員会（構成員）：理事長が指名する理事　若干名、産学官連携推進部長、人事部長、知的財産部長、財務部長、ベンチャー開発部長 ○利益相反マネージメント・アドバイザリーボード（構成員）：利益相反に高い見識を有する研究所の役職員以外の者（理事長による委嘱） ○利益相反カウンセラー（構成員）：利益相反に高い見識を有する研究所の役職員以外の者（利益相反委員会委員長による委嘱）
8	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	（各所属機関におけるフロー） ①厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までに、各研究者が、COI 委員会等に自己申告（審査の申し出）。 （研究の期間中は、年度毎、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に報告。） ②COI 委員会等において、相談、必要に応じて指導実施。また、ヒアリング、審査及び検討を行い、COI の管理に関する措置について、機関の長に対し文書で意見陳述。 ③機関の長が、COI 委員会等の意見等に基づき、COI に関し、機関としての見解を提示して改善に向けた指導、管理実施。 ④機関の長が、厚生労働科学研究に何らかの弊害が生じた、又は弊害が生じているとみなされる可能性があると判断した場合、厚労省又は厚労省の委任を受けて厚生労働科学研究費補助金の交付の決定等を行う機関（以下「配分機関」。）に報告、その上で適切にCOIの管理実施。	厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時まで、及び、研究期間中の、年度毎、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎の報告時	発見部門：各所属機関のCOI委員会 管理部門：各所属機関のCOI委員会	各所属機関に、当該機関における研究者のCOI を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会（COI委員会）を設置 構成員：当該機関の外部の者の参加必須。その他記載なし。 外部構成員の本職・専門：例えば、利益相反の管理に精通している者、関連する法律等に詳しい者、産学連携活動に詳しい者など。
9	臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	①臨床研究を実施する研究者が，所属機関において定められた書式・手順に則り，所属機関の長に利益相反自己申告書と臨床研究の実施計画書を提出 ②当該機関に設置された臨床研究利益相反委員会において評価 ③ IRB や倫理審査委員会に対し判定結果（利益相反に関する要約書・意見書）を報告 ④ IRB や倫理審査委員会において，臨床研究の実施について審議、その結果を機関の長に報告 ⑤機関の長から，実施研究者に対して承認・条件付承認・不承認などの決定を伝達	ヒト対象の臨床研究を実施する際の実施計画書・利益相反自己申告書提出時、研究期間中の決められた時期（例，４月１日）に行われる毎年の更新のための評価時及び、新たな利益相反状態が当該研究者に発生した場合，ある一定期限内（例，６週以内）の報告時	発見部門：臨床研究利益相反委員会 管理部門：各施設内	利益相反委員会構成員について以下の記載あり。 ・臨床研究を実施する施設内の研究者，利益相反問題に精通している者，関連する法律や規則などに詳しい者などを含めるべき。 ・両性並びに施設外からもある割合で加わることが考慮されるべき。

表 1-5　国内調査結果概要（その２：学会及び大学）（1/12）

			規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて作成された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
1	医	日本癌学会	・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・日本癌学会（JCA）利益相反の取扱いに関する細則	・指針 作成：記載なし（明文化されていない）　施行：2008年4月（日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会において） ・細則 作成：2008年12月　施行：平成21年4月1日	HP上で公開している	産学連携によるがん臨床研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反(conflict of interest : COI)と呼ぶ。
2	医	日本血液学会	・日本血液学会　利益相反細則 ・臨床研究の利益相反に関する共通指針	・指針 作成：記載なし　施行：2010年3月9日（内科系関連学会(日本内科学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年学会)において） ・細則 作成：記載なし　施行：平成22年3月9日～2年間：試行期間、その後完全実施	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）とは、本学会が推進する医学医療の研究によって社会に還元される公的な利益と産学連携等により生じる私的利益があり、このような二つの利益が研究者個人の中に生じる状態
3	医	日本内科学会	・臨床研究の利益相反(COI)に関する共通指針 ・社団法人 日本内科学会「臨床研究の利益相反に関する共通指針」の細則	・指針 作成：記載なし　施行：2010年4月12日 ・細則 作成：記載なし　施行：平成22年4月12日（年次講演会終了翌日）～2年間：試行期間、その後完全実施	HP上で公開している	産学連携による臨床研究が盛んになればなるほど、公的な存在である大学や研究機関、学術団体などが特定の企業の活動に深く関与することになり、その結果、教育、研究という学術機関、学術団体としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益と衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。こうした状態を「利益相反(conflict of interest: COI)」と呼ぶ。
4	医	日本外科学会	・外科臨床研究の利益相反に関する指針 ・同指針に関する補足	・指針 作成：記載なし　施行：平成21年4月1日(2年間は本人に対する注意・勧告のみ実施。実際の措置施行は平成23年4月以降予定) ・補足 作成：記載なし　施行：平成21年4月1日　改正：平成21年9月14日　改正箇所：記載なし	HP上で公開している	産学連携による臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。利益相反とは、これら2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態。
5	医	日本産科婦人科学会	・利益相反に関する指針及び同運用細則	施行：平成22年4月26日	非公開だが規定あり	記載なし
6	医	日本眼科学会	・日本眼科学会　利益相反に関する基準	公布：2009年8月10日　試行：平成22年第64回日本臨床眼科学会（2010年11月11日～14日） 完全実施：平成23年第115回日本眼科学会総会（2011年5月12日～15日）	HP上で公開している	利益相反(広義)は，狭義の利益相反（個人または所属組織が第三者組織との関係において得る利益(報酬，利便供与への対価，株式保有等)と研究・活動における責任との間に葛藤・相反している状況。個人が得る利益と所属組織における責任との相反(個人としての利益相反)と所属組織が得る利益と所属組織の社会的責任との相反(所属組織としての利益相反)とが含まれる．）と責務相反（個人の，当該第三者等との間での職務遂行責任が所属組織での職務遂行責任と相克する場合）
7	医	日本医学放射線学会	・日本医学放射線学会の臨床研究の利益相反に関する指針 ・社団法人日本医学放射線学会における、臨床研究の利益相反管理に関する細則	・指針 施行：平成22年4月 ・細則 施行：平成22年4月11日	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）とは，産学連携による臨床研究において，得られた成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭や利権等（私的利益）が発生する場合があり、これら2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態
8	医	日本麻酔科学会	・利益相反に関する規定 ・利益相反の申告に関する施行細則	・指針 施行：平成21年9月19日 ・施行細則 制定：平成22年6月1日　施行：平成22年6月2日	HP上で公開している	利益相反（Conflict of Interest:COI）　外部からの経済的な利益関係等によって，この法人の業務の遂行並びに公的研究の遂行に要とされる公正・適正な判断が損なわれる，または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態．

			規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて作成された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
9	医	日本腎臓学会	・利益相反マネージメント指針 ・利益相反マネージメント施行細則	・指針及び施行細則 施行：2009年7月1日	HP上で公開している	記載なし
10	医	日本リウマチ学会	・一般社団法人日本リウマチ学会における事業活動の利益相反（COI）に関する指針 ・一般社団法人 日本リウマチ学会「事業活動の利益相反に関する指針」の細則	・指針及び細則 試行期間：平成22年4月24日より2年間。その後に完全実施	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）とは、教育・研究・広報・指導といった学術機関としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益とが衝突・相反する状態が必然的、不可避的に発生した状態
11	医	日本核医学会	・一般社団法人日本核医学会における臨床研究の管理に関する指針 ・一般社団法人日本核医学会における臨床研究の管理に関する指針―施行細則―	・指針 施行：2009年10月4日 ・施行細則 記載なし（明文化されていない）	HP上で公開している	利益相反（Conflict of onflict of Interest：COI）とは，学術的成果の社会へ還元（公的利益）とともに，日本核医学会およびその役員や会員（以下、会員等）が産学連携に伴い金銭や地位、エクイティ（株式などの持ち分を云う）など を取得する場合があり（私的利益）、日本核医学会の会員等に、これら公的利益 と私的利益が同時に発生し衝突する可能性にある状態。
12	医	日本癌治療学会	・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針運用規則	・指針 施行：2008年4月1日　改正：2010年4月1日　改正箇所：記載なし ・指針運用規則 施行：平成21年1月5日　改正：平成21年3月30日、平成21年10月21日　改正箇所：記載なし	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）：産学連携によるがん臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態。
13	医	日本呼吸器外科学会	・日本呼吸器外科学会利益相反に関する指針	・指針 施行：平成22年11月15日	非公開だが会員専用ページに掲載	利益相反（conflict of interest：COI）：研究成果が診療の現場に還元される公的利益と，発表する個人が産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権などの私的利益とが同時に発生する場合のような、2 つの利益が相反する状態。
14	医	日本乳癌学会	・乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針 ・乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針細則	・指針 施行：2009年8月1日　改正は本指針施行後2年間は実施しない。 ・指針細則 施行：2009年8月1日	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）：産学連携による乳癌臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら二つの利益が研究者個人の中に生じる状態。
15	医	日本血栓止血学会	・日本血栓止血学会（JSTH）におけるCOI（利益相反）に関する指針 ・日本血栓止血学会（JSTH）におけるCOI（利益相反）に関する指針施行細則	・指針 施行：2008年11月20日 ・施行細則 施行：記載なし	HP上で公開している	利益相反（conflicts of interest：COI）：産学連携による臨床研究には，学術的成果の社会への還元（公的利益）とともに，JSTH や役員および会員（会員等）が産学連携に伴い取得する金銭・地位・エクイティ（株式などの持ち分を言う）など（私的利益）が発生する場合がある。これら2 つの利益が会員などに生じ、衝突する可能性がある状態。
16	医	日本臨床腫瘍学会	・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・日本臨床腫瘍学会（JSMO）利益相反の取扱いに関する規程	・指針 施行：2008年4月1日　改正：2010年4月1日　改正箇所：記載なし（明文化されていない） ・利益相反の取扱いに関する規程 作成：2008年3月21日　施行：2008年4月1日　改正：2010年1月21日　改正施行：2010年3月20日　改正箇所：記載なし（明文化されていない）	HP上で公開している	利益相反（conflict of interest：COI）：産学連携によるがん臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態。

			規定の名称	規定について		利益相反の定義
				規定が初めて作成された年月日、改定の経緯等	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由	
17	理	日本物理学会	・日本物理学会行動規範	制定：2007年7月10日	HP上で公開している	会員自らが行う研究、審査、評価、判断などにおける、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係
18	理	日本地質学会	・一般社団法人日本地質学会利益相反防止規則	施行：2009年10月3日	非公開だが規定あり	学会活動等を行うことによる教育，研究および管理等について，学会としての責務・利益よりも，個人の利益を優先させる行為
19	理	日本地震学会	・地震学者の行動規範	制定：2006年10月6日	HP上で公開している	記載なし
20	工	日本機械学会	・日本機械学会倫理規定	制定：1999年12月14日　改正：2007年12月11日　利益相反（項目7）の作成・改訂については記載なし	HP上で公開している	記載なし
21	工	電気化学会	・社団法人電気化学会倫理規定	制定：2008年1月17日	HP上で公開している	会員自らの研究開発、審査、評価、判断などにおける、個人と組織、あるいは異なる組織間（本学会および本務所属機関、関係機関）の利益の衝突
22	工	日本原子力学会	・日本原子力学会倫理規程・憲章・行動の手引	制定：2001年9月25日　改正：①2003年1月28日②2005年11月25日③2007年9月19日④2009年11月26日（利益相反に関する条項の改正は②）	HP上で公開している	記載なし
23	他	東京大学	・東京大学利益相反ポリシー ・東京大学利益相反行為防止規則 ・東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール	・利益相反ポリシー 施行：平成16年2月17日 ・利益相反行為防止規則 施行：平成16年4月1日 ・利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール 施行：平成17年3月16日	HP上で公開している	「利益相反行為」とは、教育及び研究等に関する大学法人の教職員としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為。次に掲げる行為は、利益相反行為と推定する。 イ 大学としての教育並びに研究及びその成果の活用という目的にそぐわない、専ら兼業先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為　ロ 企業等との共同研究において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族が取締役、執行役、その他理事者を務める企業等に帰属せしめる行為　ハ 大学において指導する学生を、教育的な目的に反する産学官連携活動に従事させる行為

			自己申告の基準									対象者(○・・対象者)				
			①企業等の役員、顧問職等への就任	②株式の保有	③企業等からの特許使用料	④会議の出席(発表)等に対する日当(講演料など)	⑤企業等からの原稿料	⑥企業等が提供する研究費(受託研究費、奨学寄附金、委任経理金など)	⑦企業等が提供する寄付金(奨励寄付金等)	⑧その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)	備考	学会員	学会事務局の従業員	学会発表者	理事会・委員会等の出席者	左記の家族等
			1つの企業・団体からの報酬額が年間〇〇万円以上	〇1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、〇あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合	1つの特許権の使用料が年間〇〇万円以上	1つの企業等からの年間の講演料が合計〇〇万円以上	1つの企業等からの年間の原稿料が合計〇〇万円以上	1つの臨床研究の総額が年間〇〇万円以上	1つの企業・団体から支払われた総額が年間〇〇万円以上	1つの企業等から受けた報酬が年間〇万円以上						
1	医	日本癌学会	100万円以上	利益:100万円以上 保有:全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	
2	医	日本血液学会	100万円以上	利益:100万円以上 保有:全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上				○	○	
3	医	日本内科学会	100万円以上	利益:100万円以上 保有:全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上						
4	医	日本外科学会	100万円以上	利益:100万円以上 保有:全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	
5	医	日本産科婦人科学会	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–	–	–
6	医	日本眼科学会	※当該企業から報酬を受けている場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業への投資者である場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業への投資者である場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業から報酬を受けている場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業から報酬を受けている場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業から経済的支援を受けている場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業から経済的支援を受けている場合[受取額を4区分で申告]	※当該企業から経済的支援を受けている場合[受取額を4区分で申告]	受取額の申告区分(Ⅰ.0／Ⅱ.1～50万円未満／Ⅲ.50万～500万円／Ⅳ.500万円超)			○		○
7	医	日本医学放射線学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	臨床研究に代表者として参加している場合	200万円以上	5万円以上		○		○	○	○
8	医	日本麻酔科学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	200万円以上	200万円以上	30万円以上				○	○	

			自己申告の基準									対象者（○・・対象者）				
			①企業等の役員、顧問職等への就任	②株式の保有	③企業等からの特許使用料	④会議の出席（発表）等に対する日当（講演料など）	⑤企業等からの原稿料	⑥企業等が提供する研究費（受託研究費、奨学寄附金、委任経理金など）	⑦企業等が提供する寄付金（奨励寄付金等）	⑧その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）	備考	学会員	学会事務局の従業員	学会発表者	理事会・委員会等の出席者	左記の家族等
			1つの企業・団体からの報酬額が年間〇〇万円以上	〇1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、〇あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合	1つの特許権の使用料が年間〇〇万円以上	1つの企業等からの年間の講演料が合計〇〇万円以上	1つの企業等からの年間の原稿料が合計〇〇万円以上	1つの臨床研究の総額が年間〇〇万円以上	1つの企業・団体から支払われた総額が年間〇〇万円以上	1つの企業等から受けた報酬が年間〇万円以上						
9	医	日本腎臓学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○		○	○	
10	医	日本リウマチ学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	○
11	医	日本核医学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	臨床研究に代表者として参加している場合	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	
12	医	日本癌治療学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	50万円以上	50万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	
13	医	日本呼吸器外科学会	100万円以上	利益100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上	機器の無償貸与：個人あるいは所属科に対して1つの機器が100万円以上（手術室・検査室など施設の中央部門への機器については適応外）	－	－	－	－	－
14	医	日本乳癌学会	100万円以上	利益が100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	200万円以上	200万円以上	5万円以上		○		○	○	
15	医	日本血栓止血学会	100万円以上	利益が100万円以上、又は全株式の5%以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	臨床研究に代表者として参加している場合	200万円以上	5万円以上		○	○	○	○	
16	医	日本臨床腫瘍学会	100万円以上	利益が100万円以上、又は全株式の5%以上	－	50万円以上	50万円以上	200万円以上	－	－	専門的助言・証言：100万円以上	○	○	○	○	○

			自己申告の基準									対象者(○・・対象者)				
			①企業等の役員、顧問職等への就任	②株式の保有	③企業等からの特許使用料	④会議の出席(発表)等に対する日当(講演料など)	⑤企業等からの原稿料	⑥企業等が提供する研究費(受託研究費、奨学寄附金、委任経理金など)	⑦企業等が提供する寄付金(奨励寄付金等)	⑧その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)	備考	学会員	学会事務局の従業員	学会発表者	理事会・委員会等の出席者	左記の家族等
			1つの企業・団体からの報酬額が年間○○万円以上	○1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、○あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合	1つの特許権の使用料が年間○○万円以上	1つの企業等からの年間の講演料が合計○○万円以上	1つの企業等からの年間の原稿料が合計○○万円以上	1つの臨床研究の総額が年間○○万円以上	1つの企業・団体から支払われた総額が年間○○万円以上	1つの企業等から受けた報酬が年間○万円以上						
17	理	日本物理学会	−	−	−	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−
18	理	日本地質学会	−	−	−	−	−	−	−	−		○	○		○	○
19	理	日本地震学会	−	−	−	−	−	−	−	−		○			○	
20	工	日本機械学会	−	−	−	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−
21	工	電気化学会	−	−	−	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−
22	工	日本原子力学会	−	−	−	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−
23	他	東京大学	報酬額設定なし	保有%、利益額設定なし	30万円以上(大学以外からの特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、プログラムの著作権に基づく収入)	・10万円以上(取締役、執行役、その他の役職等就任以外の、学外の企業、国又は地方公共団体の行政機関、その他の団体のための活動) ・30万円以上(産学官連携活動の相手方企業等との間で、自身又は自身の2親等内の親族が、役員、コンサルティング、原材料の供給、代理店、雇用等の契約関係にある場合) ・金額設定なし(共同研究等、産学官連携活動の一環として、自身の指導する学生の学外の企業等の団体への派遣)			−		常勤の教職員 場合により、2親等内の親族を含む				

			資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員） 資金入手先をすべて公開しているか。	利益相反があった場合、その部門や者への措置
1	医	日本癌学会	「利益相反自己申告書」に各研究者が入手した資金の入手先を記入。申告書に「本申告書の内容は、社会的・道義的な観点から要請があった場合は公開することを承認します」という記載あり 公開の可否は案件ごとに審査	機関誌Cancer Scienceなどで発表を行う著者、学術集会等の発表予定者→深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合には、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの処分を検討する。また、学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、学会活動を停止あるいは会員資格を無効とすることができる。 学会役員、学術総会会長、総会幹事及びプログラム委員等→役員及び役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員においては、当該委員及び委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる
2	医	日本血液学会	[本学会が主催する講演会（年次総会、地方会主催学術講演会など）での臨床研究に関する発表・講演]筆頭発表者が、該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（臨床血液、International Journal of Hematology）などでの発表（総説、原著論文など）]投稿時に明らかにされたCOI状態を、論文末尾、Acknowledgmentsまたは Referencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は、原則として非公開。学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合、COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。	本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者→深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。 本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者→役員および役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。
3	医	日本内科学会	[本学会が主催する講演会（年次総会・講演会，生涯教育講演会），内科学の展望，市民公開講座，支部主催学術講演会などでの臨床研究に関する発表・講演]筆頭発表者が、該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などでの発表（総説，原著論文など）]投稿時に明らかにされたCOI状態を、論文末尾、Acknowledgmentsまたは Referencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は、原則として非公開。学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合、COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし（試行期間であり、実例がないため）	本学会の機関誌（Internal Medicine、日本内科学会雑誌）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者→深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理・医療安全委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。 本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者→役員および役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。
4	医	日本外科学会	[本学会の学術集会，シンポジウム，講演会，および市民公開講座などで発表・講演]演者が発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌Surgery Today，日本外科学会雑誌などで発表]著者が，投稿時に，明らかにした利益相反状態を，Conflict of Interest Statement としてまとめ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」などの文言を入れる。 [役員，委員長，会頭，次期会頭，特定委員会委員]当該申告者の利益相反状態について，疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の議論を経て，理事会の承認を得た上で，当該利益相反情報のうち，必要な範囲を学会内部に開示，あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	[本学会学術集会などでの発表]発表差し止め。 [本学会機関誌などでの発表]掲載差し止め。当該論文の掲載後に判明の場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知。 [重大な遵守不履行]日本外科学会理事会において、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合、その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 ① 日本外科学会が開催するすべての集会での発表の禁止② 日本外科学会の刊行物への論文掲載の禁止③ 日本外科学会の学術集会の会頭・次期会頭就任の禁止④ 日本外科学会の理事会，委員会，作業部会への参加の禁止⑤ 日本外科学会の代議員の除名，あるいは代議員になることの禁止⑥ 日本外科学会会員の除名，あるいは会員になることの禁止
5	医	日本産科婦人科学会	記載なし	記載なし
6	医	日本眼科学会	○公表の基準 利益相反のカテゴリーにより以下のように定める. カテゴリークラス F：Ⅳ以上　I：すべて(金額評価不能の場合も含む)　E：すべて(金額に依存しない)　C：Ⅳ以上　P：すべて　R：Ⅳ以上(金額評価不能の場合も含む) ○公表の方法 論文：筆頭著者名・共著者名、カテゴリーおよび企業名。抄録：筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーおよび企業名。講演・ポスター：筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーと企業名を2枚目のスライドまたはポスター内に明示する. カテゴリークラスは、ARVO（The Association for Research in Vision and Ophthalmology）の基準および厚生労働省・医薬品医療機器総合機構での委員会委員の利益相反に関する規定を参考に設定。	利益相反委員会(仮称)において本基準逸脱事例に対する適切な対応をする.
7	医	日本医学放射線学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などでの発表・講演]筆頭演者および当該臨床研究責任演者が発表時、利益相反状態の有無、利益相反が有る場合にはその内容を、利益相反委員会の指示を受けた主催者の提示する方法に従って、発表スライドあるいは展示ポスター等に開示 [本学会の学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」での発表]著者が明らかにした利益相反状態を論文末尾、References、「文献」の直前の場所に明記。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言を入れ、その旨を明記 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者]当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 ① 日本医学放射線学会が開催するすべての集会での発表の禁止② 日本医学放射線学会の刊行物への論文掲載の禁止③ 日本医学放射線学会の学術集会の会長就任の禁止④ 日本医学放射線学会の理事会，委員会，作業部会への参加の禁止⑤ 日本医学放射線学会の代議員の除名，あるいは代議員になることの禁止⑥ 日本医学放射線学会会員の除名，あるいは会員になることの禁止
8	医	日本麻酔科学会	[学術集会，シンポジウム，講演会，市民公開講座等の発表・講演]発表スライドあるいはポスター等に，利益相反状態にある企業等の名称を表示 [理事長・理事・監事並びに学術集会会長]所定の手続を経て開示・公開されることにつき，予め同意する. 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	理事会は，申告が不遵守・不履行に該当すると判断した時，その程度に応じて，期間を定めて次の措置を取る. (1)当該申告者に対し，正確な申告をなすよう指導，勧告し，今後正確な申告をなす旨の誓約書を作成させること．(2)この法人が開催する学術集会等での発表・講演の禁止．(3)この法人の刊行物への論文等の掲載の禁止．(4)この法人の学術集会会長への就任の禁止．(5)この法人の理事会，委員会への出席の禁止．(6)この法人の会員になろうとする者に対し，不承認をなすこと．(7)この法人の会員からの除名につき，総会に議決を求めること.

			資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員） 資金入手先をすべて公開しているか。	利益相反があった場合、その部門や者への措置
9	医	日本腎臓学会	[学術集会等での発表]最初か最後にスライドで、またポスター発表の場合は最後の部分で開示 [学会が主催するセミナーや講演会、市民公開講座での発表・講演]講演や発表を行う際に、過去1年間における利益相反状況の有無を開示 [本学会の学会誌への論文発表、刊行物やガイドラインの執筆]論文発表、刊行時 [理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員など]当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的、法的問題が生じた場合は、倫理委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な部分を学会内部に開示するか、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	理事会では、重大な不遵守事項があると判断した場合は、一定期間以下の措置を取ることが出来る。 ① 日本腎臓学会が主催する全ての集会での発表禁止② 日本腎臓学会の刊行物への論文掲載の禁止③ 学術集会会長への就任の禁止④ 理事会、幹事、委員会などへの参加の禁止⑤ 評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止⑥ 会員の除名、あるいは会員になることの禁止 プログラム委員長・委員は、利益相反状態に問題がある演題については発表をさしとめる。 編集委員会委員長・委員・査読委員などは、発表論文が利益相反状態に問題があると判断した場合は掲載を差し止める。当該論文の掲載後に本利益相反マネージメント指針に反する事態が確認された場合は、当該刊行物に、編集委員長名でその由を公知。
10	医	日本リウマチ学会	[本学会が主催する講演会（年次総会、アニュアルコースレクチャー、教育研修会、支部学術集会）市民公開講座等で、臨床研究に関する発表・講演を行なう場合]筆頭発表者は発表スライドの最初に、あるいはポスターの最後に該当するCOI の有無、及び有の場合はその状態を開示 [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで、論文（総説、原著論文等）の発表を行なう著者]論文の投稿時に投稿規程に定める「Conflict of Interest Statement」の記載内容：論文内、References の前に掲載。規定されたCOI 状態がない場合は、「Conflict of interest statement: None」の文言が同部分に記載。 採択後に明らかにするCOI 状態：論文非掲載。 COI 情報は、原則として非公開とする。理事長は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動に関して、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲でCOI 情報を学会の内外に開示若しくは公表 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反マネジメント小委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反マネジメント小委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会（仮称）を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。利益相反マネジメント小委員会で審議し、理事会に諮ることになると考えられるが、現時点で事例の発生なし。	[本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者]当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなど。既に発表された後に問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回など。 理事会において、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の事項の全てまたは一部の措置を取ることができる。 （1）日本リウマチ学会が開催するすべての講演会での発表の禁止（2）日本リウマチ学会の刊行物への論文掲載の禁止（3）日本リウマチ学会が開催する講演会の会長就任の禁止（4）日本リウマチ学会の理事会、委員会、および作業部会への参加の禁止（5）日本リウマチ学会の評議員の資格停止、あるいは評議員になることの禁止（6）日本リウマチ学会の会員の資格停止、あるいは会員になることの禁止
11	医	日本核医学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行なう場合]筆頭発表者は発表スライドあるいは展示ポスターの最後に開示 [本学会の学会機関誌「Annals of Nuclear Medicine」及び「核医学」で発表を行う著者]規定された利益相反状態にある企業や団体が存在する場合には、その企業名や団体名をタイトルページのFootnoteあるいはAcknowledgementsに記載。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」「COIに該当なし」などの文言を入れ、その旨を明記する。 [役員等（日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長）および利益相反委員会委員]当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	[日本核医学の関連学術集会で臨床研究成果が発表される場合]学術集会の会長やプログラム委員長、プログラム委員、査読委員が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果、本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究の成果が日本核医学の刊行物などで発表される場合]編集委員会は利益相反委員会の検証に基づき、その結果が本指針に反する場合には掲載を差し止め。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知。 理事会が重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の措置の全て又は一部を執行。 ① 日本核医学会が開催するすべての集会での発表の禁止② 日本核医学会の刊行物への論文掲載の禁止③ 日本核医学会の学術集会の会長就任の禁止④ 日本核医学会の理事会、委員会、部会への参加の禁止⑤ 日本核医学会の評議員の解任、選任の禁止⑥ 日本核医学会会員の除名、入会の禁止
12	医	日本癌治療学会	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合]筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本法人の機関誌International Journal of Clinical Oncology（IJCO）その他本法人刊行物で発表を行う者]Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員，会長，次期会長，次々期会長，委員長，特定委員会（編集委員会，プログラム委員会，臨床試験委員会，癌保険診療対策委員会，倫理委員会，がん診療ガイドライン策定に関わる委員会，がん診療ガイドライン評価委員会，利益相反委員会）委員）]当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に開示，あるいは社会へ公開	[JSCO／JSMOで臨床研究成果が発表される場合]プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSCO／JSMO刊行物などで発表される場合]編集委員会は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する場合には掲載を差し止め。 JSCO／JSMO理事会が，重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には，その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 (1) JSCO／JSMOが開催するすべての集会での発表の禁止(2) JSCO／JSMOの刊行物への論文掲載の禁止(3) JSCO／JSMOの学術集会の会長就任の禁止(4) JSCO／JSMOの理事会，委員会，作業部会への参加の禁止(5) JSCO／JSMOの評議員の除名，あるいは評議員になることの禁止(6) JSCO／JSMO会員の除名，あるいは会員になることの禁止
13	医	日本呼吸器外科学会	[学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合] 日本呼吸器外科学会会員あるいは日本呼吸器外科学会が主催あるいは共催する学術集会で発表する者は、当該集会の責任者（会長など）が定める方法（演題応募抄録に記載する、集会における抄録集に記載、あるいは口演・講演の1 枚目のスライドなどに記載）によって開示。 [論文や刊行物で公表する場合] 編集責任者（委員長など）が指定する書式（投稿規程など）にそって開示。 理事会は対象者に重大な指針違反があると判断した場合には社会に対して説明を行う。なお、公開の範囲の決定と方法は理事会がこれを行う。	[学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合、論文や刊行物で公表する場合]学術集会の責任者（総会会長、セミナー会長など）と学会誌編集委員長は、本指針に反する場合は発表を差し止める、あるいは利益相反委員会に諮問。 [利益相反委員会]対象者の利益相反開示に疑義が指摘された場合には、当該責任者に適切な改善措置を通知。 理事会は対象者に重大な指針違反があると判断した場合には，その違反の程度に応じて一定期間，次の措置の全てまたは一部を講ずることができる．(1)本学会が開催するすべての講演会での発表禁止(2)本学会の刊行物への論文掲載禁止(3)本学会が開催する学術集会の会長に就任することを禁止(4)本学会の理事会，委員会，作業部会への参加禁止(5)本学会の評議員の解任，あるいは評議員になることの禁止(6)本学会会員より除名，あるいは入会の禁止
14	医	日本乳癌学会	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合]筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターに公開 [本法人の機関誌Breast Cancerその他本法人刊行物で発表を行う者]Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員（理事及び監事），会長，次期会長並びに特定委員会（編集委員会，学術委員会，保険診療委員会，倫理委員会，診療ガイドライン委員会，診療ガイドライン評価委員会及び（仮称）利益相反委員会）委員）]当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に又は社会へ公開 本法人は，自ら関与する場にて発表された臨床研究に，本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合，利益相反委員会および理事会の議決を経て，本指針違反の事実を公表。	理事会は、利益相反委員会の上申に基づいて指針違反者に対して改善の勧告を行う。指針違反者が勧告に従わない場合は、定款上の懲罰、役員の解任の手続きを求める。これらの事由に該当しない場合でも、その違反の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 ① 本法人が開催するすべての集会での発表の禁止② 本法人の刊行物への論文掲載の禁止③ 本法人の学術集会の会長就任の禁止④ 本法人の理事会，委員会，作業部会への参加の禁止
15	医	日本血栓止血学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う場合]発表スライド、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の学会誌「日本血栓止血学会誌」（Japanese Journal of Thrombosis and Hemostasis）などで発表を行う著者]投稿時に明らかにされたCOI 状態は論文末尾、References の直前の場所に印刷。規定されたCOI 状態がない場合は、同部分に、「The authors indicated no potential conflicts of interest.」などの文言を入れる。 [役員等（理事、学術集会会長、監事、幹事、編集委員長、学術推進・標準化委員会委員および部会長）]当該申告者のCOI 状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、COI 委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該COI 情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開	[JSTH で臨床研究成果が発表される場合]学術集会企画委員会委員長・委員および査読委員は、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果によっては本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSTH 刊行物などで発表される場合]編集委員会は、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果によっては本指針に反する場合には掲載を差し止め。 JSTH 理事会が、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置の全て又は一部を取る。 ① JSTH が開催するすべての集会での発表の禁止② JSTH の刊行物への論文掲載の禁止③ JSTH の学術集会の会長就任の禁止④ JSTH の理事会、委員会、部会への参加の禁止⑤ JSTH の評議員の解除、あるいは評議員になることの禁止⑥ JSTH 会員の解除、あるいは会員になることの禁止
16	医	日本臨床腫瘍学会	[学会が催す学術集会、学会が発行に関与する学会誌等（学術集会の抄録を含む）において発表を行う場合]当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表 利益相反情報は、原則として非公開。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に開示若しくは公表。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反問題管理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	[JSCO／JSMOで臨床研究成果が発表される場合]プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSCO／JSMO刊行物などで発表される場合]編集委員会は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する場合には掲載を差し止め。 [委員会委員候補者へ委嘱する場合]当該委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回。 JSCO／JSMO理事会が，重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には，その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 (1) JSCO／JSMOが開催するすべての集会での発表の禁止(2) JSCO／JSMOの刊行物への論文掲載の禁止(3) JSCO／JSMOの学術集会の会長就任の禁止(4) JSCO／JSMOの理事会，委員会，作業部会への参加の禁止(5) JSCO／JSMOの評議員の除名，あるいは評議員になることの禁止(6) JSCO／JSMO会員の除名，あるいは会員になることの禁止

			資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員） 資金入手先をすべて公開しているか。	利益相反があった場合、その部門や者への措置
17	理	日本物理学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
18	理	日本地質学会	記載なし	利益相反委員会が利益相反の状況にある、または利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該自己申告者に対し、学会活動等の是正または改善、もしくは中止の勧告を実施、当該勧告に係る措置に関し返答を要請。 勧告を受けた自己申告者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、会長に報告。 会長は当該自己申告者に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずる。
19	理	日本地震学会	記載なし（明文化されていない）	委員会によって以下の措置が理事会へ提案され，理事会において定款所定の必要な手続きを経て措置実施 (1) 定款第9条に基づく除名(2) 会員資格の停止（但し，これにより会費納入義務は免れない．）(3) 定款第17条に基づく役員の解任(4) 役員資格の停止(5) 定款第21条に基づく代議員の解任(6) 代議員資格の停止(7) その他不正行為の排除のために必要な措置
20	工	日本機械学会	記載なし（明文化されていない）	利益相反 がある場合には，説明責任と公明性を重視して，雇用者や依頼者に対し利益相反についての情報をすべて開示。
21	工	電気化学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
22	工	日本原子力学会	記載なし	記載なし
23	他	東京大学	教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開。	教職員の行為が本規則に違反した場合、第6条第2項に定める利益相反委員会の勧告に基づき、総長は以下の措置を実施。 (1) 指導(2) 注意(3) 厳重注意(4) 産学官連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除措置 本規則に違反する教職員の行為が東京大学教職員就業規則(平成16年規則第11号)に規定する懲戒事由に該当する場合は、利益相反委員会は当該教職員に対する懲戒処分を行うことを総長に勧告。

			利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー	申告のタイミングと見つけ方	
				見つけようとするタイミング	見つけ出す部門
1	医	日本癌学会	①自己申告による利益相反情報の癌学会への提出 提出された自己申告書を事務局にて該当の有無を確認 ②利益相反委員会による審査（明示的な記載なし） 該当有のケースに関して、年2回の利益相反委員会定例会にて審査	自己申告のタイミング 発表・講演の前、論文投稿時、学会役員新就任時・就任後1年ごと、学術総会会長・総会幹事・プログラム委員長選任時	利益相反委員会
2	医	日本血液学会	①自己申告による利益相反情報の日本血液学会への提出 [本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者] ②疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ③深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] ②COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ③理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。	自己申告のタイミング 発表・講演抄録登録時、発表前、役員・委員・従業員新就任時、役員・委員・従業員就任後1年ごと、発表等の際は学会発表スライドの最初、ポスターの最後。論文末尾にCOI状態を開示	利益相反委員会、理事会
3	医	日本内科学会	①自己申告による利益相反情報の日本内科学会への提出 [本学会の機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などで発表を行う著者，ならびに本学会講演会などの発表予定者] ②疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ③深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員，各種委員会委員長，COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] ②COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ③理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし（試行期間であり、実例がないため）	自己申告のタイミング 発表・講演抄録登録時、発表前、役員・委員・従業員新就任時、役員・委員・従業員就任後1年ごと、発表等の際は学会発表スライドの最初、ポスターの最後。論文末尾にCOI状態を開示	利益相反委員会、理事会
4	医	日本外科学会	①自己申告による利益相反状態の日本外科学会への提出 ②定期的に開催される利益相反委員会にて審議、理事会に上申。 事例毎に検討するため、特に具体的な手続き等の設定なし（まだ事例の発生なし）	利益相反委員会（定期的に開催。平成21年度は6月23日，11月16日開催）	利益相反委員会、理事会
5	医	日本産科婦人科学会	記載なし	記載なし	記載なし
6	医	日本眼科学会	①自己申告による利益相反情報の日本眼科学会への提出 ②利益相反委員会(仮称)において適切な対応を実施（詳細不明） 日本眼科学会の利益相反規定は、昨年度の学術集会で試行を終え、今年度の学術集会で正式に実施となるため、逸脱事例等を含めた今後の対応に関しては、利益相反検討委員会にて検証の段階である。	記載なし	利益相反委員会(仮称)
7	医	日本医学放射線学会	①自己申告による利益相反情報の学術集会、シンポジウム、講演会等の主催者、学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」の編集者、学会への提出 [本学会の機関誌Japanese Journal of Radiology などで発表を行う著者、ならびに本学会学術集会等の筆頭演者] ②受理先において審査。重大な利益相反があった場合には、利益相反委員会に審査を依頼。 ③利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ④深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は倫理委員会に諮問、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] ②疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合、利益相反委員会において議論。利益相反委員会委員長が文書をもって理事長に報告 ③理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	自己申告のタイミング 発表・講演抄録登録時、学会機関誌投稿時、役員・委員新就任時、役員・委員就任後1年ごと 学会発表の際はスライドあるいは展示ポスター等に開示 論文投稿の際は論文末尾、References、「文献」の直前の場所に明記	利益相反委員会、倫理委員会、理事会
8	医	日本麻酔科学会	①自己申告による利益相反情報の日本麻酔科学会への提出 ②理事会は，当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け，その疑義を審議し，判断をなす．必要と認める時，利益相反委員会に対し，諮問．理事会は審議の途中において，重要かつ重大な違反がある虞があり，並びに緊急措置として必要と認めた時，同対象者に対し，学術集会等の発表・講演を中止させる措置をなす． ③理事会の諮問を受けた場合，利益相反委員会は理事会に対し答申をなす．その為に必要な調査及び聴聞等をなす． 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	自己申告のタイミング 学会発表の際にスライドあるいはポスター等に，利益相反状態にある企業等の名称を表示	理事会、利益相反委員会

				利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー	申告のタイミングと見つけ方	
					見つけようとするタイミング	見つけ出す部門
9	医	日本腎臓学会		①自己申告による利益相反情報の日本腎臓学会への提出 ②自己申告書にて利益相反状態に問題がある場合は、本学会の倫理委員会にて評価 ③必要があると判断した場合は、申告者の関与する活動の実施に利益相反が影響を与えることのないようにするための意見書を作成し、当該利益相反状態に関する委員会の見解、および適切な措置（利益相反の開示、活動の中止や内容の変更、自己申告書以外の定期的な報告、監視、モニタリングなど）を申告者に勧告。 ④倫理委員会では審議の結果を理事長に上申し、理事長は、倫理委員会の答申に基づいて、会員に対して改善措置などを指示。 理事会の諮問を受けた場合，利益相反委員会は理事会に対し答申をなす．その為に必要な調査及び聴聞等をなす． ⑤評価、適切な措置実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし（現在、役員等、重要な役職者のみ自己申告書提出。未開封で施錠管理のもとで保管しており、未評価）	自己申告のタイミング 学術集会の演題募集や抄録提出時、講演や発表を行う時、論文投稿時、理事・監事・幹事・委員新就任時、就任後1年毎（在任中に新たな利益相反状況が発生した場合は、8週間以内） 学会発表の際は最初か最後にスライドで、またポスター発表の場合は最後の部分で開示 論文投稿：自己申告すべき内容がない場合は、論文の末尾、またはAcknowledgmentsの後に、『利益相反自己申告：申告すべきものなし』などと記載。自己申告すべき内容がある場合は、文章形式で自己申告を行うか、自己申告書を用いて開示。	倫理委員会
10	医	日本リウマチ学会		①自己申告による利益相反情報の日本リウマチ学会への提出 [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者] ②学術講演会の担当責任者（会長等）、Modern Rheumatology 編集委員会において、本指針に沿ったものであることを検証。対処については、理事会を通じて利益相反マネジメント小委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示。 ③緊急性があり、かつ重大と見込まれる疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反マネジメント小委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ④緊急性があり、かつ重大と見込まれる利益相反状態があり、説明責任が果たせないと見込まれる場合には、理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、COI 自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] ②申告されたCOI 事項に違反があると指摘された場合、利益相反マネジメント小委員会委員長は文書をもって理事長に報告 ③理事会は当該指摘を承認するか否かを議決 学術集会演題発表については、2011年の第55回学術集会より、COI状態の開示、及び規定該当者は自己申告を義務付けており、それに関する審議は学会長を含めた利益相反マネジメント小委員会で、1月末実施予定。MRへの投稿論文に関しては、MR編集委員会で審議。問題がある場合は利益相反マネジメント小委員会に諮られるが、現在まで事例の発生なし。	自己申告のタイミング 講演会等抄録提出時、機関誌投稿時及び採択後、役員・委員・職員就任前、就任後1年ごと（新たなCOI 状態が生じた場合には、発生した時点から8週間以内） 学会発表時はスライドの最初に、あるいはポスターの最後に該当するCOI の有無、及び有の場合はその状態を開示 論文投稿時は論文内、References の前に掲載	学術講演会の担当責任者（会長等）、Modern Rheumatology 編集委員会、理事会、利益相反マネジメント小委員会
11	医	日本核医学会		①自己申告による利益相反情報の日本核医学会への提出 ②利益相反委員会において、全ての事業や会員等の利益相反状態を審査 ③指針に反する事態が生じた場合には理事会に上申。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	自己申告のタイミング 発表・講演演題応募、抄録提出時、機関誌投稿時、役員等・利益相反委員会委員、新就任時、就任後1年ごと 学会発表の際スライドあるいは展示ポスターの最後に開示 論文投稿の際タイトルページのFootnoteあるいはAcknoeledgementsに記載	利益相反委員会、理事会
12	医	日本癌治療学会		①自己申告による利益相反情報の日本癌治療学会（JSCO）への提出 ②本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会（以下，所轄委員会と略記）にて審議し，理事会に上申。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	自己申告のタイミング 発表・講演演題応募または抄録提出時、機関誌投稿時、役員等新就任時，就任後は1年ごと 学会発表の際はスライド，あるいはポスターの最後に開示 論文投稿の際は論文末尾に印刷	利益相反を管轄する委員会、理事会
13	医	日本呼吸器外科学会		①自己申告による利益相反の呼吸器外科学会への提出 ②理事会による審議、承認あるいは不承認 ③[学術集会の責任者（総会会長、セミナー会長など）と学会誌編集委員長]発表者に利益相反に関する開示を求め、疑義がある場合は対象者に改善措置を求める ④[利益相反委員会]対象者の利益相反開示に疑義が指摘された場合には、理事会に調査を行うことを報告。当該責任者に適切な改善措置を通知するとともに調査結果と改善措置を理事会に報告 ⑤理事会は利益相反委員会の報告を受けて倫理委員会に審議を諮問し、答申を受けて審議を行い、必要な措置を講ずる	演題応募抄録への記載、講演の１枚目のスライドなどに記載 事務局職員：就職時 役員・委員・部会部員：就任時、修正申告時	理事会、学術集会の責任者、学会誌編集委員長、利益相反委員会
14	医	日本乳癌学会		①自己申告による利益相反情報の日本乳癌学会への提出 ②本指針に違反し、利益相反状態の適切な開示がなされなかった場合又は開示された利益相反状態が虚偽であった事態が判明した場合には，利益相反委員会にて審議し，結果を理事会に上申。	自己申告のタイミング 発表・講演抄録提出時、機関誌投稿時及び掲載許可時、役員等新就任時、就任後は1年ごと 学会発表の際は発表スライド，あるいはポスターに公開 論文投稿の際は論文末尾に印刷	利益相反委員会、理事会
15	医	日本血栓止血学会		①自己申告による利益相反情報の日本血栓止血学会（JSTH）への提出 ②本指針に反する事態が生じた場合には、COI を管轄する委員会（以下、COI 委員会と略記）にて審議し、理事会に上申	自己申告のタイミング 発表・講演演題応募・抄録提出時、学会誌投稿時、役員等新就任時、就任後は1 年ごと 学会発表の際はスライド，あるいはポスターの最後に開示 論文投稿の際は論文末尾、References の直前の場所に印刷	利益相反委員会、理事会
16	医	日本臨床腫瘍学会		①自己申告による利益相反情報の日本臨床腫瘍学会(JSMO)への提出 ②本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会（以下，所轄委員会と略記）にて審議し，理事会に上申。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	自己申告のタイミング 研究発表前、理事・監事就任前、その他必要に応じて（利益相反状態に変動が生じた時など） 集会、学会誌等において当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表	利益相反を管轄する委員会、理事会

			利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー	申告のタイミングと見つけ方	
				見つけようとするタイミング	見つけ出す部門
17	理	日本物理学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
18	理	日本地質学会	[利益等に係る理事，会員，職員等] ①その職務に関して次の各号に掲げる場合には，利益相反委員会が定める様式により，当該利益相反マネージメントの内容を利益相反委員会または理事会に開示． 1）何らかの利益相反事項が発生していると認められるため，検討が必要な場合． 2）将来において利益相反の発生が予想される場合． ②開示内容に関して，利益相反委員会または理事会の助言により広義の利益相反の観点から対処が必要な場合には，当該利益相反に対処	随時及び定期	利益相反マネージメント委員会、理事会
19	理	日本地震学会	○理事 ①競業利益相反取引をしようとする場合，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得る．②理事会の承認を得て前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告． ○会員 ①会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者による，事務局窓口への申立て（報道等により不正行為等の疑いが指摘された場合なども同様の手続き） ②窓口の責任者による，会長および委員会委員長への報告③委員会による速やかな予備調査実施④委員会による，予備調査結果の理事会への報告，結果の概要の申立者及び被申立者への通知⑤（不正行為等が存在）理事会による，予備調査報告に基づいた，委員会への小委員会設置請求（不正行為等が存在しない）理事会による，申立者及び被申立者への結果の通知⑥小委員会において，速やかに調査（(1) 関係者からの聴取(2) 関係資料，実験試料等の調査(3) その他調査に合理的に必要な事項）実施，結果の委員会への報告⑦委員会において，小委員会からの報告に基づき，不正行為等の有無及び程度について審理・裁定実施，その結果を理事会に報告	○理事 競業利益相反取引に関する理事会へ自己申告時 ○その他会員 会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者による，事務局窓口への申立て時 報道等による不正行為等の疑いの指摘時	理事会、事務局
20	工	日本機械学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
21	工	電気化学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
22	工	日本原子力学会	記載なし	会員が，雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際，利害関係の相反の恐れのある業務については，雇用者又は依頼者にその事実を開示する時	雇用者又は依頼者
23	他	東京大学	①産学官連携活動に携わる教職員による、利益相反に関する自己申告書の各部局を通じた利益相反委員会への提出（年度末） ②利益相反ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、東京大学の規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、大学の利益を守るため大学の措置の原案作成。 ③総長による、利益相反委員会の原案に基づいた不利益処分の決定	自己申告のタイミング ・産学官連携活動に携わる教職員が、年度末に、利益相反に関する自己申告書を各部局を通じて利益相反委員会へ提出 ・産学官連携活動に携わる教職員が、産学官連携活動に関する報告書を利益相反アドバイザリー機関に提出	利益相反委員会

1.4　調査結果

1.4.1　海外の主要なリスク評価機関等を対象とする情報の収集・整理等

次頁以降に記載した。

	分類（地域）	組織名	URL	機関の設置根拠	機関の組織・構成図（*）	リスク管理機関との関係(*)	各部門が担当する業務(*)	各部門の人数	最近の機関構成の見直し年月日	最近見直した内容
	参考	参考		登記や法令など明文規定の全文（日本語による正確な翻訳文を対訳として添付。特に、shall、should、must、may等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は、引用先についても同様。	機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること	別組織か、同一組織か、独立性があるかないか、上位機関を介して実はつながっているのか	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。			
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	http://www.nih.gov/	IRBは、臨床試験の参加者の安全と権利を守ることを目的とした委員会である。米国厚生省（Department of Health and Human Services: DHHS）からの支援を受けて臨床試験をおこなう医療機関は、連邦規則集45編46部（被験者の保護）およびDHHSの臨床試験保護室（Office of Human Research Protections: OHRP）が規定したその他の機関の基準に準拠する必要がある。特に、連邦規則集45編46部はIRBを設立することを要件としているため、NIHの内部研究プログラム（Intramural Research Program）は、所内に11のIRBを設立している 。	IRBは、臨床試験を行うNIH傘下研究所（Institute & Center: IC）ごとに設置されている（ただしNIDDKとNIAMSのみ、合同で1つのIRBを設置）。各IRBの委員長およびメンバーは、IRBが所属する研究所の科学部長（IC Scientific Director）との協議のもと各研究所の臨床部長（IC Clinical Director）によって指名され た後、内部研究副所長（Deputy Director for Intramural Research: DDIR）によって1年から3年の任期（更新可能）で任命される。IRBは最低5人のメンバーで構成されなければならず、公共衛生サービスに関与していないメンバー、非科学分野を専門とするメンバー、専門が統計学のメンバーが最低1人（重複可）含まれている必要がある 。	IRBは、被験者を必要とする研究活動が被験者に及ぼすリスクを評価し、更に当該研究の是非を決める権限を持っている。	IRBは、臨床試験を行うNIH参加研究所ごとに設置されている。	45人以上と推測される。	現在、新たなモデルを試行中。	IIRB連合と呼ばれる新たなモデルを試行中。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	http://www.fda.gov/	食品医薬品局（U.S. Food and Drug Administration: FDA）は厚生省（Department of Health and Human Services: HHS）傘下の機関である 。FDA設立の発端は、州際商業で流通する食品と医薬品について、偽りの商標の使用や混ぜ物の入った粗悪品の販売を禁止する、1906年の純粋な食品と医薬品法（1906 Pure Food and Drugs Act、ワイリー法とも呼ばれる）の成立にある。同法の制定に尽力したのがFDAの前身である農務省化学局（Bureau of Chemistry of the U.S. Department of Agriculture）の局長であったハービー・ワシントン・ワイリー氏（Harvey Washington Wiley）で、後にこの農務省化学局長のポジションが変遷を経てFDA局長となった 。	＜FDA組織図あり＞ FDAは公衆衛生の保護と促進を支援することを目的に、外部専門家によって構成される諮問委員会（Advisory Committees）を設置している。科学、技術、政策に関わる課題について専門家の独立した助言をまためたか、諮問委員会はFDA内機関と直接の関わりを持っておらず、FDA局長オフィス（Office of Commissioner）下の諮問委員会プログラム（Advisory Committee Program）が諮問委員会の管理を担当している。諮問委員会及び諮問委員会内に設置されたパネルの数は49に及ぶ 。	諮問委員会は、食品や医薬品、医療機器などFDAが管轄する分野に関するリスクを調査したり、特定の製品に対する承認申請があった際には、そのリスク評価を行っている 。リスク評価の結果は、FDA内でリスク管理を担当する部署が利用していると見られる。	–	各諮問委員会委員会は12名のメンバーで構成されているが、リスク評価の審議が行なわれる度に、メンバー以外の外部専門家も召集されている。召集される専門家の人数は通常8名で、うち1名は特定の産業の代表者となっている。この人物は、諮問委員会が推奨する要件を遵守するには費用がかかりすぎるなど、産業全体の意見を代弁する役割を担っており、リスク評価における採決には参加できない 。	これに関する回答は得られなかった。	
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	http://www.fda.gov/Food/default.htm	FDA は、6つの製品センター、2つの事務局、および研究所から成り 、これらの製品センターのうちのひとつである食品安全性・応用栄養センター（Center for Food Safety and Applied Nutrition: CFSAN）が食品と化粧品の安全性確保を担当している 。食品の安全性に関するCFSANの主な責務は、食品や食品添加物、バイオ技術で開発された原料などの安全性の確認、シーフードとジュース類のハセップ（HACCP）規制の実施、食中毒や化学汚染物質、バイオ汚染物質などに関連する健康上のリスクに対処する規制や研究プログラムの実施、食品の適切なラベル表示に関する規制と活動、栄養補助食品や人工エキルク、医療食品などに関する規制や政策の実施などである 。	＜FDA組織図、CFSAN組織図あり＞ CFSANは、FDAにある6つのセンターのうちのひとつであり、リスク評価を実施している。	CFSANでは、規制政策・社会科学部（Office of Regulatory Policy and Social Science: ORPSS）がリスク管理を担当している。リスク評価に関する情報を提供するOARSAと、リスク管理を担当するORPSSは、両方とも規制関係担当副所長（Deputy Director for Regulatory Affairs）のもとに置かれている。	ORPSSはCFSANが作成する規制とガイダンスの調整と開発を担当し、食品と化粧品の安全性に関する法的措置の立案や、連邦議会に提出される関連法案の草稿のレビュー、連邦議会やFDAが食品・化粧品法案を作成する際の専門的支援の提供などの作業を行なっている。また、食品に関する繊維な問題や議論、複雑な課題などについて、モニタリングや調整を行ったり、CFSANや米国政府の諮問機関としての機能を果たしている 。	CFSANには、センター長や各部門のディレクターなど16人の高官がいるほか 、化学、微生物学、毒性学、食品技術、病理学、分子生物学、薬理学、栄養学、疫学、数学、衛生学など様々な分野の専門家や、医師、獣医、事務員など、800人以上の職員が勤務している 。また、OFDCERには8名の職員がいる 。	数年前	数年前にCFSANは再編され、それまでは他のオフィスに分散していたチームを集めて、OFDCERをCFSAN内に設置している 。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	http://www.epa.gov/ncea/	NCEAは、人体及び環境に悪影響を与える可能性がある汚染物質のリスク評価を行うことを目的とした機関である 。最新の研究成果を統合し、EPAの政策立案の基盤となる科学的情報を提供するための技術報告書を作成しているほか、リスク評価を定量的に行う手法やツールを策定するための研究を実施している 。NCEAの模擬法は確認できていない。	＜ORD組織図あり＞ NECAは、EPAの研究開発局（Office of Research and Development: ORD）に所属する7つの国立センターの1つに位置づけられている。	NCEAは、リスク評価の結果を、EPA内のリスク管理機関に提供している 。NCEAは規制当局と定期的に連絡を取り、どのような化学物質のリスク評価が必要かを見定めている 。	科学安全・汚染予防局（Office of Chemical Safety and Pollution Prevention: OCSPP）に所属する農薬プログラム局（Office of Pesticides Programs: OPP）は、農薬の規制を担当するリスク管理機関であるとともに、担当する規制で規定された化学物質のリスク評価も実施している。OPPは、NCEA のリスク評価情報を参照するが、独自のリスク評価を実施する場合もある。	文献調査、インタビュー結果において情報が得られなかった。	文献調査、インタビュー結果において情報が得られなかった。	文献調査、インタビュー結果において情報が得られなかった。
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	http://www.epa.gov/aboutepa/ocspp.html	OPPは、食品の安全性を守ることを目的に、米国内における農薬の使用量を規制し、食品に含まれる農薬の最大許容量を決定しているリスク管理機関である 。またOPPは、米国内で使用される農薬に関するリスク評価を実施し、それぞれの物質について使用可能な対象となる農作物、使用量、使用期間、保管・破棄方法といった安全性の評価を実施（上記で、それらの登録（新規登録もしくは再登録）を行うというリスク評価の機能も備えている 。このほか、OPPの活動には、農薬の使用に関する情報公開や、官民共同の「農薬リスク」軽減プログラムの実施等が含まれている 。	＜OPP組織図あり＞ OPPは、局長オフィス（Office of Director）の下に9つの部門が並ぶ組織構成となっている。	農薬の安全性について、OPPはリスク評価とリスク管理の両方を担当している。また、リスク管理については、OPPだけでなく、各州政府の農業課等も担当している 。	–	合計323名の職員によって構成されている 。	近年、OPPにおいて大幅な組織改革が行われたことはない 。	
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/branch-dirgen/hpfb-dgpsa/index-eng.php	HPFBは、カナダ保健省傘下の部門の1つで、健康製品（医薬品、医療機器、ビタミン剤や漢方などの自然健康製品など）及び食品における健康関連のリスク及び恩恵を管理する役割を担っている 。以下の活動を通して、カナダ市民の健康維持・向上に貢献することを目的とする 。 · 以下に関する評価及びモニタリングを実施する。 o 健康製品の安全性、質、及び効能 o 食品の安全性及び質 o 獣医薬品の安全性、質、及び効果 · 栄養・食品に関する政策や基準を策定し、普及させる。 · カナダ市民が健全な意思決定を行えるように、証拠に基づいた信頼性の高い情報を適時に提供する。 · 健康製品や食品、栄養に関連した公衆衛生や安全性に関する課題を予測・対応する。 HPFBは2000年に設立された。以前は、健康保護部門（Health Protection Branch）が医薬品や食品に対する規制のほか、疾病に関する監視なども担当していたが、単独の部署で管理するにはその役割が広範すぎたため、同部門をHPFBを含めた3つの部門に分割すると至っている 。	＜カナダ保健省組織図、HPFB組織図あり＞ HPFBはカナダ保健省傘下の1部門となっている。	HPFBは、生物学的・遺伝学的治療部門や獣医医薬品部門のように、リスク評価を担当する部署と、リスク管理を行うHPFB監察局が並存している。 また食品部門に関しては、食品安全基準の制定を同部門が担当し、この基準の施行は、カナダ保健省とは別の連邦機関であるカナダ食品検査局（Canadian Food Inspection Agency: CFIA）が行っている。CFIAの検査官は、食品安全基準に違反していると思われる製品に関する情報を収集し、HPFB食品部門に通達しており、食品部門はその情報を元に食品安全基準のリスク評価を実施している。評価結果はCFIAに伝えられ、この結果に基づいて、CFIAは製品のリコールもしくはラベルの貼り直しなどの処置を命じている 。	生物学的・遺伝学的治療部門（Biologics and Genetic Therapies Directorate）や獣医医薬品部門（Veterinary Drug Directorate）などの部署が、担当分野におけるリスク分析や科学研究を担当している（ほか、HPFB監察局（Health Products and Food Branch Inspectorate）が、健康製品及び食品の規制管理を行っている 。また、食品部門（Food Directorate: FD）は、食品基準法（Food Standards Act）にもとづいた食品安全基準の策定や、食品添加物などの市場導入前の承認も行っている 。	HPFB傘下の食品部門の人数は約480名である 。	–	HPFBは、2006年10月に、健康製品及び食品の規制制度を大幅に改革するためのたたき台として、「Blueprint for Renewal: Transforming Canada's Approach to Regulating Health Products and Food」（カナダの健康食品、食品規制に関する取組みの変革）を発表した 。改革の背景には、カナダにおける医薬品や食品の規制は1953年に成立した「食品・医薬品法（Food and Drugs Act）」によるものであり、近代化が必要とされていたことがある。その後、ステークホルダーからのインプットを得て、2007年に改革のアウトラインをまとめ 、2007年から2012年までの戦略計画を通して改革を遂行中である。このアウトラインでは、HPFBのビジョンやミッションをカナダ保健省によるものと整合性のとれるものに改正したほか、製品の分類やリスク分析における透明性を確保するなど、10項目の目標が設定されている が、これらがどのように組織改変などにつながったかに関する回答は得られなかった。 また、最近行われた組織再編成の1つとして、一般消費者の参加を促進することを目的とした一般消費者参加オフィス（Office of Consumer and Public Involvement）の設置が挙げられる。更にHPFBでは、食品安全基準は策定しないが、公衆衛生政策を策定する栄養政策・促進オフィス（Office of Nutrition Policy and Promotion）という部署も新設されている 。
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	http://www.efsa.europa.eu/	EFSAは、1990年代後半に狂牛病など食品の安全性を揺るがす出来事が続いたことから、食料や飼料などのサプライチェーンに関連するリスクに対する科学的助言を行なう独立機関として2002年に設立された 。 なおEFSAの設立に関する根拠法については『REGULATION (EC) No 178/2002』（http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF）を参照のこと。 EFSAの役割は、食品に関するリスク評価とリスクコミュニケーションの2つとなっている。EFSAによる評価結果は、リスク管理や規制にも影響を与えるが、EFSAはリスク管理は行っていない 。	＜EU組織図、EFSA組織図あり＞ EFSAは、欧州連合（European Union: EU）を構成する機関の1つである。EUの政策立案に携わる欧州理事会、欧州議会、欧州連合理事会（Council of the European Union）、欧州委員会の下に、金融政策を司る欧州中央銀行（European Central Bank）や欧州裁判所（Court of Justice of the European Communities）などの組織が存在し、更に、航空における安全性や疾病管理など技術的な任務を担当する省庁（agencies）がある。EFSAは、他の省庁と並ぶ位置づけとなっている。 EFSA内のリスク評価部門（Risk assessment directorate）には、食品添加物や遺伝子組み換え生物など分野別に10の部署が設けられている 。	EFSAはリスク管理及びリスクコミュニケーションを担当しており、リスク管理は、EUのリスク管理を統括する欧州委員会やEU加盟諸国が有する機関に委ねている。これらの機関に有益な助言を与えるためにも、EFSAは、自発的に行うリスク評価に加えて、リスク管理機関などからの要請を受けた評価も実施している 。 EFSAによるリスク評価の85%～90%は、欧州委員会のために実施されている。欧州委員会向けのリスク評価の結果は欧州委員会の一般健康・消費者局（Directorate General for Health and Consumers: DG SANCO）に報告している。DG SANCOはEFSAとEUの間を取り持つ役割を果たしており、その組織構造は、EFSAに対応したものになっている。EUでは、EFSAのリスク評価を受けた後、その内容に基づいてリスク管理決定に関する規制（法案など）の草案を作成後、加盟国の検討・承認が行われることになっている 。 EFSAのその他のリスク評価（10%～15%）は、以下の場合に実施される 。 · EFSAが、特定のトピックについて調査の必要があると判断した場合 · EU加盟国から直接依頼を受けた場合 欧州議会（European Parliament）から要請を受けた場合（欧州議会はEFSAに対してリスク評価を要請する権限を持っている ため、欧州議会の加盟国のためにリスク評価が行われることもある。しかし、このようなケースは非常に稀で、過去9年間で欧州議会の要請で行なわれたリスク評価はつしかない。）	–	EFSAは400名以上の職員を擁している。また、リスク評価のための科学パネル（Scientific Panels）に参加する外部専門家は1,500名以上に上る 。	2007年 2011年にも見直しが行われる可能性がある	EFSAに対する予算及び職員は、2002年から徐々に増加し、2009年以降は安定している 。また、2007年にはEFSAの組織編制が行われ、組織の1つであるscientific directorateを2つに分割した。これは、EFSAでは、1）EFSA職員である内部科学者と、2）科学パネルに所属する外部専門家の2種類の情報源を持つためで、2つのscientific directoratesも、情報源の相違に対応するために設置されている。この他、EFSAでは2011年に伺らかの見直しが行われる可能性があるとのことである 。
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	http://www.bfr.bund.de/cd/template/index_en	ドイツ連邦リスク評価研究所（The Federal Institute of Risk Assessment: BfR）は、2000年代の初頭に世界的に取り上げられた狂牛病問題 への対処として、リスク管理機関である連邦消費者保護・食品安全庁（German Federal Office of Consumer Protection and Food Safety: BVL）と併せて 、2002年11月に設置された 。 BfRは 連邦食糧農業消費者保護省（The Federal Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection: BMELV）内に設置されている が、リスク評価に徴する独立した科学研究機関であり、消費者の健康を守ること、そして科学研究に基づいたリスク評価結果を一般市民及び全てのステークホルダーに伝えることをその役割としている 。 同組織の設立に関する根拠法については、以下「 Legal foundations for the work of the Federal Institute for Risk Assessment（http://www.bfr.bund.de/cm/255/legal_foundations_for_the_work_of_the_bfr.pdf）」を参照のこと。	＜BfR組織図あり＞ BfRの傘下には9つの部門がある。	BfRは、食品・日用品（consumer products）及び化学物質に関連するリスクを「意見（opinion）」もしくは「提言（recommendation）」として 表明しており 、BfRによる情報を用いて政策決定を行う連邦機関は主に以下の3機関となっている 。ただし、基本的にBfRの報告先はBMELVとされている 。 · 連邦食糧農業消費者保護省（The Federal Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection: BMELV）：食品及び日用品の安全性を担当。 · 連邦環境・自然保護・原子炉安全省（The Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety: BMU）：化学物質の安全性及び食品の汚染物質を担当。 · 連邦交通建設都市開発省（The Federal Ministry of Transport, Building and Urban Affairs: BMVBS）：危険物質の運送及びバラスト水管理条約 を担当。 このうち、BfRが設置されているBMELV内には、連邦消費者保護・食品安全庁（German Federal Office of Consumer Protection and Food Safety: BVL）が設置されており、同庁がリスク管理を担当している 。 ※BMELV内の組織図あり	–	BfRには合計740名の職員がおり、そのうち281名が科学研究者、36名が研修員となっている 。	–	BfRにおける組織の見直しは行われていない 。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	http://www.anses.gob.ar/	フランス・食品環境労働衛生安全庁（French Agency for Food, Environmental and Occupational Health Safety: ANSES）は、2010年1月発布の省令により設立された機関で、（旧）フランス食品衛生安全庁（French Food Safety Agency: AFSSA）及び（旧）フランス環境労働衛生安全庁（French Agency for Environmental and Occupational Health Safety: AFSSET）を統合させたものとなっている 。 ANSESが立ち上げられる数年前から、フランスでは政府省庁の見直し及び最適化への動きが活発になっており、省庁全般において組織の再編成が実施されてきた。AFSSAとAFSSETの統合もこの再編成の一部であり、規模の大きなAFSSAと小さいAFSSETを個別の組織にしておくことが機能的ではないと判断され、統合に至っている 。 ANSESは、公平でオープンなリスク評価を実施するという目的の下、（旧）AFSSA及び（旧）AFSSETのスタッフに加え、公共機関、労働組合、消費者協会、環境保護NGO等のステークホルダーを交えた協議を経て新しく設置された 。同協議の中では、特にANSESの「優越性（エクセレンス）」「独立性」「透明性」が重要視され、透明性と全面開示（full disclosure）を保証するガバナンス（governance structure）が考案された 。 同組織の設立に関する根拠法については、以下「Ordonnance no 2010-18 du 7 janvier 2010 」（http://www.afssa.fr/Documents/ANSES-Ft-Ordonnance2010-18.pdf）を参照のこと 。 ANSESは独立したリスク評価に徴する機関であり、1）法規制等によるリスク管理及びリスク緩和を担当する所轄官庁（competent authorities）に情報及び技術的支援を提供 し、2）管轄分野の科学技術研究プログラムを企画する 、という主に2つの役割を担っている。	＜ANSES組織図あり＞ ANSESの総局（General Directorate）には、以下の役職が含まれている。 · ANSES長官（Director General）：マルク・モーテュロ氏 （Marc Mortureux）。 · 上級管理部（Senior Management）：3名の副長官及び情報通信・社会対話主任（Director of Information, Communication and Dialogue with Society）1名の合計4名により構成されている 。 ANSESには、ANSESの主導権を握る理事会（Board of Administration）及び科学評議会（Scientific Council）がある。理事会は以下の団体の代表者から構成されている 。 · 連邦政府（Representatives of the State）8名 · 関連協会（Associations）7名 · 学術団体（Professional bodies）6名 · 公選された役職者（Elected officials）3名 一方、科学評議会は科学者のみによって構成されている。評議会には非フランス人も多数含まれている。 理事会はテーマ別に運営委員会（Steering Committees）を立ち上げ、各分野におけるANSESの政策策定を支援したり、リソース配分を監督している。運営委員会は、ANSES幹部、理事会員、そして外部（非ANSES）の科学研究者によって構成されており、現時点では以下の4分野に該当する委員会がある 。 · 環境衛生（Environmental health） · 労働衛生（Occupational health） · 食品安全性（Food safety） · 動物衛生（Animal safety） 理事会は必要に応じてアドホック・ワークグループを立ち上げることがあり、これらのグループも外部の人材を含む専門家により構成される 。 ANSESの組織構成は欧州食品安全機関（European Food Safety Authority: EFSA）と類似しており、外部の専門家から構成される科学パネル（Scientific Panels）が中心となってリスク評価を行う 。ANSES内には、『環境・労働衛生安全性（Environmental and Occupational Health Safety）』と『食品・動物衛生・栄養及び植物（Food, Animal health and Nutrition, Plants ）』の2つのパネルが存在している 。科学パネルは各分されており、メンバーはそれぞれ全ての関連団体などとの繋がり（直接的及び間接的なもの）を公表するよう務づけられている 。	フランスでは、リスク評価とリスク管理は明確に分離されている。ANSESはリスク評価のみを行っている。リスク管理を実施するのは農務省傘下にある食品総局（General Directorate for Food）、厚生省傘下にある厚生総局（General Directorate of Health）、そして金融産業省（Ministry of Finance and Industry）傘下にある消費者安全保障総局となっている 。 リスク評価が要求されるケースは以下の2つに分けることができる 。 1. 農務省もしくは厚生省がANSESにリスク評価を依頼する場合。民間企業が特定の食品等について政府による認可を受けなければならない場合、企業が該当の省に必要とされる情報を提出する。企業から申請を受けた省は関連書類を全てANSESに提出し、リスク評価を依頼する。ANSESは、評価を完了した際に見解を公開するとともに結果を該当する省に提出する。民間企業とANSESの間に直接的な関わり合いはない。 2. ANSESが独自のリスク評価を実施する場合。新たに科学ジャーナル等で取り上げられた物質等について、ANSESがリスク評価の必要性があると判断した場合。 ANSESはリスク評価機関とLて、リスク管理機関への情報提供及びそれらの機関がリスク管理／緩和を実現するために必要な支援を提供している。技術的支援としては、モニタリングや疫学的な査察などを挙げることができる 。	–	ANSESにはおよそ1,500名のスタッフがいる 。	–	ANSESは2010年7月から運営を開始した 新しい機関であるため、現時点では組織の見直しの予定はない 。現時点では、当局者達が2つの組織（AFSSA及びAFSSET）の統合の作業をしている段階である 。

	分類（地域）	組織名	URL	機関の設置根拠	機関の組織・構成図（*）	リスク管理機関との関係(*)	各部門が担当する業務(*)	各部門の人数	最近の機関構成の見直し年月日	最近見直した内容
	参考	参考		登記や法令など明文規定の全文（日本語による正確な翻訳文を対訳として添付。特に、shall、should、must、may等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は、引用先についても同様。	機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること	別組織か、同一組織か、独立性があるかないか、上位機関を介して実はつながっているのか	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。			
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	http://www.fsa.gov.uk/	FSAは、食品の安全性について、公衆衛生を守り、消費者を保護することを目的とする英国政府機関である。「Food Standards Act（http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/28/contents）」を根拠法として、2000年に設立された。FSAの主要な役割は以下の通りである 。 ・安全性など食品における消費者の関心事項に対する効果的な政策を策定する。 ・消費者や食品関係者に対して、明確かつ実践的な助言や情報などを提供する。 ・安全性など食品における消費者の関心事項に関する専門性を構築・維持する。 ・英国内外において食品の安全性や基準に関心を持つ機関との協働関係を保持する。 ・（規制などによって生じる）コストや、（対象製品の）恩恵なども考慮しながら、リスクに応じた意思決定・行動を行う。 ・欧州連合（European Union: EU）など海外において、食品に関する英国消費者の利益が効果的に促進されるようにする。	FSAは、特定の省には属さない独立機関となっている。FSAの運営は、FSA長官、FSA副長官及び、ウェールズ保健相(Welsh Health Minister)、北アイルランド保健相(Northern Ireland Health Minister)、スコットランド保健相（Scottish Health Minister）、そして保健長官（Secretary of State for Health）によって指名された8～12名のメンバーによって構成される理事会（Board）が監督している 。	FSAは、リスク管理機関とは別組織となっているが、食品安全の規制管理について、管理機関に助言を行ったり、管理機関による食品のモニタリングが妥当なものであるかを確認するなど 、科学的知見に基づくリスク評価の結果を提供する以上の役割を担っている。更に、安全要件を満たしていない食品や、時には法規制上では問題なしとされるが安全性に懸念のある食品に対して、自主的リコールを奨励する場合もある 。 また、FSAはリスク管理政策に関する提言も行っている。FSAは、外部専門家によるリスク評価の結果に基づき、政策や規制などの対応策を決定している。しかし、FSAによる提言を実施するかについては、保健省（Department of Health）などの対象省庁の判断に委ねられてる 。	–	FSAの人数は約2,000人である 。	2010年7月20日	2010年7月20日、FSAにおける役割の一部を他の省庁に移行することが発表された。具体的な改正内容は以下の通り 。 ・イングランドにおける栄養関連業務（カロリーや栄養分の表示など）を保健省（Department of Health）に移行。 ・ウェールズにおける栄養関連業務をウェールズ政府（Assembly Government in Wales）に移行。 ・輸入食品の起源国表示に関する業務を環境食糧農林省（Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA）に移行。 これに伴い、FSAから70の役職が保健省へ、25の役職が環境食糧農林省へ移されている。
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	http://www.foodstandards.gov.au/	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関Food Standards Australia New Zealand: FSANZ）は、1991のオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関法（Food Standards Australia New Zealand Act 1991 ）によって設立され、両国の食品に関連した基準を設定する機関であり 、オーストラリアのキャンベラとニュージーランドのウェリントンに事務所がある。FSANZが設定した食品基準は、各州や準州によって実施されている。FSANZの設立に関する根拠法については、同法（http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/current/bytitle/7153637285DAF6B1CA256F71004DA6F3?OpenDocument&mostrecent=1）を参照のこと。 1990年以前は、オーストラリアでは食品安全は重要課題ではなかった。国家レベルでの食品安全基準というものは存在せず、各州が「Foodex」と呼ばれる食品安全に関する法律を規定していた。しかし1991年、オーストラリアとニュージーランドの間に共通の食品安全基準を策定することを目的に 、連邦政府は1991年に食品安全局（National Food Authority: NFA）を設立し、同局が策定する食品安全基準に各州が準拠することとなった 。 1995年には、オーストラリアとニュージーランドが、食品安全基準を共同開発するために、オーストラリア・ニュージーランド食品安全局（Australia New Zealand Food Authority: ANZFA）を設立した。ANZFAの設立に伴い、オーストラリアとニュージーランドの全ての連邦・州の保健相で構成された行政評議会（Ministerial Council）と、保健省傘下の政府機関の上級職員で構成された食品安全基準常任委員会（Food Regulation Standing Committee: FRSC）が設立された 。 さらに2001年には、オーストラリアとニュージーランドにおける食料安全分野の再検討の結果として、ANZFAはFSANZとして再編成されている 。 FSANZの使命は以下の通りである。 ・公共の健康や安全の確保 ・食品関連メーカーなどによる虚偽的な行為の防止 ・消費者への情報提供	<FSANZ組織図あり> FSANZでは、CEOを筆頭とする12人の理事で構成される理事会（Board of Directors）が全体を統括している 。理事会は、両国の学界、産業界、一般消費者のそれぞれの代表者によって構成されており、年5回会合を開いている 。	FSANZでは、食品安全基準の設定や改正に関するリスク評価と規制の計画策定をおこなっている 。FSANZのリスク評価を受けて、規制として実施するのは、オーストラリアとニュージーランドの各州・準州などである。 FSANZにおけるリスク評価には、以下の2種類がある 。 実行委員会（Implementation Committee）が行う政策レベルでのリスク評価 FSANZの食品安全基準常任委員会傘下にある実行委員会は、FSANZで策定される食品安全基準の執行計画を立てる責任を持っている。これらの基準をどのように執行するかについては、全ての州の同意が必要である。現在は、FSANZで食品安全基準の策定作業が始まると同時に、実行委員会では同基準をどのように執行するかについて検討している。これには、基準の開発が完了した時に、実行委員会のメンバー（各州・準州の代表者）間による意見の不一致を防ぐ効果がある 。 企業などの申請に基づいて行われるリスク評価 FSANZは、食品安全基準コードの修正・追加の申請に応じて、リスク評価を行っている（詳細は後掲）。このようなリスク評価は、以下のメンバーによって構成されるチームによって実施されている 。 ・科学部門の職員1名 ・リスク評価部門の職員1名 ・リスク管理部門 の職員2名 ・弁護士 このように、各部門の関係者が連携することより、リスクの評価から管理まで円滑な遂行が可能となっている 。	リスク評価部（Risk Assessment）は、化学品安全性（Chemical Safety）、微生物学（Microbiology）、公衆衛生と栄養（Public Health Nutrition）、生産過程（Production Process）に分かれている。リスク評価やピアレビューの際には、基本的には内部研究者がリスク評価を行っているが、FSANZが任命した18人の外部の専門家から成るFSANZフェロー をリスク評価委員として起用したり、外部の専門家から成る諮問委員会が設置されることもある。	職員数146名の「小規模の機関」である。そのうち約8割は多種多様な研究分野に従事する研究者となっている 。理事会は学界、産業界、消費者を代表する12名のメンバーから成り、そのうち3名（学界・産業界・消費者から1名ずつ）はニュージーランド政府が任命する 。 なお、評価を行なう組織には、内部の専門家組織と外部の専門家組織がある。内部には、毒性学、栄養、食品技術、微生物学、公衆衛生、免疫学、化学、数学モデリング、疫学、定性的・定量的研究、社会科学、規制分析などの分野の専門家がいる 。 また、FSANZには、リスク評価などにおいて外部の専門家の協力を得るための制度がいくつかある 。専門分野に応じて科学諮問委員会（scientific advisory committees）を設置したり、アドホック契約や長期的契約を通じて専門家の協力を受けているほか、FSANZフェロー（FSANZ Fellows）という制度を設けている。FSANZフェローはFSANZが扱う範囲の科学や食品規制の専門家のネットワークを築くために2000年に設置されたプログラムで、18名の専門家がフェローに任命されている。フェローは諮問委員会に参加したり、ピアレビューを行なったりするなどの活動を通じて、最先端の知識をもとに、客観的な意見をFSANZに提供する役割を果たしている 。フェローの名前と略歴はFSANZのウェブサイト上に公表されている。	–	2010年に、FSANZの改革実施を謳った法案が議会に提出された。この改革は、2008年にオーストラリア政府閣評議会（Council of Australian Governments: COAG）が合意していたものの、農業用と獣医学用の化学品の使用に関する基準に関する権限の一部がFSANZとオーストラリア農薬獣医学局（Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority: APVMA）の間で重複していることから起きる対応の遅れや不確実性などに対処する内容となっている。同法案に対する審議・採決が行なわれる前に議会選挙が行われたため 、改革はまだ確定していない模様である。
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	http://www.fao.org/ag/agns/	AGNSは、消費者を保護し、安全で質の高い食糧の生産と取引を促進することを目的に、食糧の安全性及び品質の強化を推進している。AGNSは以下の役割を担っている 。 ・国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission: CAC、後掲）が策定した規格などの国際要件に照して食糧を統制し、質を確保するために、各国の規制枠組みを設立・改善させる。 ・食糧統制システムの開発に必要な技術的・専門的助言を提供する。 ・CACや各国の政府に対して、中立な立場から食糧の安全性に関する科学的助言やガイダンスを提供したり、リスク評価を行なう。 ・食糧の安全性に関するリスク評価やリスク管理のためのガイドラインやツールを開発する。 ・食糧の安全に関する緊急事態に対応する。	<FAO組織図あり> ANGSは、FAOの農業・消費者保護部門（Agriculture and Consumer Protection Department）傘下の栄養・消費者保護部（Nutrition and Consumer Protection Division）に属している。	JECFAとJEMRAはFAOのANGSとWHOが共同で運営しているが、両者とも、リスク評価の主要な提供先は、食品に対する国際基準の策定を通じてリスク管理を行うCAC及び、FAO・WHO加盟国となっている 。CACはANGSと同じ栄養・消費者保護部に属している。	リスク評価の活動としてAGNSは、WHOと共同で、外部専門家から成る以下の委員会を運営している。 ・食品添加物に関するFAO/WHO共同専門家委員会（Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives: JECFA）：食品添加物や汚染物質、自然発生する有毒物質及び、食品における獣医用医薬品の残留に関する評価を行うことを目的としており、1956年に設立された。 ・微生物学的リスク評価に関する共同専門会合（Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment: JEMRA）：微生物学的レベルから見た食品の安全性に関する助言を行なうことを目的に2000年に設立された 。その背景には、1995年に世界貿易機構（World Trade Organization: WTO）において衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS Agreement）が締結されたこと契機に、食品の安全性に関するリスク評価のニーズがこれまで以上に高まったことや 、FAO及びWHO加盟国とCACからの要請があったという 。	JEMRA及びJECFAの運営を担当する事務局は、それぞれ6人ずつの職員で構成されている。各事務局職員のうち3人はFAO職員、残りの3人はWHO職員である。少人数組織のため、作業のペースは早いとはいえないものの、その活動内容は加盟国からは高く評価されているという 。	–	JECFAは1956年に設立されて以来、組織の改編は殆ど行っていない。現在では設立時よりも多くの議題があるため、招集する専門家の人数も増えているが、委員会の構成や機能に本質的な変化はみられていない 。 一方、JECFAとJEMRAのメンバーが提出することになっている「利益関係の宣言（Declaration of Interests）」の記入用紙は2005年に改訂されている。これは、2005年以前の宣言書は主に金銭的な利益関係のみの申告を求めていたものの、JECFAやJEMRAのメンバーが有する利益関係は金銭以外のものが多かったことや、記入の仕方が分かりにくかったことを反映したものである
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	http://www.who.int/en/	JEMRAの設置は、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission: CAC）が1997年に、WHOとFAOに対して、微生物のリスク評価をおこなう専門家グループの設立を要請したことが契機となっている。CACの要請に対してWHOは、2000年5月、世界保健総会（World Health Assembly）において、食品安全が公衆衛生の重要な要素であることを認識することを加盟国に求める決議を採決し、食品を経由する疾病を削減するシステムの開発、特に、微生物のリスク評価をおこなう専門家で構成された諮問委員会の設立を支援することを決定した。これによりWHOと FAOは、食品と病原菌のリスク関係を評価し、異なるリスク評価の選択肢が食品に与える影響を検討するためにJEMRAを設立するに至っている 。	JEMRAは、WHOとFAOの共同イニシアチブであり、微生物と食品に関するリスク評価の分野における外部専門家によって構成されている。	JEMRAによるリスク評価の主要な提供先は、食品に対する国際基準の策定を通してリスク管理を行うCAC及び、FAO・WHO加盟国となっている 。	–	JEMRA では、種々の病原体・食品を扱うため、JECFAのように、あらかじめ専門家を登録しておくということはしていない、JEMRAによるリスク評価の範囲は非常に広く、様々な専門知識がケースに応じて求められるため、リスク評価ごとに専門家を募集・選出することで、柔軟性を持たせている 。 JEMRAに携わる専門家の数も、リスク評価ごとに異なっている 。	–	JEMRA がこれまでに実施した運営上での主な変更は以下の2点である 。 ・設立当初は、評価依頼を受けた時点での評価事項が曖昧で、JEMRAが評価結果を報告してから、リスク管理機関（依頼者）がさらに評価を依頼をしてくるという状況であった。これを受けて、JEMRAは、リスク管理機関の依頼事項全てに応えられるように、依頼を受けた段階で、評価事項に関する確認をリスク管理機関との間で行っている。 ・JEMRAが評価結果を報告した後から、リスク管理機関から、当該管理機関以外の国における適用の可能性などについて質問を受けることが多かったという。従って、JEMRAは評価結果の利用者が異なる条件下でのシナリオを想定できるようなツールを開発しているところである。これはウェブベースのツールで、リスク管理機関が条件を変更すると、JEMRAのリスク評価がどのように変化するかを簡単に見ることができるようになる予定である。
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	http://www.who.int/en/	CACは、1963年に、国際連合（United Nations: UN）傘下組織の1つである国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）と世界保健機構（World Health Organization: WHO）によって設立された組織である。消費者の健康を守るとともに、食品の公正な取引を促進することを目的に、食品に関する標準やガイドライン、条例などを策定している 。 CACが創設された背景には、1950年代に入り、食品添加物など食品に加えられる化学物質が消費者の健康に及ぼす影響に関する懸念が高まったことがある。1954年から1958年にかけて、オーストリアを中心に、欧州全域に共通する食品規格を策定するための委員会設立の動きがあったが、FAOとWHOはこれを拡大し、国際機関としてCACを設立するに至った 。 なお、CACに関する法規制（Statutes of the Codex Alimentarius Commission。http://www.fao.org/DOCREP/005/Y2200E/y2200e02.htm）では、CACの基本原則が定められている。	CACは、FAOとWHOの共同食品標準プログラム（Joint FAO/WHO Food Standards Programme）で、FAOとWHOが親組織として位置づけられている 。	CACは、リスク管理機関としての役割を担っている 。食品規格などリスク管理に必要なリソースを策定する際には、FAOとWHOが共同で運営する食品添加物に関するFAO/WHO共同専門家委員会（Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives: JECFA）や微生物学的リスク評価に関する共同専門ミーティング（Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment: JEMRA）によるリスク評価 の結果を活用している。 CACは、しばしば、これらのリスク評価機関で評価されるべきトピックについてインプットを提供している。	–	CACは、委員長を毎年7月に選出している。事務局はFAOとWHOの職員が勤務しているが 、CAC職員の数に関する回答は得られなかった。	–	FAOとWHOは2002年に、CACの包括的な評価を行っている。評価の結果は概ね肯定的なものであったが、改善点として以下の4分野が指摘された 。 ・食品規格を策定するまでの時間を短縮する。 ・食品規格・標準策定における開発途上国の関与を増やす。 ・加盟国のニーズに即した食品規格・標準を策定し、加盟国での利用を促進する。 ・国家レベルの食品規制システムの確立を効果的に支援する。 2006年の時点で、CACは上記の改善ポイントに取り組む姿勢を見せていたが、これらがどのように組織改変などにつながったかに関する情報は、入手できていない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html	OECDの環境保健安全（Environment, Health and Safety: EHS）プログラムは、環境総局（Environment Directorate）のEHS部門が運営するプログラムであり、OECD加盟国の化学物質に関する安全性を向上させ、健康と環境を保護することを目的としている 。EHSプログラムの設立時期は定かではないが、OECDは同分野における活動を1971年から開始していたとのことである 。 EHSプログラムは、殺虫剤やバイオ、ナノテクを含む化学品に関する環境や健康における安全性確保に取り組んでいる。特に食品安全のリスク評価に関しては、加盟国の全会一致で合意したコンセンサス文書（Consensus Documents）が作成されている。これは、各食品に含有される化学物質（栄養素や毒素など）のうち、リスク評価で評価するべきものを特定したもので、これを利用することで、全ての加盟国で、同じ化学物質を使ったリスク評価を実施することができる仕組みとなっている。実際のリスク評価は、各加盟国によって行われている。OECDは、リスク評価に関する議論を行うための媒体であり、OECDそのものは実際のリスク評価は実施していない 。	EHSプログラムは、OECDの合同会議（Joint Meeting）によって監督されている。合同会議は、化学物質委員会（Chemicals Committee）、及び、環境政策委員会（Environment Policy Committee）の傘下である化学薬品、農薬、科学技術作業部会（Working Party on Chemicals, Pesticides and Biotechnology）によって構成されている。合同会議の下に5つの作業部会があるが（図 3参照）、このうち、研究手法作業部会（Working Group on Good Laboratory Practice）がリスク評価プログラム（Risk Assessment Programme）を擁している 。しかし、EHSプログラムにおけるリスク評価プログラムは、加盟国がリスク評価を実施するためのツールやリソースの策定支援に従事しており 、実際のリスク評価は行っていない。 <合同会議の組織図あり>	EHSプログラムではリスク評価は実施されていない。また、同プログラムにはリスク管理プログラム（Risk Management Programme）も設置されているが、このプログラムの目的は、各国政府や産業による化学物質のリスク管理をサポートする手法を開発することであり 、具体的な規制や取り締まりには関与していない。EHSプログラムは、過去にリスク管理の実施を試みたことがあったが、上手く機能しなかったという。現在では、実際のリスク管理は加盟国に委ねている 。	–	EHS部門は30人の職員を擁している 。	–	EHSプログラムの見直しに関する回答は得られなかった。

②機関の構成員

	分類（地域）	組織名	URL	各部門長の氏名・専門分野	利益相反を管理している部門に所属する人	リスク評価を行う立場の者に消費者が含まれているか
	参考	参考			専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など	
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	http://www.nih.gov/	IRB構成メンバーは14名、うち外部メンバーは4名	研究倫理、毒性学、生物学など。外部委員は小児歯科医（他3名は不明）	IRBメンバー内で最低１人以上が要求されている。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	http://www.fda.gov/	例えば諮問委員会の1つである食品諮問委員会（Food Advisory Committee）を見た場合、そのメンバーは、物理学、生物学、ライフサイエンス、食品化学、リスク評価、栄養学、食品技術、分子生物学などの科学・技術分野を専門とする権威者から任命されている 。	－	2010年12月28日付の官報において、FDAが、諮問委員会における消費者の利益代表者としてのメンバーの募集を行っていることから 、諮問委員会には、消費者の利益代表者が含まれることもあると言える。
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	http://www.fda.gov/Food/default.htm	食品安全部門長など、各部門長4名。	食品安全、安全性評価、栄養、公衆衛生などが専門分野。 （他の部門長については、ウェブ上では経歴を確認できる資料が公開されていない。）	入手できる部門長の経歴を見る限りでは、学術的専門性を備え、様々な経歴を経た専門家が部門長となっているが、特に消費者の利益を代表するスタッフはいないようである。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	http://www.epa.gov/ncea/	NCEAのセンター長及び幹部、計7名	－	リスク評価を行う人物に消費者の利益代表は含まれていない。
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	http://www.epa.gov/aboutepa/ocspp.html	局長・副局長が3名と各部門長9名の12名	部門長の経歴はOPPウェブサイトには公開されていない。	リスク評価を実施する者に消費者の利益代表が含まれているかに関する回答は得られなかった。
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/branch-dirgen/hpfb-dgpsa/index-eng.php	HPFBには、医薬品などのリスク評価を行う部門として、以下の5つの部門（Directorate）が設置されている 。 ・Biologics and Genetic Therapies Directorate（生物学的・遺伝学的治療部門） ・Food Directorate（食品部門） ・Marketed Health Products Directorate（市販健康食品部門） ・Natural Health Products Directorate（自然健康食品部門） ・Therapeutic Products Directorate（治療薬部門） ・Veterinary Drugs Directorate（獣医医薬品部門） 以上の5部門及び、HPFBを統括する副相補佐局（Office of the Assistant Depurty Minister）と健康製品・食品の規制管理を行うHPFB監査局の部門長の8名。	専門分野は、健康管理、分子生物学、血液学、薬理学。 （公開情報では部門長の氏名や経歴に関する情報は限定的にしか公開されていない。）	HPFBを含めたカナダ保健省では、一般消費者を直接代表する職員は含まれていない。しかし、カナダ保健省は外部専門家を集めた諮問委員会を複数設置しており、このメンバーには消費者団体や医療専門家団体の代表者も含まれている 。
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	http://www.efsa.europa.eu/	EFSAの所長及びリスク評価部門の部門長2名。リスク評価部門傘下の部署の部長10名。	EFSAの所長及びリスク評価部門の部門長2名。リスク評価部門傘下の部署の部長10名。 スタッフのバイオに関する情報は文献では確認されなかった。	EFSAウェブサイトで公開されている各部門長の経歴を見る限りでは、リスク評価を行う立場の者に消費者の利益代表は含まれていない。
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	http://www.bfr.bund.de/cd/template/index_en	BfRには事務当局を含む9つの部門がある 。うち、5部門（5名）。	専門分野等は不明。	BfRは、消費者の利益を代表する機関であり、外部の消費者団体と協力することもあるが、リスク評価を実施する職員も含め、BfRには消費者の利益代表は含まれていない 。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	http://www.anses.gob.ar/	ANSESには、⑴環境・労働衛生安全パネルと、⑵食品・動物衛生・栄養・植物パネルの2つの科学パネルが設置されている 。環境労働衛生安全パネルに関する詳細は仏語のみで公開されているため説明なし。食品・動物衛生・植物パネルの傘下には、より詳細に分割された13のパネルがあり、各パネルのメンバーは3年間の任務を開始する際に全ての利害関係を開示するよう義務づけられている 。 各パネルの部門長13名。個人の専門分野や過去の経歴などは仏語で公開されている。	ANSESの理事会や運営委員会などの構成員については情報は公開されていない。	リスク評価委員（科学パネルメンバー）には消費者の利益代表は含まれていない が、 ANSESの理事会には、消費者の利益代表が（最低）3名含まれている。これらの代表者のうち、2名は連邦政府消費者センター（Consumer Affairs）から、もう1名は消費者保護協会の代表者となっている 。その他にも、ANSESの理事会には労働組合や企業団体の代表者が複数名含まれる 。

②機関の構成員

	分類（地域）	組織名	URL	各部門長の氏名・専門分野	利益相反を管理している部門に所属する人	リスク評価を行う立場の者に消費者が含まれているか
	参考	参考			専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など	
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	http://www.fsa.gov.uk/	FSAには、飼料や毒性、新奇食品・プロセス（遺伝子操作生物など）などの分野別に外部専門家による委員会が設置され 、FSAのためにリスク評価を行っている 。 各委員会の議長13名。	－	FSAには、リスク評価を行う外部専門家委員会に、民間企業の代表者や、コンサルタント、消費者代表が参加しているものが見られる。
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	http://www.foodstandards.gov.au/	FSANZの内部の部門長に関する情報は公開されていない。 FSANZフェローに関する情報から18名。	－	FSANZの理事会には消費者からの代表者が含まれることになっている 。
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	http://www.fao.org/ag/agn/agns/	JECFAでは、適切な外部専門家メンバーを選出・登録し、審議ごとに議題に則した専門家を参加させる仕組みとなっている。一方JEMRAは審議ごとに専門家を募集・選定しており、メンバーの専門分野は議題によって異なる 。	JECFA：食品添加物・混入物質・天然毒物分野における専門家登録リスト（2007年から2011年まで有効）を見ると、米国や日本、英国、ブラジル、インドなど世界各国における大学教授や食品安全関連機関（米FDAなど）の職員が名を連ねている 。	上記の食品添加物・混入物質・天然毒物分野における専門家登録リストには、消費者の利益代表者は含まれていない 。
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	http://www.who.int/en/	JEMRAのメンバーは確定しておらず、上記のように会合ごとに、議題に適した外部専門家が募集されている 。2010年9月に実施されたJEMRAにおける会合に参加する専門家の募集要項によると、その参加資格は、①微生物学、食品技術、食品科学、伝染病学、公衆衛生、統計学、のいずれかの上級学位、②微生物に関する食品の安全・リスク分析の経験、③関連分野における最低5年の職務経験、などとなっている 。	－	JEMRAメンバーに消費者の利益代表が含まれるかについては回答は得られなかった。
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	http://www.who.int/en/	CACの幹部は、加盟国における食品関連の規制機関からの代表者が勤めている。2010年11月現在の幹部4名。	－	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html	EHSプログラムの構成員に関する回答は得られなかった。	－	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。

③リスク評価における透明性の確保状況

	分類（地域）	組織名	URL	審議の公開(*)	評価プロセスや議事録の公開(*)	評価結果の公開の有無(*)	評価根拠データの公表(*)	審議結果を得る前に行うパブリックコメント(*)
	参考	参考		審議を実施することや日時を事前に広報しているか、事前申し込み制か自由に参加できるのか、傍聴制限の有無、マスコミには公開されているか、TVカメラの取材が入れるか、実際に傍聴に来ている人がいるか（形式的な公開に留まっていることはないか）など	専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など	評価結果を知るために申請をしなければならない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か、結果だけの公開か、それとも結果を導いた根拠も併せて公開されているのか	審議に使用したものを全部公開しているか、それとも一部か、一部（や非公開）の場合は、その判断のための定めはあるか、その定めは公開されているか	意見・情報の募集期間、募集方法、意見・募集を提出する方法（使用言語；メール、FAX、郵送等）、パブリックコメントを行わない場合はその理由、出された意見への回答方法、全ての意見に回答しているか
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	http://www.nih.gov/	IRBの審議は原則一般公開されている。NICHDのIRBはリスク評価のための審議は公開していない。	IRBの審議については公開されている。NICHDのIRBについては公開されていない。	IRBの審議については公開されている。NICHDのIRBについては公開されていない。	IRBの審議については公開されている。NICHDのIRBについては公開されていない。	NICHDのIRBでは実施していない。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	http://www.fda.gov/	諮問委員会による会合は一般公開されており、メディアも含めて誰でも参加することができるほか、ウェブキャストもされている。2010年には、合計82の諮問委員会の会合が行われたが、会合への参加者の人数は議題によって異なっている。また、会合に参加した諮問委員会メンバー（専門家）の氏名、所属機関、専門分野を記したリストも公開されている 。 会合が公開されないケースとしては、以下の2つがある 。 ・医薬品を構成する化学物質に関する情報など、企業の機密情報を含む場合 ・患者に関する個人情報が含まれる場合 これらのケースにおいても、諮問委員会では、機密情報が議論される部分のみ会合を非公開にし、残りの部分は一般公開するように努めている 。	諮問委員会による会合の議事録は、会合日から30日以内に、FDAのウェブサイトに公開される 。	議事録は常に公開されるが、諮問委員会による評価結果に関しては必ずしも公開されるわけではない。リスク評価の対象となった医薬品がFDAによって承認された場合、諮問委員会の評価結果も公開されている。一方、諮問委員会は評価対象の医薬品は承認されるべきではないとの結論を出したにもかかわらず、FDAが、申請者が新たな臨床データなどを提出すれば申請を再考することを決めた場合、FDAと申請者の間の話し合いは機密情報として扱われるため、話し合いの内容に関する情報が含まれる諮問委員会の評価結果も公開されない 。	諮問委員会の会合で審議されるデータなどは会合の48時間前に公開されることになっている 。	諮問委員会による会合では、毎回パブリックヒアリングセッションと呼ばれる1時間のセッションが設けられている。このセッションの間は、一般の参加者も、委員会に対してコメントを述べたりすることができる。ここで、委員会メンバーがコメントを返すといった対話はなく、メンバーは市民の意見を一方的に聞くだけとなる。その後、諮問委員会は、参加者の見解と科学的な事実を照らし合わせ、評価を進める。 また、FDAは書面でのコメントも受け付けている。コメントが諮問委員会による会合の1週間前に届いた場合、FDAは、諮問委員会のメンバーにコメントを送っている。ただし、市民の感傷を引き起こしやすいような議題でない限りは、コメントが寄せられることはないという。市民からのコメントが自動的に公開されることはないが、情報公開法を通して請求すれば、コメントの内容を知ることはできる 。
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	http://www.fda.gov/Food/default.htm	OFDCERにおけるリスク評価のための審議は公開されていないが、OFDCERは、自身の活動内容を報告する目的で、パブリックミーティングを開催することがある。このようなミーティングは誰でも参加が可能であるが、実際に開催されるのは年に1回以下である 。	リスク評価のプロセスや議事録の公開に関する回答は得られなかった。	OFDCERにおけるリスク評価結果の草案は公開され、60～90日間にわたってパブリックコメントを受け付けている 。	これに関する回答は得られなかった。	OFDCERにおけるリスク評価結果の草案は公開され、60～90日間にわたってパブリックコメントを受け付けている。また、外部専門家によるピアレビューも実施されている。パブリックコメントやレビューの内容は最終報告書に盛り込まれ、公開される 。 一方でFDAは一般に、新たな規則の発行や既存規則の修正にあたって、最終的な規則として決定する前にパブリックコメントを受け付けている。パブリックコメントの提出要項は、規則作成提案の公示とともに官報（Federal Register）に掲載され、コメント提出希望者は指定期限（週末・祝日も入れて10日間から9ヶ月間とケース・バイ・ケースで異なるが、通常は60日間以上）までに文書を郵送かオンラインで提出できる仕組みになっている 。 また、FDAには、報告式食品登録制度（Reportable Food Registry: RFR）という産業向けのポータルがあり、ある食品が深刻な健康問題を引き起こす可能性があると考えられる場合に食品製造加工業者側から報告を受けられるシステムになっている 。RFRを通じ、FDAは食品によって起きる健康問題のパターンを追跡したり、的を絞った検査を行なうなどの措置を講じて、国民の健康保護強化に役立てている。RFRは、FDAの規制対象になっている食品や飼料のうち、栄養補助食品と乳幼児用人工ミルクを除く全てに適用される。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	http://www.epa.gov/ncea/	IRIS評価では、NCEA職員による評価報告書作成の過程及び、EPA内部レビューと省庁横断型レビューは公開されていない。一方、外部ピアレビューは公開されており、開催日30日以上前に、官報でミーティングの日時や場所が公知されるようになっている 。同様に、パブリックリスニングセッションも、開催日30日以上前に官報で日時などが公知され、事前に登録すれば誰もが参加できる 。化学物質には物議をかもすものも多いため、外部ピアレビューの審議には多くの参加者が集まる。傍聴者数は、リスク評価のもたらす影響の大きさにより異なるが、およそ10人から50人位である。メディアも参加可能となっている 。	・EPAによる内部レビュー：非公開。 ・省庁横断型レビュー：書面コメントのみ全文を公開。 ・外部ピアレビュー：ピアレビューミーティングにおけるコメントの概要を公開。概要では、参加者の氏名や専門は公開されていない 。 ・パブリックコメント：概要を公開 。 ・EPAによる最終内部レビュー：非公開。 ・省庁横断型最終レビュー：書面コメントは公開。	評価報告書は、科学文献調査の結果から草案、最終報告書の全てがIRISウェブサイトに掲載されている。報告書には、多数の科学論文やデータとともに、評価結果がまとめられている 。	IRISリスク評価で使用された全てのデータは、EPAが独自に開発した衛生・環境調査オンライン（Health and Environmental Research Online: HERO）というデータベースにおいて、保管・公開されている。なお、NCEAでは機密データや独自のデータを利用していないので全データが公開される 。	IRIS評価では、評価報告書の草案をIRISのウェブサイトに掲載した後、60日間にわたりパブリックコメントを募集する。パブリックコメントは官報を通して公知され、その内容は、ピアレビューミーティングで検討されている 。また、全米科学アカデミーが外部ピアレビューを実施するような多大な影響力を持つリスク評価（前述）においては、書面でのコメント提出の他、ピアレビューパネルの前で3～5分のプレゼンテーションを行うことも可能である 。
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	http://www.epa.gov/aboutepa/ocspp.html	FIFRA SAPによるレビューは公開されている。OPPのホームページ上には開催される予定の審議の日時及び場所が公開されており、具体的な参加の方法（コメントを郵便もしくはメールで提出、会議そのものへの参加を申請等）が記述されている 。2011年2月に行われるレビューはウェブキャストで放映される予定となっているが、ウェブキャストはあくまでも傍聴希望者の便宜を図るための補完的役割に位置づけられており、当日にウェブキャスト放映に支障が生じたとしても、レビューは続行されることになっている 。	FIFRA SAPが実施したレビューの議事録は公開されている。議事録に記載されている内容は以下の通り。 ・レビューに参加したFIFRA SAP及びSRBのメンバーの氏名と所属機関 ・コメント提出者（口頭・書面）の氏名及び職業・所属機関 ・当該リスク評価の概要 ・OPPが指定したトピック及び各トピックに関するFIFRA SAPのコメント ・コメントの根拠となる文献リスト ・参考資料（データなど）	OPPがFIFRA SAP のコメントも取り入れながら実施したリスク評価の結果は、一般向けにEPAのホームページにて「登録申請状況」として公開されている 。	登録を申請した全ての物質については、OPPのホームページで根拠データ、パブリックコメントの内容、登録の有無や審査状況などが全て公開されている 。	2009年10月1日より、農薬のリスク評価について一般市民がコメントすることが可能となった 。主に、新規登録の申請が行われた農薬に含まれる科学物質、また初めて食用・家庭用・野外使用の対象となる物質の評価について、市民が意見を提出することができる 。OPPのホームページにはパブリックコメントを求める判決要録（Dockets）が設置されており、誰でもオンライン上もしくは郵便でコメントを提出できる仕組みになっている 。多くの場合、意見の募集期間は1ヶ月程度となっている 。
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/branch-dirgen/hpfb-dgpsa/index-eng.php	食品部門によるリスク評価の審議は公開されていない 。 なお、会合での率直な議論を促すことを目的に、諮問委員会の会合は原則として非公開となっている。HPFBもしくは、諮問委員会議長（HPFBとの相談が前提）は、専門家や一般市民が、会合もしくはその一部にオブザーバーとして参加することを許可することができる。一般市民よりこのような参加の要請を受けた場合、HPFBは、要請の内容を確認した上で議長に検討を求めることになっている。参加の可否に関する決定が下され次第、要請者には、書面もしくは電話で決定事項とその理由が通達される 。	食品部門によるリスク評価審議の議事録や評価を実施した内部専門家の氏名は公開されてはいないが、情報入手法（Access to Information Act）に基づいて要請すれば入手することができる 。 なお、諮問委員会の場合、自然健康製品プログラム諮問委員会及びSAC-OTによる会合の議事録は公開されているが、どちらも要約のみとなっている。両委員会ともに、議事録には、参加した専門家の氏名のみが記載されているが 、どちらも自身のウェブサイトに委員会メンバーの略歴を掲載し、メンバーの専門性が把握できるようになっている 。	HPFBは、2005年1月以降に承認された新薬及び一部医療機器に対するリスク評価の結果をオンラインで公開しており、カナダ市民に限らず、不特定多数が自由に閲覧できるようになっている。また、評価結果をまとめた決定通知（Notice of Decision: ND）とは別に、評価結果を導いた根拠をまとめた決定根拠の概要（Summary of Basis of Decision: SBD）も併せて公開されている 。SBDには、効能や製薬企業などの当該医薬品に関する基礎情報や評価結果に加えて、結果の根拠となる科学的情報及び法規制に関する説明がまとめられており、NDと同時ではなく、NDが発表されてから5ヶ月以内にオンラインに掲載される方針となっている。2005年1月以前に承認された医薬品や医療機器の評価結果の根拠については、情報入手法（Access to Information Act）に基づいて申請し、情報を取得することができる。一方、承認されなかった医薬品や医療機器に関する情報は同法によって定められた公開対象ではないため公開されていないが、HPFBは何らかの形でこのような医薬品等の情報を公開する手段を慎重に検討しているところである 。	リスク評価の最終報告書には全てのデータが含まれている。これらのデータは、リスク評価が完了する前に公開されることもある。例えば、食品部門は数年前に炭酸水に含まれるベンゼンの量に関するリスク評価を実施しており、最初のステップとして、炭酸水に含まれるベンゼンの量を計算した。その後、食品部門はリスク評価が終わる前に、炭酸水を発売している企業とブランド名とともに、ベンゼン含有量のデータを公開している 。 このようにHPFBは、企業の意向に関わらず、既に流通している商品などから収集したデータ及び、当該データに関連する企業名は公開している。一方で、企業がリスク評価にデータを提出する際にそのデータは機密情報であると宣言した場合は、当該データは公開していない。この場合、HPFBはリスク評価の結果に機密情報が利用された旨のみを記載している 。	審議結果を得る前にパブリックコメントを設けるかの判断、及び、意見の募集期間や方法の決定はHPFBに委ねられている。パブリックコメントを行う場合、HPFBは、以下の項目を含んだ通達を一般に対して発表することになっている 。 ・パブリックコメントを行う理由 ・意見・情報の募集方法 ・募集期間 パブリックコメントで集められた意見は、リスク評価の結果が出る前にHPFBが検討することになっている 。

	分類（地域）	組織名	URL	審議の公開(*)	評価プロセスや議事録の公開(*)	評価結果の公開の有無(*)	評価根拠データの公表(*)	審議結果を得る前に行うパブリックコメント(*)
	参考	参考		審議を実施することや日時を事前に広報しているか、事前申し込み制か自由に参加できるのか、傍聴制限の有無、マスコミには公開されているか、TVカメラの取材が入れるか、実際に傍聴に来ている人がいるか（形式的な公開に留まっていることはないか）など	専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など	評価結果を知るために申請をしなければならない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か、結果だけの公開か、それとも結果を導いた根拠も併せて公開されているのか	審議に使用したものを全部公開しているか、それとも一部か、一部（や非公開）の場合は、その判断のための定めはあるか、その定めは公開されているか	意見・情報の募集期間、募集方法、意見・募集を提出する方法（使用言語；メール、FAX、郵送等）、パブリックコメントを行わない場合はその理由、出された意見への回答方法、全ての意見に回答しているか
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	http://www.efsa.europa.eu/	EFSAにおけるリスク評価は、リスク評価部門傘下の10の部署に設置された科学パネル（Scientific Panel）によって行われる。科学パネルは外部専門家によって構成されている 。 リスク評価に関する審議は公開されていない。これは、非公開にすることで専門家が自由に多様な見解を提供することができると考えられており、公開によって議論の内容が制限されることはかえって公益を損ねる恐れがあるとされているためである 。一般市民がオブザーバーとして参加することを応募することは可能であるが、実際には、EFSAはオブザーバーへの参加を積極的に受入れてはいない 。 EFSAは、他の食品規制当局が審議の様子を一般公開していることを受け、通常の審議の中からいくつかを一般公開することを検討しているが、リスク評価審議に関しては一般公開の検討はしていない。一方、リスク評価以外の一般的なガイドラインの策定や修正などに関する会合は一般公開されており、メディアを含めた多くの傍聴者が参加している 。	科学パネルによる会合の議題及び議事録は企業の機密情報を除いた上で公開されており、議事録には、参加者の氏名及び会合の要約が記載されている 。議事録には参加者の専門は言及されないが、EFSAのウェブサイトに科学パネルメンバーの専門が掲載されている 。	科学パネルによる評価結果は、意見書（Opinion）にまとめられる 。意見書には、科学パネルで合意に至った見解だけでなく、採用されなかった意見や、見解の根拠となる情報、科学的な説明なども記載されており、EFSAのウェブサイトで公開されている 。また、評価対象が重要であるとEFSAが判断した場合は、当該評価に関するプレスリリースも発表される 。	2010年に公開された2件の意見書では、科学パネルの見解が、それを裏付ける科学データとともに公表されているが 、企業の機密情報は公開されない。企業は、公開を望まない情報をEFSAに申告するが、申告内容が自動的に認められるわけではなく、EFSAが欧州委員会の判断を仰ぎつつ非公開となる情報を特定している 。	EFSAは、新しい分野や専門家・一般市民の関心の高いトピックに関するリスク評価を中心に、審議結果を得る前にパブリックコメントやデータの募集を行うことがある 。EFSAのウェブサイトには、パブリックコメントに関するページがあり、ここで意見・情報の募集が行われる 。募集期間は定かではないが、2010年11月の時点でパブリックコメントを募集している2件の締め切りは2010年12月8日、2011年1月15日となっている。これら2件に関する意見の提出はオンラインを通して行われている。 ただし、EFSAは、リスク評価の一般的なガイドラインなどに関してパブリックコメントを行うことはあっても、リスク評価自体に関するパブリックコメントを行うことはない。また、EUがリスク管理に関する法律を可決した場合、当該法律に関連して更なるリスク評価が必要か否かを判断するために、その法律を公開し、パブリックコメントを行うこともあるが、このような場合に、パブリックコメントの内容を集約し、EFSAに対して更なるリスク評価を行うように要請するのは、EUの役割となっている 。
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	http://www.bfr.bund.de/cd/template/index_en	規制対象製品のリスク評価はBfR内部で実施されており、審議は公開されていない 。 総合リスク評価については、リスク評価の内容が市民にとって重要性の高いものとBfRが判断した場合、一般市民向けのパブリックミーティングが開催されている。このようなパブリックミーティングは毎年約12回実施され、メディア関係者も含めて毎回数百名もの参加者が集まる。またパブリックミーティングによっては、参加が公務員のみに限定されているものもある 。 リスク評価手法に関する助言提供を目的とした外部専門家委員会による審議は公開されていない 。	規制対象製品のリスク評価では、審議の議事録や評価結果、及び評価を実施したBfR内部の科学者の個人名は公開されない。なおBfRは、以下の理由により、規制対象製品のリスク評価結果は適切なものであると認識しているという 。 ・ BfR は2009年に、国際標準化機構（International Organization for Standardization: ISO）による品質保証証明書（ISO 9001）を取得している。これは、ISOがBfRにおけるリスク評価プロセスを審査した結果、BfRで導入されているプロセスが適切であることを証明するものである 。 ・外部専門家がリスク評価プロセスをレビューしている。 総合リスク評価における会議の議事録や参加者名簿、参加者が提供した資料はBfRのホームページ上で公開されている 。 リスク評価手法に関する助言提供を目的とした外部専門家委員会による審議の議事録及び専門家の個人名はBfRのホームページで公開されている 。	規制対象製品のリスク評価の場合、承認を申請する民間企業が評価結果の独占所有権を持つという考えから、BfRは評価結果を公開してない 。 BfRでは、特に守秘義務がない場合において、総合リスク評価の結果を公開している 。評価結果はBfRのホームページ上で公開される 。また、外部専門家委員会による審議の結果も、BfRのホームページ上で公開されている 。	規制対象製品のリスク評価の場合、評価結果の裏付けとなるデータは公開されていない 。総合リスク評価の場合、公開される評価結果には、結果を立証するデータが引用文献として含まれる。同様に、リスク評価プロセスの評価の場合においても、外部専門家委員会が検討したデータは、審議結果とともに公開されている 。	総合リスク評価では、パブリックミーティングを通して一般から意見を収集し、評価結果に反映させることがある。また、BfRにコメントを提出するのは随時可能であるが、BfRでは米国のようなパブリックコメントを募集するメカニズムは導入されていない 。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	http://www.anses.gob.ar/	ANSESにおけるリスク評価に関する審議は、国家基準（French standard NF X 50-110 on "Quality in expertise activities-general requirements of competence for an expertise activity"）に加え、独自のグッドプラクティスがその審議の方針の基礎となっている。これらに基づき、ANSESでは当該案件のリスクの専門家を交えた傍聴会が開かれ、専門的な見解や仮説について議論が行われる。この議論からの最終提言は、オピニオンもしくはレコメンデーションというかたちで体系的に開示される 。 リスク評価を実施するパネルの審議は一般市民向けもしくはメディア向けに公開されていない。この理由は、これらの審議が極めて科学的（専門的）な議論であるためである 。 時によってANSESでは、科学パネルに対して特定の情報を提供するよう専門家を招くことがある。この専門家は、情報提供をした後に退室するように命じられており、実際の審議に参加することはできない。このような専門家は、専門的な情報を提供する科学者である場合や、労働組合の代表者である場合があり、審議の議事録及び最終的な科学パネルのレポート（オピニオン）において、誰が招かれ、どのような情報が提供されたか、という点は明らかにされる 。 科学パネルによるレポートの内容が、賛否両論に分かれるなど、慎重な扱いが要されるもの、もしくは市民の大部分に影響を及ぼすものと判断された場合、ANSESは結果の出版及びプレゼンテーションをの公開を行う。このプレゼンテーションは一般市民向けに公開される。プレゼンの後には質疑応答の時間も設けられ、市民からの質問にANSESが答える。ただし、この中でANSESは一般市民からのコメントを受け付けることはしない 。	科学パネルのメンバー及び専門家として招かれる個人の名前はウェブ上で一般市民向けに公開されている。また、要請があった場合、議事録も一般市民向けに公開されている。議事録には全ての専門家によるコメントが記録されているが、個々のコメントは匿名であり、誰がそのコメントをしたのかはわからないようになっている。この議事録には、ANSESに招かれて情報提供を行った専門家の個人名も含まれる 。	ANSESにおける評価結果は、全てオンライン上で公開されている 。	評価根拠データはウェブ上で評価結果と同様に公開されている。ただし、企業の機密データは公開されない。機密データが存在する場合、ANSESでは根拠データを提供したのは企業であるという事実は公開するが、具体的な企業名は公開しない 。	リスク評価における審議の大半は技術的ものであるため、審議の過程でパブリックコメントは通常求められない。稀な例で、例えばANSESによるレポートで異なる種類の食事制限法（ダイエット法）の利点・不利点がまとめられる場合、最終レポートが公開される前にパブリックコメントが求められる。その場合、有意義とされるコメントは最終レポートに統合され、公開される 。
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	http://www.fsa.gov.uk/	委員会の審議は初期から公開されており、誰でも参加することが可能である。ただし、守秘義務や知的財産の観点から、新規の食品などが議論されるときは、例外的に非公開となる。しかし、非公開審議であっても、情報はできる限り公開されることになっている 。 メディアも含め、審議には誰もが参加することができ、一般市民もオブザーバーとして参加することが可能である。審議が行われている間は、委員会メンバーと交流を持つことはできないが、審議終了後や質疑応答の時間であれば、委員会メンバーと交流、質問などをすることができる。通常、10人から15人の審議傍聴者がいるが、審議のテーマによって、参加人数は変わるという 。 例えば、FSAにおけるリスク評価を実施する委員会の1つである、「食品における微生物の安全性諮問委員会（Advisory Committee on the Microbiological Safety of Food: ACMSF）」は、審議の日程をウェブサイトで公開している。ACMSFによる審議は一般の参加が可能で、参加希望者は、電話か電子メールで申し込むようになっている 。TVカメラの取材が入れるかに関する情報は入手できなかったが、2010年9月23日に開催された審議では、学生を含め22人の一般傍聴者が参加し、うち1名はFood Manufacture magazineからの代表者となっている 。	ACMSFは、審議議事録の要約をウェブサイトで公開しており、この議事録では、審議に参加した専門家やFSA、一般からの参加者の氏名も公開されている。専門家の専門は議事録には記載されていないが、ウェブサイトにはACMSFメンバーの氏名と専門を一覧にしたページが別途設けられている 。 なお2010年9月23日に開催されたACMSFによる審議の議事録には、以下の内容が記載されている 。 ・参加者氏名 ・議長の挨拶 ・利益関係の宣言（詳細は後掲） ・前回の議事録の承認 ・審議内容（議題ごとに発表者の氏名及び発表内容の要約、議論のポイント、議長によるまとめが記されている。） ・次回の審議の日程 ・聴衆からの質疑応答	FSAの目的は、リスク評価の結果を公開することであるため、評価結果はFSAのウェブサイト上に公開されるという 。しかし、例えばACMSFは、評価結果をまとめた報告書をウェブサイトで公開しているが、一部の報告書は題目だけが紹介されており、全文は委員会事務局に問い合わせなければ入手できないようになっている 。報告書では、論文を引用しながら、評価結果を導いた根拠が説明されている 。	全ての根拠データは評価結果をまとめた報告書に含まれており、使用されたデータの出所やデータについての議論の詳細も記載される。データに、企業の機密情報や内密の情報が含まれる場合には、委員会は使用された情報の種類とともに、公開されない理由を明記することになっている。FSAは、機密情報など公開できないケースを除き、できるだけ多くの情報を公開するようにしている 。	FSAは、リスク評価報告書の草案を発表し、一般からのフィードバックを求めることがある。集められたフィードバックは最終報告書に組み込まれている 。 ACMSFでは、ある議題に関して詳細な評価が必要とされた場合、アドホックグループを設立している。このグループは、当該テーマに関する報告書を作成し、パブリックコメントを経て、ACMSFに採択されることになっているとされているが 、パブリックコメントの時期や方法に関する方法は入手できなかった。

③リスク評価における透明性の確保状況

	分類（地域）	組織名	URL	審議の公開(*)	評価プロセスや議事録の公開(*)	評価結果の公開の有無(*)	評価根拠データの公表(*)	審議結果を得る前に行うパブリックコメント(*)
	参考	参考		審議を実施することや日時を事前に広報しているか、事前申し込み制か自由に参加できるのか、傍聴制限の有無、マスコミには公開されているか、TVカメラの取材が入れるか、実際に傍聴に来ている人がいるか（形式的な公開に留まっていることはないか）など	専門分野はなにか、バックグラウンドはなにか（民間企業や消費者団体からの出向者か）など	評価結果を知るために申請をしなければならない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か、結果だけの公開か、それとも結果を導いた根拠も併せて公開されているのか	審議に使用したものを全部公開しているか、それとも一部か、一部（や非公開）の場合は、その判断のための定めはあるか、その定めは公開されているか	意見・情報の募集期間、募集方法、意見・募集を提出する方法（使用言語；メール、FAX、郵送等）、パブリックコメントを行わない場合はその理由、出された意見への回答方法、全ての意見に回答しているか
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	http://www.foodstandards.gov.au/	FSANZでは、審議を公開していない。FSANZはリスク評価に民間の意見は取り入れているが、それはオンラインによるパブリックコメントの募集という形式を取っている。FSANZには、一般消費者の意見を会合を通じて募る消費者リエゾングループが存在するが、同グループによる会合はFSANZによるリスク評価の審議とは直結していない。同様に、FSANZには小売業者の意見を募る小売業者リエゾングループというものも存在するが、こちらもリスク評価の審議との繋がりはない 。	評価プロセスの進捗や日程などの情報は、ウェブサイト上に公開されている 。また、第一評価及び第二評価が終わるとそれぞれの評価報告書が発表され、それに対する一般のコメント期間が設けられる。 ※FSANZにおける基準改正にあたってのアセスメントの流れ図あり	評価報告書がウェブサイト上で公開され、基本的に誰でも入手でき、それに対するコメントを提出することができる 。	原則として全てのデータは公開されている。企業などの申請者が商用的な理由から機密化を要請する場合、当該データは公開されないが、FSANZでは申請企業にデータに関して、できるだけ公開するように奨励している 。	FSANZでは、「第一評価」および「第二評価」後にそれぞれパブリックコメントを募集している 。評価報告書に、パブリックコメント受付期限が明記されている。形式はオンラインで文書で提出することになっており、その方法はウェブサイト上に詳しく説明されている。オンラインでの提出ができない場合には、ハードコピーの郵送による提出も受け付けている 。集まったパブリックコメントは要約され、リスク評価の最終報告書に盛り込まれる 。
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	http://www.fao.org/ag/agn/agns/	リスク評価の審議は一般には公開されておらず、参加できるのは審議に招集された専門家のみとなっている 。	審議の内容及び評価結果の概要は、審議報告書としてまとめられること になっている。報告書に記載される要点は以下の通りである 。 ・審議されたトピック ・トピックとの関連性が高いデータ及び文献の要約 ・評価結果の根拠となるデータの要約 ・使われなかったデータがある場合はその理由 ・使用したデータの信頼性等の説明 ・提言の根拠となる仮説の説得力 ・審議内容の要約 ・主要な結論 ・採択されなかった意見 ・専門家による利益相反の可能性 ・専門家・参加者のリスト（氏名及び所属機関） リスク評価の審議に参加した専門家のリストは、審議報告書の一部として後日公開されるが、事前には公開されない。これは、第3者が審議の前に専門家に圧力をかけることを避けるためである 。	評価結果及びその根拠は、上記の審議報告書に盛り込まれる形で公開されている。なお、JECFAの審議報告書はWHOのウェブサイトに、JEMRAの審議報告書はAGNSのウェブサイトにそれぞれ掲載されており、不特定多数が容易に情報を入手できるようになっている。また、審議報告書を完成させるには時間がかかるため、審議終了後2～4週間以内に、評価結果のポイントをまとめた簡易レポートもWHO及びAGNSのウェブサイトに掲載されている 。	評価結果の根拠となるデータの一部は審議報告書として公開されている 。 JECFA及びJEMRAが利用するデータの殆どは一般に公開されているものであるため、そのようなデータに関しては情報源をリストする形で発表する。しかし、企業の機密データに関しては、データの概要をできる限り詳しく公開するものの、データそのものは公開しない。このような機密データの公開を要請された場合、JECFA及びJEMRAは、データの公開を要請した者にのみ機密データを提供できるかどうかについて、データ提供者と相談することになっている。また、JECFAやJEMRAは機密データ提供者の連絡先は公開している 。	JECFA及びJEMRAは原則として評価結果に対するパブリックコメントの募集はしていない 。 JECFA及びJEMRAでは、通常、審議の10～12ヵ月前に、審議されるトピックに関するデータの募集が行われている。募集内容は、FAOやWHOのウェブサイトのほか、書面でも公知され 、データの受付は審議の6～7ヵ月前まで行われる。データの提出は電子メールかCD-Rの郵送が望ましいとされている 。また、審議の前に、ステークホルダーによる意見や情報をJECFAやJEMRAのメンバーに提供するためにステークホルダーを集めた会合が実施されることもある 。 なお、JECFA及びJEMRAがパブリックコメントを募集する唯一のケースとして、複数年に亘るリスク評価を行う場合がある。しかし、パブリックコメントを最終評価結果に反映させるかは、あくまで専門家の判断に委ねられる 。
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	http://www.who.int/en/	JEMRAによるリスク評価の審議は一般公開されていない。JEMRAがリスク評価の審議を行うことを、プレスリリースで発表したことはあったが、メディアなどからの出席に関する問い合わせを受けたことはなかった 。	審議の内容及び評価結果の概要は、審議報告書としてまとめられることになっている。報告書に記載される要点は以下の通りである 。 ・審議されたトピック ・トピックとの関連性が高いデータ及び文献の要約 ・評価結果の根拠となるデータの要約 ・使われなかったデータがある場合はその理由 ・使用したデータの信頼性等の説明 ・提言の根拠となる仮説の説得力 ・審議内容の要約 ・主要な結論 ・採択されなかった意見 ・専門家による利益相反の可能性 ・専門家・参加者のリスト（氏名及び所属機関）	評価結果及びその根拠は、上記の審議報告書に盛り込まれる形で公開されている。なお、JEMRAの審議報告書はFAO及びWHOのウェブサイトにそれぞれ掲載されており、不特定多数が容易に情報を入手できるようになっている。また、審議報告書を完成させるには時間がかかるため、審議終了後2～4週間以内に、評価結果のポイントをまとめた簡易レポートもWHOのウェブサイトに掲載されている 。 またJEMRAは、リスク評価に関する情報を報告書、ウェブサイト、CDなどを通じて、そのリスク評価から利益を得る可能性のある組織、すなわち各国の政府、リスク管理機関、科学者、コーデックス委員会などに、そのリスク評価結果を提供している。また、JEMRAはこれらの情報に関するセミナーやワークショップなども実施しており、さらに、各国向けにリスク評価のツールキットも開発している 。	評価結果の根拠となるデータの一部は審議報告書として公開されている 。 JEMRAは、企業による機密情報以外の全ての根拠データを公開している。企業機密のデータの場合、JEMRAは、企業名を隠すなど匿名情報として最終報告書に記載する 。	JEMRAはリスク評価の結果について、パブリックコメントを求めることはないが、通常、審議の10～12ヵ月前に、審議されるトピックに関するデータの募集が行われている。募集内容は、FAOやWHOのウェブサイトのほか、書面でも公知され 、データの受付は審議の6～7ヵ月前まで行われる。データの提出は電子メールかCD-Rの郵送が望ましいとされている 。
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	http://www.who.int/en/	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。なお、コンセンサス文書のための会合については、日程はOECDに事前に掲載されるものの、会合は公開されていない 。	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。なお、コンセンサス文書のための会合の議事録も公開されていない 。	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。なお、コンセンサス文書はOECDウェブサイトで公開される 。	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。なお、コンセンサス文書作成に使用されたデータは、文書とともにOECDウェブサイトで公開される 。	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。

	分類（地域）	組織名	URL	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*)	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて策定された年月日、規定の改正の経緯、現在効果を持つ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)
	参考	参考		日本語による正確な翻訳文を対訳として添付すること。特に、shall、should、must、may等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は引用先についても同様。		施行とは、効力をもつようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか、HP上か、公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。		例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	http://www.nih.gov/	Prrocedure for Review and Clearance of Clinical Research Protocols（NIH研究者対象）、A GUIDE TO PREVENTING FINANCIAL AND NON-FINANCIAL CONFLICTS OF INTEREST IN HUMAN SUBJECTS RESEARCH AT NIH（NIH職員対象）	「NIHにおける臨床試験での金銭的及び非金銭的な利益相反を防ぐためのガイド」で、「すべての臨床研究者には、臨床試験の被験者の健康を保護するための情報を入手するという主要目的がある。一方で、これらの研究者は、収入を得たり、家族を養う、といった個人的およびニ次的目的を持つ可能性がある。これらニ次的目的非倫理的なものではないが、場合によっては臨床研究者の主要目的を達成するための判断に悪影響を及ぼす可能性がある。このように、二次的目的が臨床研究者の判断を鈍らせ、その主要目的とニ次的目的に利害関係が生じることを利益相反と呼ぶ。」と定義している。	2008年3月	ウェブサイトで公開している。	NICHDによる研究の対象は女性、妊婦、幼児など社会的に脆弱なグループであることから、NICHDは、利益相反ポリシーも一般的なものより厳密である必要があると考えているという。	「NIHにおける臨床試験での金銭的および非金銭的な利益相反を防ぐためのガイド」は、IRBメンバーを務めるNIH職員およびデータ安全監視委員会（Data Safety and Monitoring Board: DSMB）のメンバーを含めたNIH職員全員に適用される。利益相反は「金銭的利益相反」と「非金銭的利益相反」に大別されている。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	http://www.fda.gov/	FDA内における利益相反規定については、「行動規範及び利益相反（STANDARDS OF CONDUCT AND CONFLICTS OF INTEREST）」に示されている。 諮問委員会のメンバーに対しては、連邦政府倫理法18 U.S.C.208が、重要な利益相反規定とされている。同法に則した規定として、以下のものが重要とされている 。 1. 連邦規則集（Federal Code of Regulation）5編2640条（http://www.usoge.gov/laws_regs/regulations/5cfr2640.aspx）：専門家が直面しうる利益相反について規定。 2. 連邦規則集5編2635.502条（http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr&sid=e62a2086dab4071ff9b70b63a58695eb&rgn=div5&view=text&node=5:3.0.10.10.9&idno=5#5:3.0.10.10.9.5.50.2）：利益相反のように見えるがが、実際の利益相反には当たらないケースへの対応について規定。	連邦政府の公務員であるFDAの職員が諮問委員会のミーティングに参加する場合、当該職員に関する利益相反は、政府がその職員の業務遂行に対して当然予期するレベルの誠実性（に影響する可能性があるとみなされるほど重大な金銭的利害関係を指すと定義されている。 なお、FDAは、諮問委員会のメンバーに選ばれた外部の専門家など、特別政府職員（Special Government Employee; SGE）と呼ばれる一時的な政府職員の利益相反についても厳しく事前に確認するとしながらも、SGEの場合、当該SGEの金銭的利害関係によって生じる利益相反の可能性よりも、その人物が提供するサービス（助言）の必要性の方が上回るであるかどうか（"need for the individual's services outweighs the potential for a conflict of interest created by the financial interest involved"）、といった点についても考慮している 。	これに関する回答は得られなかった。	規定はFDAのウェブサイト上に公開されている。	これに関する回答は得られなかった。	FDAでは、諮問委員の選出にあたって、候補者の専門知識と資産関係を調べる。特定の諮問委員会のメンバーを任命する際には、その委員会の議題をめぐる利益相反の可能性の有無について委員会員のスクリーニングを慎重に行なう。基本的な判断基準となるのは、委員会の審議の内容や結論によって、委員の金銭的利害が影響を受けるかどうかという点と、委員会の審議の結論によって、その委員に（研究予算などの）資金を出している組織がその後も資金を出し続ける能力や意向に影響するかどうかという点である 。 FDAはまた、離職した元職員（SGEを含む）に対しても利益相反規定を適用している。FDA職員を対象とする利益相反規定は連邦規則集タイトル21の第1章（CFR Title 21 Chapter 1）に定められており、その中でFDAを退職後1年以内の元職員や元SGEは、米国を代表する以外のいかなる立場においても、FDAを退職する前の1年間に職責にあった事柄で、米国が関わっていたり直接的かつ実質的な利害がある、いかなる議事や事柄に関して、FDAやその他の連邦政府機関、および裁判所などの場で、他者の代理人や弁護士として関わってはならないと規定されている 。 さらに、SGEを含むFDAの元職員は生涯を通じて、米国が関わり、直接的かつ実質的な利害がある事柄で、かつ元職員がFDA職員として判断や認可、却下、推薦、助言、調査、その他を通じて個人的かつ実質的に関わっていた場合、その際に関与していた特定の団体に関する訴訟手続きやその他の手続き、申請、判定請求、契約、申し立て、論争、告発、告訴その他において、米国以外の者の代理人や弁護士として故意に関わってはならないと規定されている 。 諮問委員会メンバーである外部専門家が特定の企業またはその競合企業から金銭を受け取った場合、その事実は慎重に議論される。利益相反に該当する可能性のあるケースには以下のようなものが挙げられる 。 ・株式の保有 ・コンサルティング業務 ・法廷での専門家証人の経験 ・特定企業から依頼で実施した講演（有償） ・特定企業からの助成金 ただし、一般的に、保有する株式の総額、あるいはコンサルティングによる報酬が2万5,000ドル 以下の場合は利益相反に当たるとは考えられていない 。
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	http://www.fda.gov/Food/default.htm	FDA内における利益相反規定が含まれている、「行動規範及び利益相反（STANDARDS OF CONDUCT AND CONFLICTS OF INTEREST）」については、上記諮問委員会と同様。CFSANにおけるリスク評価に携わる人物に対する利益相反に関する回答は得られなかった。FDAではリスク評価を実施する部署・委員会が複数あるが、そのいつである外部専門家による諮問委員会を対象とした利益相反規定については、諮問委員会と同様。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	http://www.epa.gov/ncea/	連邦職員に対する利益相反規定は、「United States Code TITLE 18—CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE; PART I—CRIMES; CHAPTER 11—BRIBERY, GRAFT, AND CONFLICTS OF INTEREST（http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:+18USC208）」にまとめられている。EPAで行われるピアレビューに参加するメンバーに対する利益相反は、「U.S. Environmental Protection Agency Peer Review Handbook（http://www.epa.gov/peerreview/pdfs/peer_review_handbook_2006.pdf）」に規定されている。また、NCEAのIRIS評価における外部ピアレビューについては、「NCEA Policy and Procedures for Conducting IRIS Peer Reviews（http://www.epa.gov/ncea/iris/Policy_IRIS_Peer_Reviews.pdf）」が利益相反を規定している。	「IRISピアレビューを実施するためのNECAの政策・手順（NCEA Policy and Procedures for Conducting IRIS Peer Reviews）」では、利益相反は、「他者・他機関との関係や活動により、ある人物がIRISによる人体健康評価の草案レビューにおいて公平な意見を提示することが出来ない、もしくは出来ないと見なされたり、当該人物のピアレビュー活動における客観性が損なわれる、もしくは損なわれる可能性がある状況」と定義されている 。	現行の「IRISピアレビューを実施するためのNECAの政策・手順」は2009年7月30に初めて策定されている 。	「IRISピアレビューを実施するためのNECAの政策・手順」はIRISウェブサイトに掲載されている。	「IRISピアレビューを実施するためのNECAの政策・手順（NCEA Policy and Procedures for Conducting IRIS Peer Review Handbook）」の方針に沿いながらも、IRISピアレビューに特化した詳細な情報を提供することを目的として策定された。「EPAピアレビューハンドブック」は2009年12月に改正されているが、「IRISピアレビューを実施するためのNECAの政策・手順」は、この改正とほぼ並行して作成が進められており、2009年7月に完成した 。	通常の（多大な影響力を持たない）リスク評価では、外部ピアレビューは、外部の業務受託業者によって運営されており、レビューを行う外部専門家の選択も業務受託業者に委ねられている 。利益相反規定は、業務受託業者及び専門家の両方に適用されるが 、以下では専門家に適用される規定について説明する。 IRISの外部ピアレビューを行う外部専門家に対する利益相反を判断するための基準は明示されていないが、外部専門家は以下の利益関係の有無に関する情報を提供することになっている 。 ・過去24ヵ月における、評価対象に関連する当人及び配偶者の雇用（有償・無償） ・過去24ヵ月における、評価対象に関連する当人及び配偶者による研究資金の受給（政府による支援も含む） ・過去24ヵ月における、評価対象に関連する当人及び配偶者のコンサルティング業務 ・過去24ヵ月における、評価対象に関連する当人及び配偶者の専門家証言 ・過去24ヵ月における、評価対象に関連する当人、配偶者、及び養育者による株式の保有（投資額が1万5,000ドル以下で、投資先が多様化された投資信託を除く） ・当人による評価対象に関連する見解の表明 ・当人による、ピアレビューの対象となる評価報告書草案への関与 ・上記以外で、利益相反の可能性がある事項 ・ピアレビューの結果によって、当人もしくは配偶者が金銭的恩恵を受ける可能性 更に専門家は、以下の情報を提供しなければならない 。 ・過去2年間における当人と配偶者の雇用者及び業務内容（有償・無償） ・過去2年間に、当人が主任研究者やディレクターとして参加し、政府を含めた外部機関から研究資金を受け取った研究プロジェクト ・過去2年間における当人によるコンサルティング業務（1件当たりのコンサルティング料が年棒の15%を超える場合は、当該コンサルティングを提供したクライアントの名前も提供する。配偶者は過去2年間における コンサルティング業務の概要のみ提供する。） ・当人が有償で行った専門家証言の概要（配偶者は、過去2年間に行った専門家証言の概要のみ提供する。） ・当人、配偶者、及び養育者が保有する株式のうち、過去24ヵ月に市場価値が1万5,000ドルを超えたもの（投資先が多様化された投資信託や公社債投資信託、米長期国債などを除く。） ・当人、配偶者、及び養育者が有する負債のうち、過去24ヵ月において負債額が1万ドルを超えたもの（住宅ローン、自動車ローン、事業用のローンを除く。） ・当人が評価対象に関して発表した公式な見解の概要 ・当人による、ピアレビューの対象となる評価報告書草案への関与の概要 ・上記以外で、利益相反の可能性がある事項の概要
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	http://www.epa.gov/aboutepa/ocspp.html	米国では、連邦政府職員を対象とした利益相反規定が存在し、さらにリスク評価に関するレビューを行う外部諮問委員に対する利益相反規定も別途策定されている。各利益相反規定は以下のリンクより閲覧できる。 ・連邦職員に対する利益相反：U.S. CodeTitle 18 – Crime and Criminal Procedure, Chapter 11, Bribery, Graft and Conflicts of interest, Section 208 – "Acts affecting a personal financial interest"（http://law.onecle.com/uscode/18/208.html） ・EPAで行われるピアレビューに参加するメンバーに対する利益相反：「U.S. Environmental Protection Agency Peer Review Handbook（http://www.epa.gov/peerreview/pdfs/peer_review_handbook_2006.pdf）」 ・SRBメンバーに対する利益相反：「FIFRA SAP結成に関する情報（INFORMATION ON THE PANEL FORMATION PROCESS FOR THE EPA FIFRA SCIENTIFIC ADVISORY PANEL）」（http://www.epa.gov/scipoly/sap/pubs/srb_process_interviews.pdf）.	「FIFRA SAP結成に関する情報」では、SRB及びFIFRA SAPのメンバーは連邦政府特別職員（Special Government Employee）として、連邦政府職員を対象とした利益相反の考え方が適用されるとしている。また、連邦職員に対する利益相反規定（18 U.S.C. Section 208及び5 C.F.R. Part 2635）として以下を引用している。 <18 U.S.C. Section 208> 特別職員を含めた連邦政府職員が、当該職員もしくはその配偶者、扶養家族、ジェネラルパートナー（無限責任を負う共同経営者）、雇用者や現事会メンバーとして関与している、もしくは雇用契約を交渉中である組織が金銭的利益を持つような政府業務（諮問を含む）に、金銭的利益関係の存在を認識しながら参加した場合、その行為は罰則の対象となる 。 <5 C.F.R. Part 2635> （連邦）職員は、特定の組織が関係する業務が、当該職員の家族の金銭的利益関係に直接的及び予測可能な影響を与えることを認識していたり、当該職員と関係のある個人が、このような業務に直接的・間接的に関与しており、この人物が、業務遂行における当該職員の中立性に疑問があると見なした場合、この職員は、所属省庁にこの問題について報告し、許可を得るまでは、当該業務を実施することはできない 。	「FIFRA SAP結成に関する情報」が初めて策定された時期に関する回答は得られなかったが、SRBは1996年に設置されたことから、策定は1996年以降であると考えられる。現在効果を持つ規定は2004年9月16日付となっている 。	「FIFRA SAP結成に関する情報」はウェブ上で公開されている。	「FIFRA SAP結成に関する情報」によれば、同規定はSRBメンバーの選出プロセスを透明度の高いものとすることで、メンバー候補者が利益相反規定などを正しく理解した上でメンバーへ応募することを目的としている 。	「FIFRA SAP結成に関する情報」は、SRBメンバーを対象として作成されている。しかし、利益関係を開示するためのEPA指定の書面手続き（Confidential Financial Disclosure Form for Special Government Employees Serving on Federal Advisory Committees at the US Environmental Protection Agency、以下EPA Form 3110-48）の提出義務など 、規定の多くはFIFRA SAPメンバーにも適用されているものである 。 EPA Form 3110-48の提出は新たなSRBメンバーを審査する際にも、義務付けられている、SRBメンバー選定の際には、科学的専門知識とメンバーとして活動する時間・姿勢に加えて、利益相反や中立性に関する明白な問題がないことが重視される。ただし、金銭的利益関係や組織との関係は複雑かつ多様であることから、EPA Form 3110-48に記載された利益関係が利益相反に該当するかについての判断はケースバイケースで行われることになっている 。

	分類（地域）	組織名	URL	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*)	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて策定された年月日、規定の改正の経緯、現在効果を持つ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)
	参考	参考		日本語による正確な翻訳文を対訳として添付すること。特に、shall、should、must、may等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は引用先についても同様。		施行とは、効力をもつようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか、HP上か、公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。		例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/branch-dirgen/hpfb-dgpsa/index-eng.php	HPFBでは、リスク評価を実施する職員を含めた全職員に対して、連邦政府における利益相反規定が適用されている 。また、外部諮問委員会に対する利益相反規定は別途策定されている。 ・ 連邦： Values and Ethics Code for the Public Service（http://www.tbs-sct.gc.ca/pubs_pol/hrpubs/tb_851/vec-cve-eng.asp） ・外部評価委員： Guidance on Advisory Bodies（http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/alt_formats/hpfb-dgpsa/pdf/hpfb-dgpsa/advisory-consultatif-eng.pdf） HPFB食品部門においてリスク評価を実施する職員に対しても、上記1点目の「公務に関する価値観と倫理規範（Values and Ethics Code for the Public Service）」が適用されている 。この概要は、以下の通り。 ・公務に関する価値観と倫理（カナダ政府公務員の役割など） ・利益相反 o 利益相反の防止 o 利益相反規定遵守の手法 ・退職後の対応 ・規定違反への対応 公務員が申告するべき資産	「公務に関する価値観と倫理規範」では、公務員の個人的利益関係と公務が相反する事態が生じる可能性を最小限にすることが求められているが、利益相反の定義は記載されていない。利益相反に関して、公務員には一般原則が課せられ、更に、利益相反の防止に関して、いくつかの義務がある 。 なお、諮問委員会に対する利益相反規定では、利益相反は「（規制対象となる）製品の評価結果において直接に金銭的利益関係を持つこと」と定義されている。ここで「直接の金銭的利益関係（direct financial interest）」とは、ある人物、当該人物の配偶者・パートナー、もしくは未成年の養育者が、雇用や企業への投資、提携、株式、ロイヤルティ、合弁事業、信託、不動産、もしくは債権を通して、評価結果と利益関係を持つこと」を示す 。	現在効果を持つ「公務に関する価値観と倫理規範」は2003年に策定されている 。 一方、諮問委員会における利益相反を規定した諮問委員会向けガイダンス（Guidance on Advisory Bodies）は2007年に作成され、2010年現在も有効となっている 。なお、このガイダンスは、HPFBによる医薬品などの承認プロセスにおける透明性向上とを目指した「規制対象製品の評価 ―一般からのインプットに関する政策（Review of Regulated Products: Policy on Public Input）」の内容をより詳しく説明するためにもであるが 、このような施策が定められた背景には、政府機関における科学研究や規制プロセスを一般に公開するべきであるとの意見が国際的に強まったことがあったとされている 。なお、「規制対象製品の評価 ―一般からのインプットに関する政策」には、HPFBが、諮問委員会からの助言を含め、外部からのインプットを求める権限があることが確認されているほか、外部からのインプット収集方法（諮問委員会の招集やパブリックコメント）やパブリックコメントのに関する規定などが記載されている。諮問委員会メンバーに対しても、利益相反を有する人物が審議に参加することを禁ずる旨が記されているが、利益相反については「諮問委員会向けガイダンス（前掲）」のほうが詳しい。利益相反に関しては、2001年に開催された生体利用効率・生物学的同等性に関する科学諮問委員会（Scientific Advisory Committee on Bioavailability and Bioequivalence）の議事録において、メンバーの利益関係が確認されていたことから 、少なくとも2001年には何かしらの規定があったと見られる。	公務に関する価値観と倫理規範及び、諮問委員会向けガイダンスは、カナダ政府及びHPFBのウェブサイトで公開されている。	公務に関する価値観と倫理規範は、公務員における価値観と倫理に関するガイダンスを提供し、市民によるカナダ政府の公務に対する信用を保持することを目的としている 。 一方、諮問委員会向けガイダンスは、カナダ保健省による公開性と透明性の確保に対する取組の一環に位置づけられている 。2007年から2012年までのHPFB諮問委員会のメンバーになることはできない。一方、諮問委員会が、当該製品の評価以外の活動を行う場合、この人物は委員会メンバーになることはできるが、当該製品の評価には参加できず、それ以外の活動のみに従事することになる 。	公務に関する価値観と倫理規範は、リスク評価を実施するHPFB職員を含めたカナダ政府の全ての公務員に適用されている 。同規範には利益相反を判断される ケースに関する説明はないが、公務員が避けるべき状況は、前述のとおり。 一方、諮問委員会向けガイダンスによる利益相反規定は、諮問委員会メンバーに適用される。具体的には、メンバー候補が利益相反（規制対象となる製品の評価結果において直接に金銭的利益関係を持つ）にある場合、この人物は、当該製品の評価に関する助言を行うことのみを目的とした諮問委員会のメンバーになることはできない。一方、諮問委員会が、当該製品の評価以外の活動を行う場合、この人物は委員会メンバーになることはできるが、当該製品の評価には参加できず、それ以外の活動のみに従事することになる 。
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	http://www.efsa.europa.eu/	EFSAの設立に関する根拠法でもある『REGULATION (EC) No 178/2002』（http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJL:2002:031:0001:0024:EN:PDF）は、EFSA職員及び、外部評価委員会である科学パネルメンバーは、独立性を堅持しなければならないとして、活動内容に関する利益関係を宣言することを定めている。EFSAは、REGULATION (EC) No 178/2002を実施するために以下の政策・ガイドラインを作成している。 ・EFSA policy on declarations of interests （利害関係に対するEFSAの考え方） （http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/docs/doipolicy.pdf） ・Guidance document on declarations of interest （利害関係に対するガイダンス）（http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/docs/doiguidance.pdf） ・Procedure for identifying and handling potential conflicts of interest （潜在的利益相反を特定・対応するための手順） （http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/docs/doiconflicts.pdf） リスク評価を実施する科学パネルメンバーに対する利益相反規定は、上記3つ目の「潜在的利益相反を特定・対応するための手順（Procedure for identifying and handling potential conflicts of interest）」にまとめられており、その概要は以下の通りとなる（利益相反に関する詳細は本節②以降を参照） 。 ・EFSA幹部（Management Board）に対する利益関係の宣言義務 ・科学パネルのメンバーなどに対する利益関係の宣言義務（詳細は本節②以降を参照） o 年次宣言義務 o 特別宣言義務 o 利益相反及び審議参加に関する判断手順 ・EFSA所長及び職員に対する利益相反規定	EFSAによる、「何をもって利益相反とするか」に関する定義は明確ではない。これは、利益相反が個別のケースに基づいて評価されなければならず、具体的な行動を基に判断されなければならないためである 。 ただし、EFSAは、利益相反に関して詳細な政策・ガイドラインを策定している。それによると、科学パネルメンバーが宣言しなければならない利益関係及び利益相反について以下のように説明されている。 ＜利益関係＞ 科学パネルメンバーは、リスク評価を行う分野に関する以下の活動について、過去及び現在の関与状況を宣言しなければならない 。 EFSAは、科学パネルメンバーに対して過去5年間の利益相反についての申告を求めており、それ以前の利益に関しては検討していない。また、宣言を必要とする最低金額については検討が重ねられてきたが、EFSA内では、上役を中心に金額を設定することについては消極的な意見があるという 。 ＜利益相反＞ EFSAは、科学パネルメンバーに対して、1）毎年更新する「利益関係の年次宣言（Annual Declaration of Interests: ADoI）」及び、2）審議ごとの「利益関係の特別宣言（Special Declaration of Interest: SDoI）」の提出を求めている。SDoIは、当該審議の議題に関して、上記の活動の有無を明確化するものである。ADoIは利益関係の有無だけを示すものであり、EFSAは、SDoIの内容に応じて、メンバーの利益相反の有無を判断している 。	2002年に策定されたEFSAの根拠法（REGULATION (EC) No 178/2002）は、年に一回利益関係を申告するようにメンバーなどの利益相反を規定していた。設立後3年間は、EFSAは、同法の規定をそのまま採用し、外部専門家による自己申告を収集・保管する以外の対応をしていなかったという。しかし2006年にEFSAは、このような対応は不十分であると判断し、宣言された利益関係を審査し、利益相反が起きた際に対処するための手段に関する規定を定めた。これが、2010年11月現在EFSAのウェブサイトに掲載されている利益関係の宣言に関するEFSA政策（EFSA policy on declarations of interests。2007年10月5日付）及び、利益関係の宣言に関するEFSA政策を実行するために2007年に策定された利益関係宣言書に関するガイダンス（Guidance document on declarations of interest ）と利益相反の可能性を特定・処理するための手順（Procedure for identifying and handling potential conflicts of interest）につながっていると見られる。2010年11月現在EFSAのウェブサイトに掲載されているガイダンス及び手順は2009年9月に更新されたものとなっている 。 EFSAは、2011年に、2006年に定めた上記の指針が上手く機能していたかどうかを見直す予定である。EFSAは現行の利益相反規定は厳格すぎると考えているため、見直しの際には利益相反の基準も再検討されることになっている 。	規定はEFSAウェブサイトに公開されている。	EFSAによる政策、ガイダンス、手順は、EUがEFSAの設立を定めたREGULATION（EC）No 178/2002の37条（独立性に関する条項）を遵守するために策定されたものである 。	「その機関が採用している利益相反の定義」を参照のこと
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	http://www.bfr.bund.de/cd/template/index.en	EFSAでは、規制対象製品のリスク評価について外部の専門家が関与するが、BfRにおいては外部の専門家は、リスク評価を実施するために必要なトピックについてアドバイスを行うのみとなっている。このため、EFSAのような組織が厳格なCOI政策を用いる一方で、BfRでは、外部専門家に対して、詳細にわたるCOI政策は規定していない。リスク評価を実施するBfR職員に対する利益相反に関する規定は、ドイツにおける全公務員に適用される連邦法である業務手続法（Verwaltungsverfahrensgesetz、http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/vwvfg/gesamt.pdf）のセクション21（偏見の恐れ）となっている 。 セクション21では、以下のように、公務における偏見を避けるという一般原則が規定されている 。 「公務遂行において偏見が生じる恐れを正当化できる場合、公務手続に関わる人物は誰であっても、当該公務を監督する部署の部長（もしくは長官から指名を受けた人物）に報告し、部長の妥当性があれば当該公務への関与をやめなければならない。部長に関して偏見の恐れがある場合は、部長が自身の判断、もしくは当該部署を監督する権限者による妥当に基づいて、当該公務への関与をやめなければならない。」	業務手続法セクション21では、リスク評価を実施するBfR職員を含めたドイツにおける全ての公務員は、利益相反などと公務遂行において偏見が生じる恐れのある活動への参加が禁止されているが、何をもって「利益相反」、もしくは「偏見が生じる」と判断するかに関する基準は定められていない。この法律は、BfR内の160の専門委員会に属する外部の専門家には適用されないが、一般的に外部の専門家も利益相反は避けることとされている 。	業務手続法は、1976年5月25日に初めて策定されている 。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	連邦法では、利益相反が存在してはならない、と定められているが、特に基準等は設定されておらず、利益相反の有無はケース・バイ・ケースで判断される 。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	http://www.anses.gob.ar/	ANSESでは、ANSES職員及び外部の専門家を対象とする利益相反規定が、リスク評価グッドプラクティス（Good Practices of Risk Assessment）と呼ばれるガイドラインにおいて定められている。また、職業倫理ガイド（Guide on Professional Code of Ethics）もANSES職員と外部の専門家を対象としている。これら2つのガイドラインは、全て仏語のみとなっている 。	フランス公衆衛生法（Article L. 1313-10 of the French Public Health Code）は、ANSESと業務的に協力することのある個人、またANSESRIに設置されている委員会及び審議会のメンバーの独立性について以下のように定めている 。 ANSESと業務的に協力することのある個人及びANSES内の委員会及び審議会に実質する立場にある個人は、直接的及び間接的に利害関係を持つことととなる事柄に携わってはならない。また、これらの個人は守秘義務を保持し、思慮深く活動するよう義務づけられている。（Article 26 of Law No. 83-634 of 13 July 1983） ANSES内の委員会及び審議会のメンバーが、審議の対象となる事柄について直接的もしくは間接的に関わりのある立場にある場合、その個人は審議及び投票に参加することはできない。 さらに、これらの個人は自分が直接的及び間接的な関係を持つ全ての企業や団体について申告書に記述し、ANSES長官に提出しなければならない。申告書の中には、個人の専門分野、同分野の製品もしくはサービスを提供する企業との関わり合い、またこういった機関の諮問委員会に籍を置いているか、という点が含まれる。	これに関する回答は得られなかった。	規定は仏語で一般公開されている 。	これに関する回答は得られなかった。	ANSESにおいて利益相反と判断されるケースとしては以下のようなものがある 。 1. 企業の株や社債といった財務的資産の保有者である場合。 2. 長期・永久的つながり（期間限定もしくは無期限雇用契約、パートナー、理事会委員など）を持つ場合。 3. 単発の科学的作業、検査を実施する立場にある場合。 4. 単発の専門的変更・鑑定を実施する立場にある場合。 5. 単発の諮問活動（コンサルティング、ワークグループ、シンクタンク等）に関わる場合。 6. 単発の会議・シンポジウム・研修会（ANSESと関連する企業により資金支援を受けるもの及びそれらの企業により開催されるもの）に参加する場合。 7. 自分が管理部門に在席するもしくは科学的資務を持つ（研究機関、企業の研究部門等に属する）機関の予算増加に繋がる活動に参加する場合。 8. 親族が関連企業で雇用されている場合。
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	http://www.fsa.gov.uk/	FSAの根拠法である「Food Standards Act（http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/28/contents）」では、FSAの職員に適用される利益相反規定も定められている。FSAは、同法に基づき、「CODE OF CONDUCT FOR MEMBERS OF THE FOOD STANDARDS AGENCY（http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/codeofconduct0510.pdf）」を作成し、利益相反の詳細規定を定めている。 また、リスク評価を行う外部専門家委員会の1つであるACMSFでは、「CODE OF PRACTICE FOR MEMBERS（http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/committee/acmsfcode10.pdf）」によって、メンバーの役割や利益相反が定められている。同規範の概要は以下の通りである（利益相反に関する詳細は本節②以降を参照） 。以下では、この規範の内容を中心にまとめる。 ・公共サービス（FSAのリスク評価）を行う上での心構え（中立性を保つことや、リスク評価で得た情報を悪用しないことなど） ・役割・責任（委員会メンバーとして講演などを行う場合には許可を得ることなど） ・査定人（Assessors、後掲）及び委員会を補佐する事務局の説明 ・利益関係の宣言義務 ・宣言するべき利益関係の種類	ACMSFによる、「メンバーに対する行動規範（CODE OF PRACTICE FOR MEMBERS）」では、利益相反は明確には定義されていないが、利益相反については、「メンバー（外部専門家）は、公的義務を果たす際に、個人的な利益関係によって影響を受ける、もしくは受けていると見なされる危険を避けなければならない」と説明されている 。	FSA設立時（1997年）に、利益相反規定は、FSAの前身機関の規定を参考に策定されている。この規定は現在でも、設立当初から大きく変わってはいない 。	「メンバーに対する行動規範」はウェブサイトで公開されている。	FSAが2000年に設置された理由の1つとして、英国内の食品のリスク管理の厳格性・独立性に対する懸念があった。FSA設立以前は、食品の安全を監督する省が、食品産業の促進に対する責務も担っていたため、潜在的に利益相反が起こる可能性があったという。このような経緯からFSAにおける利益相反は重視されており、FSAが設立された際に、同庁の運営手順の一部として利益相反規定が策定されている 。	ACMSFメンバーは、リスク評価における判断に影響を受ける、もしくは、一般的な観点から（perceived by a reasonable member of the public）、影響を受けると見なされる利益関係として、自身及び近親者（配偶者、両親、養育者、兄弟姉妹、及びこれらの配偶者）において、以下の有無を明示することが義務付けられている 。 ＜個人的利益＞ ・企業に対するコンサルティング（現金か現物で報酬を受け取っている） ・有償業務（企業などからの受託業務） ・株式 ・団体への参加 ＜非個人的利益（メンバー自身ではなく、メンバーが監督する学部などとの利害関係）＞ ・フェローシップ ・援助 o グラント o 学部職員を雇用するためのグラントやフェローシップなど o 研究などの受託 ・投資を伴う慈善ファンドの理事 メンバーは、毎年利益関係のリストを更新するほか、審議が開催される度に、利益関係が確認されることになっている。審議時の確認により、利益関係が、1）直接的かつ金銭的である、もしくは、2）ACMSFやFSAから審議排除の指定を受けたものである場合は、該当メンバーは、利益が関係する議題に関する議論や決定から排除される。この際、公開審議であっても、通常、メンバーは退場させられる 。

	分類（地域）	組織名	URL	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*)	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて策定された年月日、規定の改正の経緯、現在効果を持つ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)
	参考	参考		日本語による正確な翻訳文を対訳として添付すること。特に、shall、should、must、may等の違いにも注意して翻訳すること。）、引用がある場合は引用先についても同様。		施行とは、効力をもつようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか、HP上か、公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。		例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	http://www.foodstandards.gov.au/	FSANZでは、公務員、理事会メンバー、内部の科学専門家、外部の専門家による諮問委員会など様々なレベルで利益相反に関する規定が定められている。 ・ 理事会メンバーに関する利益相反関連規定： 理事会メンバーは、FSANZ Act of 1991により、利益関係を明らかにし、自分の利益関係に関連ある事項の判断には参加しないことが定められている。同法のsubsection 50 (6) によって、各理事の利益関係はインターネット上に公開される決まりになっている（実際に、FSANZのウェブサイトには、理事会メンバー全員の利益関係の一覧が掲載されている。）規定は以下を参照 （http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/0/34FDA538E7B40ACFCA256F71004DA6FE/$file/FoodStandANZ91.pdf） ・ 科学・専門家諮問委員の選出にあたってのガイドライン（利益相反を含む）： Guidelines for the Selection of Members for FSANZ Scientific and Expert Advisory Groups（http://www.foodstandards.gov.au/_srcfiles/Guidelines%20for%20establishing%20Sceintific%20and%20Expert%20Advisory%20Groups.pdf） ・ 諮問委員会のhttp://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/aboutfsanz/利益相反規定の具体例： FSANZ Social Science Expert Advisory Group Terms of Reference（http://www.foodstandards.gov.au/_srcfiles/Terms%20Of%20Reference_SSEAG.pdf）、3ページ目の1.6の部分を参照。 ・ FSANZ職員はオーストラリア公共サービス（Australian Public Service: APS）の職員、つまり公務員という立場にあり、APS職員を対象とした倫理規定、APS Values and Code of Conduct in Practiceが適用される。 （http://www.apsc.gov.au/values/conductguidelines.htm）の第11章に利益相反関連のガイドラインがある。 このうち、リスク評価を実施する職員も含めたFSANZ職員に対するものは、「公務員における価値観と行動	FSANZには利益相反の定義は存在しない 。 ただし、FSANZ独自の定義に関する情報は見つからなかったが、オーストラリア政府の倫理諮問サービス部門（Ethics Advisory Service）が、、リスク評価を実施するFSANZ職員を含めた全公務員向けに発行している利益相反関連のガイド書『In whose interest? 』では、OECDが2005年に発行した公共サービスにおける利益相反に関するガイドラインの定義 が引用されている。これによると、利益相反とは、「公務員の公共の任務と個人的な利益の相反は、個人的な立場における利益が関係しているために、公務員の公的任務の遂行に不適切な影響を与える可能性があること」を指し、さらに、実際には利益相反が存在しなかったり、既に利益相反の問題が解決している場合であっても、利益相反があるという印象を一般にあたえてしまう状況は、一般の信頼を損ねるのに充分である可能性がある、としている。	理事会メンバーの利益相反規定は、FSANZを規定する法規『FSANZ Act of 1991』の発効と同時に施行された。また、諮問委員選出のガイドラインは2008年11月に発行されている。APS職員（公務員）用の倫理ガイドラインは2009年11月に最終更新が行なわれている。	理事会メンバー、諮問委員、職員向けのそれぞれのガイドラインは全て、ウェブサイト上に公開されている。	オーストラリア政府は1983年に、議員や各省庁の長官、政府機関で勤務する職員に対して利益関係を宣言することを義務付けている 。	「公務員における価値観と行動規範の実践」では、金銭的利益相反には、公務と相反する可能性のある外部機関での役職や株式、不動産、信託の所有などが含まれると説明されている。また公務と相反する可能性のある個人的な関係として、スポーツや社会的・文化的活動を通した人間関係のほか、家族関係や性的関係が例として挙げられている 。
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	http://www.fao.org/ag/agn/agns/	UNでは、UN、省庁機関、組織ごとに利益相反規定が存在し、さらにリスク評価を実施する外部評価委員に対する利益相反規定も別途策定されている。各利益相反規定は以下のリンクより閲覧できる。 ・UN： Norms for Evaluation in the UN System （http://www.fao.org/pbe/pbee/common/ecg/234/en/UNEG_Norms_2005-FINAL.pdf） ・FAO： Staff Regulations 301.1.10 and 301.1.11（リンク） ・JECFA及びJEMRAなどの外部評価委員： REGULATIONS FOR EXPERT ADVISORY PANELS AND COMMITTEES（http://apps.who.int/gb/bd/PDF/bd47/EN/regu-for-expert-en.pdf）及びFAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition（ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/010/a1296e/a1296e00.pdf）（前者が利益相反に関する原則を示し、後者が具体的な手続きを説明している。） このうち、リスク評価を担当するJECFA及びJEMRAなどの外部評価委員メンバーに対する利益相反は、上記3点目のFAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み（FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition）の中で規定されている。その概要は以下の通り 。 ・FAOとWHOによる科学的助言の概要 o 科学的助言の種類（リスク評価、ガイドライン、リスク評価手法） o 科学的助言を受けるプロセス o 諮問委員会による審議参加者 ・科学的助言を受けるための法的枠組み及び基本原則 ・科学的助言を受けるための活動（審議会など）の管理 ・外部専門家の登録リストや審議の運営手順（ここで専門家の利益関係を確認することなどが規定されている。） ・科学的助言の公開	JECFAやJEMRAなどの外部評価委員会に対する利益相反の規定では、利益相反は厳密には定義されていない。ただし、FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み（FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition）では、「利益相反は必ずしもその利益関係が専門家に影響を及ぼすとは限らず、専門家の客観性や中立性が第三者から疑問視されるケースも含まれる」とされている 。	利益相反も含まれている外部諮問パネル・委員会のための規制（Regulations For Expert Advisory Panels And Committees）は、1951年のWHO第4回総会（World Health Assembly）で策定されている。その後、同規制に関する改定は、第35回総会（1982年）、第45回総会（1992年）、第49回総会（1996年）、第53回総会（2000年）、第55回総会（2002年）に行われた。現在有効な規定は2002年に修正が行われたものである 。 FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組みは2007年に策定されているが、以前に同様の規定が存在していたかは定かではない。	外部諮問パネル・委員会のための規制及びFAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組みは、ウェブサイトに公開されている。	FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組みは、2001年にCACが、FAOとWHOに対して、科学的助言の質、量、適時性を向上させるべく、科学的助言を提供する外部専門家による審議のあり方を見直すことを要請したことが発端となっている。CACの要望を受けて、FAOとWHOは数々の会合を重ね、外部の科学者の意見も取り入れながら、2007年にこの枠組みを完成させている。ただし、利益相反に関する規定が2007年に初めて策定されたのかについては定かではない。	JECFA及びJEMRAのメンバーは、「利益関係の宣言」を提出することになっているが、メンバーが申告した利益関係が利益相反に該当するかについてはFAO・WHO職員がケースバイケースで判断している。利益相反を判断するための基準などはなくても、利益相反を特定することは比較的容易であるが、判断に迷う場合はFAOやWHOの法務部職員に助言を仰いでいるということである 。 これまでに利益相反と判断された例としては、大学の研究者が民間企業から巨額の資金提供を受けていた場合が挙げられる。一方、ある専門家が、リスク評価の対象事項に関連のある特許を所有していたものの、その専門家は当該特許から1ほとんど収入を得ていないことから、利益相反には該当しないと判断されたこともある 。
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	http://www.who.int/en/	UNでは、UN、省庁機関ごとに利益相反規定が存在し、さらにリスク評価を実施する外部評価委員に対する利益相反規定も別途策定されている。各利益相反規定は以下のリンクより閲覧できる。 ・UN： Norms for Evaluation in the UN System （国連における評価基準）（http://www.fao.org/pbe/pbee/common/ecg/234/en/UNEG_Norms_2005-FINAL.pdf） ・ JEMRAなどの外部評価委員： REGULATIONS FOR EXPERT ADVISORY PANELS AND COMMITTEES （外部アドバイザリーパネル・委員会ための規制） （http://apps.who.int/gb/bd/PDF/bd47/EN/regu-for-expert-en.pdf） 及びFAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition （FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み） （ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/010/a1296e/a1296e00.pdf）（前者が利益相反に関する原則を示し、後者が具体的な手続きを説明している。） このうち、リスク評価を担当するJEMRAなどの外部評価委員メンバーに対する利益相反は、上記3点目のFAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み（FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition）の中で規定されている。その概要は以下の通り 。 ・FAOとWHOによる科学的助言の概要 o 科学的助言の種類（リスク評価、ガイドライン、リスク評価手法） o 科学的助言を受けるプロセス o 諮問委員会による審議参加者 ・科学的助言を受けるための法的枠組み及び基本原則 ・科学的助言を受けるための活動（審議会など）の管理 ・外部専門家の登録リストや審議の運営手順（ここで専門家の利益関係を確認することなどが規定されている。利益相反に関する詳細は本節2以降を参照） ・科学的助言の公開	JECFAやJEMRAなどの外部評価委員会に対する利益相反の規定（FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み）では、利益相反は厳密には定義されていない。ただし、「利益相反は必ずしもその利益関係が専門家に影響を及ぼすとは限らず、専門家の客観性や中立性が第三者から疑問視されるケースも含まれる」とされている 。	WHOとFAOは、「FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み」に関して、2006年10月から2007年1月末までパブリックコメントを募集した後、その最終版を2007年に発行している。フレームワークは定期的に再検討され必要であれば修正されることのことであるが、現時点では2007年版が最新のものとなっている 。	「FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み」はFAOのウェブサイト（ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/010/a1296e/a1296e00.pdf）で公開されている。	「FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み」は、リスク評価とリスク管理を機能的に分離することにより、科学的な主体性を維持し、リスク評価機関とリスク管理機関の役割を明確にするとともに、、利益相反の可能性を削減する目的にもとづいて作成された 。ただし、利益相反に関する規定が2007年に初めて策定されたのかについては定かではない。	利益相反の可能性がある利益関係としては、当該リスク評価に対して利益を持つ企業の役員を務めていたり、株式を保有していたり、補助金などを受領していたことなどが挙げられるが、これらの利益関係が利益相反に該当するかについてはケースバイケースで決められる 。 なお、「FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み」では、リスク評価会議に参加する全ての専門家は、リスク評価において利益相反と見なされる可能性のある利益関係を記載するフォーム「利益関係の宣言（Delcaration of Interest）」を提出することが定められている。会合に参加する専門家は、同フォームに様々な財務的および その他の利益を記載する必要があり、その筆記事項には、専門家およびその家族と民間組織との個人的関係や、専門家が雇用関係をもつ行政組織と民間組織との関係などが含まれる 。
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	http://www.who.int/en/	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html	OECD職員は、「職員の品位を維持するための行動規範（CODE OF CONDUCT FOR MAINTAINING ETC. THE INTEGRITY OF PUBLIC OFFICIALS）」を遵守することになっている。また、「国際合同研究計画における不正行為調査（Investigating Research Misconduct Allegations in International Collaborative Research Projects）」は、OECDの研究員が利益相反を含めた不正行為を避けるためのガイドとなっている。このほか、「公務における利益相反の管理に関するOECDガイドライン（OECD Guidelines for Managing Conflict of Interest in the Public Service）」は、各OECD加盟国に対する利益相反規定に関する提言をまとめたガイドラインである。 EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、リスク評価担当者に対する利益相反規定は存在しない。なお、リスク評価には携わっていないOECD職員に対する利益相反規定は、上記1点目の「公務員の品位を維持するための行動規範（Code Of Conduct For Maintaining, Etc. The Integrity Of Public Officials）」に定められている。この規範の概要は以下の通り 。 ・公務の公正な遂行 ・不公正な利益の供与・受領の禁止 ・公務を実施するための健全な環境整備 ・規範違反に対する措置	「公務員の品位を維持するための行動規範」には利益相反が何であるかに関する定義は記載されていない。しかし同規範はOECD職員に対して以下を定めている 。 ・担当業務が、自身もしくは三親等以内の親戚に関わるものであるために、公正に業務を遂行できないと判断した場合、直属の上司もしくは、当該職員が所属する機関の行動規範担当官に相談しなければならない。 ・業務遂行にあたり、地域や血縁、同窓関係などを理由に特定の人物を厚遇してはならない。 ・役職を利用して、自身や他者のために不正な利益を得てはならない。 ・業務で得た情報に基づいて、不動産や証券などの取引や投資を行ってはならない。また、このような取引や投資を行う人物に対して、業務で得た情報を提供してはならない。 ・現金や不動産、贈答品（商品、証券、宿泊券、会員カード、入場など）、接待（飲食、ゴルフ、観劇・宿泊など）を受け取ってはならない。ただし、以下のケースには当てはまらない。 o 借金の返済など合法的な支払い o 慣習と見なされる範囲での飲食 o 公式なイベントにおいて、イベント後援機関が、参加者全員に提供する移動・宿泊、飲食 o 不特定多数によって配布されている土産やプロモーショングッズ o OECD職員が疾病や災害で国親している際に公に提供された金銭等 o 職員が所属する機関の長官が、職務遂行を促進するために必要であると認めた範囲内で提供された金銭等 ・セミナーやフォーラム、シンポジウム、教育プログラムなどにおける講演や発表、討論において、給与の4倍以上 の報酬を受け取る、もしくは、年間3ヵ月以上にわたって毎月8時間以上をこのような活動に費やす場合、職員は所属機関の長官に活動内容や参加の理由について報告しなければならない。 ・三親等以内の親戚及び金融機関からの融資を除き、業務に関連する人物から金銭や不動産を無利子・無償で借りてはならない。	現在有効な「公務員の品位を維持するための行動規範」は2003年2月18日に制定されたものである 。	「公務員の品位を維持するための行動規範」はOECDウェブサイトに公開されている。	「公務員の品位を維持するための行動規範」は、腐敗防止法（Anti-Corruption Act）に則し、OECD職員の行動基準を規定することを目的に策定されている 。	「公務員の品位を維持するための行動規範」は、OECD職員全員に適用されている。行動規範では、利益相反などの判断に迷った場合は、業務を実施する前に行動規範担当官に相談することが求められている 。

	分類（地域）	組織名	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出すま部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか。ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルとリスク評価機関の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）(*)	分野の第一人者を起用する場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のための専門家の審議参加を拒んだ場合、そのことを議事録などで公開しているか
	参考	参考			どこかの部門が常にウォッチしているのか、要望があるのか、それとも自己申告かなど	リスク評価にかかわる専門家を任命する前か任命後か、その専門家が担当する評価案件の審議の度ごとか、など	審議から排除されるのか、そもそも審議に加わる専門家として任じられないのか、審議を行っている部屋からの退室で済むのか、特段の事情がある場合の審議への参加が可能かどうか、利益相反があると判断された場合はいつまでその判断が有効なのか、利益相反があると判断された場合にこの判断を解除するための要件はあるか、あるとすれば何か				当人を審議から外しているのか、それとも別規定で審議に関与できるようにしているのか、それとも規定はないが運用で審議への関与を控復しているのか、審議から外す場合や、審議に関与できるようにしている場合は、どのような規定（規定全文及びその邦訳）か、分野の第一人者を外している場合はリスク評価の審議の質が低下しているが、何か対策を講じているか。	議事録か参加者名簿かなど
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	臨床試験実施計画の評価を行う前に、IRB委員長がメンバーに対して、利益相反の有無を口頭で確認している。また、NICHDのIRBでは、IRBの運営を補佐する職員がIRBメンバー候補者の履歴書を確認している。	IRB委員長が行っている。	IRBでは 自己申告に基づいており、NICHDのIRBでは、IRBメンバーの履歴書を職員が確認している。	臨床試験実施計画を評価する度に行っている。	IRBでは、利益相反が確認されたメンバーは、他のメンバーからの要請に応じて情報提供を行う以外は審議に参加することができない。一方、NICHDのIRBは、リスク評価ごとにメンバーが選出されているため、利益相反を有するとみなされた研究者は当該リスク評価のメンバーには選ばれず、審議にも参加できない。	NIICHDのIRBでは、これまでに利益相反のケースはない。	NICHD内部IRBでは、2名の職員がIRBメンバーの履歴書を確認している。	NICHDのIRBでは、利益相反が確認された時点でリスク評価には参加できなくなる。一方、NICHDが研究資金を提供する外部研究に対するIRB（研究実施機関が設置）のメンバーが第一人者で、利益相反があった場合には、NICHDは、利益相反が引き起こす可能性があるリスクを緩和する計画を準備することを推奨している。	評価前の確認で利益相反が判明した場合は、その旨が議事録に記載されることになっている。IRBでは、議事録も含めて、このような事実は公開されていない。
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	諮問委員会メンバーとなる専門家の利益相反を確認するための手続きは以下の通り 。 1. 専門家は、承認を申請している企業とその競合企業の全てを記載したリストを受け取る。 2. 専門家はリスト上にある企業と金銭的な関係があるかどうかについて確認する。 3. 専門家は、OGE450とFDA3410と呼ばれる書類を作成する。どちらの書類も利益関係を明らかにすることを目的としており、1で挙げたリストに記載されている企業の株式を保有しているか、その企業に対してコンサルティングを行っているかといった、特定の質問事項に関する回答を記入するようになっている。 4. FDAの職員2～3人によって構成される利益相反検討グループが設置され、専門家が提出した書類（利益関係の宣言）を調査し、利益相反の有無、またはそれに準ずる報告されべき事柄がないかを調べる。 5. 調査対象となっている各専門家の情報をまとめる。 6. 5でまとめられた情報は、利益相反検討グループから、倫理職員に送られる。そして、倫理職員は、その情報を諮問委員会監督・管理担当職員（Advisory Committee Oversight and Management Staff）、更にFDA副局長に送っている。これらの職員が利益相反があるかを判断しているが、必要な場合には、FDAの弁護士にも情報が送られることになっている。このように情報が複数の職員に送られ、それぞれの職員（法律家、科学者、倫理の専門家）が、諮問委員会メンバーの利益相反に関して検討している。	諮問委員会メンバーの利益関係が利益相反に該当するかについては、利益相反検討グループ（FDA職員2～3名）、倫理職員、諮問委員会監督・管理担当職員、FDA副局長、そして必要な場合にはFDAの弁護士が確認している 。	諮問委員会メンバーが自身が有する利益関係を申告し、それを利益相反検討グループ（FDA職員2～3名）、倫理職員、諮問委員会監督・管理担当職員、FDA副局長、そして必要な場合にはFDAの弁護士が確認している 。	利益相反の確認は会合ごとに行われている。その理由は、利益相反とは、利益関係と諸説の関連性によって決まるものであり、例えば、ある専門家が雑誌病に関するコンサルティングを特定の企業に行っていたとしても、当該専門家が参加しようとしているリスク評価がこの企業にとも抗癌剤に関するものだった場合は、利益の相反には当たらないと考えられるためである 。	利益相反がある場合、専門家が会合へ出席することは認められていない 。	これまでに、数名の専門家が、諮問委員会メンバーの選考の段階で利益相反の観点から参加を拒否されたことがある。2010年は、700人の専門家が招集され、うち10人に対して利益相反規定の適応が免除された 。	諮問委員会メンバーの利益関係が利益相反に該当するかについては、利益相反検討グループ（FDA職員2～3名）、倫理職員、諮問委員会監督・管理担当職員、FDA副局長、そして必要な場合にはFDAの弁護士が確認している 。	専門家の起用に際してFDAは、必要な専門知識を持ち、利益相反の無い専門家を探すが、専門的な科学分野の最高権威とみなされている専門家には利益相反がある可能性が高い。そこで、FDAではその委員の専門知識が審議に不可欠であるとみなされる場合に、利益相反があっても一定の基準を満たせば委員会の審議に参加できるよう、制限免除を認める場合がある。免除を認めるかどうかの判断は、厳格な審査プロセスを通じて行なわれ、その免除に関する利害関係の情報と免除を認める理由はFDAのウェブサイトに公開される 。	利益相反の観点から専門家の審議参加を拒否した場合、その事実は公開されない 。
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	FDAでは、長官室直属の内部問題課（Office of Internal Affairs）が、利益相反も含む職員（リスク評価を行うOFDCER職員も含む）の違法行為や不正、その他の違邦法規違反などの疑惑について、事実関係の情報を集める役割を担っている。このような問題があることを示す事実関係の情報を持っている職員は、同課に報告することになっている。報告を受けると、同課はすぐに調査を開始する。疑惑の報告や調査に関する記録は全て機密情報として扱われ、一般公開の対象外とされ、許可を得ているFDA職員が職務遂行のために必要な場合にのみ見直すことが許されている 。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。	CFSANやFDA内の他の部署におけるリスク評価に関する利益相反違反ではないが、FDAによる承認に関して利益相反が指摘された事例がある。厚生省（HHS）の監察総監室（Office of Inspector General: OIG）が2009年に発表した報告書によると、2007年にFDAが販売を認可した118件の製品の申請全てを対象に分析したところ、臨床付けられている研究者の資産公開が行なわれていないケースが42%にものぼったという 。この結果についてOIGは、「研究者と製薬会社の金銭的関係は、被験者の安全性や研究データの完全性を損なう可能性がある」と指摘している。同報告書は、臨床試験のスポンサーが、試験完了後ではなく、開始前の手続きの一環として資産公開書類を提出するように変更することを提案している。 臨床試験のスポンサーは、研究者の資産関連情報を入手できなかった場合には提出せずに手続きを行なえることになっており、同報告書によると、販売許可申請の4分の1以上が、この免除措置を利用していた。その場合、情報を提出しない理由として最も多かったのは、スポンサーが研究者と連絡が取れなかったり、研究者から用紙が送り返されてこなかったことなどであった。 報告書はさらに、利益相反があることを公開した販売許可申請のうち20%について、FDAの審査官やスポンサーが是正措置を講じていなかったと指摘している。また、販売許可申請全体の約3分の1について、FDAの審査官は、資産公開を確認したかどうかを記録していなかった。 OIGは、臨床試験を行なう研究者の資産公開をリスト化し、将来の臨床試験に際して確実かつ容易に利益相反の有無を確認できるようにすることをFDAに提案した。	これに関する回答は得られなかった。	OFDCER などリスク評価に携わるFDA内部職員に関する利益相反については、FDA長官の任命により、5人のメンバーから成るFDA利益相反審査委員会（Food and Drug Administration Conflict of Interest Review Board）が設置されている。利益相反審査委員会は、管理・実習担当次長（Associate Commissioner for Management and Operations）、あるいは利益相反関連法規のもとに同次長によって不利な判断を下されたん物から提出された利益相反審査について調べ、その結果についてFDA長官に提言する。利益相反審査委員会の事務局長は、管理・実習局の倫理・プログラム信頼性部門（Division of Ethics and Program Integrity, Office of Management and Operations）のディレクターが務めている 。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	IRIS評価では、外部ピアレビューを行う外部専門家の利益相反の有無は、当該ピアレビューの運営を請け負った業務受託業者が判断することになっている。業務受託業者による利益相反の確認及びEPAの関与は以下の通り 。 ・ピアレビューメンバー候補者は、⑥に挙げた項目に関する情報を提供する。 ・業務受託業者は、候補者が利益相反を有するかを確認するとともに、インターネットなどで候補者に関する調査を行う。利益相反の可能性が発見された場合は、それを解消するための手段を講じる 。NCEAは利益相反解消のための手段に関与しないが、通常、利益相反を有すると判断された専門家は外部ピアレビューメンバーから外されている 。 ・業務受託業者は候補者リストをNCEAの評価担当者（Chemical Manager）に提供する。担当者は利益相反の可能性についてコメントするが、メンバー選択の最終決定は業務受託業者に委ねられている。 ・メンバー確定後、業務受託業者はEPAに対して、メンバーに利益相反に関する未解決の問題がないことを宣言した署名入り証明書を提出する。	外部ピアレビューメンバーの利益相反規定の遵守を監督する責任は当該レビューを運営する業務受託業者の責任となっている。利益相反に関する正式な調査を行う権限がある機関としては、EPAの監察長官（Inspector General）、政府説明責任局（Government Accoutability Office: GAO）、連邦議会が挙げられる 。	外部ピアレビューメンバーの利益相反規定の遵守は、メンバーの自己申告及び業務受託業者の調査に基づいて、業務受託業者が監督している。業務受託業者は、EPAに証明書を提出した後もメンバーが利益相反規定に遵守しているかを継続して確認する義務を負っている 。	外部ピアレビューメンバーにおける利益相反の有無が確認されるのは、1)メンバーの選出時、2)ピアレビューミーティング開催2週間前、3)ピアレビューミーティング当日となっている。2)及び3)の際には、メンバー選出時に提供した情報から変更がないかが確認されている 。	外部ピアレビューメンバーにおける利益相反、もしくは利益相反の可能性が確認された場合、対応は業務受託業者に委ねられているが、通常、ピアレビューの前に利益相反が確認された場合は、当該専門家はピアレビューのメンバーから外されることが多い 。 EPAが利益相反（の可能性）を発見した場合や、第3者機関がEPAに利益相反（の可能性）を指摘した場合、EPAは速やかにその旨を業務受託業者に連絡することになっている。業務受託業者は、利益相反により生じうる悪影響を避ける、解消する、中和する、最小化するための措置を講じ、EPAにそれを報告する。業務受託業者による措置の可能性としては、当該メンバーをピアレビューから排除することや、発覚した利益相反（の可能性）が当該メンバーの客観性を損なわず、特定の人物・組織に不平等な恩恵を与えないことを確認することが挙げられている 。	利益相反の可能性がある専門家は、大半が審議前に特定・排除されているため、審議中に利益相反が生じるケースはほとんどない 。	外部ピアレビューメンバーにおける利益相反の有無を判断するのは、リスク評価機関であるNCEAから外部ピアレビューの委託を受けた業務受託業者の役割となっている。業務受託業者が利益相反を審議するための特別なパネルを設置しているかに関する情報は入手できてない。	利益相反を有する第一人者に関しては、NCEAは、外部ピアレビューへの参加及び情報提供を認めるが、リスク評価に関与することは認めていない 。	利益相反のために専門家が審議から排除された場合に、それが公開されているかに関する回答は得られなかった。
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	新たなSRBメンバー候補が提出したEPA Form 3110-48を審査する場合、まずはレビュー対象が特定の組織・企業のみに影響を与えるものであるか、業界全体に影響を及ぼすものであるかを特定することになっている。特定の組織・企業のみに影響を与えるケースとしては、特定の農薬製品の評価に関するレビューであったり、レビューの結果が少数の農薬メーカーのみに影響を及ぼすようなものが想定されている。一方、業界全体に影響を及ぼすレビューとしては、試験や評価手法の見直しなどが挙げられる 。 レビュー対象の影響範囲が特定された後は、FIFRA SAPを補佐するEPA職員（Designated Federal Officers）が、OPPが所属する化学安全・汚染防止局（Office of Chemical Safety and Pollution Prevention）の科学調整・政策オフィス（Office of Science Coordination and Policy）の倫理担当官（Deputy Ethic Official）と相談しながら、EPA Form 3110-48を審査している。SRBメンバー候補とある組織との関係などがレビューに及ぼす影響について判断が難しい場合は、EPAの倫理担当上級顧問（EPA Senior Counsel for Ethics）に助言を求めることもある 。	SRBメンバー候補の利益関係は、FIFRA SAPを補佐するEPA職員が科学調整・政策オフィスの倫理担当官との相談の上で確認している。利益関係が及ぼす影響の判断が難しい場合はEPAの倫理担当上級顧問に助言を求めることもある 。	SRBメンバー候補の利益相反の有無は、候補の自己申告に基づくEPA Form 3110-48によって確認されている。	新たなSRBメンバーの選出の場合、メンバー候補の科学的専門知識などの審査と併せて利益相反の有無も確認されている。既存のSRBメンバー及びFIFRA SAPメンバーも毎年、もしくはOPPなどから要請される度に、EPA Form 3110-48を提出することになっている 。	18 U.S.C. Section 208では、SRBやFIFRA SAPメンバーなどの特別職員を含めた連邦政府職員が、金銭的利益関係の存在を認識しながら政府業務に参加することを禁じている 。また、新たなSRBメンバーを選定する際には、利益相反や、レビューの中立性に関する問題がないことが重視されており、利益相反および中立性が欠如しているとみなされた専門家はSRBやFIFRA SAPのメンバーに選任されることはない 。	利益相反違反の適用例に関する回答は得られなかった。	SRBメンバー候補における利益関係は、FIFRA SAPを補佐するEPA職員が、科学調整・政策オフィスの倫理担当官との相談の上で確認し、必要に応じてEPAの倫理担当上級顧問に助言を求めている 。	OPPでは、分野の第一人者であっても利益相反に該当する者をSRBやFIFRA SAPのメンバーに選任することはない 。	SRBやFIFRA SAPのメンバーとして考慮されたものの、利益相反を有するとしてメンバーに選ばれなかった場合、そのような人物の氏名が公開されることはない 。

	分類（地域）	組織名	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか。ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルとリスク評価機関の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）(*)	分野の第一人者を起用する場合、利益相反に該当するときも多いと考えられが、そのときの対策(*)	利益相反のための専門家の審議参加を extrapolate、そのことを議事録などで公開しているか
	参考	参考			どこかの部門が常にウォッチしているか、要望があるのか、それとも自己申告かなど	リスク評価にかかわる専門家を任命する前か任命後か、その専門家が相当する評価案件の審議の度ごとか、など	審議から排除されるのか、そもそも審議に加わる専門家として任じられないのか、審議を行っている部屋からの退室で済むのか、特段の事情がある場合の審議への参加が可能かどうか、利益相反があると判断された場合はいつまでその判断が有効なのか、利益相反があると判断された場合にこの判断を解除するための要件はあるか、あるとすれば何か			当人を審議から外しているのか、それとも別規定で審議に関与できるようにしているのか、それとも規定はないが運用で審議への関与を容認しているのか、審議からオサ場合や、審議に関与できるようにしている場合は、どのような規定（規定全文及びその邦訳）か、分野の第一人者を外している場合はリスク評価の審議の質が低下しているが、何か対策を講じているか。	議事録か参加者名簿など
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	HPFB職員を含めた公務員は、就任・異動後60日以内に、新しい公務と利益相反となる可能性のある資産や負債、職務外活動について申告することになっている。また、利益相反の可能性が考えられる場合は、上司に相談することも求められている 。 一方、諮問委員会のメンバー候補は、メンバー選出時に、諮問委員会メンバー用所属及び利益の宣言書類（Affiliations and Interests Declaration Form for Advisory Body Members）を提出することになっている。この書類に記載された情報を基に、上記の利益相反が判断されなかった候補者のみが諮問委会メンバーに選出されることになる 。	カナダ保健省では、総務部門（Corporate Services Branch）の人材管理部署（Human Resources Services Directorate: HRSD）下にある全国人材管理部（National Human Resources Services Division: NHRSD）の組織労働関連担当（Corporate Labour Relations Unit）が、同省職員に対する利益相反規定の管理を担っている 。また、上記の諮問委員会向けガイダンスは、HPFBの消費者・公共参画オフィス（Office of Consumer and Public Involvement）が作成している 。	リスク評価を実施するHPFB職員を含めた全ての公務員は、就任・異動後60日以内に公務と利益相反となる可能性のある資産や負債、職務外活動について、当該公務員が所属する省の副長官に機密報告書（Confidential Report）を提出するという自己申告制となっている 。 またHPFBにおける諮問委員会メンバーに対しては、利益相反を有するおそれのある人物が委員会に参加することを避けるために、諮問委員会のメンバーを選定する際に、利益相反に関する書類の提出を求めており、自己申告制となっている 。	カナダ政府の公務員が機密報告書を提出するのは、就任・移動後60日以内、または個人的な状況が変化し、利益相反が新たに生じる可能性がある度とされている 。 また、諮問委員会メンバーに対する利益相反の確認は、メンバーを任命する前に行われるほか 、SAC-OTおよび自然健康製品プログラム諮問委員会のように、会合を開く際にその都度各メンバーの利益相反を確認している委員会もある 。	通常、公務員における利益相反への対応は、機密報告書の提出で充分であると見なされているが、公務員が所属する省の副長官がこれだけでは不十分と判断した場合 、以下のような措置が取られている 。 ・公務と利益相反（の可能性）が生じる活動や状況を回避する。 ・利益相反（の可能性）が生じる資産を近親者以外に売却するか、第3者に白紙委任する。 なお諮問委員会では、利益相反が確認された場合 、その人物は、利益関係のある製品に関する議論に携わることはできない。しかし、この人物が参加を志望した諮問委員会が、当該製品に関する審議以外の活動を行っている場合 、この人物が委員会メンバーとして当該審議以外の活動に従事することはできる 。	リスク評価を実施するHPFB職員における利益相反違反の適用例に関する回答は得られなかった。なお、諮問委員会のケースでは、利益相反と判断されたり、利益相反に違反した例ではないが、2001年に開催された生体利用効率・生物学的同等性に関する科学諮問委員会では、2名のメンバーが議題の1つに関して利益相反の可能性があると自己申告している。その後、残りのメンバーによる採決によって、これら2名のメンバーは利益関係に左右されずに議論ができると認められ、審議にも参加することとなった 。	HPFB職員を含めた全ての公務員における利益相反（の可能性）への対応は、公務員が所属する省の副長官が判断している 。 一方、諮問委員会の1つであるSAC-OTではカナダ保健省（担当部門の記載なし）が、自然健康製品プログラム諮問委員会では議長が、会合を開く前に各メンバーの利益相反を確認している 。	これに対する直接の回答は得られていないが、「公務に関する価値観と倫理規範」を見る限り、公務員における利益相反への対応は、当該公務員に関する以下の要因を検討して決められており 、分野の第一人者であることは考慮されていない。 ・公務の内容 ・利益相反の可能性がある資産や利益関係の価値及び種類 ・利益相反の可能性がある資産や利益関係を売却・放棄することによる公務員の損失 と、これらの資産・利益関係を処分しないことで利益相反が実際に起こる可能性 またHPFBによる諮問委員会では、特定の製品に対する利益相反が確認されても、当該製品に関する審議以外の活動には参加できるようにしている。これは、諮問委員会向けガイダンス（Guidance on Advisory Bodies、http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/alt_formats/hpfb-dgpsa/pdf/hpfb-dgpsa/advisory-consultatif-eng.pdf）で定められているもので、分野の第一人者を問わず全ての専門家に適用される 。	公務員における利益相反の事実やその対応が公開されているかに関する回答は得られなかった。一方、2001年の生体利用効率・生物学的同等性に関する諮問委員会に関する議事録では、利益相反の可能性があると自己申告した名のメンバーの氏名は公表されていない 。
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	科学パネルが設置されている、リスク評価部門傘下の10の部署の部長が、所轄部署における科学パネルメンバーのADoI及びSDoIの内容を確認し、利益相反の有無に応じて、各審議におけるメンバーの参加レベル（後掲）を決めている 。	利益相反を有する恐れのある外部専門家を特定するのは、科学パネルが設置されている部署の部長の役割となっている 。	EFSAでは、利益相反規定遵守のために科学パネルメンバーにADoI及びSDoIの提出を求めている。つまり、自己申告制であるが、その内容は科学パネルが設置される部署の部長が確認し、必要に応じて追加情報の提出を求めている。ただし、EFSAではメンバーが提出した利益関係の真偽を確かめることはしていない。ADoIやSDoIの一部が完全に白紙であったり、パネルメンバーの度重なる同じ記載内容との間に相違があるなど、明らかな不備があると見られる場合は、当該メンバーに記載内容を再検討するように要請している 。	科学パネルメンバーは、ADoIを毎年、SDoIを審議が行われる度に提出することになっており、その都度利益相反規定の遵守状況が確認されている 。	SDoIの内容によって、利益相反もしくは利益相反の可能性があると判断された場合、当該メンバーによる審議への参加レベルが制限される。具体的には、利益相反があると判断された場合には、利益相反がある議題の審議から排除される。利益相反の可能性があるとされた場合の参加レベルは、審議のレベルや内容によって以下のように制限される 。 ※表での説明あり また、利益相反の可能性があると判断されたメンバーが科学パネルの議長であった場合、議長は特定の製品に関する審議にも、一般的な審議にも参加できない。報告者（Rapporteur）などの誤整役にあたるメンバーの場合は、特定の製品に関する審議には参加できないが、一般的な審議には参加が許される 。 上述のように、利益相反の有無は科学パネルメンバーの自己申告に基づいて判断されるが、申告に漏れがあった場合 、EFSAは内部調査を行うことになっている。この結果、利益相反規定に違反していると見なされた場合、当該メンバーは科学パネルから排除される 。	パネルメンバーによるが審議への出席が拒否されることはある。拒否理由は主に、リスク評価の結果から当該メンバーが何らかの利益を得られそうであったり、評価結果が影響する産業界とのつながりの深い場合となっている。ただし、これ以上の具体的な事例については回答は得られていない 。	利益相反を確認するのは、科学パネルメンバーが設置されている部署の部長の役割となっている 。利益相反の有無の決定に一責任があるかを確認するため、部長には通常、EFSAの法務・政策部（Legal and Policy Affairs Unit）と、利益相反の有無について議論しているが、利益相反であると決定する際に当たって、特にか部との協議は行っていない。将来的には、利益相反規定全般について、公開協議を行う可能性はあるが、個別の利益相反の判断については公開協議は行わない方針となっている 。	EFSAでは、特定の議題に関する利益相反（及びその可能性）が確認されても、当該議題以外の活動には参加できる。また、利益相反を有するとして審議から排除すると判断されたメンバーであっても、当該人物の部々が評価活動に必須であり、かつ代替の専門家が見つからなかった場合、科学パネルが設置されている部署の部長は、リスク評価部門の部門長及び、科学協力・支援部門（Direcorate of Scientific Cooperation and Assistance）の部門長に対して、審議からの排除を免除する申請を行うことができる。両部門長が、当該メンバーによる審議への貢献が利益相反が生じるリスクよりも上回ると判断した場合、このメンバーの利益相反の有無に関するステータスは、「利益相反がある」から「利益相反の可能性がある」に変更され、左記「利益相反があった場合、その部門や者への措置」で示した範囲での参加が認められる 。 なお審議への参加や排除は、利益相反の可能性を特定・処理するための手順（Procedure for identifying and handling potential conflicts of interest、http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/docs/doiconflicts.pdf）によって規定されている。	ダイエット用製品、栄養、アレルギー（Dietetic Prodicuts, Nutrition and Allergies）部の科学パネルが2009年12月に開催した審議の議事録では、乳児用の栄養食品であるImmunofortis（オリゴ糖のプレバイオティクス）開内環境の改善を促進する物質）の一種）について同パネルの議長をを含めた6名のメンバーが当該製品の審議に参加しなかったことが、これらのメンバーの氏名とともに記載されている 。
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	リスク評価手法に関する助言提供を目的とする外部専門家委員会の場合、委員会メンバーは3年間の任期を開始する前に該当となる利益関係の全てを申告することになっている。ただこの時点ではBfRは利益相反を理由に専門家を不適格とみなすことはしない。専門家委員会が行う会合の冒頭では、当該会合の議題について利益関係を持っているメンバーがいないかが確認されており、その際に利益相反があると判断されれば、そのメンバーは会議には参加できなくなる 。	各専門家委員会の運営を担当するBfR職員（以下BfR担当者）が委員会メンバーの利益相反規定の遵守を監督している 。	BfR担当者 は、専門家委員会メンバー任期が開始する時点で、メンバーが提出した利益関係の申告書を確認する ほか、各会合の前にも出席予定メンバーの申告書を再確認している 。	上述のように、専門家委員会のメンバーは、任期が始まる時点で利益関係を申告し、その内容をBfR担当者が確認している。BfR担当者は、各会合前に申告内容を再確認している ほか、会合の冒頭では、利益相反の有無を専門家が自己申告する時間が設けられている 。	専門家委員会が行う会合の冒頭での利益相反の確認において、利益相反があると見なされた場合 、その専門家は当該会合に参加することはできない 。	利益相反があるにも関わらずメンバーが会議に参加した例は確認されていない 。	専門家委員会メンバーに対する利益関係の確認はBfR担当者が行っている 。	分野の第一人者を専門家委員会に起用したが、利益相反に該当すると判断された場合、その専門家は、会合への出席は認められるが、利益相反に該当すると恐れある議題に関する議論の聞は遮罪するよう求められる 。	これに関する回答は得られなかった。
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	ANSESでは、以下の手順で、利益相反の確認を行っている 。 1. 科学パネルのメンバーに応募する際に、外部の専門家は各自の利益関係を申告書に記して提出する。 2. ANSESスタッフがそれぞれの申告書に関連いがないか調査する。 3. 利益相反の疑いがもたれた場合、ANSESスタッフはANSES法務課に相談する。 4. ANSESスタッフが当事者の専門家に対してより詳細に情報を要求する。 5. 場合により、ANSESスタッフは外部専門家に科学パネルメンバーになるか、それとも利益関係を維持するか、という選択肢を提示する。例えば専門家が企業の役員で利益相反となり得ると判断された場合、専門家は、企業を辞任して科学パネルに参加するか、科学パネルに参加せず企業の役員を続けるかを選ばなければならない。 6. 審議の中で、専門家は自身の利益関係申告書を見直す必要がないか確認するよう求められる。	ANSESには、倫理基準及び利益相反防止委員会（Committee for ethical standards and prevention of conflicts of interests）が設置されている。5~8名のリスク評価専門家、法律家、裁判官等から構成される委員会は、ANSESの監査メカニズムとなっており、全ての委員はANSESの各部門及びANSESの活動というさいの接触を持ってはならない、とされている 。 また、現在ANSESでは、新しい義務論委員会（Committee on Deontology）の設立が検討されている。同委員会は、外部の倫理専門家により構成され、ANSES職員が外部での就職を希望するといったケースに対応する予定となっている。なお同委員会設立の必要性が検討されているのは、欧州全体のトレンドの一環であり、具体的にANSESが問題視されたからではない、例えば、欧州では、EFSAの役員が退職後民間企業に就職するといったケースが論争の的となったことがある 。	科学パネルメンバーにおける利益相反については、本節⑦の方法で確認されている。また、上述の倫理基準及び利益相反防止委員会は、ANSES理事会、科学評議会、科学パネル、ANSES長官、もしくはANSES職員による諮問書を受け取った後、利益相反規定遵守に関する調査を行い、要求者及び理事会とANSES長官に調査結果を報告している 。	確認のタイミングはそれぞれの専門家の選出プロセスの中と、全ての審議会が行われる前となっている（詳細は本節⑦を参照）。	科学パネルメンバー候補者に利益相反の可能性があるとみなされた場合、以下の措置が取られている 。 ・ANSESスタッフが当事者の専門家に対し、より詳細な情報を要求する。 ・場合により、ANSESスタッフは外部専門家に科学パネルメンバーになるか、それとも利益関係を維持するか、という選択肢を提示する。例えば専門家が企業の役員で利益相反となり得ると判断された場合、専門家は、企業を辞任して科学パネルに参加するか、科学パネルに参加せず企業の役員を続けるかを選ばなければならない。	これまでにANSESにおいて利益相反違反はない。しかし、専門家の選出過程で利益相反を指摘し、適切な処置を取った（その専門家を審議会に招かなかった）ことはある 。	ANSESが行う科学パネルメンバーの募集に外部の専門家が応募する際、彼らは利害関係の申告書を提出する。ANSESのスタッフは、この申告書に必要な情報が全て揃っているか確認する 。 その後、提出された申告書について選出委員会が利益相反の有無を調査する。選出委員会は外部の科学者及びANSESスタッフにより構成されている。選出委員会の委員として招かれる外部の科学者は国立研究所もしくは国立大学の関連者となっている 。	利益相反を有するとされたものの、ANSESが当該専門家による知識が必須であると判断した場合、この専門家は情報提供をした後に審議の場から退室するように命じられる。この場合、審議会の議事録にはこの専門家の個人名及び提供された情報が記録されることになっている 。	利益相反のための専門家の審議参加を extrapolate、そのことは公開されない。一方で、情報提供のために招かれた専門家で、審議中のみ退室を要される専門家については議事録の中で公開される 。
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	ACMSFメンバーは、同委員会の運営を担当する事務局（Secretariat、FSA職員で構成される）に対して、年に一度、利益関係のリストを更新するほか、利益関係に変更が生じた場合にも即時に報告することになっている。一方、審議の際には、議長が審議の開始時に利益相反が存在するかどうかを確認する。出席者は、起立し、利益相反の有無 や、利益相反がある場合はそれがどのようなものであるかを申告しなければならない 。 上記のように、何が利益関係として申告されるべきかに関する規定はあるが、利益関係の存在が自動的に利益相反にはなることはない。利益相反を決めるための基準はなく、個別のケースごとに判断されている。FSAでは、「産業界などにおける助務経験がなければ、特定分野において専門家になることはできない」と考えられており、明らかに利益相反があるケース以外では、FSAが利益関係の存在を理由に即時に専門家を排除するということはない。ここで「明らかに利益相反があるとは、その専門家を含めることで委員会が客観的にリスク評価をすることができないと一般社会から認識されるかを目安としており、バイオ企業の社員が新規食品のリスク評価を行う委員会の議長を務めるといった状況が想定されている 。 また、委員会の議長に対しては、食品業界との間に多大な直接的利益関係を持たないことが求められている 。	各委員会の事務局、議長、及び、主任研究チーム（Chief Scientist Team）が委員会のメンバーによる利益相反規定の遵守を確認している。主任研究チームは、FSAの科学戦略を策定するほか 、利益相反規定が遵守されるとともに、提定が意図した通りの役目を果たしていることを確認するために定期的に監督活動を行っている 。	利益相反規定遵守に向けた監督は、ACMSFメンバーによる自己申告となっている。利益相反を有する恐れのある人物がリスク評価に参加しないように、1）年に一度の利益関係リストの更新と、2）審議ごとの、議題に関した利益関係の確認という2重のチェック体制が敷かれている 。 また、主任研究チームのメンバーは審議に出席し、委員会のメンバー全員が利益相反規定を遵守しているかどうか確かめている。審議は公開されているため、一般出席者が、利益相反規定が遵守されていないとの懸念を抱いたときには、主任研究チームに報告することができる。おこの場合、主任研究チームは規定遵守の状況について を詳しく調べ、必要であれば議長に対して連絡をし、メンバーに対して、利益相反規定の説明を再度行う、このような事例は過去に実際に起こっているが、どれも単に申告を忘れていたといった軽微な違反であり、これまでに利益相反規定の重大な違反は見つかっていない 。	まず、委員会のメンバーを選出する際に利益関係の確認が行われ、明らかな利益相反がある候補はメンバーから除外されている 。 上記の通り、ACMSFメンバーの利益関係が確認されるのは、1）年に一度の更新と、2）審議ごとの確認となっている 。	委員会メンバー選出の時点で、明らかな利益相反が判明した場合には、その人物はメンバーに選ばれない。既存の利益関係を鋤めることで委員会メンバーとなることは可能であり、過去にも、委員会議長となるために、利益相反が発生する役職を諦めたケースがあるという 。 審議の際に利益相反とをすると見なされた場合は、該当メンバーは、利益が関係する議題に関する議論や決定から排除される。この際、公開審議であっても、退席、メンバーは退場させられるという 。利益相反の違反があった場合の措置に関する情報は入手できていない。	ACMSFによる2010年9月23日の審議では、冒頭で、3名のメンバーが議題の少なくとも1つに利益相反があると宣言している。同審議の議事録からは、これらのメンバーが議論からどのように排除されたのかは判断できないが、少なくとも審議の一部には参加している 。 また、これまでに出席者のうち数人が利益関係を申告するのを忘れたケースが存在する。議長がそのことに気付いた場合、議長はそのメンバーに対して利益の申告をするように求めている 。	事務局、主任研究チーム、査定人が集まり、委員会メンバーが提出した利益関係のリストを確認し、利益相反の有無を判断している。査定人は、利益相反規定を含めたあらゆる政府規定の遵守されているかについて提言と報告を行う役割を担っており、科学知識は乏しいものの、英国政府による役人任命に関する専門家と位置づけられている。役人を指名する英国の中央省庁である公的任命局（Office of Commissioner of Public Appointments）は、公認の査定人のリストを有しており、FSAはそのリストから、利益関係リストを確認するための査定人を選んでいる 。 利益関係リストの確認には、他の英国省庁の代表者が参加したり、公的任命局に助言を求めることもある 。	たとえ、専門家がグループ内の第一人者、もしくは唯一の専門家であっても、その専門家が利益相反規定に違反し、委員会全体の客観性を損なうと判断された場合は、その専門家は委員会に参加することはできない。しかし、このような専門家の意見のみを求めるという措置を取ることはある 。	委員会のメンバーが審議に出席し、利益相反があった場合、どのような措置が取られたかが議事録に記録される 。例えば、先に挙げた2010年9月23日の議事録では、利益相反が確認されたことはメンバーの氏名とともに記載されているが、審議参加の可否に関する情報は明記されていない 。しかし、2009年9月に開催された審議では、ある議題について議長が利益関係を有していたため、その議題については他のメンバーが議長を代行したとされている 。	委員会のメンバーが審議に出席し、利益相反があった場合、どのような措置が取られたかが議事録に記録される 。例えば、先に挙げた2010年9月23日の議事録では、利益相反が確認されたことはメンバーの氏名とともに記載されている 。

	分類（地域）	組織名	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか。ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルとリスク評価機関の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）(*)	分野の第一人者を起用する場合、利益相反に該当するときも多いと考えられが、そのときの対策(*)	利益相反のための専門家の審議参加を拒んだ場合、そのことを議事録などで公開しているか
	参考	参考			どこかの部門が常にウォッチしているのか、要望があるのか、それとも自己申告かなど	リスク評価にかかわる専門家を任命する前か任命後か、その専門家が相当する評価案件の審議の度ごとか、など	審議から排除されるのか、そもそも審議に加わる専門家として任じられないのか、審議を行っている部屋からの退室で済むのか、特段の事情がある場合の審議への参加が可能かどうか、利益相反があると判断された場合はいつまでその判断が有効なのか、利益相反があると判断された場合にこの判断を解除するための要件はあるか、あるとすれば何か			当人を審議から外しているのか、それとも別規定で審議に関与できるようにしているのか、それとも規定はないが運用で審議への関与を容認しているのか、審議から外す場合や、審議に関与できるようにしている場合は、どのような規定（規定全文及びその邦訳）か、分野の第一人者を外している場合はリスク評価の審議の質が低下しているが、何か対策を講じているか。	議事録か参加者名簿かなど
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	リスク評価を実施するFSANZ職員などの公務員を対象とした利益相反の回避と管理の流れとしては、まず、利益相反が存在したり、存在するのように見える場合には、職員自身の責任においてマネージャーに申告する決まりになっている。申告を受けたマネージャーは、利益相反やその可能性の有無を判断し、利益相反があると判断した場合には、職員に対してその利益を取り除くよう求めたり、利益相反が無い任務やポジションへと変更する。利益相反が存在する場合の対処方法について、最終的な責任を負うのは各政府機関の長である 。 なお、FSANZにおけるリスク評価は基本的には内部研究者によって行なわれるが、外部の専門家による諮問委員会が審議を行うこともある。このような場合、外部専門家に対する利益相反の判断手続きフローは以下の通りとなる 。 1. 審議に参加する予定である外部専門家のリストが、5名の上級管理職員で構成されるエグゼクティブチームに送られる。FSANZ職員はリストと併せて、各専門家を審議に参加させることの賛否を検討した報告書を用意する 2. エグゼクティブチームは、リスト及び報告書を基に、利益相反がないかを審査する。 3. エグゼクティブチームが各専門家を審議に参加させるかを決定する。稀ではあるが、理事会に相談するケースもある。 また、審議においても、最初の議題は利益相反とされ、各外部専門家の利益関係の確認に約1時間が費やされる。審議参加者（外部専門家）のうち利益関係がある者は、利益関係を宣言した後に退室し、当該審議に参加しているFSANZの上級職員や理事会のメンバーが、宣言された利益を検討した上で、利益相反に該当するかを決定する。これは、利益関係の宣言をした者は、上級職員や理事会のメンバーがその利益関係が利益相反になるか判定を下すまで同室内にいるべきではないという考え方で、結論が出た時点で利益関係を宣言した専門家は室内に呼び戻され、結論が言い渡される 。	利益相反（の可能性）の申告は個々の公務員の責任となっている。利益相反への対応は公務員の上司となるマネージャーが担当するが、利益相反が存在する場合の対処方法について、最終的な責任を負うのは各政府機関の長である 。 なお、外部諮問委員会がリスク評価の審議を行う際は、FSANZの上級職員が利益相反の遵守を監督している。利益相反の遵守を監督するための特別なプロセスは存在しないが、FSANZの上級職員は、全ての専門家に関する背景情報を把握しているため、利益相反のケースを特定できると一般的に考えられているのことである。	利益相反の遵守を監督する一定のプロセスは存在しない、FSANZの上級職員は、審議に参加する全ての専門家と理事会メンバーに関する背景情報を把握していると一般的に考えられている。専門家や理事会メンバーは、利益関係の宣言をしないで利益相反が判明した場合には失職となると認識しているため、正直に利益関係の宣言をするという仕組みになっている 。	リスク評価を実施するFSANZ職員などの公務員が、利益相反（の可能性）についてマネージャーに申告し、当該マネージャーが利益相反があると判断した場合、マネージャーは、当該職員に対して、その利益関係を取り除くよう求めたり、利益相反が生じない任務やポジションへと配置換えを行うことになっている 。また、外部諮問委員会がリスク評価の審議を行う場合に諮問委員会メンバーに利益相反があると判断された場合、当該メンバーに対しては、1）利益相反に該当する議題において、討論には参加を許すが、投票を認めない、という措置が取られる 。	外部諮問委員会がリスク評価の審議を行った際に、委員会メンバーが利益相反に該当する議題においては退室を実践されたケースはいくつかあるという。ただし、これ以上の具体的な事例については回答は得られていない 。	リスク評価を実施するFSANZ職員が利益相反があるかどうかについては、まずFSANZ職員が職場のマネージャー 、諮問委員は委員長へと自己申告し、その判断と対応はマネージャーや委員長が決める。最終的な対処方法の判断はFSANZのCEOの責任となる 。	外部諮問委員会のメンバー（専門家）が利益相反に該当した場合、分野の第一人者であっても、1）利益相反に該当する議題においては退室を要請する、もしくは、2）利益相反に該当する議題において、討論には参加を許すが、投票を認めない、のいずれかの措置が取られる 。	外部諮問委員会がリスク評価の審議を行い、利益相反のために専門家の審議参加を拒んだ場合、その事実は審議の議事録に記載される 。一般市民は、情報公開法に基づいてFSANZに要請すれば、議事録を入手することができる 。
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	JECFAやJEMRAでは、適切な外部専門家メンバーを選出・登録し、審議ごとに議題に即した専門家を参加させる仕組みとなっている。専門家は、メンバーとして登録される際に（JEMRAの場合は審議への参加メンバーとして応募する際に）、利益関係の宣言（Declaration of Interests）を提出し、FAOとWHOの職員によって構成される共同事務局が、各審議の参加メンバーを決めるにあたって、この利益関係の宣言を精査することになっている。上述のように、利益相反の判断は比較的容易であるが、判断が難しい場合は、FAOやWHOの法務部職員も助言を行うという 。	専門家による利益関係の宣言を精査し、利益相反を有する恐れのある人物を特定するのは、JECFAとJEMRAをそれぞれ運営するFAO・WHO共同事務局（jointo secretariats）となっている 。	利益相反規定遵守は、専門家による自己申告である利益関係の宣言をFAO・WHO職員が精査する形で行われている 。	利益関係の宣言は、専門家がJECFAやJEMRAのメンバーとして登録される際に作成されている。審議の度に審議前に宣言を再提出することが求められており、FAO・WHO職員によって議題に関して利益相反がないと判断されたメンバーが審議に参加できる 。	利益相反があるとされた場合、以下の3つの措置のうち1つが採られる 。 ・審議のうち、利益相反があると判断された議題に関する議論のみから排除する（その他の議論には参加できる）。 ・審議から排除する。 ・特別な状況下でFAOとWHOが適切と認めた場合において、利益相反があるとされた議題も含めて審議への参加を認める。	利益相反規定について違反したケースについては文献では確認できていないが、利益相反のために審議への参加が制限された例としては、JEMRAにおいて行われた、粉ミルク内の微生物（サルモネラなど）に関する審議が挙げられる。この審議において、粉ミルクメーカーに雇用されている、もしくは粉ミルクメーカーから研究資金を受け取ったことがある3名の専門家は利益相反の可能性があるとされ、審議には参加したものの、結論や提言の採択には加わらなかった 。 なお、JEMRAなどが実施する食品安全に関するリスク評価における利益相反ではないが、WHOに対して、新型インフルエンザH1N1に関するリスク評価における利益相反が指摘されている。欧州の2つの医療関連団体は2010年6月、WHOが提起した新型インフルエンザH1N1の対処法が製薬業界の影響を受けていたものであると非難した報告書を相次いで発表している。一つの報告書によると、WHOの対応は、世界各国に対して不必要な懸念を喚起させ、多額の無駄な資金投下を引き起こしたとのことである。また、もう一つの報告書は、WHOは製薬会社と結びつきのある専門家の助言にもとづき、各国政府に対して数百万の抗ウィルス薬を備蓄するように促すガイドラインを策定したと非難している 。 これらの報告書が発表される発端となったのは、WHOの主要なアドバイザーとして貢献しているオランダのエラスムス大学（Erasmus University）教授のアルバート・オスターハウス（Albert Osterhaus）氏の存在である。WHOは2009年6月に、新型インフルエンザH1N1を「流行病緊急事態フェーズ6（Phase 6 Pandemic Emergency）」として認定したが、この決定には、オスターハウス氏がメンバーの一員であったWHOの科学諮問グループの提言が大きく影響していた。後に、同氏は同諮問グループの一員であったと同時に、欧州インフルエンザ科学ワーキンググループ（European Scientific Working Group on Influenza）の主席を務めていたことが発覚している。同ワーキンググループに対して、各国政府が新型インフルエンザの抗ウィルス剤を購入することにより恩恵を受ける欧州の製薬会社にが多額の資金を提供していたと報じられており、製薬業界では、同氏と同グループとの関係を調査する声が広がっていた 。	利益相反の判断を行うのはFAO・WHO共同事務局であり、必要に応じてFAOやWHOの法務部職員が助言を提供している 。	JECFA及びJEMRAでは、産業界に詳しい専門家による意見提供は非常に重要であるとされている。しかし、これらの専門家には、産業界との利益関係が利益相反となる場合もある。このようなケースでは、当該専門家は審議には情報提供者として参加できるが、実際の審議（議論や採択）への参加は認められないという措置が取られる 。 利益相反を有すると判断された場合の措置の1つに、「特別な状況下でFAOとWHOが適切と認めた場合において、利益相反があるとされた議題も含めて審議への参加を認める」というものがある。FAO・WHOによる食品安全と栄養に関する科学諮問の枠組み（ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/010/a1296e/a1296e00.pdf）では、「特別な状況」に関する説明や、FAO・WHOが「適切と認める」基準などについては言及されていない 。	専門家による利益相反の可能性は、審議報告書に記載されることになっている。先に挙げた粉ミルクに関する審議報告書においても、議題と利益関係があるとされた5名の専門家の氏名と利益関係の内容、そして、利益相反の可能性を有する専門家3名への措置（結論と提言の採決からの排除）が報告されている 。
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	リスク評価会議に参加する全ての専門家は、利益関係の宣言を提出する。WHOとFAOはある自別々のフォームの提出を要求しているが、その内容に大きな違いはないとのことである 。同フォームを通じて報告された専門家の利益は、WHOとFAOの共同事務局（Joint Secretariats）によって利益相反に当たるかどうか厳密に審議される。また、利益相反に該当するかの判断が難しかったりした場合などのために、WHOとFAOの法務部門が共同事務局に助言を与える体制も確立されている。利益相反に相当する可能性がある場合は、共同事務局は各会議の議長に報告し、議長との協議のもと、当該専門家が会議に参加すべきかどうかを決定する 。	JEMRA の運営を担当するWHOとFAOの職員が、JEMRAメンバーの利益関係の宣言の内容を確認している 。	基本的には、リスク評価会議に参加する全ての専門家が利益関係の宣言を提出するとともに自己申告制となっており、JEMRA の運営を担当するWHOとFAOの職員は、提出された利益の宣告書の内容と当該人物の履歴書を照らし合わせる程度の確認のみを行っている 。	リスク評価ごとにJEMRAのメンバーが募集され、一次選出が終了したところで、選出された専門家に対して利益関係の宣言が要請されている。この内容に基づき、利益相反がないと判断された専門家が、当該リスク評価を行うメンバーとなることができる 。	WHOとFAOの共同事務局および各リスク評価会議の議長によって利益相反を有すると判断された当事者に対しては、1）会議において、その利益に関係する部分の討論および活動への参加を拒否する、2）当該会議への参加を完全に拒否する、3）WHOおよびFAOによって適当と認められた場合に限り、当事者の利益を公表することを前提として会議への参加を認める、といった措置が取られる 。また、専門知識を提供するのみで、採決と提言を行う最終日の審議には参加させないという対応方法となることもある 。	利益相反規定について違反したケースについては文献では確認できていないが、利益相反のために審議への参加が制限された例としては、JEMRAにおいて行われた、粉ミルク内の微生物（サルモネラなど）に関する審議が挙げられる。この審議において、粉ミルクメーカーに雇用されている、もしくは粉ミルクメーカーから研究資金を受け取ったことがある3名の専門家は利益相反の可能性があるとされ、審議には参加したものの、結論や提言の採択には加わらなかった 。 なお、JEMRAなどが実施する食品安全に関するリスク評価における利益相反ではないが、WHOに対して、新型インフルエンザH1N1に関するリスク評価における利益相反が指摘されている。欧州の2つの医療関連団体は2010年6月、WHOが提起した新型インフルエンザH1N1の対処法が製薬業界の影響を受けていたものであると非難した報告書を相次いで発表している。一つの報告書によると、WHOの対応は、世界各国に対して不必要な懸念を喚起させ、多額の無駄な資金投下を引き起こしたとのことである。また、もう一つの報告書は、WHOは製薬会社と結びつきのある専門家の助言にもとづき、各国政府に対して数百万の抗ウィルス薬を備蓄するように促すガイドラインを策定したと非難している 。 これらの報告書が発表される発端となったのは、WHOの主要なアドバイザーとして貢献しているオランダのエラスムス大学（Erasmus University）教授のアルバート・オスターハウス（Albert Osterhaus）氏の存在である。WHOは2009年6月に、新型インフルエンザH1N1を「流行病緊急事態フェーズ6（Phase 6 Pandemic Emergency）」として認定したが、この決定には、オスターハウス氏がメンバーの一員であったWHOの科学諮問グループの提言が大きく影響していた。後に、同氏は同諮問グループの一員であったと同時に、欧州インフルエンザ科学ワーキンググループ（European Scientific Working Group on Influenza）の主席を務めていたことが発覚している。同ワーキンググループに対して、各国政府が新型インフルエンザの抗ウィルス剤を購入することにより恩恵を受ける欧州の製薬会社にが多額の資金を提供していたと報じられており、製薬業界では、同氏と同グループとの関係を調査する声が広がっていた 。	利益相反の最初の審議は、WHOとFAOの職員によっておこなわれる。WHOとFAOの法務部門が共同事務局に対して助言を与えることもあり、最終的に担当職員は、各リスク評価会議の議長との協議のもと、審議の対象となった専門家が会議に参加する資格があるかどうか決定する 。	第一人者の専門が利益相反を有すると判断された場合、JEMRAの運営を担当するWHOとFAOの職員は、代わりの専門家を探している。代替となる専門家が見つからない場合には、WHOとFAOの法務部と相談し、どのような措置がふさわしいのかのを決めているという。措置の一案として、第一人者には専門知識を提供してもらうが、評価結果の草案作成や提言の採決からは排除するというやり方もある 。	専門家による利益相反の可能性は、審議報告書に記載されることになっている。先に挙げた粉ミルクに関する審議報告書においても、議題と利益関係があるとされた5名の専門家の氏名と利益関係の内容、そして、利益相反の可能性を有する専門家3名への措置（結論と提言の採決からの排除）が報告されている 。
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	OECD職員が、利益相反規定も含め「公務員の品位を維持するための行動規範」に反している場合、それに気付いた人物は、当該職員が所属する機関の長官もしくは行動規範担当官に報告することになっている。その後、行動規範担当官が報告内容の確認を行い、所属機関の長官に報告した上で、長官は適切な処分を下す 。	OECD職員による「公務員の品位を維持するための行動規範」の遵守を確認するのは、職員が所属する機関の長官及び行動規範担当官となっている。行動規範に違反が確認された際の処分決定は長官の役割である 。	「公務員の品位を維持するための行動規範」に違反している可能性がある場合、OECD職員は自主的に行動規範担当官に相談することが求められている。また、他者が違反を発見した場合は、違反していると見られる職員が所属する機関の長官もしくは行動規範担当官に通報され、行動規範担当官がその内容を確認している 。	OECD職員が「公務員の品位を維持するための行動規範」を違反している可能性を認識した際に、行動規範官によって確認が行われる 。	OECD職員による利益相反が確認された場合、利益相反に該当する業務の担当を外すなど、利益相反を解消するための措置が取られる。また、本節②で挙げた現金や不動産、贈答品、接待の受領が確認された場合、職員はこれらを即時に返還しなければならない 。	これに関する回答は得られなかった。	OECD職員による「公務員の品位を維持するための行動規範」の遵守を確認するのは、職員が所属する機関の長官及び行動規範担当官となっている。行動規範に違反が確認された際の処分決定は長官の役割である 。	EHSプログラムではリスク評価は行われていないため 、この質問は該当しない。	これに関する回答は得られなかった。

	分類（地域） 参考	組織名 参考	利益相反の対象となった事案を公表しているか 公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか）	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*4)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか
1	北米（米国）	国立衛生研究所（NIH）	NICHD内部IRBでは、利益相反に関する情報は公開されていない。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
2	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：諮問委員会	これに関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
3	北米（米国）	米国食品医薬品庁（FDA）：米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）	FDAの利益相反審議委員会が取り上げた個人についての審議の結果は全て、情報公開担当職員によって専用の公開ファイルに保存される。つまり、ある諮問委員が特定の制限付きで、あるいは保有株を公開して諮問委員会に参加することなど、利益相反審議委員会の判断が公にされる。ただし、情報を公開することにより、個人のプライバシーの不当な侵害にあたると判断される場合など、一部の状況においては個人を特定できない形で情報が公開されることもある。	これに関する回答は得られなかった。	これに関する回答は得られなかった。
4	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：国家環境アセスメントセンター（NCEA）	利益相反の対象となった事案を公表しているかに関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
5	北米（米国）	米国環境保健庁（EPA）：農薬プログラム局（OPP）	利益相反の対象事案の公開に関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）

	分類（地域）	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか
	参考	参考	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか）		
6	北米（カナダ）	カナダ保健省（Health Canada）：健康製品食品局（HPFB）	公務員における利益相反の事実や対象となった事案が公開されているかに関する回答は得られなかった。また諮問委員会では、会合が開かれる度に確認される利益相反の有無については、議事録で公表されている。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
7	欧州	欧州食品安全機関（EFSA）	左記の議事録では、利益相反の対象となった製品も公表されている。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
8	欧州（ドイツ）	独連邦リスク評価研究所（BfR）	これに関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
9	欧州（フランス）	食品環境労働衛生安全庁（ANSES）	これに関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
10	欧州（英国）	英国食品基準庁（FSA）	利益相反の有無及び利益相反に対する措置については、議事録に記録されている。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）

	分類（地域）	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*4)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか
	参考	参考	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか）		
11	オセアニア	豪・NZ・食品基準機関（FSANZ）	外部諮問委員会がリスク評価の審議を行い、専門家による利益相反が確認された場合、その事実は審議の議事録に記載される。一般市民は、情報公開法に基づいてFSANZに要請すれば、議事録を入手することができる 。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
12	国際機関	国際食糧農業機関（FAO）：食品の質・規格部門（AGNS）	利益相反の対象となった事案は、該当する審議報告書において公表されているが、このような事案をまとめたものはない模様である。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
13	国際機関	世界保健機関（WHO）	利益相反の対象となった事案は、該当する審議報告書において公表されている。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）
14	国際機関	コーデックス（Codex/CAC）	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。	CACではリスク評価は行わないため 、この質問は該当しない。
15	国際機関	経済協力開発機構（OECD）	これに関する回答は得られなかった。	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）	（利益相反規定が存在するため、この質問は該当しない。）

1.4.2　国内の主な機関等を対象とする情報の収集・整理等

次頁以降に記載した。

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況								
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
1	医	日本生化学会	2010/11/1	http://www.jbsoc.or.jp/										
2	医	日本癌学会	2010/10/29	http://www.jca.gr.jp/	http://www.jca.gr.jp/researcher/secretariat/coi.html	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	「利益相反自己申告書」に各研究者が入手した資金の入手先を記入。申告書に「本申告書の内容は、社会的・道義的な観点から要請があった場合は公開することを承認します」という記載あり 公開の可否は案件ごとに審査	あり（別紙参照）	産学連携によるがん臨床研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反(conflict of interest : COI)と呼ぶ。	・指針 作成：記載なし（明文化されていない） 施行：2008年4月（日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会において） ※日本癌学会において本指針の使用を開始した年は記載なし（明文化されていない） ・細則 作成：2008年12月 施行：平成21年4月1日	HP上で公開している。 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・日本癌学会（JCA）利益相反の取扱いに関する細則
3	医	日本血液学会	2010/11/1	http://www.jshem.or.jp/	http://www.jshem.or.jp/gaiyo/rijikiSohan.html	記載なし	学会事務局	記載なし	記載なし	[本学会が主催する講演会（年次総会、地方会主催学術講演会など）での臨床研究に関する発表・講演] 筆頭発表者が、該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（臨床血液、International Journal of Hematology）などでの発表（総説、原著論文など）] 投稿時に明らかにされたCOI状態を、論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は、原則として非公開。学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合、COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。	あり（別紙参照）	利益相反（conflict of interest： COI）とは、本学会が推進する医学医療の研究によって社会に還元される公的な利益と産学連携等により生じる私的利益があり、このような二つの利益が研究者個人の中に生じる状態	・指針 作成：記載なし 施行： 2010年3月9日（内科系関連学会(日本内科学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年学会)において） 学会発表：平成22年9月（第72回日本血液学会学術集会）（日本血液学会において） 学会誌投稿：平成23年1月1日（日本血液学会において） ・細則 作成：記載なし 施行：平成22年3月9日～2年間；試行期間、その後完全実施	HP上で公開している。 ・日本血液学会　利益相反細則 ・臨床研究の利益相反に関する共通指針

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況									
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
4	医	日本内科学会	2010/11/1	http://www.naika.or.jp/index.html	http://www.naika.or.jp/coi/coi_top.html	記載なし	学会事務局	記載なし	記載なし	[本学会が主催する講演会（年次総会・講演会，生涯教育講演会），内科学の展望，市民公開講座，支部主催学術講演会などでの臨床研究に関する発表・講演] 筆頭発表者が，該当するCOI状態について，発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次），あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などでの発表（総説，原著論文など）] 投稿時に明らかにされたCOI状態を，論文末尾，AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は，「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は，原則として非公開。学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的：道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合、COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし（試行期間であり、実例がないため）	あり（別紙参照）	産学連携による臨床研究が盛んになればなるほど、公的な存在である大学や研究機関、学術団体などが特定の企業の活動に深く関与することになり、その結果、教育、研究という学術機関、学術団体としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益と衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。こうした状態を「利益相反(conflict of interest: COI)」と呼ぶ。	・指針 作成：記載なし 施行： 2010年4月12日 ・細則 作成：記載なし 施行：平成22年4月12日（年次講演会終了翌日）～2年間：試行期間、その後完全実施	HP上で公開している。 ・臨床研究の利益相反(COI)に関する共通指針 ・社団法人 日本内科学会「臨床研究の利益相反に関する共通指針」の細則
5	医	日本外科学会	2010/11/16	http://www.issoc.or.jp/	http://www.issoc.or.jp/other/info/info20090713.html	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[本学会の学術集会，シンポジウム，講演会，および市民公開講座などで発表・講演] 演者が発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌Surgery Today，日本外科学会雑誌などで発表] 著者が，投稿時に，明らかにした利益相反状態を，Conflict of Interest Statement としてまとめ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」などの文言を入れる。 [役員，委員長，会頭，次期会頭，特定委員会委員] 当該申告者の利益相反状態について，疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の議論を経て，理事会の承認を得た上で，当該利益相反情報のうち，必要な範囲を学会内部に開示，あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	産学連携による臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。利益相反とは、これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態。	・指針 作成：記載なし（明文化されていない） 施行：平成21年4月1日 (2年間は本人に対する注意・勧告のみ実施。実際の措置施行は平成23年4月以降予定) ・補足 作成：記載なし（明文化されていない） 施行：平成21年4月1日 改正：平成21年9月14日 改正箇所：記載なし（明文化されていない） 〇作成経緯 臨床研究推進委員会にて外科臨床研究の利益相反に関する指針案を作成し，平成20年12月24日締切りで予め代議員，名誉会長及び名誉会員並びに特別会員各位の検討後，平成20年2月27日締切りで会員に対してパブリックコメント（後出）を募集．指針として周知徹底後，平成21年通常総会において規則案上程。	HP上で公開している。 ・外科臨床研究の利益相反に関する指針 ・同指針に関する補足
6	医	日本産科婦人科学会	2010/12/2	http://www.jsog.or.jp/		あり（別紙参照）	コンプライアンス委員会	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	施行：平成22年4月26日	非公開だが規定あり ・利益相反に関する指針及び同運用細則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況					機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*) ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)
						機関の組織・構成図(*) ※内容は別紙	各部門が担当する業務(*)	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(組織)	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(研究者)(*)				
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係(並列、上下、包含、独立など)が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか(金額や人数か)。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント(改正箇所)と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
7	医	日本眼科学会	2010/12/2	http://www.nichigan.or.jp/index.jsp	http://www.nichigan.or.jp/ethics/conflict.pdf	記載なし(明文化されていない)	学会事務局	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	○公表の基準 利益相反のカテゴリーにより以下のように定める. カテゴリークラス F: Ⅳ以上 I: すべて(金額評価不能の場合も含む) E: すべて(金額に依存しない) C: Ⅳ以上 P: すべて R: Ⅳ以上(金額評価不能の場合も含む) ○公表の方法 論文:筆頭著者名・共著者名、カテゴリーおよび企業名 抄録:筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーおよび企業名 講演・ポスター:筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーと企業名を2枚目のスライドまたはポスター内に明示する. カテゴリークラスは、ARVO(The Association for Research in Vision and Ophthalmology)の基準および厚生労働省・医薬品医療機器総合機構での委員会委員の利益相反に関する規定を参考に設定。	あり(別紙参照)	利益相反(広義)は, 狭義の利益相反(個人または所属組織が第三者組織との関係において得る利益(報酬, 利便供与への対価, 株式保有等)と研究・活動における責任との間に葛藤・相反している状況。個人が得る利益と所属組織における責任との相反(個人としての利益相反)と所属組織が得る利益と所属組織の社会的責任との相反(所属組織としての利益相反)とが含まれる.)と責務相反(個人の, 当該第三者等との間での職務遂行責任が所属組織での職務遂行責任と相克する場合)	公布:2009年8月10日 試行:平成22年第64回日本臨床眼科学会(2010年11月11日～14日) 完全実施:平成23年第115回日本眼科学会総会(2011年5月12日～15日) 日本眼科学会雑誌への論文投稿の場合は、施行:2010年7月1日	HP上で公開している。 ・日本眼科学会　利益相反に関する基準
8	医	日本医学放射線学会	2010/12/3	http://www.radiology.jp/	http://www.radiology.jp/modules/formember/index.php?id=52	記載なし(明文化されていない)	学会事務局	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などでの発表・講演] 筆頭演者および当該臨床研究責任演者が発表時、利益相反状態の有無、利益相反が有る場合にはその内容を、利益相反委員会の指示を受けた主催者の提示する方法に従って、発表スライドあるいは展示ポスター等に開示 [本学会の学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」での発表] 著者が明らかにした利益相反状態を論文末尾、References、「文献」の直前の場所に明記。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言を入れ、その旨を明記 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり(別紙参照)	利益相反(conflict of interest:COI)とは, 産学連携による臨床研究において, 得られた成果の社会への還元(公的利益)だけではなく, 産学連携に伴い取得する金銭や利権等(私的利益)が発生する場合があり、これら2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態	・指針 施行:平成22年4月 ・細則 施行:平成22年4月11日	HP上で公開している。 ・日本医学放射線学会の臨床研究の利益相反に関する指針 ・社団法人日本医学放射線学会における、臨床研究の利益相反管理に関する細則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況									
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
9	医	日本麻酔科学会	2010/12/3	http://www.anesth.or.jp/	http://www.anesth.or.jp/news/i091015.html http://www.anesth.or.jp/about/article.html	記載なし（明文化されていない）	利益相反委員会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[学術集会，シンポジウム，講演会，市民公開講座等の発表・講演] 発表スライドあるいはポスター等に，利益相反状態にある企業等の名称を表示 [理事長・理事・監事並びに学術集会会長] 所定の手続を経て開示・公開されること(につき，予め同意する． 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	利益相反（Conflict of Interest:COI） 外部からの経済的な利益関係等によって，この法人の業務の遂行並びに公的研究の遂行に要とされる公正・適正な判断が損なわれる，または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態．	・指針 施行：平成21年9月19日 ・施行細則 制定：平成22年6月1日 施行：平成22年6月2日	HP上で公開している。 ・利益相反に関する規定 ・利益相反の申告に関する施行細則
10	医	日本腎臓学会	2010/12/3	http://www.jsn.or.jp/	http://www.jsn.or.jp/about/regulations/kitei_1373.php#sisin	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[学術集会等での発表] 最初か最後にスライドで、またポスター発表の場合は最後の部分で開示 [学会が主催するセミナーや講演会、市民公開講座での発表・講演] 講演や発表を行う際に、過去1年間における利益相反状況の有無を開示 [本学会の学会誌への論文発表、刊行物やガイドラインの執筆] 論文発表、刊行時 [理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員など] 当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的、法的問題が生じた場合は、倫理委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な部分を学会内部に開示するか、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	記載なし（明文化されていない）	・指針及び施行細則 施行：2009年7月1日	HP上で公開している。 ・利益相反マネージメント指針 ・利益相反マネージメント施行細則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況					機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）				
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
11	医	日本リウマチ学会	2010/12/3	http://www.ryumachi-jp.com/index.html	http://www.ryumachi-jp.com/coi.html	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[本学会が主催する講演会（年次総会、アニュアルコースレクチャー、教育研修会、支部学術集会）市民公開講座等で、臨床研究に関する発表・講演を行なう場合] 筆頭発表者は発表スライドの最初に、あるいはポスターの最後に該当するCOI の有無、及び有の場合はその状態を開示 [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで、論文（総説、原著論文等）の発表を行なう著者] 論文の投稿時に投稿規程に定める「Conflict of Interest Statement」の記載内容：論文内、References の前に掲載。規定されたCOI 状態がない場合は、「Conflict of interest statement: None」の文言が同部分に記載。 採択後に明らかにするCOI 状態：論文非掲載。 COI 情報は、原則として非公開とする。理事長は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動に関して、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲でCOI 情報を学会の内外に開示若しくは公表 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反マネジメント小委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反マネジメント小委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上により構成される利益相反調査委員会（仮称）を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。利益相反マネジメント小委員会で審議し、理事会に諮ることになると考えられるが、現時点で事例の発生なし。	あり（別紙参照）	利益相反（conflict of interest : COI）とは、教育・研究・広報・指導といった学術機関としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益とが衝突・相反する状態が必然的、不可避的に発生した状態	・指針及び細則 試行期間：平成22年４月24日より2年間。 その後に完全実施	HP上で公開している。 ・一般社団法人日本リウマチ学会における事業活動の利益相反（COI）に関する指針 ・一般社団法人 日本リウマチ学会「事業活動の利益相反に関する指針」の細則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況								
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	–	–	–		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	–		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	–	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
12	医	日本核医学会	2010/12/3	http://www.isnm.org/	http://www.isnm.org/outline/about	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行なう場合] 筆頭発表者は発表スライドあるいは展示ポスターの最後に開示 [本学会の学会機関誌「Annals of Nuclear Medicine」及び「核医学」で発表を行う著者] 規定された利益相反状態にある企業や団体が存在する場合には、その企業名や団体名をタイトルページのFootnoteあるいはAcknowledgementsに記載。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」「COIに該当なし」などの文言を入れ、その旨を明記する。 [役員等（日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長）および利益相反委員会委員] 当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	利益相反（Conflict of onflict of Interest：COI）とは，学術的成果の社会へ還元（公的利益）とともに，日本核医学会およびその役員や会員（以下、会員等）が産学連携に伴い金銭や地位、エクイティ（株式などの持ち分を云う）などを取得する場合があり（私的利益）、日本核医学会の会員等に、これら公的利益と私的利益が同時に発生し衝突する可能性にある状態。	・指針 施行：2009年10月4日 ・施行細則 記載なし（明文化されていない）	HP上で公開している。 ・一般社団法人日本核医学会における臨床研究の管理に関する指針 ・一般社団法人日本核医学会における臨床研究の管理に関する指針―施行細則―
13	医	日本癌治療学会	2010/12/6	http://jsco.umin.ac.jp/index-j.html	http://jsco.umin.ac.jp/outline/guidelines.html	記載なし（明文化されていない）	学会事務局	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本法人の機関誌International Journal of Clinical Oncology（IJCO）その他本法人刊行物で発表を行う者] Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員，会長，次期会長，次々期会長，委員長，特定委員会（編集委員会，プログラム委員会，臨床試験委員会，癌保険診療対策委員会，倫理委員会，がん診療ガイドライン策定に関わる委員会，がん診療ガイドライン評価委員会，利益相反委員会）委員）] 当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に開示，あるいは社会へ公開 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	利益相反（conflict of interest：COI）：産学連携によるがん臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態。	・指針 施行：2008年4月1日 改正：2010年4月1日 改正箇所：記載なし ・指針運用規則 施行：平成21年1月5日 改正：平成21年3月30日、平成21年10月21日 改正箇所：記載なし（明文化されていない）	HP上で公開している。 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針運用規則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況								
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
14	医	日本呼吸器外科学会	2010/12/6	http://www.jacsurg.gr.jp/index.html		記載なし（明文化されていない）	総務委員会（学会事務局が代行）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	[学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合] 日本呼吸器外科学会会員あるいは日本呼吸器外科学会が主催あるいは共催する学術集会で発表する者は、当該集会の責任者（会長など）が定める方法（演題応募抄録に記載する、集会における抄録集に記載、あるいは口演・講演の1 枚目のスライドなどに記載）によって開示。 [論文や刊行物で公表する場合] 編集責任者（委員長など）が指定する書式（投稿規程など）にそって開示。 理事会は対象者に重大な指針違反があると判断した場合には社会に対して説明を行う。なお、公開の範囲の決定と方法は理事会がこれを行う。	あり（別紙参照）	利益相反（conflict of interest：COI）：研究成果が診療の現場に還元される公的利益と，発表する個人が産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権などの私的利益とが同時に発生する場合のような、2 つの利益が相反する状態。	・指針 施行：平成22年11月15日 （平成22年5月15日～平成22年8月15日までの間、意見募集。理事会の審議を経て修正案を会員に公示後、施行）	非公開だが会員専用ページに掲載 ・日本呼吸器外科学会利益相反に関する指針
15	医	日本乳癌学会	2010/12/6	http://www.ibcs.gr.jp/index.html	http://www.ibcs.gr.jp/BCCRCIDP/bccreidp.html	記載なし	学会事務局	記載なし	記載なし	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターに公開 [本法人の機関誌Breast Cancerその他本法人刊行物で発表を行う者] Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員（理事及び監事），会長，次期会長並びに特定委員会（編集委員会，学術委員会，保険診療委員会，倫理委員会，診療ガイドライン委員会，診療ガイドライン評価委員会及び（仮称）利益相反委員会）委員）] 当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に又は社会へ公開 本法人は，自ら関与する場にて発表された臨床研究に，本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合，利益相反委員会および理事会の議決を経て，本指針違反の事実を公表。	あり（別紙参照）	利益相反（conflict of interest：COI）：産学連携による乳癌臨床研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら二つの利益が研究者個人の中に生じる状態。	・指針 施行：2009年8月1日 改正は本指針施行後2年間は実施しない。 ・指針細則 施行：2009年8月1日 〇作成経緯 2009年1月16日～5月15日（第1回～第4回）：倫理委員会にて、集中的に会議を重ねて原案を作成。 2009年7月2日：定時総会（評議員会）にて承認。	HP上で公開している。 ・乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針 ・乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針細則

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況									
						機関の組織・構成図(*) ※内容は別紙	各部門が担当する業務(*)	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(組織)	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(研究者)(*)	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*) ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)
	参考	–	–	–		機関を構成している各部門間の関係(並列、上下、包含、独立など)が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	–		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか(金額や人数か)。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	–	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント(改正箇所)と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
16	医	日本血栓止血学会	2010/12/6	http://www.jsth.org/index.html	http://www.jsth.org/membership/03.html	記載なし	学会事務局	記載なし	記載なし	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 発表スライド、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の学会誌「日本血栓止血学会誌」(Japanese Journal of Thrombosis and Hemostasis)などで発表を行う著者] 投稿時に明らかにされたCOI 状態は論文末尾、References の直前の場所に印刷。規定されたCOI 状態がない場合は、同部分に、「The authors indicated no potential conflicts of interest.」などの文言を入れる。 [役員等(理事、学術集会会長、監事、幹事、編集委員長、学術推進・標準化委員会委員および部会長)] 当該申告者のCOI 状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、COI 委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該COI 情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開	あり(別紙参照)	利益相反(conflicts of interest:COI):産学連携による臨床研究には,学術的成果の社会への還元(公的利益)とともに,JSTH や役員および会員(会員等)が産学連携に伴い取得する金銭・地位・エクイティ(株式などの持ち分を言う)など(私的利益)が発生する場合がある。これら2 つの利益が会員などに生じ、衝突する可能性がある状態。	・指針 施行:2008年11月20日 ・施行細則 施行:記載なし	HP上で公開している。 ・日本血栓止血学会(JSTH)におけるCOI(利益相反)に関する指針 ・日本血栓止血学会(JSTH)におけるCOI(利益相反)に関する指針施行細則
17	医	日本臨床腫瘍学会	2010/12/10	http://jsmo.umin.jp/	http://jsmo.umin.jp/riekisohankitei.html	記載なし(明文化されていない)	学会事務局	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	[学会が催す学術集会、学会が発行に関与する学会誌等(学術集会の抄録を含む)において発表を行う場合] 当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表 利益相反情報は、原則として非公開。 利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動(附属の常設小委員会等の活動を含む)、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に開示若しくは公表。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反問題管理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり(別紙参照)	利益相反(conflict of interest:COI):産学連携によるがん臨床研究には,学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元(公的利益)だけではなく,産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など(私的利益)が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態。	・指針 施行:2008年4月1日 改正:2010年4月1日 改正箇所:記載なし(明文化されていない) ・利益相反の取扱いに関する規程 作成:2008年3月21日 施行:2008年4月1日 改正:2010年1月21日 改正施行:2010年3月20日 改正箇所:記載なし(明文化されていない)	HP上で公開している。 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針 ・日本臨床腫瘍学会(JSMO)利益相反の取扱いに関する規程
18	理	日本物理学会	2010/11/18	http://wwwsoc.nii.ac.jp/ips/	http://wwwsoc.nii.ac.jp/ips/gakkai/koudoukihan.html	あり(別紙参照)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	あり(別紙参照)	会員自らが行う研究、審査、評価、判断などにおける、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係	制定:2007年7月10日 〇作成経緯 2007年1月25日付で、行動規範策定ワーキンググループ(委員長福山秀敏氏)に依頼し、5回の委員会(2月15日・4月9日・5月9日・5月12日・5月14日)を経て、途中、理事会との意見のやりとりも行いながら、最終報告を作成、6月11日の理事会に提出・更に議論を重ね、7月10日に最終決定。	HP上で公開している。 ・日本物理学会行動規範

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況								
						機関の組織・構成図(*) ※内容は別紙	各部門が担当する業務(*)	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(組織)	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(研究者)(*)	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*) ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義(*)	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日(*)	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由(*)
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係(並列、上下、包含、独立など)が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか(金額や人数か)。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント(改正箇所)と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
19	理	日本地質学会	2010/11/19	http://www.geosociety.jp/		あり(別紙参照)	法務委員会	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	あり(別紙参照)	学会活動等を行うことによる教育，研究および管理等について，学会としての責務・利益よりも，個人の利益を優先させる行為	施行:2009年10月3日	非公開だが規定あり ・一般社団法人日本地質学会利益相反防止規則
20	理	日本地震学会	2010/11/19	http://wwwsoc.nii.ac.jp/ssj/	http://wwwsoc.nii.ac.jp/ssj/formember/NL/v20n3/05.html	記載なし(明文化されていない)	倫理委員会	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	あり(別紙参照)	記載なし(明文化されていない)	制定:2006年10月6日	HP上で公開している。 ・地震学者の行動規範
21	工	日本機械学会	2010/11/18	http://www.jsme.or.jp/	http://www.jsme.or.jp/eec/ethics-rule.htm	あり(別紙参照)	技術倫理委員会	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	あり(別紙参照)	記載なし(明文化されていない)	制定:1999年12月14日 改正:2007年12月11日 改正箇所:3・4・9～12項追加。 〇改正経緯 2006年度、理事会による技術倫理委員会(小野京右　委員長)への倫理規定見直しの要請。技術倫理委員会において日本学術会議声明「科学者の行動規範」や諸学会の倫理規定なども参考として、2006・2007年度における検討の結果、倫理規定改訂案を理事会へ提出。2007年10月2日の理事会において改定案承認後、10月3日～11月2日まで本会ホーム ページにて意見受付公告を行った後、12月11日開催の評議員会に上程され、承認。	HP上で公開している。 ・日本機械学会倫理規定

#	分類	組織名	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況								
						機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（研究者）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）
	参考	－	－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。
22	工	電気化学会	2010/11/26	http://www.electrochem.jp/index.html		記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	あり（別紙参照）	会員自らの研究開発、審査、評価、判断などにおける、個人と組織、あるいは異なる組織間（本学会および本務所属機関、関係機関）の利益の衝突	制定：2008年1月17日	HP上で公開している。 ・社団法人電気化学会倫理規定
23	工	日本原子力学会	2010/11/26	http://www.aesi.or.jp/	http://www.aesj-ethics.org/02_/02_02_/	あり（別紙参照）	倫理委員会	あり（別紙参照）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	あり（別紙参照）	記載なし（明文化されていない）	制定：2001年9月25日 〇改正の経緯 改正年月日：①2003年1月28日②2005年11月25日③2007年9月19日④2009年11月26日 （利益相反に関する条項の改正は②） 改正箇所：別紙参照	HP上で公開している。 ・日本原子力学会倫理規程・憲章・行動の手引
24		東京大学	2010/12/14	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html	http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/d04_10_j.html	あり（別紙参照）	利益相反委員会、利益相反アドバイザリー機関	記載なし	記載なし	教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開。	あり（別紙参照）	「利益相反行為」とは、教育及び研究等に関する大学法人の教職員としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為。 次に掲げる行為は、利益相反行為と推定する。 イ 大学としての教育並びに研究及びその成果の活用という目的にそぐわない、専ら兼業先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為 ロ 企業等との共同研究において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族が取締役、執行役、その他理事者を務める企業等に帰属せしめる行為 ハ 大学において指導する学生を、教育的な目的に反する産学官連携活動に従事させる行為	・利益相反ポリシー 施行：平成16年2月17日 ・利益相反行為防止規則 施行：平成16年4月1日 ・利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール 施行：平成17年3月16日	HP上で公開している。 ・東京大学利益相反ポリシー ・東京大学利益相反行為防止規則 ・東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）
	参考	－	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－	－
1	医	日本生化学会				
2	医	日本癌学会	記載なし（明文化されていない）	① 臨床研究に関連する企業や営利を目的とした団体（以下、企業や営利を目的とした団体という）の役員，顧問職については，1 つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上はこれを申告する。 ② 株式の保有については，1 つの企業についての1 年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合はこれを申告する。 ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については，1 つの特許権使用料が年間100 万円以上の場合はこれを申告する。 ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50 万円以上の場合はこれを申告する。 ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上の場合はこれを申告する。 ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（受託研究費、奨学寄付金、委任経理金など）については，1 つの臨床研究（下記※参照）に対して支払われた総額が年間200 万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については，1 つの企業・団体から，1 名の研究代表者に支払われた総額が年間200 万円以上の場合は申告する。 ⑦ その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については，1 つの企業・団体から受けた報酬が年間5 万円以上の場合は申告する。	自己申告による利益相反情報の癌学会への提出 ↓ 利益相反委員会による審査（明示的な記載なし） 提出された自己申告書を事務局にて該当の有無を確認 該当有のケースに関して、年2回の利益相反委員会定例会にて審査	発見部門：利益相反委員会 管理部門：利益相反委員会
3	医	日本血液学会	内科系14学会で検討してきた臨床研究の利益相反（COI）の取り組みに賛同したため	「臨床研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、臨床研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。 1.臨床研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない） 2.臨床研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係 3.臨床研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係 4.臨床研究について研究助成・寄付などをしている関係 5.臨床研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係 6.寄付講座などのスポンサーとなっている関係 　COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。 1.臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。 2.株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。 3.企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。 4.企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。 5.企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。 6.企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。 7.企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。 8.企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。 9.その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。 但し、⑥、⑦については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。	自己申告による利益相反情報の日本血液学会への提出 ↓ [本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者] 疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ↓ 深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。	発見部門： （随時）日本血液学会理事・関係役職者 （臨時）非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、COI委員会 管理部門：利益相反委員会

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	-	-	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	-	-
4	医	日本内科学会	記載なし	〇対象者 (1)本学会会員 (2)本学会の学術講演会などで発表する者 (3)本学会の役員(理事長，理事，監事)，学術講演会担当責任者(会長など)，各種委員会の委員長，特定の委員会(学術集会運営委員会，学会誌編集委員会，倫理・医療安全委員会，利益相反委員会など)委員，暫定的な作業部会(小委員会，ワーキンググループなど)の委員 (4)本学会の事務職員 (5)(1)～(4)の対象者の配偶者，一親等の親族，または収入・財産を共有する者 〇対象活動 本学会が行うすべての事業活動 〇開示・公開すべき事項 (1)企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職，社員などへの就任 (2)企業の株の保有 (3)企業・法人組織，営利を目的とする団体からの特許権などの使用料 (4)企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席(発表)に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) (5)企業・法人組織，営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (6)企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する臨床研究費(治験，臨床試験費など) (7)企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する研究費(受託研究，共同研究，寄付金など) (8)企業・法人組織，営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座 (9)その他，上記以外の旅費(学会参加など)や贈答品などの受領 〇条件 [本学会講演会など・本学会機関誌などでの発表] 本学会講演会など：過去1年間におけるCOI状態の有無を，抄録登録時に自己申告。 本学会機関誌；投稿時から遡って過去1年間以内におけるCOI状態。 [特定委員会役員等] 本学会の役員(会頭，理事，監事)，次回会頭，学術講演会(生涯教育講演会，支部主催などの講演会，)の会長，「内科学の展望」の会長，各種委員会のすべての委員長，特定の委員会(学術集会運営委員会，生涯教育委員会，学会誌編集会議，診療ガイドライン策定に関わる委員会，倫理・医療安全委員会，利益相反委員会)の委員，作業部会委員，学会の従業員は，新就任時，就任後は1年ごと。また，在任中に新たなCOI状態が発生した場合には，8週以内に報告。 [自己申告が必要な金額] ①役員，顧問職：1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上． ②株式の保有：1 つの企業についての1 年間の株式による利益(配当，売却益の総和)が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5% 以上を所有する場合． ③特許権使用料：1 つの権利使用料が年間100万円以上． ④日当(講演料など)：一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上． ⑤原稿料：1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上． ⑥研究費：一つの企業・団体から臨床研究(受託研究費，共同研究費など)に対して支払われた総額が年間200 万円以上． ⑦奨学(奨励)寄付金：1 つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合． ⑧企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合． ⑨その他，研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの提供：1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上． 但し，⑥，⑦については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局(講座，分野)あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべきCOI関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある	自己申告による利益相反情報の日本内科学会への提出 ↓ [本学会の機関誌(Internal Medicine，日本内科学会雑誌)などで発表を行う著者，ならびに本学会講演会などの発表予定者] 疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ↓ 深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員，各種委員会委員長，COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし(試行期間であり、実例がないため)	発見部門： (随時)日本内科学会理事・関係役職者 (臨時)非会員から特定の会員を指名しての開示請求(法的請求も含めて)があった場合、COI委員会 管理部門：利益相反委員会
5	医	日本外科学会	日本外科学会の事業実施においても会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し，産学連携による重要な研究・開発の公正さを確保した上で，臨床研究を積極的に推進することが重要であるため。	〇対象者 ① 日本外科学会会員／② 日本外科学会事務局の従業員／③ 日本外科学会で発表する者 ④ 日本外科学会の理事会，委員会，作業部会に出席する者 〇対象活動 日本外科学会が関わるすべての事業における活動 〇開示・公開すべき事項 ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職／② 株の保有 ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料 ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席(発表)に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など) 〇条件 [本学会学術集会・機関誌などでの発表] 本学会学術集会：抄録提出1年前から発表時までのもの。 本学会機関誌：論文投稿1年前から投稿時までのもの。 [特定委員会役員等] 特定委員会(邦文誌および英文誌編集委員会，学術委員会，臨床研究推進委員会，保険診療委員会，倫理委員会，利益相反委員会)の役員等は，新就任時，就任後は1年ごと。また，在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，6週以内に報告。 [自己申告が必要な金額] ① 役員，顧問職：1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上。 ② 株の保有： 1つの企業についての1年間の株による利益(配当，売却益の総和)が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。 ③ 特許権使用料：1つの特許権使用料が年間100万円以上。 ④ 日当(講演料など)：一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上。 ⑤ 原稿料：1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100万円以上。 ⑥ 研究費：1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金(奨励寄付金)：1つの企業・団体から，1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。 ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など)：1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上。	[本学会学術集会などでの発表] 演題応募や抄録提出時 [本学会機関誌などでの発表] 投稿時 [特定委員会(邦文誌および英文誌編集委員会，学術委員会，臨床研究推進委員会，保険診療委員会，倫理委員会，利益相反委員会)役員] 新就任時と，就任後は1 年ごと。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，6週以内。自己申告による利益相反状態の日本外科学会への提出 ↓ 定期的に開催される利益相反委員会にて審議、理事会に上申。 事例毎に検討するため、特に具体的な手続き等の設定なし(まだ事例の発生なし)	発見部門：利益相反委員会 管理部門：学会事務局
6	医	日本産科婦人科学会	記載なし	記載なし	記載なし	発見部門：コンプライアンス委員会 管理部門：コンプライアンス委員会

#	分類	組織名	利益相反に係る				
			規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	-	-	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	-	-
7	医	日本眼科学会	社会の変化にともない、医師や研究者が営利企業の活動に関与する機会が増加していることによる	〇対象者 筆頭講演者または著者、個々の共同演者・共著者 〇対象活動 日本眼科学会が行う直接の事業(補助事業も含む) 〇開示・公開すべき事項 1. カテゴリー F(Financial Support)経済的支援:勤務先組織をとおして講演もしくは論文発表内容に関して研究費，または無償で研究材料(含む，装置)もしくは役務提供(含む，検体測定)の形で企業(*)から支援を受けている場合. (*)企業とは関係企業または競合企業の両者を指す．以下，すべて同じ. I(Personal Financial Interest)個人的な経済利益:講演または論文発表内容に関して，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業への投資者である場合. E(Employee):講演または論文発表の内容に関して，利害に関係のある企業の従業員である場合. C(Consultant):現在または過去3年以内において，講演または論文発表の内容に関して，利害に関連する企業のコンサルタントを勤めている場合. P(Patent):講演または論文発表内容もしくは発表技術が競合する可能性のある(1)発明者／開発者，特許申請，版権に関係する場合，または(2)秘密保持契約，特許，版権等には関係ないがライセンスまたは商業化に関係している場合. R:講演または論文発表内容に関して，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業から報酬(*)，旅費支弁を受けている場合. (*)報酬の対象としては，給与，旅費，知的財産権，ロイヤリティ，謝金，株式，ストックオプション，コンサルタント料，講演料，アドバイザリーコミッティまたは調査会(Review panel)に関する委員に対する費用，などを含む. N(No Commercial Relationship):抄録，論文，講演発表内容に関して，企業との利害関係がない場合. 2. 研究費，報酬などの範囲 ・研究費，報酬などの経済的関係は，配偶者，内縁関係者または扶養家族にも適用される. ・当該者に対する「寄付金・契約金」には，コンサルタント料・指導料，特許権・特許権使用料・商標権による報酬，講演料・原稿執筆その他これに類する行為による報酬，当該者が実質的に使途を決定しうる寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた金額とする．なお，教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む)を含む. ・当該年度においては，保有している当該企業の株式の株式価値(公表時点)も金額の計算に含めるものとする. ・実質的に，当該者宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を公表対象とし，当該人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で，学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものを除く. ・公表申告対象期間は，当該発表・講演または論文投稿が行われる日の年度を含めた過去3年分とし，そのうち最も受取額の多い年度について公表する. ・金額のクラス分類: Ⅰ. 0 ／Ⅱ. 1 円から50万円未満 ／ Ⅲ. 50万円から500 万円 ／ Ⅳ. 500 万円超	自己申告による利益相反情報の日本眼科学会への提出 ↓ 利益相反委員会(仮称)において適切な対応を実施(詳細不明) 日本眼科学会の利益相反規定は、昨年度の学術集会で試行を終え、今年度の学術集会で正式に実施となるため、逸脱事例等を含めた今後の対応に関しては、利益相反検討委員会にて検証の段階である。	発見部門:利益相反委員会(仮称) 管理部門:学会事務局
8	医	日本医学放射線学会	利益相反に関して危惧される問題を適切に判断し解決する目的のため	〇対象者 ① 日本医学放射線学会の会員 ② 日本医学放射線学会で発表する者 ③ 日本医学放射線学会の理事会，委員会，作業部会、学術集会などを構成する者 〇対象活動 日本医学放射線学会が関わるすべての事業における活動 〇開示・公開すべき事項 ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職／② 株の保有／③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料 ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席(発表)に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など) 〇条件 [本学会に関連する学術集会・刊行物などでの発表] 本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座など:演題応募や抄録提出時より前年度(または前年)1年もしくは過去1年間 本学会の学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」:論文投稿時の前年度(又は前年)1年もしくは過去1年間のもの [本学会の役員(理事長、理事、監事)、学術集会会長、および利益相反委員会委員および、その配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者] 役員および委員は、新しく就任した時と、就任後1年ごとに1年間分 [自己申告が必要な金額] 1.役員、顧問職、社員など:1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円を超える場合 2.エクイティの保有：1つの企業についての1年間の株による利益(配当，売却益の総和)が100万円を超える場合、あるいは当該全エクイティの5%以上を所有する場合 3.特許権使用料:1つの特許権使用料が年間100万円を超える場合 4.日当(講演料など)、原稿料:1つの企業・団体からの年間のこれらの合計が100万円を超える場合 5. 企業や営利を目的とした団体が提供する臨床研究(治験)に代表者として参加している場合 6. 研究費(受託研究、共同研究、寄付金など):1つの企業・団体から支払われた総額が年間200万円を超える場合 7. その他の報酬:1つの企業や営利を目的とした団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合	自己申告による利益相反情報の学術集会、シンポジウム、講演会等の主催者、学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」の編集者、学会への提出 ↓ [本学会の機関誌Japanese Journal of Radiology などで発表を行う著者、ならびに本学会学術集会等の筆頭演者] 受理先において審査。重大な利益相反があった場合には、利益相反委員会に審査を依頼。 ↓ 利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ↓ 深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は倫理委員会に諮問、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合、利益相反委員会において議論。利益相反委員会委員長が文書をもって理事長に報告 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	発見部門:利益相反委員会 管理部門:学会事務局

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	－	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－	－
9	医	日本麻酔科学会	社団法人日本麻酔科学会の事業遂行に関する利益相反及び、厚生労働科学研究費等にもとづく研究の実施に際し、その利益相反について、透明性を確保して適切に管理し、もって研究の公平性、客観性及び信頼性の確保並びに研究の活性化に資するため	(申告すべき事項と金額) 第3条 申告すべき事項と金額等について，次のように定める． (1)企業や営利を目的とした団体(以下，企業等，という)の役員，顧問職の有無． 1つの企業等から，年間100万円以上の報酬を受け取っている場合について，その企業等の名称と金額． (2)株の保有の有無 1つの企業等の株式から，年間100万円以上の利益を取得した場合及び当該発行済株式数の5%以上保有している場合について，その株式名と取得金額及び株式数． (3)企業等から，特許権使用料として支払われた金額のうち，1つの特許権使用料として年間100万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． (4)企業等から，日当・出席料・講演料等として支払われた金額のうち，1つの企業から年間100万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． (5)企業等から，原稿料(執筆料)として支払われた金額のうち，1つの企業等から年間100万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． (6)企業等から，研究費として支払われた金額のうち，1つの臨床研究に対する総額が年間200万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． (7)企業等から，奨学寄付金(奨励寄付金)として支払われた金額のうち，1名の研究責任者に対する総額が年間200万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． (8)1つの企業等から受けたその他の報酬等(研究とは直接無関係な旅行，贈答品等)が，年間30万円以上の場合について，その企業等の名称と金額． 〇条件 [学術集会，シンポジウム，講演会，市民公開講座等の発表・講演を行う会員，共同研究者及び共同発表者] (対象) 第4条 本第1章では，この法人が行う学術集会，シンポジウム，講演会，市民公開講座等の発表・講演を，会員が行うことを対象とする． (対象者の利益相反状態) 第5条 第4条の対象者は，発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体との関係で，抄録提出日を基準として過去3年間において，1年でも第3条に該当している時，その期間を示して申告をなす．但し，この法人の理事会が3年以上前の期間について申告を必要とすると議決した時，対象者は，指定された期間について申告をなす． 2 第4条の対象者の共同研究者及び共同発表者は，この法人の会員か否かを問わず，前項に該当する時，その期間を示して申告をなす． 3 第4条の対象者は，共同研究者及び共同発表者が第3条に該当するかどうかを調査し，同条に該当する時は，共同研究者及び共同発表者が申告をなすことにつき，責任を負う． [厚生労働科学研究費及びその他の公的研究費による研究を実施しようとする者] (対象) 第7条 本第2章では，この法人として厚生労働省の同研究費，並びにその他の公的研究費による研究を，会員が実施し又は実施しようとすることを対象とする． (対象者の利益相反状態) 第8条 第7条の対象者は，本学会が行う事業に関連する企業等との関係で，その研究の公募が開始となる1ヵ月より前に，その時を基準として過去3年以内において第3条に該当している時，その期間を示して申告をなす．但し，この法人の理事会が3年以上前の期間について申告を必要とすると議決した時，対象者は，指定された期間について申告をなす． 2 第7条の対象者は，その者の配偶者及び一親等以内の親族，並びに収入・財産を共有する者が，前項に該当するかどうかを調査し，該当する時は，第7条の対象者がその旨の申告をなす． [理事長・理事・監事並びに学術集会会長] (対象) 第9条 本第3章では，この法人が行う事業に関連する企業等との関係につき，理事長・理事・監事並びに学術集会会長の業務を対象とする． (対象者の利益相反状態) 第10条 第9条の対象者は，この法人が行う事業に関連する企業等との関係で，第3条に該当している時，就任時及びその後は各1年度ごとに申告をなす． 但し，就任時は就任年度から過去2年度について，各年度ごとに申告する． 2 第9条の対象者は，在任年度途中において，第3条に新たに該当した場合，6ヵ月以内にそれを申告する． 3 第9条の対象者は，その配偶者，一親等以内の親族及び収入・財産を共有する者が，前1項に該当するかどうかを調査し，該当する時は，第9条の対象者がその旨の申告をなす．	自己申告による利益相反情報の日本麻酔科学会への提出 ↓ (1)理事会が，当該対象者に関し社会的・法的問題が生じ，開示の必要性があると認めた時， (2)会員並びに非会員の者が理事会に対し，当該対象者を疑うに相当と認められる利益相反事実があることを書面をもって指摘し，理事会が，これを相当と認めた時． (1)(2)の場合，理事会は，当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け，その疑義を審議し，判断をなす．必要と認める時，利益相反委員会に対し，諮問．理事会は審議の途中において，重要かつ重大な違反がある虞があり，並びに緊急措置として必要と認めた時，同対象者に対し，学術集会等の発表・講演を中止させる措置をなす． ↓ 理事会の諮問を受けた場合，利益相反委員会は理事会に対し答申をなす．その為に必要な調査及び聴聞等をなす． 調査、ヒアリング実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	発見部門：理事会、利益相反委員会 管理部門：学会顧問弁護士の事務所(利益相反委員会の外部委員を兼務)
10	医	日本腎臓学会	本学会での研究成果の公表や教育・啓発活動においては、自らのインテグリティ(integrity：社会的信頼)を確保するため	〇対象者 1) シンポジウム・講演会の研究発表者(筆頭者)、教育講演・市民公開講座の発表者など 2) 学会誌への論文投稿者(全員) 3) ガイドラインなど本学会からの刊行物の執筆者 4) 調査・研究事業の研究者 5) 理事(理事長を含む)、監事、幹事、各委員会の委員長、倫理委員会委員 〇対象活動 本学会、および本学会会員(以下、会員と略記)のあらゆる活動 〇開示すべき事項 ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体あたりからの報酬額が年間100万円以上は申告する。 ② 株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。 ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、一つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する。 ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する。 ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する。 ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄附金については、一つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。 ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など)については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する。 〇条件 [学術集会等での発表者、学会が主催するセミナーや講演会の演者、市民公開講座の演者] 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状況は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定。 本学会主催の学術集会での発表者(ランチョンセミナーやイブニングセミナーなどを含む)：演題募集や抄録提出時に、筆頭発表者の過去1年間における利益相反状況の有無を明らかにする。 その他本学会が主催する会や市民公開講座などで講演や発表を行う演者：講演や発表を行う際に、過去1年間における利益相反状況の有無を明らかにする。 [本学会の学会誌への論文発表者、刊行物やガイドラインの執筆者] 著者が開示する義務のある利益相反状況は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定。論文が培養細胞や実験動物を使用した基礎研究に関するものは対象外。 投稿時、論文投稿1年前から投稿時までのものを明らかにする。 [理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員など] 理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員などが開示・公示する義務のある利益相反状況は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定。 新就任時と、就任後は1年毎に「利益相反自己申告書」を提出。また、在任中に新たな利益相反状況が発生した場合は、8週間以内に再度提出。	自己申告による利益相反情報の日本腎臓学会への提出 ↓ 自己申告書にて利益相反状態に問題がある場合は、本学会の倫理委員会にて評価 ↓ 必要があると判断した場合は、申告者の関与する活動の実施に利益相反が影響を与えることのないようにするための意見書を作成し、当該利益相反状態に関する委員会の見解、および適切な措置(利益相反の開示、活動の中止や内容の変更、自己申告書以外の定期的な報告、監視、モニタリングなど)を申告者に勧告。 ↓ 倫理委員会では審議の結果を理事長に上申し、理事長は、倫理委員会の答申に基づいて、会員に対して改善措置などを指示。 理事会の諮問を受けた場合，利益相反委員会は理事会に対し答申をなす．その為に必要な調査及び聴聞等をなす． 評価、適切な措置実施基準およびCOI状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし(現在、役員等、重要な役職者のみ自己申告書提出。未開封で施錠管理のもとで保管しており、未評価)	発見部門：倫理委員会 管理部門：学会事務局

#	分類	組織名	利益相反に係る				
			規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）
	参考	－	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－	－
11	医	日本リウマチ学会	本学会が会員等の利益相反状態を適切に管理することにより、本学会事業において研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進し、リウマチ学に含まれる疾患の診断・治療・予防の進歩に貢献することにより社会的責任を果たすため	〇対象者 （1）日本リウマチ学会会員 （2）日本リウマチ学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会担当責任者（会長等）、各種委員会の委員長、特定の常置委員会（Modern Rheumatology 編集委員会、リウマチ性疾患治療薬検討委員会）の委員、研究小委員会（抗リウマチ薬市販後特別調査（PMS）小委員会、リウマチ治療標準化小委員会、生物学的製剤使用ガイドライン策定小委員会、MTX 診療ガイドライン策定小委員会、利益相反マネジメント小委員会）の委員、その他暫定的な小委員会あるいは作業部会で理事長が必要と認める会の委員 （3）日本リウマチ学会機関紙（Modern Rheumatology）に論文を投稿する者 （4）日本リウマチ学会主催の学術講演会などで発表する者 （5）日本リウマチ学会の事務職員 （6）（1）～（5）の対象者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者 〇対象活動 日本リウマチ学会が行なう原則としてすべての事業活動 （1）学術講演会（年次総会を含む）、支部主催学術講演会等の開催／（2）学会機関誌（Modern Rheumatology）、学術図書等の発行 （3）研究及び調査の実施／（4）研究の奨励及び研究業績の表彰／（5）生涯学習活動の推進 （6）国内外の関連学術団体との協力／（7）その他目的を達成するために必要な事業 特に下記の活動を行なう場合には、特段の指針遵守が求められる。 ① 本学会が主催する学術講演会等での発表 ② 学会機関誌等の刊行物での発表 ③ 診療ガイドライン、マニュアルなどの策定 ④ 新薬等の市販後特別調査、その他治療薬に関する検討・調査 ⑤ 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会等での作業 ⑥ 市民への啓発活動 〇開示すべき項目 ① 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100 万円以上とする。 ② 株式の保有については、1つの企業につき1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。 ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間 100万円以上とする。 ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料、及び交通費、宿泊費、参加費など）については、1つの企業・組織や団体からの年間の合計が 50 万円以上とする。 ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が 50 万円以上とする。 ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費（受託研究費、共同研究費など）については、1つの企業・団体から臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上とする。奨学寄附金（奨励寄付金）については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上とする。 ⑦ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。 ⑧ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。 〇条件 [本学会が主催する講演会（年次総会、アニュアルコースレクチャー、教育研修会、支部学術集会）市民公開講座等で、臨床研究に関する発表・講演を行なう場合] 筆頭発表者は、配偶者、一親等内の親族、生計を共にする者も含めて、当該の臨床研究に関連する企業・法人組織や、営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間におけるCOI 状態の有無を、抄録とともに提出。 [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで、論文（総説、原著論文等）の発表を行なう著者] 論文の投稿時に投稿規程に定める「Conflict of Interest Statement」によりCOI 状態を明らかにする。 また、論文が採択された後に、上記の申告記載とは別に、投稿時から遡って過去1 年間以内における著者全員のCOI状態を、Corresponding author が学会事務局に届け出る。 [役員（理事長、理事、監事）、学術講演会の会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会、作業部会の委員、および学会の事務職員] 過去1年間における利益相反状態の有無を、指定された役職への就任前に、また就任後は1 年ごとに理事会へ申告。なお、申告後に新たなCOI 状態が生じた場合には、発生した時点から8 週間以内に追加・変更を申告。	自己申告による利益相反情報の日本リウマチ学会への提出 ↓ [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者] 学術講演会の担当責任者（会長等）、Modern Rheumatology 編集委員会において、本指針に沿ったものであることを検証。対処については、理事会を通じて利益相反マネジメント小委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示。 ↓ 緊急性があり、かつ重大と見込まれる疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反マネジメント小委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ↓ 緊急性があり、かつ重大と見込まれる利益相反状態があり、説明責任が果たせないと見込まれる場合には、理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、COI 自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 申告されたCOI 事項に違反があると指摘された場合、利益相反マネジメント小委員会委員長は文書をもって理事長に報告 ↓ 理事会は当該指摘を承認するか否かを議決 学術集会演題発表については、2011年の第55回学術集会より、COI状態の開示、及び規定該当者は自己申告を義務付けており、それに関する審議は学会長を含めた利益相反マネジメント小委員会で、1月末実施予定。MRへの投稿論文に関しては、MR編集委員会で審議。問題がある場合は利益相反マネジメント小委員会に諮られるが、現在まで事例の発生なし。	発見部門：利益相反マネジメント小委員会、理事会 管理部門：学会事務局

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	-	-	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	-	-
12	医	日本核医学会	日本核医学会が会員等の利益相反状態を適切に管理することにより，研究結果の発表及びそれらの普及・啓発を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，核医学を利用した診断や治療法の進歩に貢献することより社会的責務を果たすため。	〇対象者 ① 日本核医学会会員（名誉会員、功労会員、学生会員を含む） ② 日本核医学会の使用人 ③ 日本核医学会の学術集会 、研究会で発表する者（筆頭演者、当該臨床研究責任演者） ④ 日本核医学会の理事会，委員会，分科会の構成員 〇対象活動 日本核医学会が関連するべての事業における活動。とくに日本核医学会に関連する学術集会 及びシンポジウム、講演会（以下、学術集会等 ）での発表、日本核医学会機関誌における論文での発表、核医学に関連するガイドラインの作成、また日本核医学会から研究費の提供を受けて行われる研究など。 〇開示すべき事項 ①企業及び団体の役員、顧問職、社員などについては、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円を超える場合は申告する。 ②エクイティの保有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円を超える場合、あるいは当該全エクイティの5%以上を所有する場合は申告する。 ③企業及び団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円を超える場合は申告する。企業及び団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）と、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間のこれらの合計が100万円を超える場合は申告する。 ⑤企業及び団体が提供する臨床研究（治験）に代表者として参加している場合は申告する。 ⑥企業及び団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間200万円を超える場合は申告する。 ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円を超える場合は申告する。 〇条件 [本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などでの発表・講演] 筆頭演者および当該臨床研究責任演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や団体に関わるものに限定する。 筆頭発表者は、発表ごとに、演題応募や抄録提出時に、前年度（または前年）1年もしくは過去1年間における筆頭演者および当該臨床研究責任演者の利益相反状態の有無を明らかにする。 [本学会の学会機関誌「Annals of Nuclear Medicine」及び「核医学」で発表を行う著者] 著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業及び団体に関わるものに限定する。 発表ごとに、投稿時に、利益相反状態を明らかにし、利益相反委員会へ提出。開示が必要なものは論文投稿時の前年度（又は前年）1年もしくは過去1年間のもの。 [役員等（日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長）および利益相反委員会委員] 役員等（日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長）および利益相反委員会委員が開示・公開する利益相反状態は、 本学会が行う事業に関連する企業や団体に関わるものに限定する。 新しく就任した時と、就任後1年ごとに、1年間分の利益相反状態について提出。	自己申告による利益相反情報の日本核医学会への提出 ↓ 利益相反委員会において、全ての事業や会員等の利益相反状態を審査 ↓ 指針に反する事態が生じた場合には理事会に上申。 [理事会] 役員等が日本核医学会の全ての事業を遂行する上で、深刻な利益相反の状態が生じた場合、或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置を指示。 [学術集会の会長やプログラム委員長、プログラム委員、査読委員] 日本核医学の関連学術集会で臨床研究成果が発表される場合、本指針に沿ったものであることを検証。対処については、利益相反委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。 [その他の委員や委員長] それぞれが関与する学会事業に関して検証。対処については、利益相反委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	発見部門：利益相反委員会、理事会、各学術集会会長等、その他学会事業関連委員会 管理部門：学会事務局
13	医	日本癌治療学会	研究結果の発表やそれらの普及，啓発を，中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，癌の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすため	〇対象者 (1) JSCO/JSMO会員 (2) JSCO/JSMOの従業員 (3) JSCO/JSMOで発表する者 (4) JSCO/JSMOの理事会，委員会，作業部会に出席する者 〇対象活動 JSCO/JSMOが関わるすべての事業における活動。特に，JSCO/JSMOの学術集会，シンポジウム及び講演会での発表，および，JSCO/JSMOの機関誌，論文，図書などでの発表を行う研究者には，がんの予防・診断・治療に関する臨床研究のすべて。 〇開示すべき事項 (1) 企業または営利を目的とした団体の役員，顧問職については，1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。 (2) 株の所有については，1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上，あるいは当該企業の全株式の5%以上。 (3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については，1つの特許権使用料が年間100万円以上。 (4) 企業または営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。 (5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。 (6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については，1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については，1つの企業・団体から，1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。 (7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行，贈答品など）については，1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。 〇条件 [本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う者] 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は，発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 演題応募または抄録提出時に，過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにする。 [本法人の機関誌International Journal of Clinical Oncology（IJCO）その他本法人刊行物で発表を行う者] 著者が開示する義務のある利益相反状態は，投稿内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 投稿時に，利益相反状態を明らかにする。開示が必要なものは，論文投稿1年前から投稿時までのもの。 [役員等（役員，会長，次期会長，次々期会長，委員長，特定委員会（編集委員会，プログラム委員会，臨床試験委員会，癌保険診療対策委員会，倫理委員会，がん診療ガイドライン策定に関わる委員会， がん診療ガイドライン評価委員会，利益相反委員会）委員）] 役員等が開示・公開する義務のある利益相反状態は，本法人が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 新就任時と，就任後は1年ごとに提出。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，6週以内に報告。 新就任時は，就任日から2年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告。就任後は1年間分。役員等のいずれかを兼任する者は，その就任の時期の最も早いものについて，その就任日の2年前 までさかのぼった自己申告書を提出。	自己申告による利益相反情報の日本癌治療学会（JSCO）への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会（以下，所轄委員会と略記）にて審議し，理事会に上申。 [理事会] 役員等（理事長・理事・監事・会長等）がJSCO/JSMOのすべての事業を遂行する上で，深刻な利益相反状態が生じた場合，或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合，所轄委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示。 [プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員] JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合に，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議の上，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には，速やかに事態の改善策を検討。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	発見部門：利益相反を管轄する委員会、理事会、プログラム委員会、編集委員会、その他学会事業関与委員会 管理部門：学会事務局

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	-	-	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	-	-
14	医	日本呼吸器外科学会	診療および研究成果の公表と普及あるいは啓発活動において、公明性、透明性、独立性を堅持し社会的責務を果たすため	〇対象者 ①日本呼吸器外科学会の役員 ②日本呼吸器外科学会各種委員会委員および部会員 ③日本呼吸器外科学会会員 ④日本呼吸器外科学会が主催あるいは共催する学術集会で発表する者 ⑤日本呼吸器外科学会事務局職員 〇対象活動 日本呼吸器外科学会が関わるすべての事業における活動 〇開示・公開すべき事項 ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職については，1 つの企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上。 ② 株の保有については，1 つの企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。 ③ 機器の無償供与については、個人あるいは所属科に対して1つの機器が100万以上、手術室、検査室など、施設の中央部門への機器については本指針の適応外。 ④ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については，1 つの特許権使用料が年間100万円以上の場合。 ⑤ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100 万円以上の場合。 ⑥ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100 万円以上の場合。 ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については，1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200 万円以上の場合。奨学寄付金（奨励寄付金）については，1 つの企業・団体から，1 名の研究代表者に支払われた総額が年間200 万円以上の場合。 ⑧ その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については，1 つの企業・団体から受けた報酬が年間5 万円以上の場合。 〇条件 [日本呼吸器外科学会会員あるいは日本呼吸器外科学会が主催あるいは共催する学術集会で発表する者] 学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合は、当該集会の責任者（会長など）が定める方法（演題応募抄録に記載する、集会における抄録集に記載、あるいは口演・講演の1 枚目のスライドなどに記載）によって開示。論文や刊行物で公表する場合は編集責任者（委員長など）が指定する書式（投稿規程など）にそって開示。 [日本呼吸器外科学会事務局職員] 職に就くにあたり書式1を総務委員会に提出し、承認を受けなければならない。 [日本呼吸器外科学会の役員、日本呼吸器外科学会委員会委員および部会部員] 就任にあたり、書式1を理事会に提出。任期中に修正すべき事案が生じた場合はすみやかに修正申告。	自己申告による利益相反の呼吸器外科学会への提出 ↓ [理事会] 理事会は対象者①、②、⑤の利益相反について審議し、承認あるいは不承認を行う。 [学術集会の責任者（総会会長、セミナー会長など）と学会誌編集委員長] 発表者に利益相反に関する開示を求め、疑義がある場合は対象者に改善措置を求める。 [利益相反委員会] 対象者の利益相反開示に疑義が指摘された場合には、理事会に調査を行うことを報告。当該責任者に適切な改善措置を通知するとともに調査結果と改善措置を理事会に報告。 ↓ 理事会は利益相反委員会の報告を受けて倫理委員会に審議を諮問し、答申を受けて審議を行い、必要な措置を講ずる。	発見部門：理事会、学術集会の責任者、学会誌編集委員長、利益相反委員会 管理部門：総務委員会（学会事務局が代行）
15	医	日本乳癌学会	乳癌の臨床研究を積極的に推進し、乳癌の予防・診断・治療の向上を図り、公共の福祉に貢献するため	〇対象者 ①本法人の正会員及び名誉会員 ②本法人の学術集会、機関誌等で発表する者 ③本法人の役員、及び指定の委員会委員、並びにこれに準ずる者。 〇対象活動 本法人が関わるすべての事業における活動。特に，本法人の学術集会，シンポジウム及び講演会での発表，および，本法人の機関誌，論文，図書などでの発表を行う研究者，また、本法人会員に対して教育的講演を行う場合や，市民に対して公開講座などを行う場合。 〇開示・公開すべき事項 (1) 企業または営利を目的とした団体の役員，顧問職については，1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。 (2) 株の所有については，1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上，あるいは当該企業の全株式の5%以上。 (3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については，1つの特許権使用料が年間100万円以上。 (4) 企業または営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業または団体からの年間の日当（実費分を除く）が合計100万円以上。 (5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については，1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計100万円以上。 (6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については，1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については，1つの企業・団体から，1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。 (7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行，贈答品など）については，1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円相当以上。 〇条件 [本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う者] 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は，発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 抄録提出時及び発表時に，それぞれの時点における過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにする。 [本法人の機関誌Breast Cancerその他本法人刊行物で発表を行う者] 著者が開示する義務のある利益相反状態は，投稿内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 投稿時及び掲載許可時に，それぞれの時点における過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにする。開示が必要なものは，論文投稿1年前から掲載許可時までのもの。 [役員等（役員（理事及び監事），会長，次期会長並びに特定委員会（編集委員会，学術委員会，保険診療委員会，倫理委員会，診療ガイドライン委員会，診療ガイドライン評価委員会及び（仮称）利益相反委員会）委員）] 役員等が開示する義務のある利益相反状態は，本法人が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 新就任時と，就任後は1年ごとに提出。新就任時は，就任日から2年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告。就任後は1年間分。役員等のいずれかを兼任する者は，その就任の時期の最も早いものについて，その就任日の前々歴年までさかのぼった自己申告書を提出。	自己申告による利益相反情報の日本乳癌学会への提出 ↓ 本指針に違反し、利益相反状態の適切な開示がなされなかった場合又は開示された利益相反状態が虚偽であった事態が判明した場合には，利益相反委員会にて審議し，結果を理事会に上申。	発見部門：利益相反委員会 管理部門：学会事務局

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）
	参考	－	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－	－
16	医	日本血栓止血学会	研究結果の発表やそれらの普及・啓発を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，血栓症および出血性疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすため	〇対象者 ① JSTH 会員 ② JSTH の従業員 ③ JSTH の学術集会などで発表する者 ④ JSTH の理事会，委員会，部会の構成員 〇対象活動 JSTH が関わるすべての事業における活動。特に，JSTH の学術集会，シンポジウム及び講演会（以下，学術集会など）での発表、JSTH からの研究費の提供を受けて行う研究、また、JSTH の機関誌、論文などでの発表や血栓止血ならびに関連疾患の診療ガイドライン作製を行う研究者。 〇開示・公開すべき事項 ① 企業や団体の役員、顧問職、社員などについては、1 つの企業・団体からの報酬額が年間100 万円超は申告する。 ② エクイティの保有については、1 つの企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100 万円超の場合、あるいは当該全エクイティの5%以上を所有する場合は申告する。 ③ 企業や団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間100万円超の場合は申告する。 ④ 企業や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）と、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間のこれらの合計が100 万円超の場合は申告する。 ⑤ 企業や団体が提供する臨床研究（治験）に代表者として参加している場合は申告する。 ⑥ 企業や団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）については、1 つの企業・団体から支払われた総額が年間200 万円超の場合は申告する。 ⑦ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1 つの企業・団体から受けた報酬が年間5 万円以上の場合は申告する。 〇条件 [本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う演者] 筆頭および責任演者が開示する義務のあるCOI 状態は、発表内容に関連する企業や団体に関わるものに限定する。 演題応募や抄録提出時に、前年度（または前年）1年もしくは過去1 年間における筆頭および責任発表者のCOI 状態の有無を明らかにする。 [本学会の学会誌「日本血栓止血学会誌」（Japanese Journal of Thrombosis and Hemostasis）などで発表を行う著者] 著者が開示する義務のあるCOI 状態は、投稿内容に関連する企業や団体に関わるものに限定する。 投稿時に、COI 状態を明らかにする。開示が必要なものは論文投稿時の前年度（又は前年）1 年もしくは過去1 年間のもの。 [役員等（理事、学術集会会長、監事、幹事、編集委員長、学術推進・標準化委員会委員および部会長）] 役員等が開示・公開するCOI 状態は、本学会が行う事業に関連する企業や団体に関わるものに限定する。 新就任時と、就任後は1 年ごとにを提出。1 年間分を記入。	自己申告による利益相反情報の日本血栓止血学会（JSTH）への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には、COI を管轄する委員会（以下、COI 委員会と略記）にて審議し、理事会に上申 [理事会] 理事会は、役員等がJSTH のすべての事業を遂行する上で、深刻なCOI の状態が生じた場合、或いはCOI の自己申告が不適切と認めた場合、COI 委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示。 [学術集会企画委員会委員長・委員および査読委員] JSTH で臨床研究成果が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。対処についてはCOI 委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSTH 刊行物などで発表される場合に、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。対処についてはCOI委員会で審議の上、答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討。対処についてはCOI 委員会で審議し、答申に基づいて理事会承認を得て実施。	発見部門：COI 委員会、理事会、学術集会企画委員会、編集委員会、その他学会事業関与委員会 管理部門：学会事務局
17	医	日本臨床腫瘍学会	研究結果の発表やそれらの普及，啓発を，中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，癌の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすため	〇対象者 (1) JSCO/JSMO会員 ／ (2) JSCO/JSMOの従業員／ (3) JSCO/JSMOで発表する者 (4) JSCO/JSMOの理事会，委員会，作業部会に出席する者 〇対象活動 JSCO/JSMOが関わるすべての事業における活動。特に，JSCO/JSMOの学術集会，シンポジウム及び講演会での発表，および，JSCO/JSMOの機関誌，論文，図書などでの発表を行う研究者には，がんの予防・診断・治療に関する臨床研究のすべて。 〇開示すべき事項 [学術集会発表者等の報告事項] ①演題の発表者（1演題について複数の発表者がいる場合には代表演者）、②当該演題に関する研究責任者（試験責任医師） 1【本務】所属機関の名称並びに所属機関における地位・役職（現職）。 2【兼務】本務以外に報告対象企業等の役・職員を務めている場合には、その名称。 3【顧問等】上記1、2以外で、給与・報酬（顧問料など継続的な業務に関するもの）・特許使用料等、継続的な収入として年間100万円以上の支払を受けている報告対象企業等の名称。 4【株式・持分】自己又は自己と生計を一にする親族が保有している、報告対象企業等の株式・持分等から得られた利益（配当等。株式による配当も含む）の企業別の合計額が、本書面提出の前年度1年度間（4月1日～3月31日をいう。以下同じ）において100万円以上になっている場合、若しくは発表演題に関係する企業等の株式・持分の5%以上を保有する場合には、その名称。 5【講演料など】自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面提出の前年度1年度間において講演料として年間50万円以上（各人別・企業別に集計）の支払を受けている報告対象企業等がある場合には、その名称。 6【原稿料など】自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面提出の前年度1年度間において、原稿料・報酬（相談料など単発的な業務に関するもの）等一時的な収入として年間50万円以上（各人別・企業別に集計）の支払を受けている報告対象企業等がある場合には、その名称。 7【研究助成金・寄付等】自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかを「名宛人」として、その所属機関等に対し、年間200万円以上（4月1日～3月31日の間で、各人別・企業別に集計）の研究助成金（寄付金・委任経理金等）を提供している報告対象企業等がある場合には、その名称。 8【委受託研究】自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかが研究責任者となっている委受託研究に対し、本書面提出の前年度1年度間において、合計して年間200万円以上（4月1日～3月31日の間で、各人別・企業別に集計）の研究費を提供している報告対象企業等がある場合には、その名称。なお、研究委託契約が所属機関との間で締結されている場合には、研究費の金額は所属機関に支払われる金額とする。 9【専門的助言・証言】本書面提出の前年度1年度間において、自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかが、訴訟又はこれに準ずる紛争の当事者若しくはこれに準ずる立場の報告対象企業等から依頼を受けて、当該事案に関して行った専門的な証言・鑑定・助言・評価・コメント等に対するものとして、1ヶ所あたり合計して100万円以上（各人別・企業別に集計）の報酬を得ている場合には、その名称等。裁判所の命令による場合もこれに準ずるものとする。 [理事・監事、委員会委員長及び学術集会会長・副会長の報告事項] 該報告対象企業等における関与の具体的な内容。但し、守秘義務契約によって開示できないか開示の範囲が限定される場合には、その旨を示して守秘義務に抵触しない限度で開示すれば足りる。 8 就任年度の前1年度間において、自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかが、訴訟又はこれに準ずる紛争の当事者若しくはこれに準ずる立場の報告対象企業等から依頼を受けて、当該事案に関して行った専門的な証言・鑑定・助言・評価・コメント等に対するものとして、1ヶ所あたり合計して100万円以上の報酬を得ている場合には、その名称。裁判所の命令による場合もこれに準ずるものとする。 9 就任前の1年度間において、自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかが、1000万円以上の株式・出資金・その他の持分を保有している報告対象企業等があるときは、その名称、保有者、株数（持分口数）並びに金額。上記金額は、時価があるものはそれにより、ない場合には額面金額とする。 第2 第二次報告事項（追加的開示事項） 理事会が必要と認めて指定した事項。 [委員会委員の報告事項] 第一次報告事項（委員委嘱時の報告事項） 別紙2記載の理事・監事の第一次報告事項のうち1ないし8の事項について報告する。 第二次報告事項（追加的開示事項） 自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかが、委員会の活動若しくは取り扱う外部委託事項等に関し重要な利害関係を有する企業・組織・団体（第一次報告の対象とならなかったものも含む。以下、利害関係企業等という）に関与している場合は、利害関係企業に関し、理事・監事の第一次報告事項9の事項並びに第二次報告事項について報告する。 〇条件 [学術集会発表者等の報告事項] 報告対象とする企業等（報告対象企業等）は、医薬品・医療機器メーカー等医療関係企業一般並びに医療関係研究機関等の企業・組織・団体とし、医学研究等に研究資金を提供する活動若しくは医学・医療に関わる活動をしている法人・団体等も含める。発表演題に関係する企業等は上記以外でも報告対象とする。 [理事・監事、委員会委員長及び学術集会会長・副会長の報告事項] 報告対象とする企業等（報告対象企業等）は、医薬品・医療機器メーカー等医療関係企業一般並びに医療関係研究機関等の企業・組織・団体とし、医学研究等に研究資金を提供する活動若しくは医学・医療並びにこれらの評価等に関わる活動をしている法人・団体等も含める。なお、金額等の集計をする場合、1年間若しくは1年度間は4月1日～3月31日として計算を行う。	自己申告による利益相反情報の日本臨床腫瘍学会（JSMO）への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会（以下，所轄委員会と略記）にて審議し，理事会に上申。 [理事会] 役員等（理事長・理事・監事・会長等）がJSCO/JSMOのすべての事業を遂行する上で，深刻な利益相反状態が生じた場合，或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合，所轄委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示。 [プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員] JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合に，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議の上，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には，速やかに事態の改善策を検討。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 審議、検証および利益相反状態の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	発見部門：利益相反を管轄する委員会、理事会、プログラム委員会、編集委員会、その他学会事業関与委員会 管理部門：学会事務局
18	理	日本物理学会	社会状況変化を捉え、従来、暗々裏に共有されていた規範を明文化しておくことは、学会員の姿勢を正す上で、又社会に向けて科学者の基本姿勢を明確にする上で、重要な意味を持つため。	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）

#	分類	組織名	利益相反に係る 規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件(*)	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か(*)
	参考	-	-	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	-	-
19	理	日本地質学会	記載なし(明文化されていない)	〇対象者 1) 2 親等以内の関係にある理事，会員および職員． 2) 師弟関係にある理事，会員および職員． 3) 共同研究者としてのつながりが強い理事，会員および職員． 4) 学会と物品購入，役務購入等の取引のある業者と理事，会員および職員． 5) その他利益相反マネージメント委員会が必要と認める関係者 〇対象活動 1) 学会が行う各賞選考・人員推薦・承認等． 2) 学会が行う共同研究，委託研究，受託研究． 3) 学会が随意契約により行う物品購入，役務購入等． 4) 学会の役員，会員，職員およびそれに準ずる者ならびに利益相反マネージメント委員会が指定する者(以下「役職員」という)が権利者または発明者である知的財産権およびび技術の移転． 5) 学会が受ける寄付金，設備，物品等の供与． 6) 学会の施設，設備等の提供 7) その他，利益相反マネージメント委員会が必要と認める行為	[利益等に係る理事，会員，職員等] その職務に関して次の各号に掲げる場合には，利益相反委員会が定める様式により，当該利益相反マネージメントの内容を利益相反マネージメント委員会または理事会に開示． 1)何らかの利益相反事項が発生していると認められるため，検討が必要な場合． 2)将来において利益相反の発生が予想される場合． ↓ 利益相反マネージメント委員会において，次に掲げる事項について審議，決定等を実施． 1)利益相反の把握に関すること． 2)利益相反の未然防止に関する施策に関すること． 3)利益相反の是正等に関すること． 4)その他利益相反マネージメント事項に関すること．	発見部門：利益相反マネージメント委員会 管理部門：利益相反マネージメント委員会
20	理	日本地震学会	契機：2006年2月の島村会員の逮捕。学会員の地震学研究における不正行為や不正行為の嫌疑があった場合に当学会がどのように対処するかを，具体的に定めるため。	〇理事 (競業利益相反取引の制限) 第24条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得なければならない． (1)　自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引 (2)　自己または第三者のためにするこの法人との取引 (3)　この法人がその理事の債務を保証する取引 (4)　その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引 2.　理事会の承認を得て前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない． 〇会員 委員会における，申立てごとの，不正行為等の有無及び程度に関する審理・裁定による	〇理事 競業利益相反取引をしようとする場合，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得る． ↓ 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告． 〇会員 会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者による，事務局窓口への申立て(報道等により不正行為等の疑いが指摘された場合なども同様の手続き) ↓ 窓口の責任者による，会長および委員会委員長への報告 ↓ 委員会による速やかな予備調査実施 ↓ 委員会による，予備調査結果の理事会への報告，結果の概要の申立者及び被申立者への通知 ↓ (不正行為等が存在)理事会による，予備調査報告に基づいた，委員会への小委員会設置請求 (不正行為等が存在しない)理事会による，申立者及び被申立者への結果の通知 ↓ 小委員会において，速やかに調査((1) 関係者からの聴取(2) 関係資料，実験試料等の調査(3) その他調査に合理的に必要な事項)実施，結果の委員会への報告 ↓ 委員会において，小委員会からの報告に基づき，不正行為等の有無及び程度について審理・裁定実施，その結果を理事会に報告	〇理事 発見部門：理事会 管理部門：記載なし(明文化されていない) 〇会員 発見部門：倫理委員会 管理部門：倫理委員会
21	工	日本機械学会	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)

#	分類	組織名	利益相反に係る			
			規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）
	参考	－	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－	－
22	工	電気化学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
23	工	日本原子力学会	1995年12月の高速増殖原型炉もんじゅ2次主冷却系配管からのナトリウム漏洩事故における不適切な対応、1998年10月に明らかとなった使用済燃料輸送容器のデータ問題などから、原子力関係者の倫理が問われていたため。	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
24		東京大学	利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは、国立大学法人としての東京大学に許されることではないため。	〇対象者 東京大学常勤の教職員 〇対象活動 国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)の産学官連携活動 〇開示すべき事項・条件 一 昨年度の、学外の企業、国又は地方公共団体等の行政機関、その他の団体における、取締役、執行役、その他の役職等就任。ただし、東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール（以下「セーフ・ハーバー・ルール」という。）第2条又は第3条により利益相反行為に該当しない行為とみなされる場合は除く。 二 昨年度の、一以外に学外の企業、国又は地方公共団体の行政機関、その他の団体のための活動を行った場合。ただし、セーフ・ハーバー・ルール第2条又は第3条により利益相反行為に該当しない行為とみなされる場合、及び昨年度1年間に当該活動に従事した時間が10時間未満の場合であり、かつ当該活動より得た収入が10万円未満の場合（各部局の利益相反ガイドラインが、これと異なる時間又は金額を定める場合は、当該時間又は金額による。）は除く。 三 自身又は自身の2親等内の親族が、自身が昨年度末に関与していた、又は自身が過去3年内に関与した産学官連携活動の相手方企業等の株式、新株予約権、又は持分を所有している場合。 四 自身が昨年度末に関与していた、又は自身が過去3年内に関与した産学官連携活動の相手方企業等との間で、自身又は自身の2親等内の親族が、役員、コンサルティング、原材料の供給、代理店、雇用等の契約関係にあり、その昨年度1年間の契約金額が30万円以上の場合。 五 昨年度の、共同研究等、産学官連携活動の一環として、自身の指導する学生の学外の企業等の団体への派遣。 六 昨年度1年間に、大学以外からの特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、プログラムの著作権に基づく収入があった場合は、その権利の内容、収入先、収入総額。ただし、その金額が30万円未満の場合は除く。	産学官連携活動に携わる教職員による、利益相反に関する自己申告書の各部局を通じた利益相反委員会への提出（年度末） ↓ 利益相反ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、東京大学の規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、大学の利益を守るため大学の措置の原案作成。 ↓ 総長による、利益相反委員会の原案に基づいた不利益処分の決定	発見部門：利益相反委員会、利益相反アドバイザリー機関 管理部門：利益相反委員会、利益相反アドバイザリー機関

#	分類	組織名	規定							
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
1	医	日本生化学会							
2	医	日本癌学会	自己申告による利益相反情報の癌学会への提出 ↓ 利益相反委員会による審査（明示的な記載なし）	自己申告のタイミング 学会員、学会の従業員、学会での発表者及び学会の理事会、委員会、作業部会に出席する者が、学会が主催する学術総会、シンポジウム、カンファレンス、講演会、市民公開講座等で発表・講演を行う場合 →発表・講演の前 機関誌Cancer Scienceなどで発表を行う著者 →論文投稿時 学会役員 →新就任時、就任後1年ごと 学術総会会長、総会幹事、プログラム委員長 →選任にあたって事前に	機関誌Cancer Scienceなどで発表を行う著者、学術集会等の発表予定者 →深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合には、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの処分を検討する。また、学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、学会活動を停止あるいは会員資格を無効とすることができる。 学会役員、学術総会会長、総会幹事及びプログラム委員等 →役員及び役員候補者にあっては退任し、また、 その他の委員においては、当該委員及び委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる	記載なし 適用なし 現在試行期間のため	利益相反委員会を設置 構成員：理事会が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1 名以上 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない）	下記のような例外規定を定めている。 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設臨床研究における各施設の責任医師は該当しない）は，次の利益相反状態にないものが選出されるべきであり，また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 ① 臨床研究を依頼する企業の株の保有 ② 臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③ 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員，理事，顧問（無償の科学的な顧問は除く） 但し，①～③に該当する研究者であっても，当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には，当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。 案件ごとに審査	記載なし（明文化されていない）
3	医	日本血液学会	自己申告による利益相反情報の日本血液学会への提出 ↓ [本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者] 疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ↓ 深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。	自己申告のタイミング 筆頭発表者が、日本血液学会が主催する講演会（年次総会、地方会主催学術講演会など）で臨床研究に関する発表・講演を行う場合 →抄録登録時 機関誌（臨床血液、International Journal of Hematology）などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員 →事前 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会会長・次期会長、地方会学術集会会長・次期会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会（学会誌編集会議、ガイドライン策定に関わる委員会、利益相反委員会等）の委員、作業部会委員（WG）、学会の従業員 →新就任時、就任後1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表：筆頭発表者は発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に該当するCOI状態について開示 論文投稿：論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載	本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者 →深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。 本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者 →役員および役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。	記載なし	利益相反委員会を設置 構成員：理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上 パネルと当該組織の関係：独立（但し理事会、倫理委員会と連携） 外部構成員の本職・専門：記載なし	下記のような例外規定を定めている。 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。 1.臨床研究を依頼する企業の株の保有 2.臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得 3.臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く） 但し、（1）～（3）に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該臨床研究の試験責任医師に就任することができる。	記載なし

#	分類	組織名	規定							
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
4	医	日本内科学会	自己申告による利益相反情報の日本内科学会への提出 ↓ [本学会の機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などで発表を行う著者，ならびに本学会講演会などの発表予定者] 疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを実施。 ↓ 深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員，各種委員会委員長，COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者] COI事項に問題があると指摘された場合、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告。 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。	自己申告のタイミング 筆頭発表者（会員，非会員の別を問わず）が、日本内科学会が主催する講演会（年次総会・講演会，生涯教育講演会），内科学の展望，市民公開講座，支部主催学術講演会などで臨床研究に関する発表・講演を行う場合 →抄録登録時 機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員 →事前 本学会の役員（会頭，理事，監事），次回会頭，学術講演会（生涯教育講演会，支部主催などの講演会，）の会長，「内科学の展望」の会長，各種委員会のすべての委員長，特定の委員会（学術集会運営委員会，生涯教育委員会，学会誌編集会議，診療ガイドライン策定に関わる委員会，倫理・医療安全委員会，利益相反委員会）の委員，作業部会委員，学会の従業員 →新就任時、就任後1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表：筆頭発表者は発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次），あるいはポスターの最後に該当するCOI状態について開示 論文投稿：論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載	本学会の機関誌（臨床血液）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者 →深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理・医療安全委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。 本学会の役員，各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者 →役員および役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。	記載なし	利益相反委員会を設置 構成員：理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上 パネルと当該組織の関係：独立（但し理事会、倫理・医療安全委員会と連携） 外部構成員の本職・専門：記載なし	下記のような例外規定を定めている。 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。 1.臨床研究を依頼する企業の株の保有 2.臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得 3.臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く） 但し、1～3に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該臨床研究の試験責任医師に就任することができる。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし（試行期間であり、実例がないため）	記載なし
5	医	日本外科学会	自己申告による利益相反状態の日本外科学会への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合、利益相反委員会にて審議、理事会に上申。（詳細不明）	利益相反委員会（定期的に開催。平成21年度は6月23日，11月16日開催）	[本学会学術集会などでの発表] 発表差し止め。 [本学会機関誌などでの発表] 掲載差し止め。当該論文の掲載後に判明の場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知。 [重大な遵守不履行] 日本外科学会理事会において、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合、その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 ① 日本外科学会が開催するすべての集会での発表の禁止 ② 日本外科学会の刊行物への論文掲載の禁止 ③ 日本外科学会の学術集会の会頭・次期会頭就任の禁止 ④ 日本外科学会の理事会，委員会，作業部会への参加の禁止 ⑤ 日本外科学会の代議員の除名，あるいは代議員になることの禁止 ⑥ 日本外科学会会員の除名，あるいは会員になることの禁止	適用例なし。 理由：特に問題が生じるものがなかったため。 （別紙参照）	利益相反委員会を設置 構成員：臨床研究推進委員会委員の一部 パネルと当該組織の関係：臨床研究推進委員会委員の一部が兼務 外部構成員の本職・専門：弁護士1名（オブザーバー）	下記のような例外規定を設けている 2）臨床研究の試験責任者が回避すべきこと 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設臨床研究における各施設の責任医師は該当しない）は，次の利益相反状態にないものが選出されるべきであり，また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 ① 臨床研究を依頼する企業の株の保有 ② 臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③ 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員，理事，顧問（無償の科学的な顧問は除く） 但し，①～③に該当する研究者であっても，当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には，当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	記載なし（明文化されていない）
6	医	日本産科婦人科学会	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	コンプライアンス委員会を設置 構成員：委員長1名、副委員長1名、主務幹事1名、委員7名	記載なし	記載なし

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（＊）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（＊）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（＊）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（＊）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（＊）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
7	医	日本眼科学会	自己申告による利益相反情報の日本眼科学会への提出 ↓ 利益相反委員会(仮称)において適切な対応を実施（詳細不明）	自己申告のタイミング	利益相反委員会(仮称)において本基準逸脱事例に対する適切な対応をする.	記載なし（明文化されていない）	利益相反委員会(仮称)設置予定	例外規定なし	記載なし（明文化されていない）
8	医	日本医学放射線学会	自己申告による利益相反情報の学術集会、シンポジウム、講演会等の主催者、学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」の編集者、学会への提出 ↓ [本学会の機関誌Japanese Journal of Radiology などで発表を行う著者、ならびに本学会学術集会等の筆頭演者] 受理先において審査。重大な利益相反があった場合には、利益相反委員会に審査を依頼。 ↓ 利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ↓ 深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合、理事長は倫理委員会に諮問、その答申をもとに理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合、利益相反委員会において議論。利益相反委員会委員長が文書をもって理事長に報告 ↓ 理事長は速やかに理事会を開催。理事会として当該指摘を承認するか否かを議決。	自己申告のタイミング 演者が、本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演 一抄録登録時 本学会の学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」で発表を行う著者 一投稿時 本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者 一新就任時、就任後1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表：筆頭演者および当該臨床研究責任演者は発表スライドあるいは展示ポスター等に開示 論文投稿：論文末尾、References、「文献」の直前の場所に明記	遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 ① 日本医学放射線学会が開催するすべての集会での発表の禁止 ② 日本医学放射線学会の刊行物への論文掲載の禁止 ③ 日本医学放射線学会の学術集会の会長就任の禁止 ④ 日本医学放射線学会の理事会，委員会，作業部会への参加の禁止 ⑤ 日本医学放射線学会の代議員の除名，あるいは代議員になることの禁止 ⑥ 日本医学放射線学会会員の除名，あるいは会員になることの禁止	記載なし（明文化されていない）	利益相反委員会を設置 構成員：理事会が指名する理事若干名、代議員若干名および外部委員１名以上 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない）	下記のような例外規定を設けている 臨床研究の試験責任者が回避すべきこと 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者は，次の利益相反状態にないものが選出されるべきであり，また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 ①臨床研究を依頼する企業の株の保有 ②臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員，理事，顧問（無償の科学的な顧問は除く） 但し，①～③に該当する研究者であっても，当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には，利益相反委員会で審議し理事会の了承が得られれば当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。この場合、臨床研究の計画・実施・発表が適正になされたかの事後的検証を利益相反委員会が行うものとする。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	記載なし（明文化されていない）

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか(*)	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか(*)	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係(独立か否かなど)。外部からの構成員がいるか(いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等)	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
9	医	日本麻酔科学会	自己申告による利益相反情報の日本麻酔科学会への提出 ↓ (1)理事会が，当該対象者に関し社会的・法的問題が生じ，開示の必要性があると認めた時． (2)会員並びに非会員の者が理事会に対し，当該対象者を疑うに相当と認められる利益相反事実があることを書面をもって指摘し，理事会が，これを相当と認めた時． (1)(2)の場合，理事会は，当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け，その疑義を審議し，判断をなす．必要と認める時，利益相反委員会に対し，諮問．理事会は審議の途中において，重要かつ重大な違反がある虞があり，並びに緊急措置として必要と認めた時，同対象者に対し，学術集会等の発表・講演を中止させる措置をなす． ↓ 理事会の諮問を受けた場合，利益相反委員会は理事会に対し答申をなす．その為に必要な調査及び聴聞等をなす．	自己申告のタイミング 研究内容公開のタイミング 学会発表：発表スライドあるいはポスター等に，利益相反状態にある企業等の名称を表示	理事会は，申告が不遵守・不履行に該当すると判断した時，その程度に応じて，期間を定めて次の措置を取る． (1)当該申告者に対し，正確な申告をなすよう指導，勧告し，今後正確な申告をなす旨の誓約書を作成させること． (2)この法人が開催する学術集会等での発表・講演の禁止． (3)この法人の刊行物への論文等の掲載の禁止． (4)この法人の学術集会会長への就任の禁止． (5)この法人の理事会，委員会への出席の禁止． (6)この法人の会員になろうとする者に対し，不承認をなすこと． (7)この法人の会員からの除名につき，総会に議決を求めること．	記載なし(明文化されていない)	利益相反委員会を設置 外部構成員の本職・専門：学会顧問弁護士	例外規定なし	記載なし(明文化されていない)
10	医	日本腎臓学会	自己申告による利益相反情報の日本腎臓学会への提出 ↓ 自己申告書にて利益相反状態に問題がある場合は、本学会の倫理委員会にて評価 ↓ 必要があると判断した場合は、申告者の関与する活動の実施に利益相反が影響を与えることのないようにするための意見書を作成し、当該利益相反状態に関する委員会の見解、および適切な措置(利益相反の開示、活動の中止や内容の変更、自己申告書以外の定期的な報告、監視、モニタリングなど)を申告者に勧告。 ↓ 倫理委員会では審議の結果を理事長に上申し、理事長は、倫理委員会の答申に基づいて、会員に対して改善措置などを指示。	自己申告のタイミング 本学会主催の学術集会での発表(ランチョンセミナーやイブニングゼミナーなどを含む) 一演題募集や抄録提出時 その他本学会が主催する会や市民公開講座などでの講演や発表 一講演や発表を行う際 本学会の学会誌への論文発表者、刊行物やガイドラインの執筆者 一投稿時 理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員など 一新就任時、就任後1年毎、在任中に新たな利益相反状況が発生した場合は、8週間以内 研究内容公開のタイミング 学会発表：筆頭演者の利益相反状況は、学会発表の最初か最後にスライドで、またポスター発表の場合は最後の部分で開示 論文投稿：自己申告すべき内容がない場合は、論文の末尾、またはAcknowledgmentsの後に、『利益相反自己申告：申告すべきものなし』などと記載。自己申告すべき内容がある場合は、文章形式で自己申告を行うか、自己申告書を用いて開示。	理事会では、重大な不遵守事項があると判断した場合は、一定期間以下の措置を取ることが出来る。 ① 日本腎臓学会が主催する全ての集会での発表禁止 ② 日本腎臓学会の刊行物への論文掲載の禁止 ③ 学術集会会長への就任の禁止 ④ 理事会、幹事、委員会などへの参加の禁止 ⑤ 評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止 ⑥ 会員の除名、あるいは会員になることの禁止 プログラム委員長・委員は、利益相反状態に問題がある演題については発表をさしとめる。 編集委員会委員長・委員・査読委員などは、発表論文が利益相反状態に問題があると判断した場合は掲載を差し止める。当該論文の掲載後に本利益相反マネージメント指針に反する事態が確認された場合は、当該刊行物に、編集委員長名でその由を公知。	記載なし(明文化されていない)	倫理委員会を設置 構成員：(1) 日本腎臓学会の理事・幹事・評議員 4～5名 (2) 医学以外の外部有識者 1名 (3) 一般の立場 1名 (4) 法律学の専門家 1名 (5) 事務局職員 1名 (男女両性で構成) 外部構成員の本職・専門：医学以外の外部有識者、一般の立場、法律学の専門家、その他委員長が必要と認めた場合に委員以外に外部委員を委嘱	下記のような例外規定を設けている 学会主導型の臨床研究の実施責任者は、以下の利益相反状態にないものを選出する。また、実施責任者に選出された場合は、これらに利益相反状態を回避する。 ① 臨床研究の内容に関係する企業の株の保有 ② 臨床研究から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③ 臨床研究に関連する企業の営利を目的とした団体の役員、理事、顧問(無償の科学的な顧問は除く) ただし、①～③に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実施する上で、必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義を持つような場合には実施責任者に就任することは可能とする。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	記載なし(明文化されていない)

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
11	医	日本リウマチ学会	自己申告による利益相反情報の日本リウマチ学会への提出 ↓ [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者] 学術講演会の担当責任者（会長等）、Modern Rheumatology 編集委員会において、本指針に沿ったものであることを検証。対処については、理事会を通じて利益相反マネジメント小委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示。 ↓ 緊急性があり、かつ重大と見込まれる疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、利益相反マネジメント小委員会が十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行う。 ↓ 緊急性があり、かつ重大と見込まれる利益相反状態があり、説明責任が果たせないと見込まれる場合には、理事会で審議。 [本学会の役員、各種委員長、COI 自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 申告されたCOI 事項に違反があると指摘された場合、利益相反マネジメント小委員会委員長は文書をもって理事長に報告 ↓ 理事会は当該指摘を承認するか否かを議決	自己申告のタイミング 本学会が主催する講演会（年次総会、アニュアルコースレクチャー、教育研修会、支部学術集会）市民公開講座等で、臨床研究に関する発表・講演を行なう場合 一抄録提出時 本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで、論文（総説、原著論文等）の発表を行なう著者 一投稿時及び採択後 役員（理事長、理事、監事）、学術講演会の会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会、作業部会の委員、および学会の事務職員 一就任前、就任後1年ごと、申告後に新たなCOI 状態が生じた場合には、発生した時点から8週間以内 研究内容公開のタイミング 学会発表：筆頭発表者は発表スライドの最初に、あるいはポスターの最後に該当するCOI の有無、及び有の場合はその状態を開示 論文投稿：論文内、References の前に掲載	[本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者] 当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなど。既に発表された後に問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回など. 理事会において、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の事項の全てまたは一部の措置を取ることができる。 （1）日本リウマチ学会が開催するすべての講演会での発表の禁止 （2）日本リウマチ学会の刊行物への論文掲載の禁止 （3）日本リウマチ学会が開催する講演会の会長就任の禁止 （4）日本リウマチ学会の理事会、委員会、および作業部会への参加の禁止 （5）日本リウマチ学会の評議員の資格停止、あるいは評議員になることの禁止 （6）日本リウマチ学会の会員の資格停止、あるいは会員になることの禁止	記載なし（明文化されていない）	利益相反マネジメント小委員会を設置 構成員：(1) 本学会評議員（理事を含む）若干名 (2) 本学会員以外の有識者１名 パネルと当該組織の関係：理事会と連携 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない）	下記のような例外規定を設けている 2. 臨床研究の試験責任者が回避すべきこと 臨床研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者は、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。 （1）臨床研究を依頼する企業の株の保有 （2）臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 （3）臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く） 但し、（1）～（3）に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公共性及び透明性が明確に担保される限り、当該臨床研究の試験責任医師に就任することができる。 重要な意義を持つような場合には実施責任者に就任することは可能とする。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。利益相反マネジメント小委員会で審議し、問題があると判断した場合は理事会に諮ることになると考えられる。	記載なし（明文化されていない）

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか(*)	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか(*)	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	–	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	–	–	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係(独立か否かなど)。外部からの構成員がいるか(いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等)	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
12	医	日本核医学会	自己申告による利益相反情報の日本核医学会への提出 ↓ 利益相反委員会において、全ての事業や会員等の利益相反状態を審査 ↓ 指針に反する事態が生じた場合には理事会に上申。 [理事会] 役員等が日本核医学会の全ての事業を遂行する上で、深刻な利益相反の状態が生じた場合、或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置を指示。 [学術集会の会長やプログラム委員長、プログラム委員、査読委員] 日本核医学の関連学術集会で臨床研究成果が発表される場合、本指針に沿ったものであることを検証。対処については、利益相反委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。 [その他の委員や委員長] それぞれが関与する学会事業に関して検証。対処については、利益相反委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。	自己申告のタイミング 本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行なう場合 →演題応募、抄録提出時 本学会の学会機関誌「Annals of Nuclear Medicine」及び「核医学」で発表を行う著者 →投稿時 役員等(日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長)および利益相反委員会委員 →新就任時、就任後1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表:発表スライドあるいは展示ポスターの最後に開示 論文投稿:タイトルページのFootnoteあるいはAcknoeledgementsに記載	[日本核医学の関連学術集会で臨床研究成果が発表される場合] 学術集会の会長やプログラム委員長、プログラム委員、査読委員が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果、本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究の成果が日本核医学の刊行物などで発表される場合] 編集委員会は利益相反委員会の検証に基づき、その結果が本指針に反する場合には掲載を差し止め。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知。 理事会が重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の措置の全て又は一部を執行。 ① 日本核医学会が開催するすべての集会での発表の禁止 ② 日本核医学会の刊行物への論文掲載の禁止 ③ 日本核医学会の学術集会の会長就任の禁止 ④ 日本核医学会の理事会、委員会、部会への参加の禁止 ⑤ 日本核医学会の評議員の解任、選任の禁止 ⑥ 日本核医学会会員の除名、入会の禁止	記載なし(明文化されていない)	利益相反委員会を設置 構成員:理事若干名(理事長が指名)、評議員若干名および外部委員1名以上 外部構成員の本職・専門:記載なし(明文化されていない)	下記のような例外規定を設けている 臨床研究の試験責任者が回避すべきこと 臨床研究(臨床試験, 治験を含む)の計画・実施に決定権を持つ試験責任者(多施設臨床研究における各施設の責任医師は該当しない)は、次の利益相反状態にない者が選出されるべきであり、また選出された後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 ①臨床研究を依頼する企業のエクイティの保有 ②臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③臨床研究を依頼する企業や団体の役員、理事、顧問など(無償の科学的な顧問は除く) ④臨床研究を依頼する企業から、実質的に多額の研究費等を収受している場合 ただし①~③に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義を持つような場合には、利益相反委員会および理事会の判断を経て当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。 必要不可欠の人材かどうか、研究の重要性の判断に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	記載なし(明文化されていない)
13	医	日本癌治療学会	自己申告による利益相反情報の日本癌治療学会(JSCO)への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会(以下，所轄委員会と略記)にて審議し，理事会に上申。 [理事会] 役員等(理事長・理事・監事・会長等)がJSCO/JSMOのすべての事業を遂行する上で，深刻な利益相反状態が生じた場合，或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合，所轄委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示。 [プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員] JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合に，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議の上，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には，速やかに事態の改善策を検討。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会承認を得て実施。	自己申告のタイミング 本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合 →演題応募または抄録提出時 本法人の機関誌International Journal of Clinical Oncology (IJCO)その他本法人刊行物で発表を行う者 →投稿時 役員等(役員，会長，次期会長，次々期会長，委員長，特定委員会(編集委員会，プログラム委員会，臨床試験委員会，癌保険診療対策委員会，倫理委員会，がん診療ガイドライン策定に関わる委員会，がん診療ガイドライン評価委員会，利益相反委員会)委員) →新就任時，就任後は1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表:発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 論文投稿:論文末尾に印刷	[JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合] プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合] 編集委員会は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する場合には掲載を差し止め。 JSCO/JSMO理事会が，重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には，その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 (1) JSCO/JSMOが開催するすべての集会での発表の禁止 (2) JSCO/JSMOの刊行物への論文掲載の禁止 (3) JSCO/JSMOの学術集会の会長就任の禁止 (4) JSCO/JSMOの理事会，委員会，作業部会への参加の禁止 (5) JSCO/JSMOの評議員の除名，あるいは評議員になることの禁止 (6) JSCO/JSMO会員の除名，あるいは会員になることの禁止	記載なし(明文化されていない)	利益相反委員会を設置 構成員:委員長、副委員長、委員、外部委員(各1名)、専門委員(2名) 外部構成員の本職・専門:記載なし(明文化されていない)	例外規定なし	記載なし(明文化されていない)

#	分類	組織名	規定							
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか(*)	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか(*)	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	–	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	–	–	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係(独立か否かなど)。外部からの構成員がいるか(いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等)	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
14	医	日本呼吸器外科学会	自己申告による利益相反の呼吸器外科学会への提出 ↓ [理事会] 理事会は対象者①、②、⑤の利益相反について審議し、承認あるいは不承認を行う。 [学術集会の責任者(総会会長、セミナー会長など)と学会誌編集委員長] 発表者に利益相反に関する開示を求め、疑義がある場合は対象者に改善措置を求める。 [利益相反委員会] 対象者の利益相反開示に疑義が指摘された場合には、理事会に調査を行うことを報告。当該責任者に適切な改善措置を通知するとともに調査結果と改善措置を理事会に報告。 ↓ 理事会は利益相反委員会の報告を受けて倫理委員会に審議を諮問し、答申を受けて審議を行い、必要な措置を講ずる。	自己申告のタイミング 学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合 →当該集会の責任者(会長など)が定める方法(演題応募抄録に記載する、集会における抄録集に記載、あるいは口演・講演の1 枚目のスライドなどに記載)による開示 論文や刊行物で公表する場合 →編集責任者(委員長など)が指定する書式(投稿規程など)にそった開示 日本呼吸器外科学会事務局職員 →就職時 日本呼吸器外科学会の役員、日本呼吸器外科学会委員会委員および部会部員 →就任時、修正申告時 研究内容公開のタイミング 学会発表:当該集会の責任者(会長など)が定める方法(演題応募抄録に記載する、集会における抄録集に記載、あるいは口演・講演の1 枚目のスライドなどに記載)による開示 論文投稿:編集責任者(委員長など)が指定する書式(投稿規程など)にそった開示	[学術集会での発表、セミナー、市民公開講座などの教育・啓蒙活動を行う場合、論文や刊行物で公表する場合] 学術集会の責任者(総会会長、セミナー会長など)と学会誌編集委員長は、本指針に反する場合は発表を差し止める、あるいは利益相反委員会に諮問。 [利益相反委員会] 対象者の利益相反開示に疑義が指摘された場合には、当該責任者に適切な改善措置を通知。 理事会は対象者に重大な指針違反があると判断した場合には, その違反の程度に応じて一定期間, 次の措置の全てまたは一部を講ずることができる. (1)本学会が開催するすべての講演会での発表禁止 (2)本学会の刊行物への論文掲載禁止 (3)本学会が開催する学術集会の会長に就任することを禁止 (4)本学会の理事会, 委員会, 作業部会への参加禁止 (5)本学会の評議員の解任, あるいは評議員になることの禁止 (6)本学会会員より除名, あるいは入会の禁止	記載なし(明文化されていない)	利益相反委員会を設置予定	下記のような例外規定を設けている 2 臨床研究の試験責任者が回避すべきこと 臨床研究(臨床試験, 治験を含む)の計画・実施に決定権を持つ試験責任者(多施設臨床研究における各施設の責任医師は該当しない)は, 次の利益相反状態にないものが選出されるべきであり, また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 1 臨床研究を依頼する企業の株の保有 2 臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 3 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員, 理事, 顧問(無償の科学的な顧問は除く) 但し, 1～3に該当する研究者であっても, 当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり, かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には, 当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。	記載なし(明文化されていない)
15	医	日本乳癌学会	自己申告による利益相反情報の日本乳癌学会への提出 ↓ 本指針に違反し、利益相反状態の適切な開示がなされなかった場合又は開示された利益相反状態が虚偽であった事態が判明した場合には, 利益相反委員会にて審議し, 結果を理事会に上申。	自己申告のタイミング 本法人の学術集会, シンポジウム, 講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う者 →抄録提出時 本法人の機関誌Breast Cancerその他本法人刊行物で発表を行う者 →投稿時及び掲載許可時 役員等(役員(理事及び監事), 会長, 次期会長並びに特定委員会(編集委員会, 学術委員会, 保険診療委員会, 倫理委員会, 診療ガイドライン委員会, 診療ガイドライン評価委員会及び利益相反委員会(仮称))委員) →新就任時, 就任後は1年ごと 研究内容公開のタイミング 学会発表:発表スライド, あるいはポスターに公開 論文投稿:論文末尾に印刷	理事会は、利益相反委員会の上申に基づいて指針違反者に対して改善の勧告を行う。指針違反者が勧告に従わない場合は、定款上の懲罰、役員の解任の手続きを求める。これらの事由に該当しない場合でも、その違反の程度に応じて一定期間, 次の措置を取る。 ① 本法人が開催するすべての集会での発表の禁止 ② 本法人の刊行物への論文掲載の禁止 ③ 本法人の学術集会の会長就任の禁止 ④ 本法人の理事会, 委員会, 作業部会への参加の禁止	記載なし	利益相反委員会を設置	下記のような例外規定を設けている 臨床研究(臨床試験, 治験を含む)の計画・実施に決定権を持つ試験責任者は, ①臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員, 理事, 顧問(無償の科学的な顧問は除く)であること, ②臨床研究を依頼する企業の株を保有していること, 又は③臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権を獲得することの利益相反状態を回避すべきである。ただし, 当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり, かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には, 当該臨床研究の試験責任医師に就任することはやむを得ないところである。	記載なし

②国内（学会）

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	–	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	–	–	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
16	医	日本血栓止血学会	自己申告による利益相反情報の日本血栓止血学会（JSTH）への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には、COIを管轄する委員会（以下、COI 委員会と略記）にて審議し、理事会に上申 [理事会] 理事会は、役員等がJSTH のすべての事業を遂行する上で、深刻なCOI の状態が生じた場合、或いはCOI の自己申告が不適切と認めた場合、COI 委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示。 [学術集会企画委員会委員長・委員および査読委員] JSTH で臨床研究成果が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。対処についてはCOI 委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSTH 刊行物などで発表される場合に、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。対処についてはCOI委員会で審議の上、答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討。対処についてはCOI 委員会で審議し、答申に基づいて理事会承認を得て実施。	自己申告のタイミング 本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う演者 →演題応募、抄録提出時 本学会の学会誌「日本血栓止血学会誌」（Japanese Journal of Thrombosis and Hemostasis）などで発表を行う著者 →投稿時 役員等（理事、学術集会会長、監事、幹事、編集委員長、学術推進・標準化委員会委員および部会長） →新就任時、就任後は1 年ごとに 研究内容公開のタイミング 学会発表：発表スライド、あるいはポスターの最後に開示 論文投稿：論文末尾、References の直前の場所に印刷	[JSTH で臨床研究成果が発表される場合] 学術集会企画委員会委員長・委員および査読委員は、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果によっては本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSTH 刊行物などで発表される場合] 編集委員会は、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、その結果によっては本指針に反する場合には掲載を差し止め。 JSTH 理事会が、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置の全て又は一部を取る。 ① JSTH が開催するすべての集会での発表の禁止 ② JSTH の刊行物への論文掲載の禁止 ③ JSTH の学術集会の会長就任の禁止 ④ JSTH の理事会、委員会、部会への参加の禁止 ⑤ JSTH の評議員の解除、あるいは評議員になることの禁止 ⑥ JSTH 会員の解除、あるいは会員になることの禁止	記載なし	利益相反委員会を設置	下記のような例外規定を設けている 臨床研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設臨床研究における各施設の責任医師は該当しない）は、次のCOI 状態にない者が選出されるべきであり、また選出後もこれらのCOI 状態となることを回避すべきである。 ①臨床研究を依頼する企業のエクイティの保有 ②臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得 ③臨床研究を依頼する企業や団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く） ④臨床研究を依頼する企業から、実質的に多額の研究費等を収受している場合 但し，① ～③ に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、然るべきCOI 委員会の判断を経て当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。	記載なし
17	医	日本臨床腫瘍学会	自己申告による利益相反情報の日本臨床腫瘍学会(JSMO)への提出 ↓ 本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する委員会（以下，所轄委員会と略記）にて審議し，理事会に上申。 [理事会] 役員等（理事長・理事・監事・会長等）がJSCO/JSMOのすべての事業を遂行する上で，深刻な利益相反状態が生じた場合，或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合，所轄委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示。 [プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員] JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会で承認後実施。 [編集委員会] 臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合に，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。対処については所轄委員会で審議の上，答申に基づいて理事会承認を得て実施。 [その他の委員長・委員] それぞれが関与する学会事業に関して，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証。本指針に反する事態が生じた場合には，速やかに事態の改善策を検討。対処については所轄委員会で審議し，答申に基づいて理事会承認を得て実施。	自己申告のタイミング 学術集会で研究発表を行う場合 →事前 理事、監事 → ・総会による役員選任が実施されるようになるまでの間は就任前。 ・下記の場合の理事会に対する追加報告時。 ① 学会としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合。 ② 個別の案件処理に関与するについて関係役職者としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合。 ③ 理事会が第二次報告事項を定めて報告要請をした場合。 ④ 利益相反問題管理委員会において必要と認める事項がある場合。 ・利益相反事項に変動を生じたときの報告時。 学術集会会長・副会長、委員会委員長 →選任にあたり事前。任期中に利益相反事項に変動が生じたときの報告時。 委員会委員 →委嘱を受け、受託時。 研究内容公開のタイミング 学会が催す学術集会、学会が発行に関与する学会誌等（学術集会の抄録を含む）において、当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表	[JSCO/JSMOで臨床研究成果が発表される場合] プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する演題については発表を差し止め。 [臨床研究成果がJSCO/JSMO刊行物などで発表される場合] 編集委員会は，その実施が，本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する場合には掲載を差し止め。 [委員会委員候補者へ委嘱する場合] 当該委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回。 JSCO/JSMO理事会が，重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には，その遵守不履行の程度に応じて一定期間，次の措置を取る。 (1) JSCO/JSMOが開催するすべての集会での発表の禁止 (2) JSCO/JSMOの刊行物への論文掲載の禁止 (3) JSCO/JSMOの学術集会の会長就任の禁止 (4) JSCO/JSMOの理事会，委員会，作業部会への参加の禁止 (5) JSCO/JSMOの評議員の除名，あるいは評議員になることの禁止 (6) JSCO/JSMO会員の除名，あるいは会員になることの禁止	記載なし（明文化されていない）	利益相反問題管理委員会を設置 構成員：理事会が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1名以上 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
18	理	日本物理学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか(*)	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか(*)	利益相反があった場合、その部門や者への措置(*)	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか(*)	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	-	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	-	-	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係(独立か否かなど)。外部からの構成員がいるか(いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等)	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
19	理	日本地質学会	[利益等に係る理事, 会員, 職員等] その職務に関して次の各号に掲げる場合には, 利益相反委員会が定める様式により, 当該利益相反マネージメントの内容を利益相反マネージメント委員会または理事会に開示. 1)何らかの利益相反事項が発生していると認められるため, 検討が必要な場合. 2)将来において利益相反の発生が予想される場合. ↓ 利益相反マネージメント委員会において, 次に掲げる事項について審議, 決定等を実施. 1)利益相反の把握に関すること. 2)利益相反の未然防止に関する施策に関すること. 3)利益相反の是正等に関すること. 4)その他利益相反マネージメント事項に関すること.	自己申告のタイミング(随時および定期)	利益相反委員会が利益相反の状況にある, または利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は, 当該自己申告者に対し, 学会活動等の是正または改善, もしくは中止の勧告を実施. 当該勧告に係る措置に関し返答を要請. ↓ 勧告を受けた自己申告者が, 正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は, 会長に報告. ↓ 会長は当該自己申告者に対し, その勧告に係る措置をとるよう命ずる.	記載なし(明文化されていない)	利益相反マネージメント委員会を設置 構成員:1)常務理事、2)運営財政部会長、3)選挙管理委員会, 各賞選考委員会, 名誉会員推薦委員会, 法務委員会より各1 人、4)会長が指名する理事若干名、5)その他委員長が必要と認めた者	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)
20	理	日本地震学会	○理事 競業利益相反取引をしようとする場合に, その取引について理事会へ自己申告 ○会員 会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者による, 事務局窓口への申立て 報道等による不正行為等の疑いの指摘	○理事 競業利益相反取引に関する理事会へ自己申告時 ○その他会員 会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者による, 事務局窓口への申立て時 報道等による不正行為等の疑いの指摘時	委員会によって以下の措置が理事会へ提案され, 理事会において定款所定の必要な手続きを経て措置実施 (1) 定款第9条に基づく除名 (2) 会員資格の停止(但し, これにより会費納入義務は免れない.) (3) 定款第17条に基づく役員の解任 (4) 役員資格の停止 (5) 定款第21条に基づく代議員の解任 (6) 代議員資格の停止 (7) その他不正行為の排除のために必要な措置	記載なし(明文化されていない)	倫理委員会を設置 構成員:会長が委嘱する3名以上の委員 外部構成員:委員会委員長によって求められた場合, 理事会の承認を経て, 関係者(会員以外を含む)が出席	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)
21	工	日本機械学会	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)	利益相反 がある場合には, 説明責任と公明性を重視して, 雇用者や依頼者に対し利益相反についての情報をすべて開示。	記載なし(明文化されていない)	技術倫理委員会を設置 構成員:委員長1名、幹事 1名、委員15名以内(産官学の会員の構成を考慮する。広報担当を含む) 外部構成員の有無:記載なし(明文化されていない) パネルと当該組織の関係:組織図参照	記載なし(明文化されていない)	記載なし(明文化されていない)

#	分類	組織名	規定						
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか
	参考	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、等）	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど
22	工	電気化学会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
23	工	日本原子力学会	会員が，雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際，利害関係の相反の恐れのある業務については，雇用者又は依頼者にその事実を開示	会員が，雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際，利害関係の相反の恐れのある業務については，雇用者又は依頼者にその事実を開示する時	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）
24		東京大学	産学官連携活動に携わる教職員による、利益相反に関する自己申告書の各部局を通じた利益相反委員会への提出（年度末） ↓ 利益相反ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、東京大学の規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、大学の利益を守るため大学の措置の原案作成。 ↓ 総長による、利益相反委員会の原案に基づいた不利益処分の決定	自己申告のタイミング ・産学官連携活動に携わる教職員が、年度末に、利益相反に関する自己申告書を各部局を通じて利益相反委員会へ提出 ・産学官連携活動に携わる教職員が、産学官連携活動に関する報告書を利益相反アドバイザリー機関に提出	教職員の行為が本規則に違反した場合、第6条第2項に定める利益相反委員会の勧告に基づき、総長は以下の措置を実施。 (1) 指導 (2) 注意 (3) 厳重注意 (4) 産学官連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かっての排除措置 本規則に違反する教職員の行為が東京大学教職員就業規則(平成16年規則第11号)に規定する懲戒事由に該当する場合は、利益相反委員会は当該教職員に対する懲戒処分を行うことを総長に勧告。	記載なし	利益相反委員会、利益相反アドバイザリー機関を設置 〇利益相反委員会 構成員：委員長1名及び委員4名。委員長及び委員の過半数は、公認会計士、弁護士又はその他の外部有識者。 外部構成員の本職・専門：公認会計士、弁護士又はその他の外部有識者 パネルと当該組織の関係：総長の下に設置 〇利益相反アドバイザリー機関 構成員：定員は各部局長が決定。各部局長の推薦に基づき、利益相反委員会が任免。 外部構成員の有無：記載なし パネルと当該組織の関係：各部局に設置	例外規定として、「東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」を設けている（別紙参照）	記載なし

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
1	医	日本生化学会				
2	医	日本癌学会	記載なし（明文化されていない） ※自己申告書に「本申告書の内容は、社会的・道義的な観点から要請があった場合は公開することを承認します」という記載あり	規定あり	規定あり	・指針については日本臨床腫瘍学会と日本癌治療学会が合同で策定した指針に従っている（両学会から許可を得ている） ・機関誌「Cancer Science」における利益相反マネジメントについて運用上の問題点が明らかになり、利益相反開示に関する規定を改定して、平成23年4月から新たに運用することとなった。平成23年4月より1年間は試行期間として、発表論文の利益相反開示不備に関する罰則はない。
3	医	日本血液学会	[本学会が主催する講演会（年次総会、地方会主催学術講演会など）での臨床研究に関する発表・講演] 筆頭発表者が、該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（臨床血液、International Journal of Hematology）などでの発表（総説、原著論文など）] 投稿時に明らかにされたCOI状態を、論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は、原則として非公開。学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合、COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（＊）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
4	医	日本内科学会	[本学会が主催する講演会（年次総会・講演会，生涯教育講演会），内科学の展望，市民公開講座，支部主催学術講演会などでの臨床研究に関する発表・講演] 筆頭発表者が，該当するCOI状態について，発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次），あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌（Internal Medicine，日本内科学会雑誌）などでの発表（総説，原著論文など）] 投稿時に明らかにされたCOI状態を，論文末尾，Acknowledgments またはReferencesの前に掲載。規定されたCOI状態がない場合は，「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載。 COI情報は，原則として非公開。学会の活動，委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む），臨時の委員会などの活動などに関して，本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは，理事会の協議を経て，必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表。 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合，妥当と思われる理由があれば，理事長からの諮問を受けてCOI委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）において審査。COI委員会で対応できない場合，COI調査委員会（理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上）を設置し諮問。COI調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し可及的すみやかに答申を行う。	規定あり	規定あり	「Q&A」にて指針適用に関する具体例掲載：http://www.naika.or.jp/coi/qanda3.html 日本内科学会でのCOI開示と公開の手順に関する図掲載：日本内科学会でのCOI開示と公開の手順.gif参照
5	医	日本外科学会	[本学会の学術集会，シンポジウム，講演会，および市民公開講座などで発表・講演] 演者が発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本学会の機関誌Surgery Today，日本外科学会雑誌などで発表] 著者が，投稿時に，明らかにした利益相反状態を，Conflict of Interest Statement としてまとめ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」などの文言を入れる。 [役員，委員長，会頭，次期会頭，特定委員会委員] 当該申告者の利益相反状態について，疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の議論を経て，理事会の承認を得た上で，当該利益相反情報のうち，必要な範囲を学会内部に開示，あるいは社会へ公開（平成21年4月1日から2年間は本人に対する注意・勧告のみ実施し、本指針周知のため、その事例を学会誌や学会ホームページにて匿名で紹介。）	規定あり	規定あり	
6	医	日本産科婦人科学会	記載なし	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
7	医	日本眼科学会	○公表の基準 利益相反のカテゴリーにより以下のように定める. カテゴリークラス F：Ⅳ以上 I：すべて(金額評価不能の場合も含む) E：すべて(金額に依存しない) C：Ⅳ以上 P：すべて R：Ⅳ以上(金額評価不能の場合も含む) ○公表の方法 論文：筆頭著者名・共著者名、カテゴリーおよび企業名 抄録：筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーおよび企業名 講演・ポスター：筆頭演者名・共同演者名、カテゴリーと企業名を2枚目のスライドまたはポスター内に明示する.	規定あり	規定あり	
8	医	日本医学放射線学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などでの発表・講演] 筆頭演者および当該臨床研究責任演者が発表時、利益相反状態の有無、利益相反が有る場合にはその内容を、利益相反委員会の指示を受けた主催者の提示する方法に従って、発表スライドあるいは展示ポスター等に開示 [本学会の学会機関誌「Japanese Journal of Radiology」での発表] 著者が明らかにした利益相反状態を論文末尾、References、「文献」の直前の場所に明記。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言を入れ、その旨を明記 [本学会の役員、各種委員長、利益相反自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者] 当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
9	医	日本麻酔科学会	[学術集会，シンポジウム，講演会，市民公開講座等の発表・講演] 発表スライドあるいはポスター等に，利益相反状態にある企業等の名称を表示 [理事長・理事・監事並びに学術集会会長] 所定の手続を経て開示・公開されることにつき，予め同意する.	規定あり	規定あり	
10	医	日本腎臓学会	[学術集会等での発表] 最初か最後にスライドで、またポスター発表の場合は最後の部分で開示 [学会が主催するセミナーや講演会、市民公開講座での発表・講演] 講演や発表を行う際に、過去1年間における利益相反状況の有無を開示 [本学会の学会誌への論文発表、刊行物やガイドラインの執筆] 論文発表、刊行時 [理事・監事・幹事、各委員長、倫理委員会委員など] 当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的、法的問題が生じた場合は、倫理委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な部分を学会内部に開示するか、あるいは社会へ公開	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
11	医	日本リウマチ学会	[本学会が主催する講演会（年次総会、アニュアルコースレクチャー、教育研修会、支部学術集会）市民公開講座等で、臨床研究に関する発表・講演を行なう場合] 筆頭発表者は発表スライドの最初に、あるいはポスターの最後に該当するCOI の有無、及び有の場合はその状態を開示 [本学会の機関誌（Modern Rheumatology）などで、論文（総説、原著論文等）の発表を行なう著者] 論文の投稿時提出の、投稿規程に定める「Conflict of Interest Statement」の記載内容：論文内、References の前に掲載。規定されたCOI 状態がない場合は、「Conflict of interest statement: None」の文言が同部分に記載。 採択後に明らかにするCOI 状態：論文非掲載。 COI 情報は、原則として非公開とする。理事長は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動に関して、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲でCOI 情報を学会の内外に開示若しくは公表 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反マネジメント小委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反マネジメント小委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会（仮称）を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。	規定あり	規定あり	利益相反Q&Aを掲載

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	–	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	–	–	–
12	医	日本核医学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行なう場合] 筆頭発表者は発表スライドあるいは展示ポスターの最後に開示 [本学会の学会機関誌「Annals of Nuclear Medicine」及び「核医学」で発表を行う著者] 規定された利益相反状態にある企業や団体が存在する場合には、その企業名や団体名をタイトルページのFootnoteあるいはAcknowledgementsに記載。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」「COIに該当なし」などの文言を入れ、その旨を明記する。 [役員等（日本核医学会の理事長、理事、監事、幹事、学術集会会長、学術集会プログラム委員長、編集委員長、各種委員会委員長）および利益相反委員会委員] 当該申告者の利益相反状況について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開	規定あり	規定あり	
13	医	日本癌治療学会	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターの最後に開示 [本法人の機関誌International Journal of Clinical Oncology（IJCO）その他本法人刊行物で発表を行う者] Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。 規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員，会長，次期会長，次々期会長，委員長，特定委員会（編集委員会，プログラム委員会，臨床試験委員会，癌保険診療対策委員会，倫理委員会，がん診療ガイドライン策定に関わる委員会，がん診療ガイドライン評価委員会，利益相反委員会）委員）] 当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に開示，あるいは社会へ公開	規定あり	規定あり	「がん臨床研究の利益相反に関する指針」は、日本国内の学会として初めてのがん臨床研究の公正性を担保するための指針。日本臨床腫瘍学会と合同で作成・運用。 ホームページ上で公開されている情報の他の公開情報：申告書記入に当たっての便宜のためQ&Aを作成。 ・がん臨床研究の利益相反に関する指針　Q&A ・一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第4号　Q&A

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
14	医	日本呼吸器外科学会	記載なし（明文化されていない）	規定あり	規定あり	「日本呼吸器外科学会倫理綱領」（別紙参照）は、HP上で公開。 以下の通り、利益相反に関して記載あり。 6．本学会員は学会発表、論文、教育活動、学会運営諸活動をおこなう場合、利益相反に関する事項を学 会に届出を行い公明性、透明性、独立性を担保することに努める。 7．本学会員は診療に関して利益相反事項がある場合はこれを患者に開示する。 2010年5月13日改定（6、7追加）
15	医	日本乳癌学会	[本法人の学術集会，シンポジウム，講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 筆頭発表者は発表スライド，あるいはポスターに公開 [本法人の機関誌Breast Cancerその他本法人刊行物で発表を行う者] Conflict of Interest Statementとしてまとめられ，論文末尾に印刷。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「The authors indicated no potential conflict of interest.」の文言を入れる。 [役員等（役員（理事及び監事），会長，次期会長並びに特定委員会（編集委員会，学術委員会，保険診療委員会，倫理委員会，診療ガイドライン委員会，診療ガイドライン評価委員会及び（仮称）利益相反委員会）委員）] 当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に，利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を，本法人内部に又は社会へ公開 本法人は，自ら関与する場にて発表された臨床研究に，本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合，利益相反委員会および理事会の議決を経て，本指針違反の事実を公表。	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
16	医	日本血栓止血学会	[本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う場合] 発表スライド、あるいはポスターの最後に開示 [本学会の学会誌「日本血栓止血学会誌」(Japanese Journal of Thrombosis and Hemostasis)などで発表を行う著者] 投稿時に明らかにされたCOI 状態は論文末尾、References の直前の場所に印刷。規定されたCOI 状態がない場合は、同部分に、「The authors indicated no potential conflicts of interest.」などの文言を入れる。 [役員等（理事、学術集会会長、監事、幹事、編集委員長、学術推進・標準化委員会委員および部会長）] 当該申告者のCOI 状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、COI 委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該COI 情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開	規定あり	規定あり	
17	医	日本臨床腫瘍学会	[学会が催す学術集会、学会が発行に関与する学会誌等（学術集会の抄録を含む）において発表を行う場合] 当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表 利益相反情報は、原則として非公開。 利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に開示若しくは公表。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反問題管理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。	規定あり	規定あり	日本癌治療学会と合同で作成・運用。 日本臨床腫瘍学会（JSMO）利益相反の取扱いに関する規程についてQ＆Aを掲載
18	理	日本物理学会	記載なし（明文化されていない）	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
19	理	日本地質学会	記載なし（明文化されていない）	規定あり	規定あり	
20	理	日本地震学会	裁定と措置の概要は，個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き，原則として公表．	規定あり	規定あり	
21	工	日本機械学会	利益相反 がある場合には，説明責任と公明性を重視して，雇用者や依頼者に対し利益相反についての情報をすべて開示。	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
22	工	電気化学会	記載なし（明文化されていない）	規定あり	規定あり	
23	工	日本原子力学会	記載なし（明文化されていない）	規定あり	規定あり	倫理規程理解促進のため事例掲載：事例10：排水データの改ざん.pdf参照
24		東京大学	教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開。	規定あり	規定あり	

#	分類	組織名	文書名	発信年月日／発信主体	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況						
								機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）
	参考	－			－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－
1	審議会	薬事・食品衛生審議会薬事分科会 （医薬食品局総務課） 「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」 「審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループ」	審議参加に関する遵守事項	平成20年3月24日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会 申し合わせ	2010/11/2	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0324-9.html		あり（別紙参照）	薬事・食品衛生審議会薬事分科会 （所管：医薬食品局総務課） ※申し合わせはあくまでも審議会の文書	「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」 「審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループ」 の議論で決定している。事務局は医薬食品局総務課。	記載なし	当該審議に関連する企業からの寄附金・契約金については受領の有無及び金額（50万円以下／50万円超～500万円以下／500万円超）についての自己申告結果は、審議会・分科会終了後速やかに厚労省HPで公開。	あり（別紙参照）	記載なし
2	外郭	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達	###############	2010/11/2	http://www.pmda.go.jp/	http://reiki.pmda.go.jp/FormLibrary/A_001_Index.aspx	あり（別紙参照）	医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課	記載なし	記載なし	（氏名等の公表） (1) 機構は、以下の事項を、対象案件の承認後又は安全対策措置後速やかに公開するものとする。 ① 当該案件の専門協議等に参加した専門委員の氏名 ② 各専門委員から提出された寄付金・契約金等に係る申告書（ただし、受取額が年度あたり500万円を超えない場合における追加回答部分を除く。） （審査報告書への明記） (2) 当該案件に係る専門委員が、本遵守事項に抵触しない旨の申告があった場合には、その旨を審査報告書に明記するものとする。 （運営評議会等への報告） (3) (1)又は(2)により公開された事項及び各専門委員の寄附金・契約金等の受取状況については、定期的に運営評議会等に報告するものとする。 また、審査・安全業務委員会の委員に対しては、各専門委員から個別に提出された寄附金・契約金等に係る申告書の全部について開示を行うものとする。 （特例に該当する場合等の透明性の確保） (4) 専門委員が特例の規定により依頼された場合又は利用資料作成関与者に該当する場合については、(1)から(3)までに加え、以下の取組を行うものとする。 ① 当該専門委員が、特例の規定により依頼された旨又は利用資料作成関与者に該当する旨を(1)の公開と同時に、機構ホームページ上で公開する。 ② 当該専門委員が、特例の規定により依頼された旨又は利用資料作成関与者に該当する旨を審査報告書に明記する。	あり（別紙参照）	記載なし

①国内（審議会・研究機関等）

#	分類	組織名	文書名	発信年月日／発信主体	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況						
								機関の組織・構成図(*) ※内容は別紙	各部門が担当する業務(*)	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(組織)	資金や人材の受け入れ先の公開の有無(委員)(*)	機関や機関の上部組織が有する規定の全文(*) ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義(*)
	参考	－			－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－
3	外郭	独立法人　国立病院機構神戸医療センター	独立行政法人国立病院機構神戸医療センターにおける研究に関する利益相反管理規程	平成21年4月1日	2010/11/16	http://www.kobemc.go.jp/	http://kobeiryo-chiken.seesaa.net/	記載なし（明文化されていない）	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター研究利益相反審査委員会、院長、管理課	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	委員会が必要と認めたとき、委員会及び委員会の審議経過及び議決に関する記録を公開。（詳細不明） 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	臨床研究等の実施者及び関係者が、被験者や当院と連携をとりながら行う臨床研究等によって得られる直接的利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）及び間接的利益と、社会に開かれた研究・教育を実践するという当院職員としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供するという医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況
4	外郭	独立法人　国立病院機構鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターにおける研究に関する利益相反管理規程	平成22年1月1日	2010/11/16	http://www.hosp.go.jp/~nisitori/	http://www.hosp.go.jp/~nisitori/iinkai/iinkaiinfo.html	記載なし（明文化されていない）	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター研究利益相反審査委員会、院長、管理課	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	臨床研究等に係る利益相反に関する委員会の審議結果について、当該臨床研究等に参加する被験者から情報開示の求めがあれば、個人情報の保護に留意した上で開示することを原則とする。 公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし	あり（別紙参照）	臨床研究等の実施者及び関係者が、被験者や当院と連携をとりながら行う臨床研究等によって得られる直接的利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）及び間接的利益と、社会に開かれた研究・教育を実践するという当院職員としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供するという医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況
5	外郭	独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構	利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメントのためのガイドライン	平成19年10月1日	2010/11/2	http://www.naro.affrc.go.jp/	http://www.naro.affrc.go.jp/joint_research/faq/profit_reciprocity.html	あり（別紙参照）	利益相反委員会（利益相反アドバイザー）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	公開基準に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし。当該情報に関心を有する者や組織への情報提供なし。	あり（別紙参照）	広義の利益相反（以下「利益相反」という。）：次に掲げる利益相反（狭義）と責務相反を総称したもの ①利益相反（狭義）：役職員が、兼業等を行うことにより、その相手先企業等から得る利益と農研機構の役職員としての責任及び義務が衝突・相反する状態。 ②責務相反：役職員が、兼業等を行うことにより、その活動に費やす時間（労力）と農研機構の役職員としての責任及び義務が衝突・相反する状態。

#	分類	組織名	文書名	発信年月日／発信主体	調査年月日	URL	参考URL	機関の構成とその透明性確保状況						
								機関の組織・構成図（*） ※内容は別紙	各部門が担当する業務（*）	利益相反を管理している部門に所属する人の専門分野はなにか	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（組織）	資金や人材の受け入れ先の公開の有無（委員）（*）	機関や機関の上部組織が有する規定の全文（*） ※内容は別紙	その機関が採用している利益相反の定義（*）
	参考	－			－	－		機関を構成している各部門間の関係（並列、上下、包含、独立など）が分かるようにすること。	少なくとも、利益相反に関わっている部門や管理している部門を明らかにすること。	－		資金入手先をすべて公開しているか。一部しか公開していない場合、公開部分と非公開部分とを何で分けているか（金額や人数か）。公開していない場合、当該情報に関心を有する者や組織が知ることができるか。その情報は、申請をしなければ入手できない方式なのか、それともHP上などで不特定多数が容易に情報を入手できる形の情報提供か。	明文規定の全文。引用がある場合は引用先についても同様	－
6	外郭	農業環境技術研究所	利益相反マネージメント基本方針、利益相反マネージメント実施規程	###############	2010/11/12	http://www.niaes.affrc.go.jp/	http://www.niaes.affrc.go.jp/sinfo/rinfo/chizai/rieki_sohan.html	あり（別紙参照）	利益相反マネージメント委員会	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	現在まで、当該情報の提供の要請なし。情報提供の要請があった場合には、相手先や目的を勘案し検討。	あり（別紙参照）	「利益相反」：職員等や研究所が外部から得る経済的利益等と研究所自身の責任が衝突する状況をいい、職員等や研究所が、産学官連携活動等に伴い日常的に生じうる社会的受容性（社会的信頼）の問題。 「狭義の利益相反」：「個人としての利益相反」（職員等が個人として得る利益と研究所における責任との相反）及び「組織における利益相反」（研究所が組織として得る利益と研究所の社会的責任との相反） 「広義の利益相反」：「狭義の利益相反」及び「責務相反」（職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、研究所における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態）
7	外郭	独立行政法人　産業技術総合研究所	利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント実施規程	平成17年10月1日	2010/12/10	http://www.aist.go.jp/	http://unit.aist.go.jp/comphg/comp-legal/ci/legal/kitei/pdf/rieki.pdf	あり（別紙参照）	法務企画室	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	利益相反マネジメントポリシー：非公開 利益相反マネジメント実施規程：あり（別紙参照）	利益相反とは、産学官連携活動などの推進にあたり、産総研の役職員等が外部から得る利益等と産総研における業務上、研究上の責任が衝突する状況
8	ガイドライン	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	平成20年3月31日/厚生労働省大臣官房厚生科学課長	2010/11/12	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/		記載なし	各所属機関のCOI委員会等及び機関の長	記載なし	組織のCOI状況の公開について以下のような記載あり。 本指針では、組織としての利益相反に関しては、明示的な規定は設けていないが、研究者及び各所属機関においては、組織としての利益相反にも十分留意して、個々の研究における利益相反の管理を検討し、透明性を確保し、研究の客観性や公平性に関して、説明責任を果たせるように適切な管理措置を講じる必要がある。	研究者等のCOI状況の一般への開示について以下のような記載あり。 各COI委員会等において、個別の研究課題及びCOIの状況等を踏まえ、適切な管理の方法を検討し、それに基づき機関の長が適切な指導、管理を行う必要がある。なお、適切な情報の開示等透明性の確保には十分留意する必要がある。	あり（別紙参照）	個人としての利益相反：外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態。
9	ガイドライン	文部科学省 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	平成18年3月/臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班	2010/11/15	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm		記載なし	各所属機関のCOI委員会等及び機関の長	記載なし	記載なし	（ヒト対象研究に携わる研究者或いは個人の経済的な利益相反状態に関する当該委員会の意見書または要約した報告書） 当該臨床研究に参加する被験者から要求 →当該機関の長の責任のもとに開示。 研究資金提供者，研究成果の発表のために投稿する雑誌社，研究結果を公開する機関など一般からの請求 →個人情報及びプライバシーの保護に関して十分に配慮した上で，必要な範囲の情報を提供。 （利益相反状態にあると認定された個人の参加事実） 多施設臨床研究 →当該機関の長が，その事実を多施設研究を調整する責任者，当該臨床研究に参加している施設・機関の長やIRB へ周知。 ヒト対象研究 →当該研究へのICの中にその事実を記載。記載内容は倫理委員会によって最終決定。同時に，ICの中に，利益相反委員会と倫理審査委員会（IRB を含めて）との両委員会によって審議され，当該臨床研究実施計画書が承認されたこと，並びに利益相反状態の存在が，被験者に何ら危険を及ぼすものではないことの記載も含める。	あり（別紙参照）	個人としての利益相反：狭義の利益相反（教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。）のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

#	分類	組織名	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*） ※内容は別紙
	参考	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－
1	審議会	薬事・食品衛生審議会薬事分科会 （医薬食品局総務課） 「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」 「審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループ」	平成19年4月23日暫定ルール「申し合わせ」作成 その際、外部有識者も加えたワーキンググループで継続的に検討を行うこととされた。 平成19年6月～平成20年3月まで計8回のWG及び2回のパブリックコメントを行い、平成20年3月24日に「申し合わせ」として改定。 今後も1年に1度、継続的に見直しを行うこととされている。	審議会資料としてHP上で公開	審議会運営のより一層の中立性・公平性の確保、更なる透明性の確保を図るため	適用範囲： （適用対象部会等） （1）分科会、次の部会及び当該部会に設置された調査会を対象とする。 医薬品第一部会、医薬品第二部会、血液事業部会、医療機器・体外診断薬部会、医薬品再評価部会、生物由来技術部会、一般用医薬品部会、化粧品・医薬部外品部会、医薬品等安全対策部会、医療機器安全対策部会及び動物用医薬品等部会。 （適用対象審議） （2）個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審議に適用する（注2）。 （適用対象委員等） （3）本遵守事項は、委員、臨時委員、専門委員及び必要に応じ外部から招致する参考人（以下「委員等」という。）に適用する。 ①審議会委員就任の基準：薬事に関係する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得ている顧問等に就任している場合には、審議会委員として任命しないこととし、任期中にこれらの職に就任した場合には辞任しなければならないこととする（薬事分科会規定第11条） ②専門委員が申請資料作成等関与者等である場合： （当該品目及び競合品目に係る申請資料作成関与者）申請資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員等がある場合には、部会長（分科会にあっては、分科会長。調査会にあっては、調査会座長。以下同じ。）は、当該品目の審議開始の際、その氏名を報告。当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員等は出席し、意見陳述可能。 （利用資料作成関与者）利用資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員等がある場合には、部会長は当該品目の審議開始の際、その氏名を報告。当該資料について発言不可。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員等は意見陳述可能。 （特別の利害関係者）部会長に申し出る。当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員等は出席し、意見陳述可能。 ②審議不参加の基準：委員等本人又は家族が申請対象期間中に審議品目の製造販売業者又は競合企業からの寄付金・契約金等の受取実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申請対象期間中で年度あたり500万円を超える年度がある場合は、当該審議品目についての審議又は議決が行われている間、部会等の審議会場から退場する。 ③議決不参加の基準：委員等本人又は家族が、申告対象期間中に審議品目の製造販売業者又は競合企業から寄付金・契約金等の受取実績があり、 それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中いずれも年度あたり500万円以下の場合は、当該委員等は部会等へ出席し、意見を述べることができるが、当該審議品目についての議決には加わらない。 ただし、寄付金・契約金等が申告対象期間中いずれも年度あたり50万円以下の場合には議決にも加わることができる。	利益相反の有無を判断するための寄付金・契約金等について、原則として、当該品目の専門協議等が行われる日の属する年度を含め過去3年度を対象に、各専門協議の開催の都度、その寄付金・契約金等に、最も受取額の多い年度につき、委員等から厚生労働省医薬食品局総務課薬事審議会係へ自己申告 ↓ 専門委員委嘱時、審議開始時等に自己申告に基づき判断。（詳細不明）
2	外郭	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	暫定ルール施行：平成19年5月8日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会におけるルール決定後、その内容を踏まえ、医薬品医療機器総合機構において暫定ルールを見直し、新ルールを策定することとされた。 作成・施行：平成20年12月25日 （適用：平成21年1月1日以降）	例規集データベース上で公開。	透明性の十分な確保、外部からの検証可能な仕組み構築等を通じ、制度的にも、判断の公正性を担保することが最適な対応であると考えたため。	適用範囲：医薬品、医療機器等の治験相談、承認審査及び安全対策に係る専門協議等 専門委員を委嘱できない場合：薬事関係企業の役員、職員又は定期的に報酬を得ている顧問等に就いている場合には、専門委員として委嘱しない。任期中これらの職に就いた場合には、その時点で専門委員を辞任。 専門委員が申請資料作成等関与者等である場合： （当該品目及び競合品目に係る申請資料作成関与者、特別の利害関係者）申請資料作成関与者、特別の利害関係者のリストの提出を受けることとし、これに該当する者について、機構は、当該案件の専門協議等の依頼を行わない。 （利用資料作成関与者）利用資料作成関与者のリストの提出を受けることとする。 専門協議等依頼の基準：専門委員本人又は家族が、申告対象期間中に専門協議等の対象案件に係る企業又は競合企業からの寄附金・契約金等の受取実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中に年度あたり500万円を超える年度がある場合は、機構は、当該専門委員に対して、当該案件の専門協議の依頼を行わない。なお、治験相談に係る専門協議については、当該専門協議が開発段階という早期の段階で行われ、競合品目が必ずしも明確でない時点で行われることにかんがみ、対象案件に係る企業からの寄附金、契約金等の受取額が、申告対象期間中に年度あたり500万円を超える年度がある場合にのみ、機構は、当該専門委員に対して、当該案件の専門協議の依頼を行わない。	原則として、当該品目の専門協議等が行われる日の属する年度を含め過去3年度を対象に、各専門協議の開催の都度、その寄付金・契約金等に、最も受取額の多い年度につき、医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課へ専門委員から自己申告 ↓ 専門委員委嘱時、専門協議等依頼時に判断。（詳細不明）

①国内（審議会・研究機関等）

#	分類	組織名	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*） ※内容は別紙
	参考	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－
3	外郭	独立法人　国立病院機構 神戸医療センター	施行：平成21年4月1日	HP上で公開している。	被験者の保護を最優先としつつ、独立行政法人国立病院機構神戸医療センター及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、当院の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図るため	利益を開示すべき人的範囲： 一 臨床研究等の実施者（臨床研究等の研究者及び当該臨床研究等に関わる研究員）及び関係者（臨床研究等の倫理性等を審査する委員会の委員、院長等（臨床研究等の協力者（コーディネーター等）を除く。）） 二 前号に規定する者の配偶者及び生計を一にする扶養親族（一親等の者に限る。） 三 前二号に掲げる者のほか、委員会が必要と判断した者 利益開示が必要とされる行為及び状況： 1．評価を受ける者の立場 A 研究者 1)外部活動（所属機関外での兼業等。ただし、診療活動を除く。） 2)企業・団体からの収入（診療報酬を除く。）（年間の合計収入が同一組織から100万円を超える場合） B 研究者の家族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）） 1)外部活動に相当するもの（診療活動を除く。） 2)企業・団体からの収入（診療報酬を除く。）（年間の合計収入が同一組織から100万円を超える場合） 2．研究者の産学連携活動（兼業以外） 申請研究に係るもので、研究者又はその所属部局が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄附金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む。（年間の合計収入が同一組織から200万円を超える場合） 3．産学連携活動の相手方との関係 株式（公開・未公開を問わない。）出資金、ストックオプション、受益権限等の保有など。	本部における臨床研究等の実施者による院長への当該研究にかかる利益の開示。（報告日以前1年間の活動・報酬が対象。研究実施期間中に重要な変化が発生した場合には、その時点より6週間以内に報告書を修正し、提出。） ↓ 院長による利益相反の管理に関する措置についての委員会への意見請求 ↓ 委員会における臨床研究等に係る利益相反に関する事項についての審議及び管理 ↓ 院長による委員会の意見等に基づいた、利益相反に関する必要な指導、管理実施 審議および利益相反状態の判断等に関して、特に具体的な判断基準等の設定なし
4	外郭	独立法人　国立病院機構 鳥取医療センター	施行：平成22年1月1日	HP上で公開している。	被験者の保護を最優先としつつ、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、当院の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図るため	利益を開示すべき人的範囲： 一 臨床研究等の実施者（臨床研究等の研究者及び当該臨床研究等に関わる研究員）及び関係者（臨床研究等の倫理性等を審査する委員会の委員、院長等（臨床研究等の協力者（コーディネーター等）を除く。）） 二 前号に規定する者の配偶者及び生計を一にする扶養親族（一親等の者に限る。） 三 前二号に掲げる者のほか、委員会が必要と判断した者 利益開示が必要とされる行為及び状況： 1．評価を受ける者の立場 A 研究者 1)外部活動（所属機関外での兼業等。ただし、診療活動を除く。） 2)企業・団体からの収入（診療報酬を除く。）（年間の合計収入が同一組織から100万円を超える場合） B 研究者の家族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）） 1)外部活動に相当するもの（診療活動を除く。） 2)企業・団体からの収入（診療報酬を除く。）（年間の合計収入が同一組織から100万円を超える場合） 2．研究者の産学連携活動（兼業以外） 申請研究に係るもので、研究者又はその所属部局が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄附金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む。（年間の合計収入が同一組織から200万円を超える場合） 3．産学連携活動の相手方との関係 株式（公開・未公開を問わない。）出資金、ストックオプション、受益権限等の保有など。	臨床研究等の実施者による、研究ごとに別に定める申告書及び実施計画書の院長への提出。 臨床研究等の関係者による、委員会の要求に応じた就任時のほか随時申告書の報告。 （臨床研究等の実施者及び関係者が得る経済的利益又は経営関与の態様に変更があった場合、直ちに院長を通じ委員会へ申告書再提出。臨床研究等が事業年度を越えて継続している場合、臨床研究等の実施者は、毎年度1回（年度当初等）、院長を通じ委員会に申告書を提出。） ↓ 申告書受理時、委員長は委員会を招集して当該臨床研究等に係る利益相反について審査し、審査の経過及び結果を独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター倫理審査委員会または受託研究審査委員会（治験審査員会を兼ねる）に報告。 （院長が臨床研究等の実施者である場合、職務の遂行は副院長に委任。） 以下のような手続きにて実施。 ①審査日は、年度始めに決定しており、その日程に合わせて委員が集合。 ②当日は、研究利益相反審査委員会、倫理審査委員会、受託研究審査委員会の順に開催しているため、研究利益相反審査委員会の結果は口頭で報告。
5	外郭	独立法人　農業・食品産業 技術総合研究機構	利益相反マネジメントポリシー 制定：平成19年10月1日 利益相反マネジメントのためのガイドライン 制定：平成20年4月1日	利益相反マネジメントポリシー：HP上で公開している。 利益相反マネジメントのためのガイドライン：HP上では非公開。	農研機構の研究業務に係る産学官連携の推進に当たり、平成19年10月1日の産学官連携本部の設置に合わせて制定。	(1)「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員の兼業取扱規程」に基づく兼業活動の場合 (2)「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員倫理規程」において認められる範囲の報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合 (3)農研機構以外の企業、大学等に、役職員が自らの知的財産権を技術移転する場合 (4)共同研究、協定研究、委託研究及び受託研究を行う場合 (5)外部からの寄付金、設備、物品等の供与を受ける場合 (6)（1）から(5)までの相手方等、何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備等の利用を提供する場合 (7)（1）から(5)までの相手方等、何らかの便益を供与される者から物品を購入し、又は役務の提供を受ける場合 (8)その他研究活動に関し、何らかの便益を供与されたり供与が想定される場合	役職員は、産学官連携活動等の実施前（「事前自己申告」）及び毎年1回定期（「定期自己申告」）に産学官連携活動等の相手方に対して有する個人的利益の状況等について、委員会に自己申告。 また、役職員は、自らが関係する産学官連携活動等に係る利益相反に関する相談（「相談」）を利益相反委員会（委員会）にすることができる。相談の受付窓口は、情報広報部産学官連携センター。 ↓ 委員会は、役職員の事前自己申告、定期自己申告又は相談（「自己申告等」）に基づき、役職員自らが関係する産学官連携活動等の相手方に対して個人的利益を有している場合において、社会から疑惑を持たれ、又は批判を受けるおそれがあると認める場合、また、農研機構又は役職員が関係する利益相反に係る問題等が発生した場合、下記の通り、利益相反マネジメントを実施。 委員会は、自己申告等の内容を判断し、利益相反マネジメントを実施する必要があると認める場合には、当該自己申告等を行った役職員（「自己申告者」）が行っている農研機構の役職員としての責任及び義務並びに産学官連携活動等及び個人的利益等について調査実施。 委員会が自己申告者に産学官連携活動等及び個人的利益等について直接確認をする必要があると認める場合には、聞き取りによる調査（「ヒアリング」）実施。ヒアリングの実施の際には、必要に応じ、利益相反アドバイザーを同席させる。 ↓ 委員会において、利益相反アドバイザーの意見を徴した上で、当該調査を行った自己申告者に係る利益相反の状況を回避させる必要があるか否か、また、回避させる必要がある場合にあってはその対応策について審議。 ↓ 委員会は、回避させる必要がないと認めた場合には、その旨、回避させる必要があると認めた場合には、その理由及び当該回避させるために必要な対応策を、当該自己申告者に通知。 ↓ 委員会は、同時に通知内容等を理事長に報告。

①国内（審議会・研究機関等）

#	分類	組織名	規定が初めて作成された年月日、規定の改正の経緯、現在効果をもつ規定が施行された年月日（*）	規定を公開しているか、公開していない場合は、その理由（*）	規定を策定した契機・理由・背景	利益相反が適用される部門や者の条件、利益相反と判断される場合の条件（*）	利益相反に当たるかどうかを判断する手続きフロー（*） ※内容は別紙
	参考	－	施行とは、効力を持つようになることをいう。経緯については、改正のポイント（改正箇所）と改正年月日を明らかにすること。	公開している場合は、どのように公開しているか。HP上か。公開していない場合、非公開であっても規定は有しているのか、規定自体が不存在なのか。	－	例えば、〇〇円以上の供与が〇〇年間にわたってある場合など	－
6	外郭	農業環境技術研究所	利益相反マネージメント基本方針 施行：平成18年12月11日 利益相反マネージメント実施規程 施行：平成18年12月11日 最終改正：平成19年3月20日 改正施行：平成19年4月1日	利益相反マネージメント基本方針：HP上で公開している。 利益相反マネージメント実施規程：非公開	研究所として、産学官連携等の社会貢献を積極的に推進するに当たって不可避的に生じ得る利益相反や責務相反による弊害を抑え、研究所と職員等が公正かつ効率的に業務を実行するため。	（1）対象 1）「独立行政法人農業環境技術研究所職員の兼業取扱規程」に基づく、兼業活動の場合 2）「独立行政法人農業環境技術研究所職員倫理規程」において認められる範囲の報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合 3）研究所以外の企業、大学等に、職員等が自らの発明を技術移転する場合 4）共同研究や受託研究に参加する場合 5）外部からの寄付金、設備、物品の供与を受ける場合 6）1）から5）までの相手方等から、何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合 7）1）から5）までの相手方等から、何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合 8）その他研究活動に関し、何らかの便益を供与されたり供与が想定される場合 （2）基準 研究所の職務に対して、個人的な利益を優先させると客観的にみられたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしに係わらず研究所外部の活動へ時間配分を優先させていると客観的にみられたり（責務相反）、という利益相反（広義の利益相反）を生じさせないこと。	職員等は、何らかの利益相反が認められると考えられる場合においては、別紙様式に定める定期自己申告書により、年１ 回利益相反委員会に必ず自己申告。 職員等は、産学官連携活動等を計画する段階において、利益相反委員会に対し、利益相反に関する事項について相談することができる。 職員等は、利益相反委員会が指定する産学官連携活動等を行おうとする場合であって、当該産学官連携活動等の相手方に対し個人的な利益を有する場合は、利益相反委員会が決定する時期に必ず別紙様式により自己申告。 ↓ 利益相反委員会は、自己申告を行った者について、特に必要があると認めるときは、聞取り調査（「ヒアリング」）実施。 ↓ 利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。
7	外郭	独立行政法人　産業技術総合研究所	利益相反マネジメントポリシー 非公開 利益相反マネジメント実施規程 施行：平成17年10月1日 改正：①平成20年2月15日②平成20年7月11日③平成22年10月1日 改正箇所：①19規定第47号・一部改正②20規定第24号・一部改正③22規定第86号・一部改正	利益相反マネジメントポリシー：非公開 利益相反マネジメント実施規程：HP上で公開している。	記載なし（明文化されていない）	〇対象者 役職員 〇対象活動 自らが関係する産学官連携活動等 イ 研究所が行う共同研究、委託研究、受託研究 ロ 研究所が随意契約により行う物品購入、役務購入等 ハ 研究所が行う研究所の役員、職員及び任期付職員並びに次条の利益相反マネージメント委員会が指定する者（以下「役職員」という。）が権利者又は発明者である知的財産権の技術移転 ニ 研究所が受ける寄付金、設備、物品等の供与 ホ 研究所が行う研究所の施設、設備等の提供 ヘ その他次条の利益相反マネージメント委員会が必要と認める行為 二「個人的利益」とは、役職員の研究所が認める範囲での兼業の実施、株式等の保有及び役職員が権利者又は発明者である知的財産権の保有	役職員による利益相反委員会への年2回の定期自己申告書による自己申告 ↓ 個人的利益のあるものをモニタリング対象者とする。その中で、利益相反状態に陥る可能性のあるものに対し、利益相反カウンセラーによる聞取り調査（以下「ヒアリング」という。）実施。 ↓ 利益相反マネージメント・アドバイザリーボードによる助言。 ↓ 利益相反委員会において措置を決定。 役職者による産学官連携活動等の計画段階における利益相反カウンセラー又は利益相反委員会に対する利益相反に関する事項についての相談 ↓ 当該産学官連携活動等の相手方等に対し個人的利益を有する場合は、利益相反委員会が決定する時期に自己申告 ↓ 特に必要と認めたときは、利益相反委員会は、役職員にヒアリングを実施
8	ガイドライン	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	施行：平成20年3月31日 平成19年6月～平成20年1月まで計6回のWG及び1回のパブリックコメントを行い、平成20年3月31日施行。 指針は策定から5年以内に、各所属機関におけるCOI委員会等の活動状況等を踏まえて、見直しを行うこととされている。	HP上で公開している。	公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するためには、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要があり、利益相反について、透明性が確保され、適正に管理するため。	本指針の対象：厚生労働科学研究を実施しようとする研究者（以下「研究者」）及び研究者が所属する機関（以下「所属機関」） COI 委員会等における検討対象：厚生労働科学研究におけるCOI が想定される経済的な利益関係がある、研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）も含む。 条件：各所属機関において、一定の基準を設定し、それを超える「経済的な利益関係」を報告。一定の基準の目安としては、例えば、産学連携活動の相手先との関係（株式（公開・未公開を問わない。）、出資金、ストックオプション、受益権等））について報告を求める他、①企業・ 団体からの収入（診療報酬を除く。）について、年間の合計金額が同一組織から１００万円を超える場合、②産学連携活動にかかる受入れ額（申請研究に係るもので、申告者又はその所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む。）について、年間の合計受入れ額が同一組織から２００万円を超える場合など。各所属機関の実情を踏まえて、一定の基準を設定。	（各所属機関におけるフロー） 厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までに、各研究者が、COI 委員会等に対して、「経済的な利益関係」について報告し、当該研究のCOI の審査について申し出る。（研究の期間中は、年度毎、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に報告。） ↓ COI 委員会等において、研究者の経済的な利益関係、研究者が実施しようとしている研究及び講じられようとしているCOI の管理に関する措置等について、相談、必要に応じて指導実施。また、ヒアリング、審査及び検討を行い、COI の管理に関する措置について、機関の長に対し文書で意見陳述。 ↓ 機関の長が、COI 委員会等の意見等に基づき、COI に関し、機関としての見解を提示して改善に向けた指導、管理実施。 ↓ 機関の長が、厚生労働科学研究に何らかの弊害が生じた、又は弊害が生じているとみなされる可能性があると判断した場合、厚労省又は厚労省の委任を受けて厚生労働科学研究費補助金の交付の決定等を行う機関（以下「配分機関」。）に報告、その上で適切にCOIの管理実施。
9	ガイドライン	文部科学省 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	平成18年3月 平成14年5月～11月 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループにて利益相反に関する基本的考え方を整理 平成16年3月、平成17年3月 利益相反のマネジメント体制構築や事例についての調査研究実施（東北大学に委託） 平成16年8月 「利益相反マネジメントを考える会」開催 平成17・18年 「臨床研究の倫理と利益相反に関するワークショップ」開催 平成18年3月 「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」策定	HP上で公開している。	臨床研究を行う各大学，研究機関，病院，学術団体などにおいて，経済的な利益などに関して相反状態にある個人や研究者が臨床研究を行う場合の一定のルールを定めることが求められており，本ガイドラインは，そうしたルールの策定のために参考となる基本的な指針・情報を提供するため。	対象：当該研究に携わる研究者全員 条件：ヒト対象研究における利益相反状態は，社会的な背景，臨床研究の緊急性や必要性，施設や研究者のおかれている状況，対象となる臨床研究の特殊性などによって大きく異なる可能性があり，標準的な判断基準や統一的な評価基準は存在しない。各施設のポリシーに基づいて施設・機関ごとに規範や評価基準を策定し，定期的にポリシーの見直しを図りながら改善し対応。 自己申告書に含まれるべき項目の例は下記の通り。 ①当該臨床研究に関して利害関係が想定される企業・団体での活動の有無（年間の合計収入が当該施設・機関において設定された額（例，１００万円）を超える場合），収入の種類と額。 ②申請研究者の家族（例，一親等まで）についての①同様の項目についての記載。 ③当該臨床研究に係る申請者の産学官連携活動の有無（同一外郭組織からの年間の金銭受け入れ総額が設定された額（例，２００万円）を超える場合），１年間の授受金額（例，共同研究，受託研究，コンソーシアム，実施許諾・権利譲渡，技術研修，委員等の委嘱，依頼出張，客員研究員・ポスト・ドクトラルフェローの受入れ，研究助成金・寄附金等受入れ，依頼試験・分析など）の記載。 ④産学連携活動の相手先のエクイティの種類（例，公開・未公開を問わず，株式，出資金，ストックオプション，受益権等）と数量の記載。	①臨床研究を実施する研究者が，所属機関において定められた書式・手順に則り，所属機関の長に利益相反自己申告書と臨床研究の実施計画書を提出 ②当該機関に設置された臨床研究利益相反委員会において評価 ③ IRB や倫理審査委員会に対し判定結果（利益相反に関する要約書・意見書）を報告 ④ IRB や倫理審査委員会において，臨床研究の実施について審議、その結果を機関の長に報告 ⑤機関の長から，実施研究者に対して承認・条件付承認・不承認などの決定を伝達

#	分類	利益相反に係る規定						
		組織名	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）
	参考	－	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）
1	審議会	薬事・食品衛生審議会薬事分科会 （医薬食品局総務課） 「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」 「審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループ」	発見部門：各分科会 管理部門：厚生労働省医薬食品局総務課薬事審議会係	利益相反の有無を判断するための寄付金・契約金等について、原則として、当該品目の専門協議等が行われる日の属する年度を含め過去3年度を対象に、各専門協議の開催の都度、その寄付金・契約金等に、最も受取額の多い年度につき、委員等から厚生労働省医薬食品局総務課薬事審議会係へ自己申告 ↓ 専門委員委嘱時、審議開始時等に自己申告に基づき判断。（詳細不明）	専門委員委嘱時、審議開始時	当該品目および競合品目申請資料作成関与者である委員等、特別の利害関係者 →当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員等は出席し、意見陳述可能。 利用資料作成関与者である委員等 →当該資料について発言不可。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員等は意見陳述可能。 委員等（寄附金・契約金等受取実績あり、受取額500万円を超える年度がある場合） →当該審議品目についての審議又は議決中、部会等の審議会場から退室。 委員等（寄附金・契約金等受取実績あり、受取額500万円以下の場合） →部会等へ出席、意見陳述可、議決不参加。ただし、寄附金・契約金等が、申告対象期間中いずれも年度あたり50万円以下の場合は、議決参加可能。	適用例：各分科会の議事録、遵守事項資料に記載。（別紙参照）	記載なし
2	外郭	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	発見部門：（専門委員委嘱時）理事長及び、健康被害救済部、審査業務部、安全第一部又は品質管理部 管理部門：医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課	原則として、当該品目の専門協議等が行われる日の属する年度を含め過去3年度を対象に、各専門協議の開催の都度、その寄付金・契約金等に、最も受取額の多い年度につき、医薬品医療機器総合機構審査業務部企画管理課へ専門委員から自己申告 ↓ 専門委員委嘱時、専門協議等依頼時に判断。（詳細不明）	専門委員委嘱時、専門協議等依頼時	薬事関係企業の役員、職員又は定期的に報酬を得ている顧問等 →専門委員として委嘱しない。任期中これらの職に就いた場合には、その時点で専門委員を辞任。 当該品目および競合品目申請資料作成関与者である委員等、特別の利害関係者 →申請資料作成関与者、特別の利害関係者のリストの提出を受けることとし、これに該当する者について、機構は、当該案件の専門協議等の依頼を行わない。 利用資料作成関与者である委員等 →利用資料作成関与者のリストの提出を受けることとする。 委員等（対象案件に係る企業又は競合企業からの寄附金・契約金等受取実績あり、受取額500万円を超える年度がある場合（但し、治験相談に係る専門協議については、対象案件に係る企業からのみ）） →当該案件の専門協議の依頼を行わない。	適用なし 理由：当該品目及び競合品目について500万円超の受取額がある者がいなかったため	記載なし

①国内（審議会・研究機関等）

#	分類	組織名	利益相反に係る規定					
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）
	参考	－	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）
3	外郭	独立法人　国立病院機構神戸医療センター	発見部門：独立行政法人国立病院機構神戸医療センター研究利益相反審査委員会 管理部門：管理課	本部における臨床研究等の実施者による院長への当該研究にかかる利益の開示。（報告日以前1年間の活動・報酬が対象。研究実施期間中に重要な変化が発生した場合には、その時点より6週間以内に報告書を修正し、提出。） ↓ 院長による利益相反の管理に関する措置についての委員会への意見請求 ↓ 委員会における臨床研究等に係る利益相反に関する事項についての審議及び管理	本部における臨床研究等の実施者による院長への当該研究にかかるCOI状態の報告時、研究実施期間中に重要な変化が発生した場合の6週間以内の修正版報告書提出時	院長が、委員会の意見等に基づき、利益相反に関する必要な指導、管理実施。 また、臨床研究等に係る利益相反の管理の手順及び実施については、委員会が別に定める。 （詳細不明）	記載なし（明文化されていない）	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター研究利益相反審査委員会を設置 構成員：独立行政法人国立病院機構の役職員以外の者を含む男女両性をもって構成。委員は院長が委嘱。院長は委員就任不可。 パネルと当該組織の関係：倫理委員会の委員による兼務あり（院長が委嘱しない場合） 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない） その他：専門の事項を調査検討するため必要があると認めるとき、院長が学識経験者の中から専門委員を委嘱。必要に応じ、専門委員は委員会に出席可。ただし、議決参加不可。
4	外郭	独立法人　国立病院機構鳥取医療センター	発見部門：独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター研究利益相反審査委員会 管理部門：管理課	臨床研究等の実施者による、研究ごとに別に定める申告書及び実施計画書の院長への提出。 臨床研究等の関係者による、委員会の要求に応じた就任時のほか随時申告書の報告。 （臨床研究等の実施者及び関係者が得る経済的利益又は経営関与の態様に変更があった場合、直ちに院長を通じ委員会へ申告書再提出。臨床研究等が事業年度を越えて継続している場合、臨床研究等の実施者は、毎年度1回（年度当初等）、院長を通じ委員会に申告書を提出。） ↓ 申告書受理時、委員長は委員会を招集して当該臨床研究等に係る利益相反について審査し、審査の経過及び結果を独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター倫理審査委員会または受託研究審査委員会（治験審査員会を兼ねる）に報告。 （院長が臨床研究等の実施者である場合、職務の遂行は副院長に委任。）	臨床研究等の実施者による研究ごとに別に定める申告書及び実施計画書の院長への提出時、臨床研究等の関係者による委員会の要求に応じた就任時のほか随時申告書の報告時、臨床研究等の実施者及び関係者が得る経済的利益又は経営関与の態様に変更があった場合の申告書再提出時、臨床研究等の実施者による毎年度1回（年度当初等）の申告書提出時	・申告書により利益相反があると認める場合、委員会において臨床研究等実施計画書に照らし合わせて適正な臨床研究等が実施できるかどうかを審議し、必要と認めた場合は実施者又は関係者に助言・指導・勧告等を実施。（指導・勧告とは、他施設での実施、実施者の費用による監査等の導入などを含む。） ・指導・勧告を受けた実施者又は関係者は、委員会の求めに応じて、是正結果を報告。 ・委員会は、必要に応じて更なる情報収集・調査及びフォローアップ実施。 ・委員会は、ヒアリング、審査及び検討を行い、利益相反の管理に関する措置について、院長に対して文書をもって意見を述べる。	平成22年3月15日開催の利益相反審査委員会における適用例はなし。（別紙参照） 理由：詳細不明	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター研究利益相反審査委員会を設置 構成員：独立行政法人国立病院機構の役職員以外の者を含む男女両性をもって構成。委員は院長が委嘱。院長は委員就任不可。 パネルと当該組織の関係：倫理委員会の委員による兼務あり（院長が委嘱しない場合） 外部構成員の本職・専門：記載なし（明文化されていない） その他：専門の事項を調査検討するため必要があると認めるとき、院長が学識経験者の中から専門委員を委嘱。必要に応じ、専門委員は委員会に出席可。ただし、議決参加不可。
5	外郭	独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構	発見部門：利益相反委員会（利益相反アドバイザー） 管理部門：利益相反委員会（利益相反アドバイザー）	役職員は、産学官連携活動等の実施前（「事前自己申告」）及び毎年1回定期（「定期自己申告」）に産学官連携活動等の相手方に対して有する個人的利益の状況等について、委員会に自己申告。 また、役職員は、自らが関係する産学官連携活動等に係る利益相反に関する相談（「相談」）を利益相反委員会（委員会）にすることができる。相談の受付窓口は、情報広報部産学官連携センター。 ↓ 委員会は、役職員の事前自己申告、定期自己申告又は相談（「自己申告等」）に基づき、役職員自らが関係する産学官連携活動等の相手方に対して個人的利益を有している場合において、社会から疑惑を持たれ、又は批判を受けるおそれがあると認める場合、また、農研機構又は役職員が関係する利益相反に係る問題等が発生した場合、下記の通り、利益相反マネジメントを実施。 委員会は、自己申告等の内容を判断し、利益相反マネジメントを実施する必要があると認める場合には、当該自己申告等を行った役職員（「自己申告者」）が行っている農研機構の役職員としての責任及び義務並びに産学官連携活動等及び個人的利益等について調査実施。 委員会が自己申告者に産学官連携活動等及び個人的利益等について直接確認をする必要があると認める場合には、聞き取りによる調査（「ヒアリング」）実施。ヒアリングの実施の際には、必要に応じ、利益相反アドバイザーを同席させる。 ↓ 委員会において、利益相反アドバイザーの意見を徴した上で、当該調査を行った自己申告者に係る利益相反の状況を回避させる必要があるか否か、また、回避させる必要がある場合にあってはその対応策について審議。 ↓ 委員会は、回避させる必要がないと認めた場合には、その旨、回避させる必要があると認めた場合には、その理由及び当該回避させるために必要な対応策を、当該自己申告者に通知。 ↓ 委員会は、同時に通知内容等を理事長に報告。	役職員の事前自己申告、定期自己申告又は相談時	委員会は、役職員の事前自己申告、定期自己申告又は相談（「自己申告等」）に基づき、役職員自らが関係する産学官連携活動等の相手方に対して個人的利益を有している場合において、社会から疑惑を持たれ、又は批判を受けるおそれがあると認める場合、また、農研機構又は役職員が関係する利益相反に係る問題等が発生した場合、利益相反マネジメントを実施。	記載なし（明文化されていない）	利益相反委員会を設置 構成員：①委員長　理事（総務・農業者大学校担当）②副委員長　理事（産学官連携・評価担当）及び理事（研究管理担当）③委員　総合企画調整部長、統括部長、情報広報部長及び理事長が指名する者 外部構成員の本職・専門：利益相反アドバイザー（利益相反に関し学識経験を有する外部の者）複数名

#	分類	組織名	利益相反に係る規定					
			利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけ出す部門はどこか。それは利益相反を管理する部門と同じか、それとも別部門か（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、どのように見つけるのか（*）	利益相反を有する恐れのある部門や者を、見つけようとするのはどのタイミングか（*）	利益相反があった場合、その部門や者への措置（*）	実際の適用例があるか。ある場合は、具体的な適用例。規定があるのに適用がない場合は、その理由。	利益相反があるかどうかを判断する特別なパネルなどを設けているか（*）
	参考	－	－	どこかの部門が常にウォッチしているのか、審査があるのか、それとも自己申告かなど	毎年度なのか四半期ごとなのか、特に定まっていないのかなど	－	－	ある場合は、そのパネルの構成員や、パネルと当該組織の関係（独立か否かなど）。外部からの構成員がいるか（いる場合は、その外部構成員に期待されている役割はなにか、外部構成員の本職や専門はなにか、外部構成員がいない場合は不要とした理由はなにか、外部構成員がいないことでどのような不都合があるか、不都合はないか、外部構成員を入れるように規定を見直す意思はあるか、見直すのであれば、いつ頃の見直しを念頭においているか）
6	外郭	農業環境技術研究所	発見部門：利益相反マネージメント委員会 管理部門：利益相反マネージメント委員会	職員等は、何らかの利益相反が認められると考えられる場合においては、別紙様式に定める定期自己申告書により、年１ 回利益相反委員会に必ず自己申告。 職員等は、産学官連携活動等を計画する段階において、利益相反委員会に対し、利益相反に関する事項について相談することができる。 職員等は、利益相反委員会が指定する産学官連携活動等を行おうとする場合であって、当該産学官連携活動等の相手方に対し個人的な利益を有する場合は、利益相反委員会が決定する時期に必ず別紙様式により自己申告。 ↓ 利益相反委員会は、自己申告を行った者について、特に必要があると認めるときは、聞取り調査（「ヒアリング」）実施。 ↓ 利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。	役職員の定期自己申告、事前相談又は事前自己申告時	利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。 利益相反委員会は、勧告を受けた職員等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告。理事長は、報告を受けた場合は、当該職員等に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずる。	記載なし（明文化されていない）	利益相反マネージメント委員会を設置 構成員：理事（統括推進責任者）、研究統括主幹、業務統括主幹、研究コーディネータ、農業環境インベントリーセンター長、その他理事長が指名する者 外部構成員の有無：記載なし（明文化されていない）
7	外郭	独立行政法人　産業技術総合研究所	発見部門：利益相反マネージメント委員会 管理部門：法務企画室	役職員による利益相反委員会への年2回の定期自己申告書による自己申告 ↓ 個人的利益のあるものをモニタリング対象者とする。その中で、利益相反状態に陥る可能性のあるものに対し、利益相反カウンセラーによる聞取り調査（以下「ヒアリング」という。）実施。 ↓ 利益相反マネージメント・アドバイザリーボードによる助言。 ↓ 利益相反委員会において措置を決定。 役職者による産学官連携活動等の計画段階における利益相反カウンセラー又は利益相反委員会に対する利益相反に関する事項についての相談 ↓ 当該産学官連携活動等の相手方等に対し個人的利益を有する場合は、利益相反委員会が決定する時期に自己申告 ↓ 特に必要と認めたときは、利益相反委員会は、役職員にヒアリングを実施	自己申告時、事前相談時	利益相反委員会は、ヒアリング結果、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し報告を求める。 ↓ 利益相反委員会は、勧告を受けた定期自己申告者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告 ↓ 理事長は、報告を受けた場合、当該定期自己申告者に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずる	記載なし（明文化されていない）	利益相反マネージメント委員会 構成員：理事長が指名する理事　若干名、産学官連携推進部長、人事部長、知的財産部長、財務部長、ベンチャー開発部長（次長が置かれる場合は、次長） 利益相反マネージメント・アドバイザリーボード 構成員：利益相反に高い見識を有する研究所の役職員以外の者（理事長による委嘱） 利益相反カウンセラー 構成員：利益相反に高い見識を有する研究所の役職員以外の者（利益相反委員会委員長による委嘱）
8	ガイドライン	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	発見部門：各所属機関のCOI委員会 管理部門：各所属機関のCOI委員会	厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までに、各研究者が、COI 委員会等に対して、「経済的な利益関係」について報告し、当該研究のCOI の審査について申し出る。（研究の期間中は、年度毎、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に報告。）	厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時まで、及び、研究期間中の、年度毎、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎の報告時	（各所属機関における措置） 機関の長が、COI 委員会等の意見等に基づき、COI に関し、機関としての見解を提示して改善に向けた指導、管理実施。 ↓ 機関の長が、厚生労働科学研究に何らかの弊害が生じた、又は弊害が生じているとみなされる可能性があると判断した場合、厚労省又は厚労省の委任を受けて厚生労働科学研究費補助金の交付の決定等を行う機関（以下「配分機関」。）に報告、その上で適切にCOIの管理実施。 （厚労省又は配分機関における措置） 厚労省又は配分機関は、報告を受けた場合、必要に応じ、当該所属機関に対し、COI の管理に関して指導実施。 ↓ 厚労省又は配分機関は、必要があると認める場合、自らが交付を決定した厚生労働科学研究費補助金に係るCOI に関して、所属機関に対する調査実施。 ↓ 調査の結果、改善が必要と認められた場合、厚労省又は配分機関は、当該所属機関に対し、改善指導実施。 ↓ COI の管理が適正な実施状況になく、改善指導にもかかわらず、正当な理由なく改善が認められない場合、厚労省又は配分機関は、資金提供の打ち切り、未使用研究費等の返還、研究費全額の返還、競争的資金等の交付制限等の措置を講じる。	記載なし	各所属機関に、当該機関における研究者のCOI を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会（COI 委員会）を設置 構成員：当該機関の外部の者の参加必須。その他記載なし。 パネルと当該組織の関係：各所属機関内に設置。倫理審査委員会等の当該機関に既に設置されている委員会にCOI委員会を兼務可。COI委員会の下に、COIに係る審査及び検討実施の小委員会等を設置可。設置が困難な場合には、COI に関する審査及び検討を適当な外部の機関に委託可。 外部構成員の本職・専門：例えば、利益相反の管理に精通している者、関連する法律等に詳しい者、産学連携活動に詳しい者など。
9	ガイドライン	文部科学省 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	発見部門：臨床研究利益相反委員会 管理部門：各施設内	①臨床研究を実施する研究者が，所属機関において定められた書式・手順に則り，所属機関の長に利益相反自己申告書と臨床研究の実施計画書を提出 ②当該機関に設置された臨床研究利益相反委員会において評価 ③ IRB や倫理審査委員会に対し判定結果（利益相反に関する要約書・意見書）を報告 ④ IRB や倫理審査委員会において，臨床研究の実施について審議、その結果を機関の長に報告 ⑤機関の長から，実施研究者に対して承認・条件付承認・不承認などの決定を伝達	ヒト対象の臨床研究を実施する際の実施計画書・利益相反自己申告書提出時、研究期間中の決められた時期（例，4月１日）に行われる毎年の更新のための評価時及び、新たな利益相反状態が当該研究者に発生した場合，ある一定期限内（例，６週以内）の報告時	各施設，機関が定める規則等による処分規定に則り適用。	記載なし	利益相反委員会構成員について以下の記載あり。 ・臨床研究を実施する施設内の研究者，利益相反問題に精通している者，関連する法律や規則などに詳しい者などを含めるべき。 ・両性並びに施設外からもある割合で加わることが考慮されるべき。

#	分類	組織名	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
1	審議会	薬事・食品衛生審議会薬事分科会 （医薬食品局総務課） 「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」 「審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループ」	下記のような特例規定を定めている。 当該委員等が審議又は議決への参加を希望し、寄附金・契約金等の性格、使途等の理由書を添えて申し出、その申し出が妥当であると部会等が認めた場合、又は、当該委員等の発言が特に必要であると部会等が認めた場合：審議又は議決に参加可能。	記載なし	各委員等の参加の可否等 →議事録に記録し、公表。 各委員等から提出された寄附金・契約金等に係る申告書 →部会終了後速やかに厚労省HPで公開。	－	－	厚生労働省医薬食品局において、利益相反に関するガイドライン又は申し合わせを策定しているのは、調査時点（2011年1月）では、薬事分科会のみ。
2	外郭	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	下記のような特例規定を定めている。 （特例） 当該案件について、申請資料作成等関与者等である場合（（利用資料作成関与者）を除く）又は、対象案件に係る企業又は競合企業からの寄附金・契約金等受取実績あり、受取額500万円を超える年度がある場合（但し、治験相談に係る専門協議については、対象案件に係る企業からのみ）に該当する専門委員であっても、当該専門委員以外に当該案件に関し適切な専門委員が存在しない場合など、業務を適切に実施する上で特に必要があると理事長が認めるときは、同項に該当する専門委員に対し、当該案件の専門協議等の依頼を行うことができる。 （特例に該当する場合等の透明性の確保） (4) 専門委員が特例の規定により依頼された場合又は利用資料作成関与者に該当する場合については、(1)から(3)（※下記参照）までに加え、以下の取組を行うものとする。 ① 当該専門委員が、特例の規定により依頼された旨又は利用資料作成関与者に該当する旨を(1)の公開と同時に、機構ホームページ上で公開する。 ② 当該専門委員が、特例の規定により依頼された旨又は利用資料作成関与者に該当する旨を審査報告書に明記する。 ※ (1) 機構は、以下の事項を、対象案件の承認後又は安全対策措置後速やかに公開するものとする。 ① 当該案件の専門協議等に参加した専門委員の氏名 ② 各専門委員から提出された寄付金・契約金等に係る申告書（ただし、受取額が年度あたり500万円を超えない場合における追加回答部分を除く。） （審査報告書への明記） (2) 当該案件に係る専門委員が、本遵守事項に抵触しない旨の申告があった場合には、その旨を審査報告書に明記するものとする。 （運営評議会等への報告） (3) (1)又は(2)により公開された事項及び各専門委員の寄附金・契約金等の受取状況については、定期的に運営評議会等に報告するものとする。 また、審査・安全業務委員会の委員に対しては、各専門委員から個別に提出された寄附金・契約金等に係る申告書の全部について開示を行うものとする。	記載なし	（氏名等の公表） (1) 機構は、以下の事項を、対象案件の承認後又は安全対策措置後速やかに公開するものとする。 ① 当該案件の専門協議等に参加した専門委員の氏名 ② 各専門委員から提出された寄付金・契約金等に係る申告書（ただし、受取額が年度あたり500万円を超えない場合における追加回答部分を除く。） （審査報告書への明記） (2) 当該案件に係る専門委員が、本遵守事項に抵触しない旨の申告があった場合には、その旨を審査報告書に明記するものとする。 （運営評議会等への報告） (3) (1)又は(2)により公開された事項及び各専門委員の寄附金・契約金等の受取状況については、定期的に運営評議会等に報告するものとする。 また、審査・安全業務委員会の委員に対しては、各専門委員から個別に提出された寄附金・契約金等に係る申告書の全部について開示を行うものとする。	－	－	

#	分類	組織名	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策(*)	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか(*)	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
3	外郭	独立法人　国立病院機構神戸医療センター	例外規定なし	記載なし（明文化されていない）	委員会が必要と認めたとき、委員会及び委員会の審議経過及び議決に関する記録を公開。（詳細不明）	－	－	①～④：神戸医療センター、鳥取医療センターともにほぼ同内容。 ⑤：鳥取医療センターのみ公開。 ①研究に関する利益相反管理規程 ②研究利益相反審査委員会規程 ③研究利益相反(COI)報告書 ④研究利益相反審査委員会異議申立書 ⑤研究利益相反審査委員会手順書
4	外郭	独立法人　国立病院機構鳥取医療センター	例外規定なし	記載なし（明文化されていない）	臨床研究等に係る利益相反に関する委員会の審議結果について、当該臨床研究等に参加する被験者から情報開示の求めがあれば、個人情報の保護に留意した上で開示することを原則とする。	－	－	
5	外郭	独立法人　農業・食品産業技術総合研究機構	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	－	－	

#	分類	組織名	分野の第一人者であったり、組織を挙げて産業界との連携を進めている場合、利益相反に該当するときも多いと考えられるが、そのときの対策（*）	利益相反のため資金や人材の受け入れを拒んだ場合、そのことを公開しているか	利益相反の対象となった事案を公表しているか	規定がない場合は、ない理由と、規定がなくてどのように利益相反を回避するような運用を行っているのか（*）	規定がない場合、規定がないことによる不都合はあるか	その他特記事項
	参考	－	研究等の円滑な進捗と利益相反は、相対するものであるが、それをどのように整理しているのかなど	公開メディアはHPか、それ以外であれば何かなど	公表のメディア、公表の時期（事案の発生直後か、まとめてか、どのくらいのインターバルで更新しているか	－	－	－
6	外郭	農業環境技術研究所	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	－	－	
7	外郭	独立行政法人　産業技術総合研究所	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	記載なし（明文化されていない）	－	－	
8	ガイドライン	厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針	厚生労働科学研究は、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決するための目的志向型の研究であり、産学連携活動が行われる可能性のある大学や公的研究機関等においても実施される。いささかでもCOIの状態にあると考えられる研究者をすべて排除するとすれば、厚生労働科学研究についてのCOIが問題になることはないが、その一方で、それは活発に研究を行っている研究者を排除することになり、また、各種研究事業を有機的に連携し、できるだけ早く研究成果を社会に還元しようとする動きをも阻害することになる上、厚生労働科学研究に応募する研究者の減少、研究の質の低下等も懸念され、適切ではないと考えられる。（注2） （注2）米国における検討においても、特定のCOIそのものが問題であることはまれであり、問題はむしろCOIへの対応であって、ほとんどの場合、COIが明らかにされないか、評価又は管理されない場合に問題が発生しているとされている。米国の有力大学においてもCOIへの対応は様々であり、比較的厳しい対応を取っている大学においても、関係する企業等から年間1万ドルを超える収入等がある場合には、関係する臨床研究への参加を原則禁止しているが、その研究者でなければ当該研究が実施できない等の事情がある場合には、個別に判断し、臨床研究の実施計画の策定に携わらせない、データ分析などについては利害関係を持たない他の人に任せる、臨床研究に対する第三者の監査などといった対策を講じて実施を認めている。	記載なし	記載なし	－	－	経過措置を以下の通り定めている。 ・各所属機関において、COI委員会をできるだけ早期に設置し、COIの管理実施。原則として、平成22年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されず、あるいは外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、平成22年度以降の厚生労働科学研究費補助金受領不可。 ・指定型研究については、平成20・21年度の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書の提出前にCOI委員会が設置されず、又は外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、研究者はCOIの状況について厚労省に報告。当該報告が行われた場合、厚生労働省大臣官房厚生科学課長の設置する検討組織で検討を行い、厚生科学課長より結果を研究者及び所属機関の長に報告し、適切なCOIの管理を指示。
9	ガイドライン	文部科学省 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン	臨床研究の実施において経済的な利益相反状態にある個人に対しては，当該臨床研究を許可する場合に，定期的な報告義務，ヒアリング措置，指導，モニタリングや，主任研究者としての参加辞退，あるいは研究計画の変更や中止などの措置により利益相反状態が臨床研究の適切な実施に影響を与えることがないようにするための手順を記載すべきである。なお，利益相反状態にある個人の関与が臨床研究の実施において公平性，信頼性が担保できないと予測される場合には，当該研究への係わりを一切禁止（ゼロ・トレランス）するという方針を取ることも考えられるが，これについては，臨床研究や試験の適正な推進を阻害する要因とも考えられるので慎重な対応が求められる。	記載なし	記載なし	－	－	

本報告書は、内閣府食品安全委員会事務局の委託業務として、株式会社三菱総合研究所が実施した平成 22 年度「海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査」の成果を取りまとめたものです。したがって、本報告書の複製・転載・引用等には内閣府食品安全委員会事務局の事前の承認手続きが必要です。